

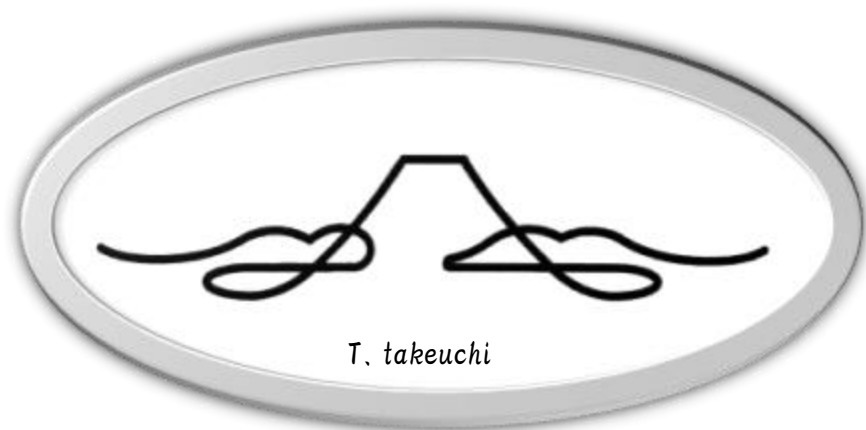
山上の掟 / 地上の掟

Good's Eyes
Law on the Mountain
Aesthetics of Resistance

World view of Complexity

People's Eyes
Law of the Society
Aesthetics of Harmony

～登山インストラクター不起訴を問う～



T. takeuchi

田中文夫

(山岳文化独立研究者)

Law on the Mountain

山上の掟：自然事象下に抗う人間愛（生命力）

- ◇ 掟 = 自然の法則下の生命倫理（人間愛）
- ◇ 手法 = 科学的知見・経験則・直感、による判断
- ◇ 制御 = 危険回避（行動抑制・回避技術と装備）
★主にクライシス・マネジメント（死の回避）
- ◇ 違反 = 死・傷
- ◇ 許す = 人間愛による相互扶助（人間性善説）

Law of the Society

地上の掟：公共の福祉に反しない自由意思（生活）

- ◇ 掟 = 社会規範（法令・倫理・宗教・思想・慣習）
- ◇ 手法 = 3権分立（司法・立法・行政）絶対権力無し
- ◇ 制御 = 選挙（主権意思）、情報公開、同調と批判
★主にリスク・マネジメント（組織合理性）
- ◇ 違反 = 刑罰（公安機構、各種訴訟～裁判判決）
- ◇ 許す = 個の尊重と公共の福祉（共同体社会）

登山：自然に逆らう喜び（生と死の相対世界とスポーツ・観光）＋い自然に同期・同調する喜び（自我の相補性）

一般登山者：公共の福祉に反しない限りでの自由登山者

（組織型登山者は、全登山人口の約2%程度）

業務登山者：業務目的で登山をおこなう者

山岳登山ガイド、登山インストラクター、ツアー登山ガイド
山岳登山研修教育者、その他

登山事業者：一般登山者を対象に各種事業をおこなう者

山岳登山ガイド組織、山岳登山教育組織、山岳案内
登山産業（製造、販売、登山企画、運輸・宿泊、保険、
山岳登山情報雑誌・ネット・出版、その他）

フクローク

青春の山を語り合った 岩崎元郎さんへ！

1967.12~1968.1

日韓親善東京登山隊

(東京都山岳連盟有志)

11名の内7名

(出発前の小倉港)



半世紀ぶりの邂逅

1歳年長の岩崎元郎さんに出合ったのは韓国遠征。意気投合し、当時流行っていた「ザ・ピーナッツ」の「ラブユー東京」を二人でよく歌った。

その後、岩崎さんの勧めで、山岳同人雑誌『山岳展望』編集同人に参画。時流を読み編集が得意な岩崎さん。論考著作が得意な私。他の編集同人と共に新宿駅ガード下脇の耐ハイ屋さんで・・・夜な夜な・・・編集会議！（私だけウーロン茶）

1974年、横浜山岳協会が実施した「札幌・ルマヤ P29 南西壁登山隊」に参加した私は、『山岳展望』編集から離れ、岩崎さんとも疎遠になった。

お互いに、登山体験、登山思想を異にしてきたが・・・半世紀後！

松田警察署からの電話で、今、ふたたび縁は繋がった。

2020年3月、西丹沢で発生した「登山インストラクター業務上過失致死被疑事件」。神奈川県警察本部からの要請で、「登山有識者」として現場検証、検察現場見分立会、意見書提出、と深く関わることになった。

その時「日本登山インストラクターズ協会」理事長・岩崎ポリシーを検証すると、「これでいいのか・・・！」と、指摘せざるを得ない！！

山登りを、安全・安心にグループ事業化する岩崎さん。本質探求から独立研究者として山岳文化を捉える哲学思考な私。お互いにアプローチは相反してきたが、

「山！ 大好き！」は共通項。半世紀を経た軌跡と論ずる視点は異なるが、

岩崎さん！・・・本稿を一読し・・・ぜひ熱慮願いたい！！

韓国遠征

ウルサンバウイ（蔚山岩）とインスポン（仁寿峰）登攀

遠征期間：1967年12月30日～1968年1月13日

東京都山岳連盟日韓親善東京登山隊参加

東京の社会人山岳会、コンテニューアスクラブへ入会して3年目、21歳の時。クラブの代表は遠藤登さん。元・拓殖大学応援団長のいかつい体型に似合わず、気配りを欠かさない交友の広い方でした。加盟する東京都山岳連盟の有志たちにより、「**100\$遠征**」と称し、隊員の自己負担はポッキリ一人100\$。「円」は固定為替の時代で、1\$=360円。私は神奈川県立秦野高校で、理科の実習助手をしながら一級無線技術士の資格をめざし、独学の勉強をしていました。月給は約3万円の時代。ですから100\$=36,000-は、月給1ヶ月強となります。親元で生活していた当時、費用捻出は困難ではありませんでした。学校長へは海外研修届けを出し、許可を得て参加となりました。

東京都山岳連盟傘下、コンテニューアスクラブ5名、昭和山岳会2名、獨標登山行会1名、東京都庁山岳部1名、ヤングクライマースクラブ1名、拓大山岳部OB1名、合計11名だったと記憶する。当時から遠征記録はまとめられておらず、記録として残るのはほんの少しの写真と、それぞれの記憶だけ。

隊長はコンテニューアスクラブの遠藤登さん、副隊長は獨標登山行会の往古豊秀さん。隊員はコンテニューアスクラブ=古井孝明さん、佐藤功さん、末吉孝史さん、そして私、昭和山岳会=村山靖和さん、岩崎元郎さん、東京都庁山岳部=大田原昭夫さん、ヤングクライマースクラブ=森谷重二郎さん、拓大山岳部OB=菊池（名前？）さん。

九州の小倉駅集合。平塚市に住んでいた私は、胸に小さな「日の丸」を付けるのが恥ずかしく、ホック留めにして外した小倉駅までの鉄道車中でした。

小倉の港から韓国船で釜山港へ。渡る玄界灘の大波にもまれ、船酔いは激しく、キムチの香りいっぱいの船底で、冷凍マグロのように横たわっていた記憶が残ります。釜山の税関で、持ち込んだ石油ストーブが検閲対象となりました。家電製品のストーブだったために、登山にどのように使われるのか、税関のみならず、ごくごく普通の疑問です。当然お世話になる方へのお土産だったわけですが、どのような処理がされたかは、全く記憶に残っていません。

釜山からソウルまでは列車に乗り、ソウルの金さんのご自宅にお世話になりました。韓国に「金」姓はたくさんいます。お世話になった金さんは社長さんとかですが、韓国山岳界での立場を我々平隊員は知りません。当時韓国は、朝鮮戦争（1950～1953年休戦）後14年しか経っておらず、焼け野原が散在していました。ソウルの街中でも、天秤で水を担いで運ぶ姿を見かけます。日本式の銭湯があり、皆で入浴にいきました。

ソウルからバスでソクチョ（束草）へ行きますが、途中幾度も検問があり、憲兵がバスの中へと乗り込んできて、乗客をすみずみまで見渡します。38度線の検問所で一端停車。外に出て写真を撮っていたらアメリカの守備隊に見つかり、フィルムを引き抜かれました。その程度で済み、スパイ罪で捕まらなかったのは幸い。休戦中とはいえ、南北敵対が激しく、ソウル出発前には「山中で北朝鮮のビラを持っていたらスパイ罪で捕まるから、絶対に拾わぬように」、という訓示を受けていたのです。その国の状況に応じ、一挙手一頭足に気配りしなければならないのは、異国を訪ねる基本的な心構えでした。

登山は、ソラクサン（雪岳山：1,708 m）への凍った谷を遡るパーティと、麓の幅2km以上に広がる高さ200mほどの垂直な花崗岩のバットレス「ウルサンバウイ（蔚山岩）」を登る、二つのパーティに分かれました。私は後者のウルサンバウイに入り、初登攀ルートを目指します。パートナーはYCCの森谷さん。体が大きく体重の重い森谷さんは、垂直とオーバーハングの人工登攀を担当します。少し傾斜が落ち、裂け目（クラック）のあるフリークライミングは、私がトップを受け持ちます。韓国から合同参加した“李”さんは、佐藤さんと後続パーティで登る。二日かかり、8ピッチだったのでしょうか、詳細は忘れてしまいましたが、垂直な花崗岩の初登攀は、心地良いものでした。

このルートは「日韓親善東京登山隊ルート」と命名されましたが、その後のホローがないために、今はどうなっていることでしょうか。オーバーハングの乗っこいで、アブミを一台残置してきたのが心残りでしたが、後続パーティが回収してくれました。

冬の韓国は寒い。登攀の間に泊めていただいた寺の離れの室は、オンドルで暖めます。最初は冷たいので、燃料を床下にどんどん放り込みます。すると時間遅れで床の温度が上昇し、今度は床が熱過ぎて居られません。温度を下げようと、床下の燃料に水をかけ、床上にも水を撒きます。床隅に置いた、ホエブス（小型コンロ）燃料のガソリタンクはパンパンに膨らみ、いつ爆発するかわからぬ状態。おそろおそろ外に持ち出し、寒気で冷やしました。

ソクチョからソウルへ戻るバスは馬力が出ず、登り坂では皆が降りてバスを押します。そのうちにガス欠となり、止まってしまふ。ホエブス用の余ったガソリンをバスに注ぎ込み、やっとのことで給油地へと辿り着きました。

ソウル近郊の岩山、インスボン（仁寿峰 810.5m）の花崗岩も手ごわかった。細かいホールドのフリークライム。40m以上のチムニー登攀、霜で凍った岩角をディルファー登り、スケールは小さいが難しくも快適な冬の韓国遠征でした。

（拙著：『老いの道標』から）

それはもう・・・50年も前のこと！

※以下登攀ルートはインターネット Web 写真から作成

ウルサンバウイ

日韓親善東京登山隊ルート初登攀

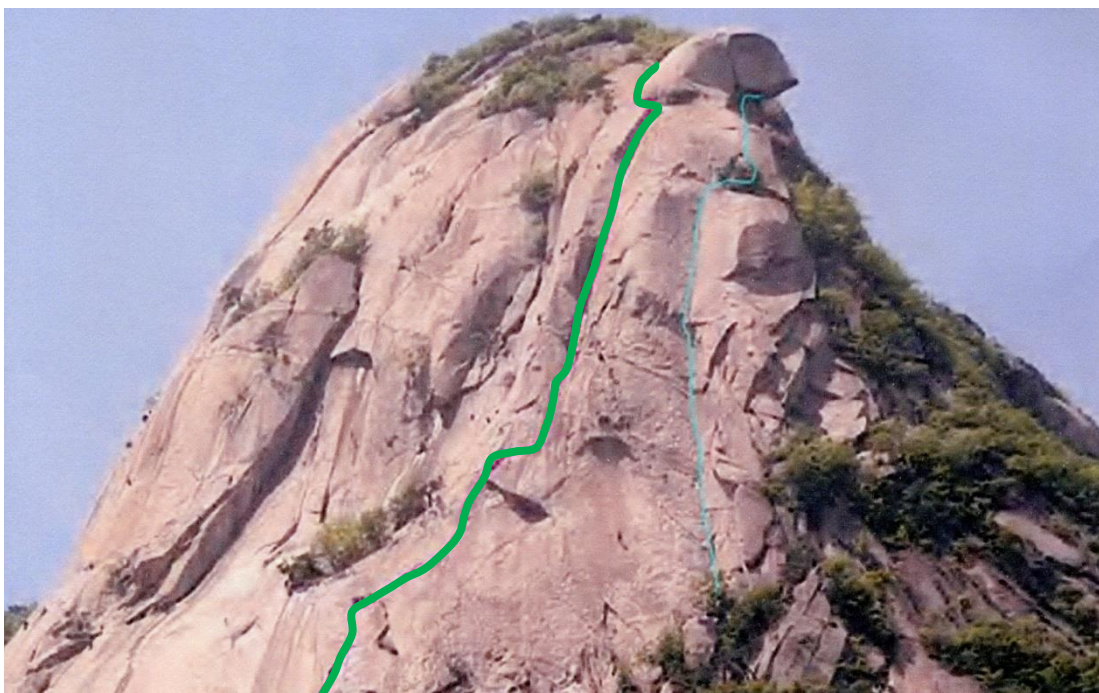


1P=人工登攀 (垂直～オーバーハング)、2P以降=フリー (クラック～トラバース～フェイス)

仁寿峰 (インスボン)

Aコース

(全: フリークライミング)



岩崎元郎さんのポリシー

※以下；同協会ホームページ複写転載

ABOUT US

JMIA 日本登山インストラクターズ協会とは

日本登山インストラクターズ協会（JMIA）は「自立した登山者の育成」と「自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成」及び「安心登山のアピール」を主な目的として、2013年4月1日より活動を開始しました。

英名は、Japan Mountaineering Instructors Association、略称がJMIAです。

山ガールブームに引っ張られて、若い人ばかりでなく中高年者も含めて登山者が増えているようです。登山者の増加は喜ばしいことですが、山岳遭難事故の増加という問題も招来しています。事故の増加にストップをかけるには、登山の基本を学び、登山の危険を認識できる自立した登山者の育成が必要だと思います。トムラウシや万里の長城での事故を例に引くまでもなく、ツアー登山やガイド登山の参加者が、登山の基本をしっかりと学んだ自立した登山者であれば、企画する側はそのメンバーを無理なく安心してガイドできる、というものではないでしょうか。

同時に、「安心登山のアピール」も大切なことだと考えています。『安心登山の技法』で著者の洞井孝雄さんは、「安心」について、次のように語っています。「『安全』とは『あぶなくないこと』をいうが、山の高低難易に関わらず、登山は常に危険と背中合わせであり、それを続けていく以上、『危なくないところ』はないし、『危なくないこと』もない。相手は自然、何が起こるか分からない。登山のスキルをあげることはもちろんだが、最終的には、登山という行為をおこなう人間の意識や姿勢こそが安全につながる。そのことを理解したうえで、自然の中へ踏み込んでいくことができれば、登山をする人も、その人たちを送り出す側も、彼らを迎え入れる側の人たちも、余計な心配や神経をとがらせずに済む。『安心』な登山というのは、そういうことだと思っているからである」

日本登山インストラクターズ協会（JMIA）は、「自立した登山者の育成」と「安心登山のアピール」を一緒にやっという人たちの活動母体です。また、「自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成」も考えています。

日本登山インストラクターズ協会に入会し、希望する人で基準をクリアする人は、登山インストラクターとして認定します。認定に際しては技術レベルより人間性を重視する考えです。JMIA認定登山インストラクターは、技術レベルではなく、活動分野を山に関わる多種多様な範囲に広げて、自分の得意分野＝シグ（SIG、スペシャル・インストラクション・グループ）で活動して貰います。

（理事長 岩崎元郎）



半世紀後の邂逅

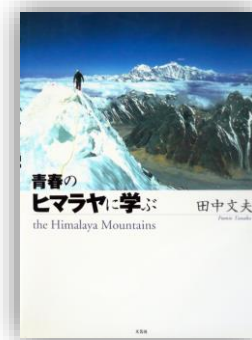
(2023年1月：記)

今から45年前となる1978年9月、ツギの会ネパールヒマラヤP29南西壁登攀中に3隊員死亡事故を生じた。私はその登山隊隊長の責任を、生涯背負っています。

遭難の様子は、2001年1月1日、文芸社発行『青春のヒマラヤに学ぶ』、第2編「未踏の大岩壁 P29南西壁登山 1978年の記録」に詳叙しました。

「責任を取る」とはどういうことなのか・・・極論では自死を考えましたが、そうすれば全て「The end」。反省や教訓は残せません。死んでしまった3隊員も含め、「死の恐れを犯してまでも大岩壁へ向かった情熱の理解」と、「繰り返さないためにどうすれば良いか」、

の教訓を整理・提示できるなら、3隊員死亡の事実が後の登山者達に役立つのではないかと考え、様々な論考と著作を重ねてきました。



68歳で設計生業を終り、「20世紀登山」の原点だった丹沢に還った。毎週のように歩いている中、2020年11月、突如、松田警察署から電話がありました。

以来、本稿で展開する西丹沢・赤棚ノ沢における「登山インストラクター業務上過失致死被疑事件」へと関与することになります。同時にそれは、「青春の岳友、岩崎元郎さんと半世紀後の邂逅」でもありました。

「20世紀登山」のヒマラヤ遭難体験を踏まえ、その後の山岳論考と諸知見から考察してみると、「21世紀登山」が取り組むべき4つの位相が見えてきます。

① 登山者としての本質的自由な一般登山者（登山産業の顧客～消費者）

※登山の自由と無償性、自己負担・自己責任、遭難と公共性

② 登山者の生命・安全を確保する山岳登山ガイド事業者と登山産業

※生命の安全安心を確保する山岳登山事業責任は、法制化すべき時節

③ 登山を通し社会価値から名誉や報酬を得る専門職能者（プロフェッショナル登山家）

④ 登山を通した山岳実習等における登山教育指導業務（業務上の安全確保責任）

山岳遭難事故は数多生じていますが、おおむねは前記①の自己責任と公共性。本件は上記④が②の業務を実施、「死亡～事件～書類送検～不起訴処分」で終結。②は「ガイド業務規程」が無く、「故意、未必の故意」でも無く、「業務上過失」の法的確定ができず刑法上「罪」が問えないが、登山セオリーからは「過失」！

「登山インストラクター」と呼称する任意資格にて④の登山教育指導を有償業務する中で、②の「登山ガイド業務」を実施、受講生が死亡。本稿は④が②をおこなうことに業務錯誤の危険性を指摘し、「これでいいのか！」と問う。

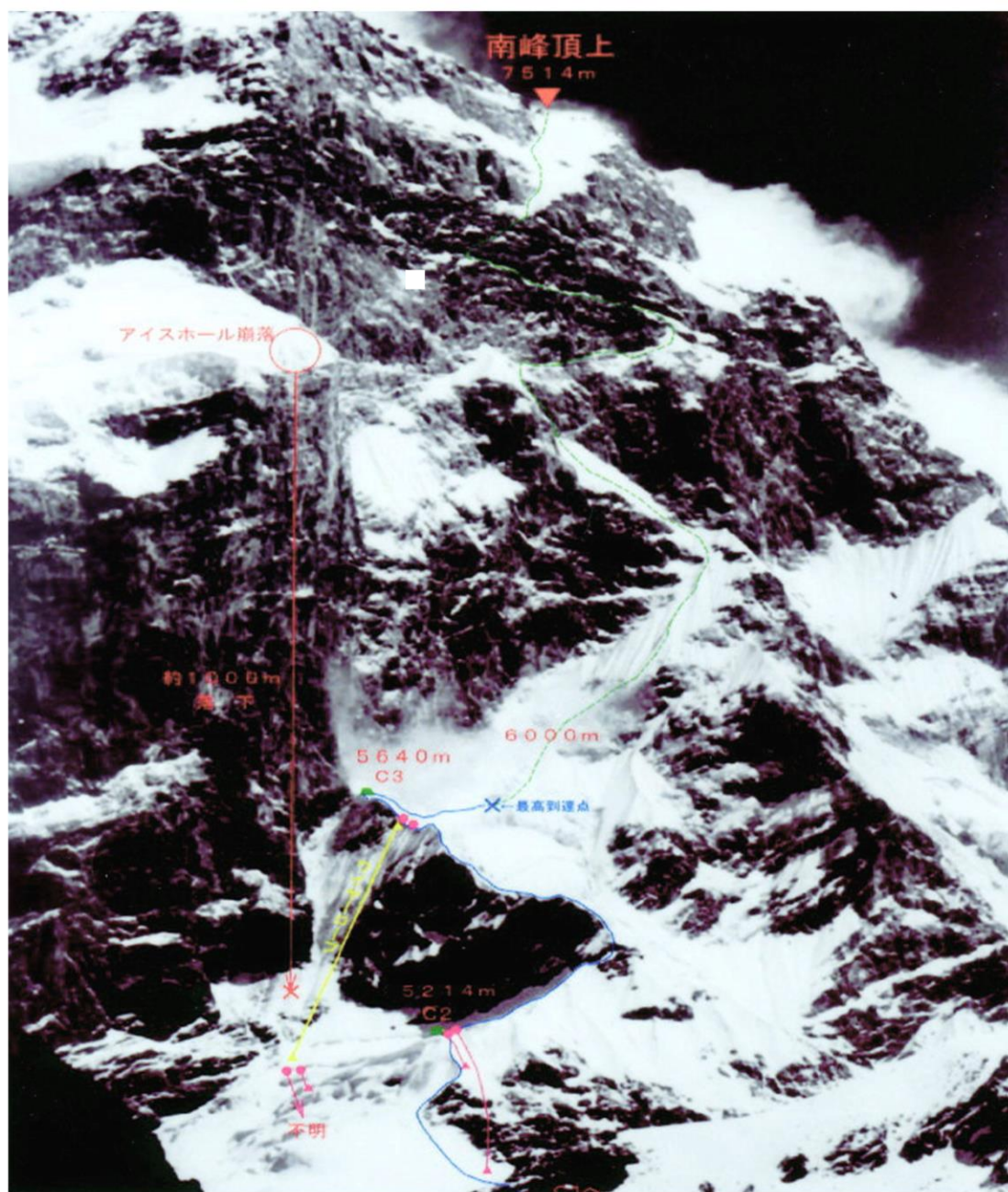
ネパールヒマラヤ P29 南西壁遭難体験

(1978年ホストモンスーンの記録)

1978年 ツラギの会P29南西壁登山隊のルート検討資料

(この写真から、高度差、傾斜角度等の算出に利用した)

<一目量=100m> 【空から見たヒマラヤ】 : NHK取材班・著 : 1978年6月1日 発行 : 日本放送協会



(写真は1974春、撮影：古川純一)

(1978年秋のルート記載：田中文夫)

山上の掟 / 地上の掟

Law on the Mountain

Law of the Society

World view of Complexity

～登山インストラクター不起訴を問う～

プロローグ . . . 3

青春の山を語り合った 岩崎元郎さんへ！

韓国遠征（ウルサンバウイとインスポン）

岩崎元郎さんのポリシー

半世紀後の邂逅

パールヒマヤ P 29 南西壁遭難体験（1978年ポトモンズの記録）

目次 . . . 10

第1章 登山インストラクター業務上過失致被疑事件は不起訴処分

2021年3月8日 NHK-TV報道 . . . 16

第1節. 登山インストラクターの業務上過失（2020年3月）

1. 行動を俯瞰的に見る . . . 17
 - (1) 登降ルート山容俯瞰
 - (2) 下降ルート転落点とシカ柵との関係
 - (3) 下降ルート転落点俯瞰
 - (4) 赤柵ノ沢転落点俯瞰
2. 下降行動を地形図に示す . . . 21
3. 下降及び転落斜面の解析 . . . 23
4. 登・下降の姿勢と下降斜面 33° . . . 24
5. 3人編成パーティのロープワーク . . . 25
6. 転落～死亡 . . . 28
7. 危険回避義務を怠る！ . . . 32
8. 当該業務の考察 . . . 36
 - (1) 登山目的は何だったのか？

- (2) メンバー編成について
- (3) 時間設定について
- (4) 下山コース設定について
- (5) 転落事故のポイント
- (6) 装備・食料・水について
- (7) 有償登山インストラクターの責務

9. まとめ . . . 50

※ 参考資料 : 谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質 . . . 52

第2節. 山岳登山業務の考察

- 1. 一般登山者と業務登山者は違う . . . 53
- 2. 「業務」の法的理解 . . . 56
- 3. ガイド業務の区分 . . . 60
 - (1) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会
 - (2) 日本登山インストラクターズ協会
 - (3) 設定資格能力とガイディングのミスマッチは「業務過失」を招き易い
 - (4) 山岳登山ガイドの責任とクライシス・マネジメント
- 4. 山岳登山における「危険認識」の基準 . . . 68
- 5. ガイドの注意義務 . . . 69
 - (1) 危険を予見する可能性
 - (2) 危険の回避義務
 - (3) 危険回避の可能性
- 6. 危険への対処 . . . 73
- 7. 危険個所で待機する際の安全対策 . . . 75
- 8. セルフビレイ実施の効果について . . . 75
- 9. 転落・滑落 危険場所に対する危険認識の基準 . . . 76
 - (1) 通常登山の場合 (一般登山者)
 - (2) 有償ガイド登山の場合 (業務登山者)
- 10. 未踏査場所でガイドが顧客から離脱先行して状況確認する行為 79
- 11. ガイドが危険個所で待機を指示することについて . . . 79
- 12. 登山インストラクターが
山岳登山ガイド業務をおこなうことの危険 . . . 81

第3節. 不起訴処分裁定と検察審査会

- 1. 報道の誤り部分 . . . 82
- 2. 登山ロープはいつ使うのか . . . 83

3. 登山有識者としての関わり . . . 86
4. 刑法条文抜粋 . . . 87
5. 不起訴処分裁定を刑法から考える . . . 88
6. 不起訴処分裁定からの考察 . . . 92
7. 検察官の限界 . . . 95
8. 検察審査会への「審査申立制度」 . . . 97

第4節. 登山界の背景

1. 日本の山岳登山ガイドの成り立ち . . . 99
2. 主要山岳登山ガイド関係資格 . . . 101
3. 日本における登山団体の位置づけ . . . 103
4. 一般登山者と登山事業者の意識は本質的に異なる . . . 106
5. 山岳登山ガイドと登山インストラクターの違い . . . 109

第5節. 日本登山インストラクターズ協会を考察する

1. Web 検索による公開データ . . . 111
2. 公開データからの抜粋事項 . . . 125
3. 業者者と協会の違い〈業務責任、業務過失〉 . . . 126
4. 協会理念と目的の錯誤 . . . 127
5. なぜ、業務錯誤を生じるのか . . . 130
6. 登山ガイド業務の錯誤は危険 . . . 132
7. 協会の立ち位置は . . . 133
8. 協会の意義と社会的責任は . . . 134
9. 「協会」と「無名山塾」の混同 . . . 136
10. 考察の最後に . . . 139

第6節. 登攀における安全確保実例（ロープ確保）

1. 槍ヶ岳山頂の登攀（山頂直下） . . . 140
2. 丹沢バリエーション尾根の下降（木ノ又尾根） . . . 141
3. 丹沢崩壊岩場の登攀（鍋割山稜・地獄ザリ） . . . 142
4. 表丹沢の沢登り（本沢左俣） . . . 143
5. 冬の西丹沢主脈（小笄の岩場下降） . . . 144
6. 積雪期表丹沢尾根の登・下降（烏尾山仲尾根） . . . 145
7. 被疑事件当日の表丹沢～源次郎沢を登る . . . 146

第2章 これでもいいのか・・・山岳登山ガイド業務

第1節. 山岳登山の本質から考える

1. 山岳登山は両刃の剣・・・148
 - (1) 自立登山リーダーの立場
 - (2) 山岳登山ガイド業務の立場
 - (3) 山岳教育実習登山業務の立場
 - (4) そして
2. 山岳刑事事件の不起訴裁定を考える・・・157
 - (1) 業務上過失致死傷罪の事例
 - 1) 一審：有罪、二審：棄却（北アルプス 白馬岳）
 - 2) 不起訴処分裁定—1（北アルプス 大日岳）
 - 3) 不起訴処分裁定—2（大雪山系 トムラウシ山）
 - (2) 本件、不起訴処分裁定を考える
 - (3) 山岳登山ガイド業務を法制化
3. 山岳登山安全確保諸原則を考える・・・163
 - (1) 山岳登山ガイド業務安全確保原則（草案）
 - (2) 山岳登山ガイド法・・・未検討
 - (3) ロープ確保規程・・・未検討
 - (4) メンバー編成規程・・・未検討
 - (5) 業務履行規程・・・未検討
 - (6) 免責事項規程・・・未検討
4. 登山庁の創設提言・・・164
5. 山岳登山ガイド業務の資格統一・・・166

第2節. 山岳登山のリスク&クライシス・マネジメント

1. 失敗に学ぶ・・・168
 - (1) 失敗の種類
 - 1) 原因による失敗の種類
 - 2) 結果による失敗の種類
 - 3) 責任が伴う失敗
 - (2) 判断と責任の限界
 - 1) 絶対的限界（客観的限界）
 - 2) 相対的限界（主観的限界）
2. 登山の安全性と危険性・・・172
 - (1) 山岳遭難予防原則
 - (2) 山岳登山の危険性

- (3) 安全登山要件
- (4) 組織的対応 (遭難対策＝安全対策)
- (5) それでも登山から危険は除き得ない (自然の摂理)
- 3. 登山の失敗に学ぶ . . . 173**
 - (1) 登山の文明史は、失敗を乗り越えてつくられる
 - (2) 登山の文化史は、失敗から学ぶ
- 4. リスク&クライシス・マネジメント . . . 177**
 - (1) クライシスとリスクを区別
 - (2) クライシス・マネジメント
 - (3) リスク・マネジメント
 - 1) 日常的リスク・マネジメント
 - 2) 山岳遭難リスク・マネジメント
 - (4) 危機管理者への考察
 - (5) 21世紀 . . . 登山は変わった

第3節. 登山と山岳スポーツのちがい

- 1. 登山の種別 . . . 193**
 - (1) これまでの登山や登山者組織の分類
 - 1) 登山の分類
 - 2) 登山者に関する全国組織
 - 3) 登山者を支える機関等
 - 4) 山岳スポーツに関する全国組織
 - (2) 登山の新たな分類
 - ・ A-0 ～ 5
 - ・ B-1 ～ 6
 - ・ C-1
- 2. 登山の方向性 . . . 204**
 - (1) 複素的視野から示す登山様式
 - ・ A 群
 - ・ B 群
 - ・ C 群
 - (2) トレッキング
 - (3) 山岳スポーツ
 - (4) アルピニズムと死生観の弁証法
 - (5) 山岳スポーツと死の排除

- 3. 登山と山岳スポーツのちがい . . . 223
 - (1) スポーツの社会性
 - (2) 登山のスポーツ意識普及と第二次 R C C
 - (3) 登山の弁証法的再認識
- 4. アルピニズムの変貌 . . . 237
 - (1) 世界の背景から
 - (2) アルピニズムの衰退
 - (3) アルピニズムの終焉とプロ意識の錯誤
 - 1) アルピニズムの終焉 (デジタル映像と SNS 文化)
 - 2) プロ意識の錯誤 (スペシャリストとプロフェッショナル)
 - (4) アルピニズムへの希望
- 5. これで . . . いいのか ! . . . 261

拙著＝国立国会図書館蔵書一覧表 . . . 262

エピローグ . . . 263

- ※ 論証について . . . 264
- ※ 標題のイメージ . . . 264
- ※ 奥付 . . . 266
- ※ 脱稿後記 . . . 267

第1章. 登山インストラクター

業務上過失致死被疑事件は不起訴処分

「登山インストラクター業務上過失致死被疑事件」は、以下TV報道された。2022年3月末、「不起訴処分」裁定で終結したが、報道されていない。

2021年3月8日 NHK-TV 報道 「おはよう日本」で放映

NHK NEWS WEB

2021年（令和）

神奈川 NEWS WEB

登山滑落死で案内役を書類送検へ

03月08日 06時47分





去年3月、神奈川県山北町の山中で登山中の46歳の女性が滑落して死亡した事故で、警察は、案内役だった男性が危険性のあるコースを通る際に安全管理を怠ったとして、8日、業務上過失致死の疑いで書類送検する方針を固めました。

去年3月、神奈川県山北町にある丹沢山系の山の尾根で、神奈川県秦野市の46歳の会社員の女性が登山道から滑落して死亡しました。

捜査関係者によりますと、当時、民間の団体が認定する「登山インストラクター」の59歳の男性が女性のガイド役を務めていて、警察が詳しく調べたところ、予定より遅れたため事前の計画を変更し、危険性があるコースを通っていたことがわかったということです。

その際、男性はザイルを使うよう指示するなどの安全管理を怠っていたということで、警察は、こうしたずさんな対応が事故の原因になったとして、8日、男性を業務上過失致死の疑いで書類送検する方針です。

これまでの調べに対し男性は「亡くなったことに責任を感じている。女性の技術を過信して、対策を怠っていたかもしれない」などと話しているということです。

シェアする  

神奈川のニュース

登山滑落死でガイド役を書類送検 3月8日 13時00分 NEW

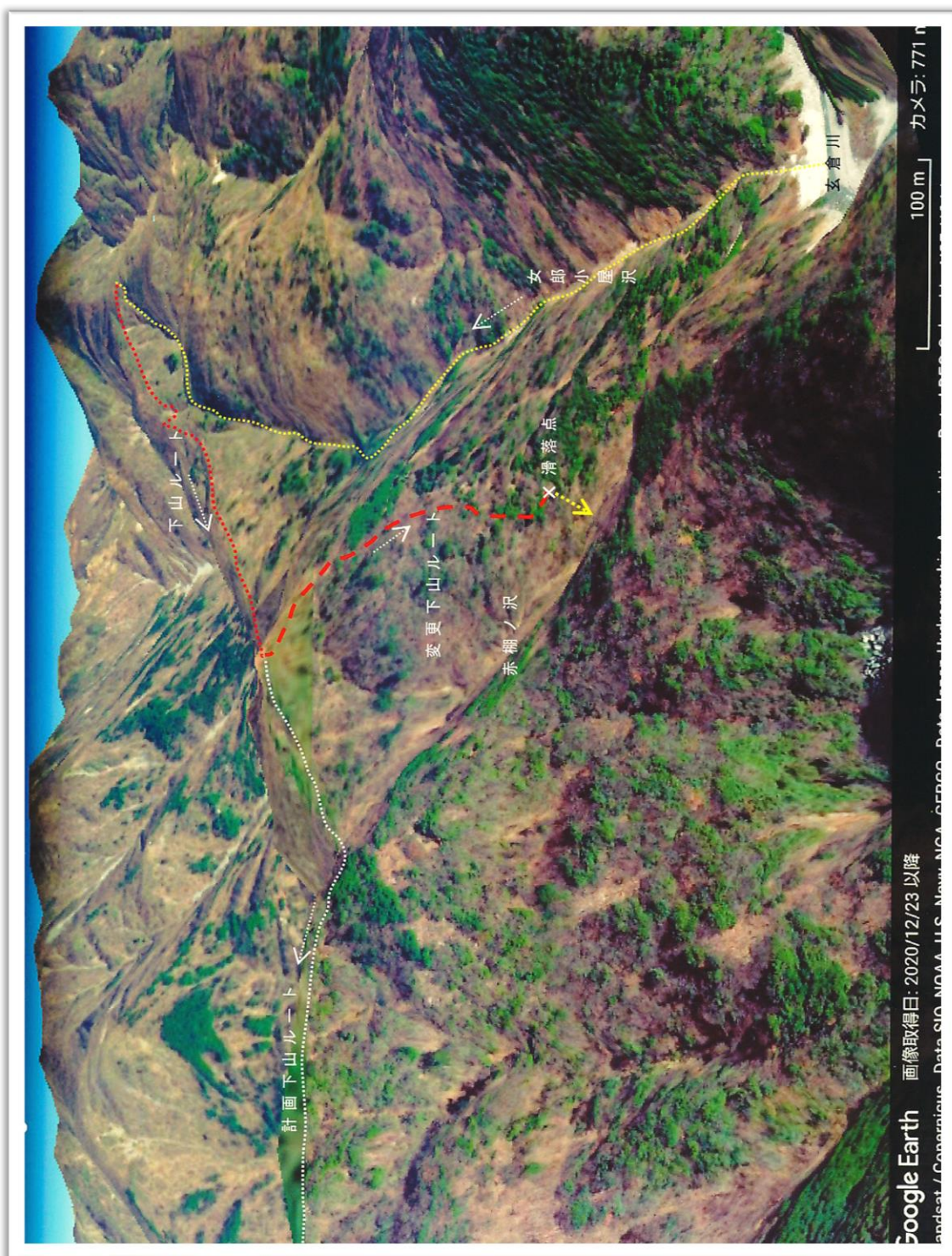
第1節. 登山インストラクターの業務上過失 (2020年3月)

1. 行動を俯瞰的に見る

(1) 登降ルート山容俯瞰

※ 滑落点 → 転落点

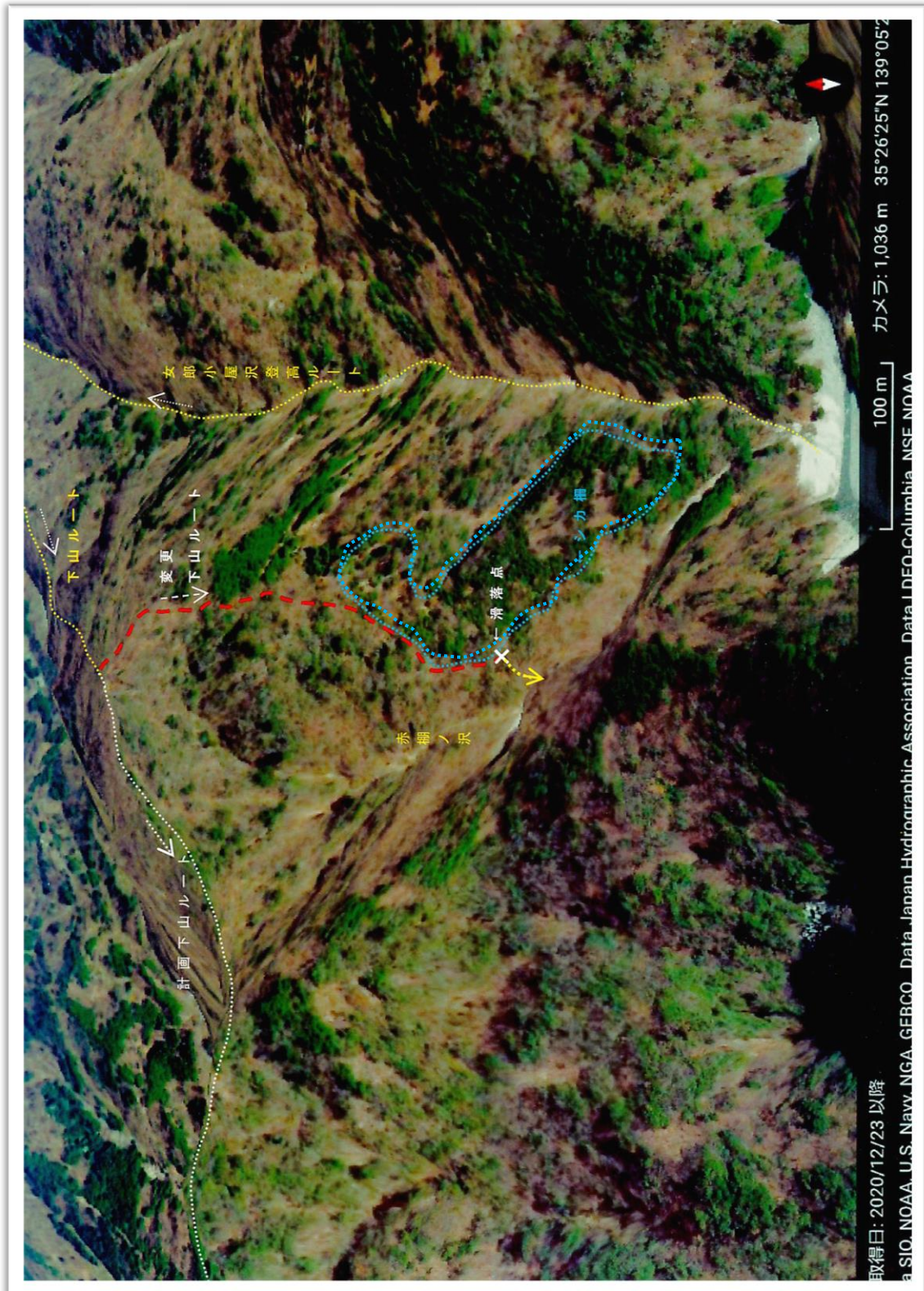
・ 女郎小屋沢を登り、赤棚ノ沢上部崖淵を下降し・・・転落死亡



(2) 下降ルート転落点とシカ柵との関係

※ 滑落点 → 転落点

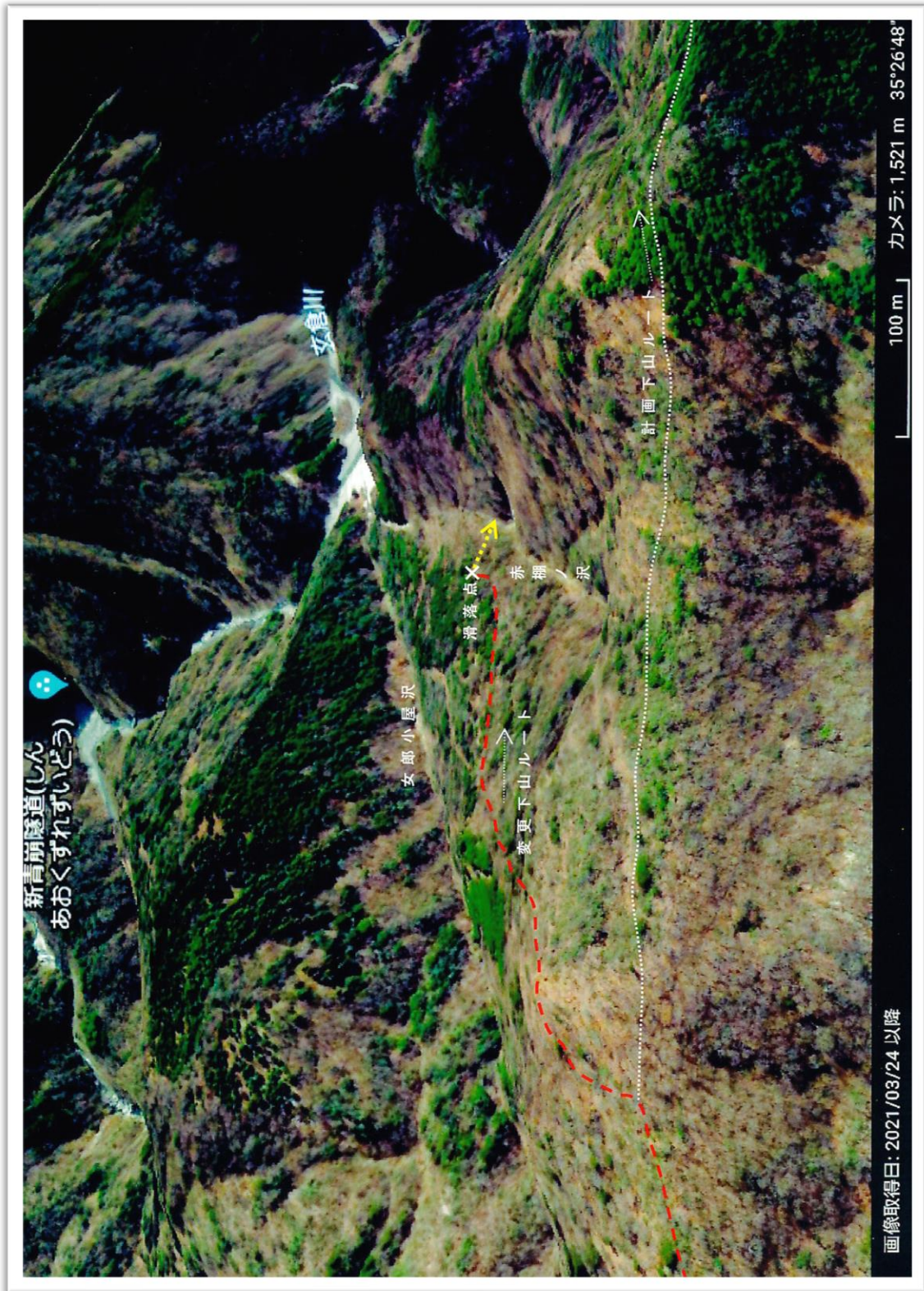
- ・シカ柵内は土の急斜面であるが、二足歩行で登・降できる
- ・現場検証、・検察実況見分でシカ柵内を2度、登・下降



(3) 下降ルート転落点俯瞰

- ・赤棚ノ沢上部崖淵沿いを下降し、転落～死亡
- ・まさに典型的な遭難コースに誘導した

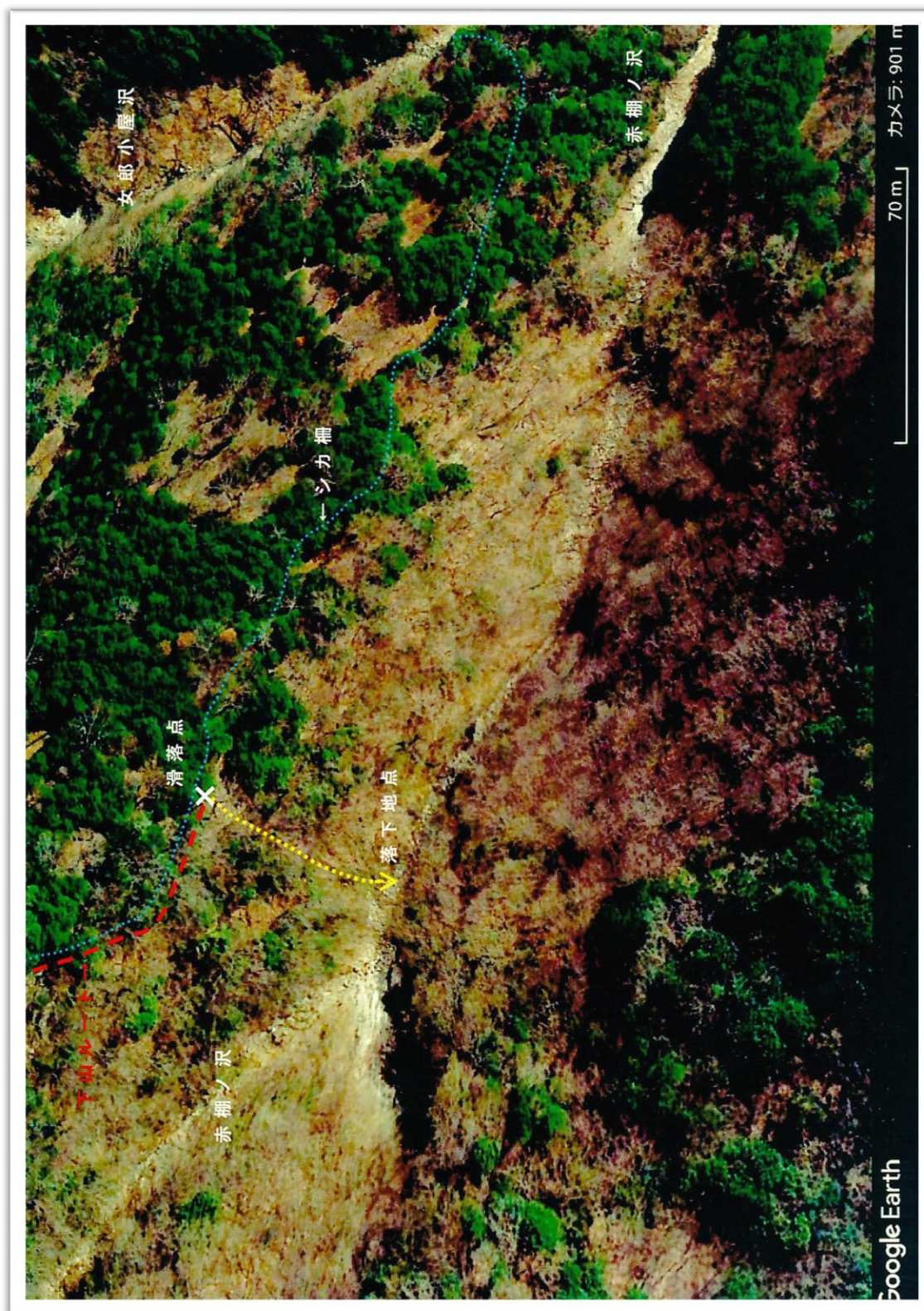
※ 滑落点 → 転落点



(4) 赤棚ノ沢転落点俯瞰

※ 滑落点 → 転落点

- ・ 転落点手前に2か所倒木が柵に倒れ掛かり、シカ柵内へ容易に入れた



2. 下降行動を地形図に示す

女郎小屋沢遡行を終えたのが15時15分。計画の下山所要時間は3時間30分を見込んでいたが、春の陽は短く、日没まで約2時間半を残すのみとなった。この時に、登山インストラクター業務として判断すべきことの検証は別項とするが、実際には計画予定コースを降る選択をした。

しかし計画ルート下山も遅れ気味となり、途中でルートを変更し、「**最短距離**」を目指して女郎小屋沢と赤棚ノ沢に挟まれた未踏査尾根へと踏み込んだ。途上でシカ柵に行き当たり、シカ柵の外側に沿って降ると、赤棚ノ沢上部の崖淵へと導入された。しばらくは表土があって下降は容易だったが、やがて傾斜が増すと表土は風雨で流され、石英閃緑岩が露出した崖淵となる。石英閃緑岩は深成岩の一種で、長年風雨にさらされると表面は白い砂粒状のザレ(崩れ)が覆い、2足自立歩行では「**滑落の危険**」を感じるようになる。

そこでシカ柵の金網につかまれば、3点支持となって下降ができた。

シカ柵につかまって下降する途上には2箇所、倒木(倒木1、倒木2)がシカ柵を押しつぶし、倒木を伝って容易にシカ柵内部へ入り込める場所があった。少し戻ればシカ柵内へ侵入できたが、彼らは戻らずにシカ柵につかまり下降。崖淵であるから、傾斜はますます増し(傾斜33°)、登山インストラクターは顧客に「待機を指示」してその先の様子を探ろうとしている時、シカ柵の外側に馬酔木(あせび)が張り出している個所を迂回しようとしていた女性顧客のつかんだ馬酔木の枝が折れ、仰向けで谷底へと転落した。

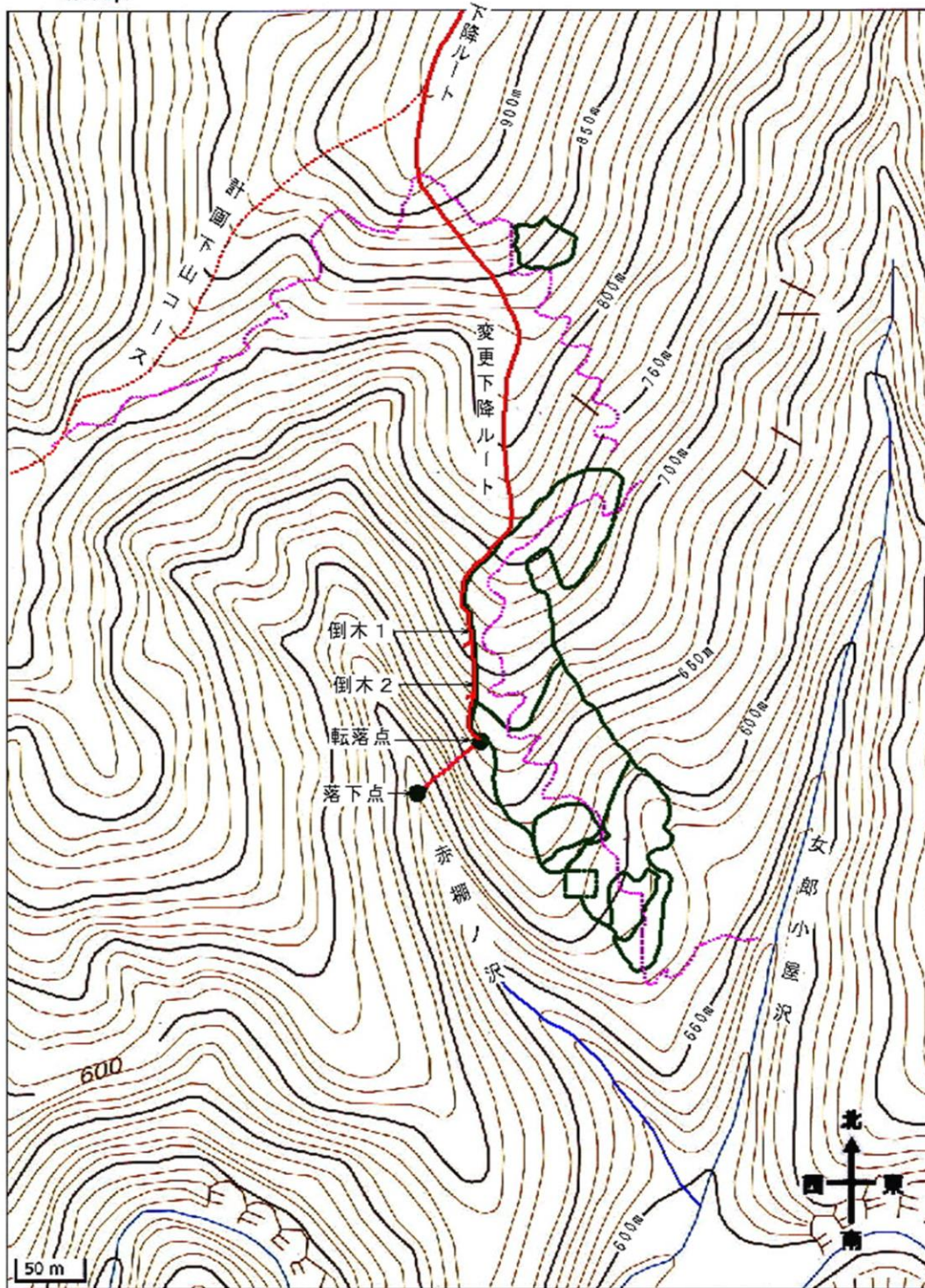
転落までの下降はロープ確保をせず、それぞれが「**独立行動**」していた。

業務でなく、メンバー相互が対等な関係の登攀パーティであれば、このような場所での「**独自行動**」はあり得、各々「**自己責任**」の範疇で行動する。

問題は、「**有償登山インストラクター業務**」における「**業務請負者と顧客**」の間に存在する「**業務判断、業務責務、業務過失**」に係る。加えて「**有償業務契約履行途上**」であるから、「**より業務責務は重い**」と理解できる。しかる状況から見れば、本・被疑事件は単純な「**業務上過失致死被疑事件**」。

故意に突き落とし、故意に転落すべく誘導したので無いから、刑法が「**罪**」に問う「**故意性、未必の故意性**」は無く、最も単純な「**業務上過失の認否**」に刑事訴訟法は係ってくると考えられる。そこでの問題点を以下に示す。

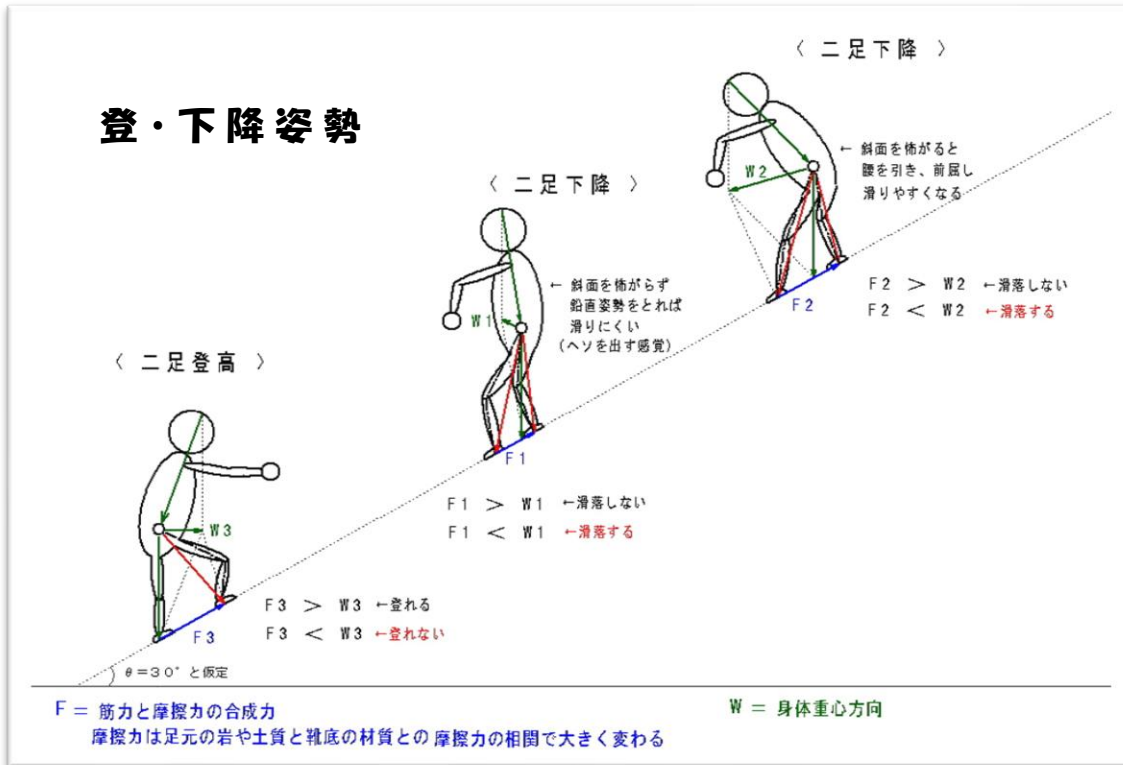
- ①「**登山インストラクター業務**」と「**山岳登山ガイド業務**」の違い(能力差)
- ②「**登山インストラクター**」が「**山岳登山ガイド**」をおこなう可否(適格性)
- ③「**登攀の安全確保義務**」を登山素人の検察官が判断できるか。(適格性)
※ 登攀 = 3点支持(両手と片足、または、両足と片手)で登・下降する登山
- ④「**不起訴処分**」裁定が及ぼしかねない、再発の予見と防止。(公共の福祉)



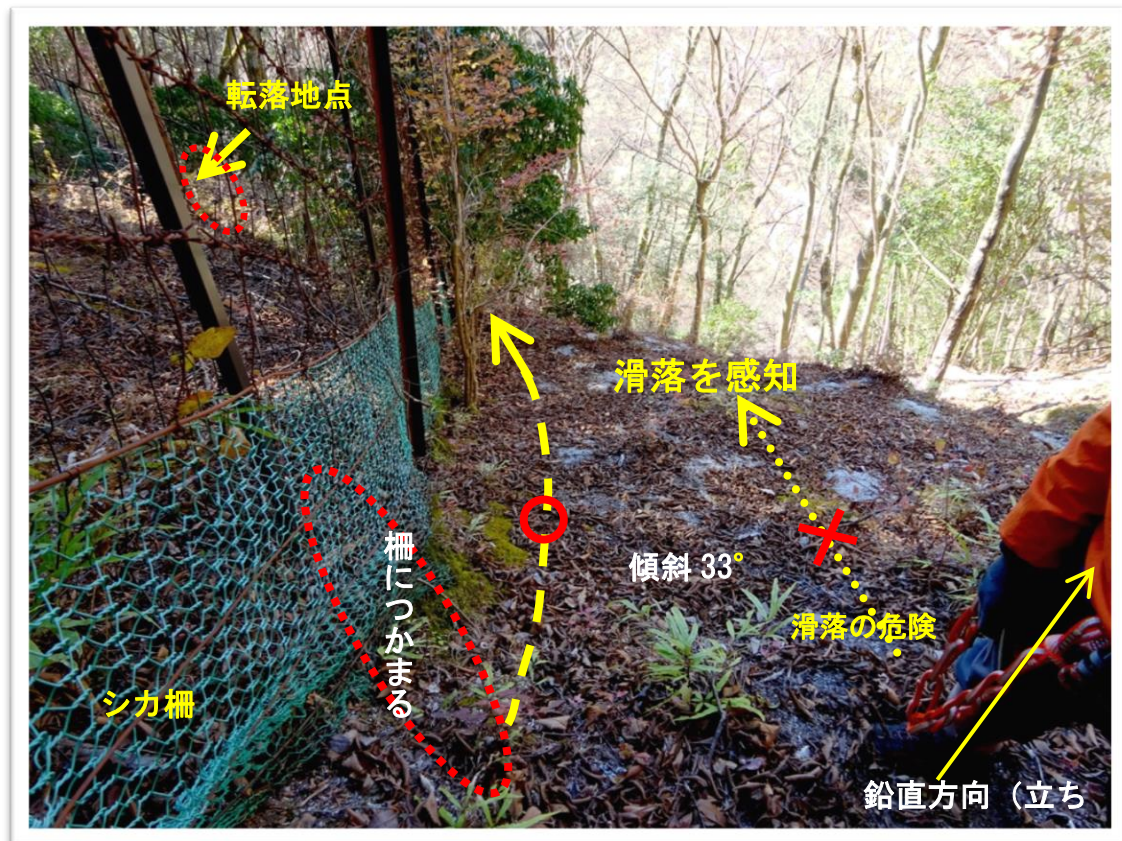
50 m

- 下降ルート
- シカ柵
- - - 点検歩行ルート (踏み跡)

4. 登・下降の姿勢と下降斜面 33°



転落地点周辺の下降斜面：2足自立歩行は滑落するのでシカ柵につかまり下降



30° くらいの斜面までならば二足自立歩行（1点支持）で登・下降できるが、足元の土質・岩質と靴底との相関摩擦力が小さいと、「滑り（スリップ）」が生じる。

前頁図のような、傾斜度 33° 程度で土の斜面ならば、二足歩行での登下降は可能。さらにストックで補助支点を加えればバランスを取りやすいが、岩盤上のストック支点は滑り易く、滑ってバランスを崩すと転落するので使わない。

また、雪崩で磨かれた谷川岳一ノ倉沢や幽ノ沢のスラブ（一枚岩）下降ならば、靴底のフリクション（摩擦）だけで十分登下降することができる。

※「谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質」：52 頁、写真参照

本・被疑事件のような流水や雪崩の無い石英閃緑岩盤において、表面のザレ（岩崩れ）がコロの役割を果たし、フリクション（摩擦）が効かないので「**滑落の危険性大**」となる。滑落の危険性を察知する感性は「**体験**」によって磨かれ、机上の理論では理解しがたい。つまり「**体験無き検察官にとり、滑落・転落の危険察知感性は無きに等しいもの**」と推察される。経験豊富なアルピニストやクライマー、山岳登山ガイド、警察山岳救助隊員がその場に立ってみれば、「**滑落の危険察知**」は直感できる。（前頁写真はまさにその場に立って直感した位置）

本・転落死亡被疑事件はまさに「**滑落・転落の危険を察知**」する崖であり、滑落理論は、前頁図 [**登・下降姿勢**] のベクトル相関に係る。

本件滑落女性の靴底はビブラムソール（Vibram 社：イタリア）であり、古くから登山靴底に採用されている一品で、グリップ力（摩擦力）に優れた製品である。

普通の岩場ならばビブラムソールの摩擦力を発揮するが、石英閃緑岩のザレ（岩崩れ）では、どんなソール（靴底）も無効となる。特に溪流シューズに多いフェルト素材になれば、乾いた岩盤ではビブラムソールよりも滑り易い。

二足下降におけるもう一つ重要な要因は、「**怖い!**」と感じた時の姿勢で、「**腰が引ける状態**」になりやすい（前頁図解、右上の図）。腰が引けると身体は前屈し、より滑落方向への体重移動となる。「**怖い!**」と感じても、前頁図解中央のように、鉛直に立ち上がれば滑落方向への重心移動が小さくなり、滑落しにくい状態を確保できる。しかし、「**ザレた岩盤斜面では、いかなる下降姿勢であっても、滑る**」。それゆえに「**3点支持移動**」は最も重要な登山技術。

さらに、そのような「**滑落の危険を察知**」する場所の登・下降は、防御措置として「**お互いをロープで結ぶ（アンダールン）**」確保技術が常識。

つまり、本件滑落現場付近の状態は写真で見る通り、「**石英閃緑岩の表面がザレた斜面の危険地帯**」。登山インストラクションであるならば、「**当然にエスケープすべき場所**」。強引に下降するならば、「**3点支持の登攀技術**」を駆使する地帯であり、当然ながら「**ロープ確保が必須な危険地帯**」である。

この判断は、経験豊かなアルピニスト、山岳登山ガイドならば直感する。

5. 3人編成パーティのロープワーク

状態		3人編成時のロープワーク			所要時間	講習登山	ガイド登山	記号	
登り	危険でない	ノイザイル		同時続	○	○	A		
				同時続	○	○	B		
	少し危険	コンティニュアス		同時続	○	○	C		
				同時続	○		D		
	危険	スタツカット		①+②	○ 基本	○ 基本	E		
				① 同時	○	○	F		
				①+②	○		G		
				①+②	○		H		
	下り	危険でない	ノイザイル		同時続	○	○	a	
					同時続	○		b	
		少し危険	コンティニュアス		同時続	○	○	c	
					同時続	○		d	
				同時続	○		e		
危険		スタツカット		①+②	○ 基本	○ 基本	f		
				① 同時	○	○	g		
				①+②	○		h		
				①+②	○		i		
エベレスト等		極限状態においては自己責任でロープを結ばない場合もある							

「ガイドイング」における「危険措置」で最も基本技術は、「ロープ確保」。日本のガイドは「一見、易しそうにみえるところでのロープ確保を避ける傾向にある」。西欧のガイドは徹底して「危険箇所通過」に、必ず「ロープ確保」をおこなう。日本とヨーロッパ・アルプスでは山岳構成要素（岩・雪・氷・氷河、表土）の違いがあるが、登山者の危険認識と措置は、世界共通。

丹沢の尾根筋でロープ確保をおこなうパーティは見かけないが、私がかねてから初心登山者同行の場合に安全確保で実践している。その実施例は後述の第1章、第6節「登山における安全確保実例（ロープ確保）」に7例を示した。

「ロープを結ぶ判断基準」は、① 生命の危険を感じる場合 ② 傷害の危険を感じる場合で、私は積極的に使用している。つまり初心者同行の際に、①「初心者は予期せぬ過失を生じ得るもの」、という蓋然性を常に意識していること、②「万一にも死亡事故を生じた時、死者を生き返すことはできない」という、「クライシス・マネジメント」が山岳登山ガイドイングの基本だから。

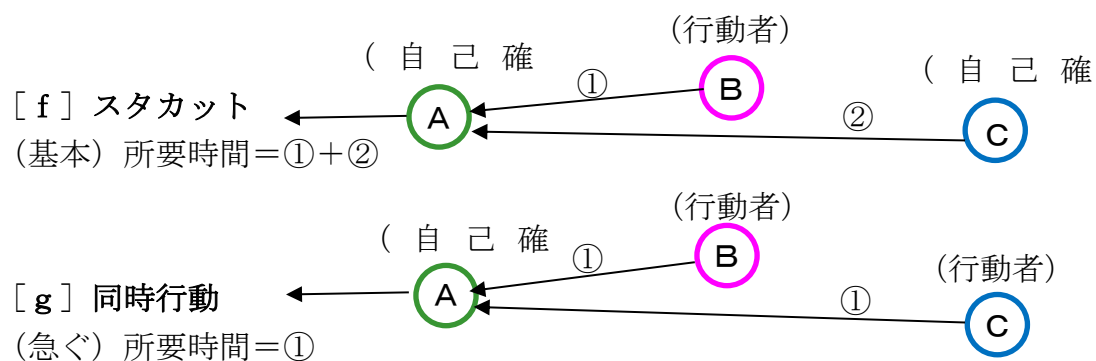
当該登山インストラクターは「顧客待機の指示」を出し、「先行調査」をおこなう時に顧客の女性が動き、転落した。転落の直接原因は「馬酔木の枝が折れた」ことにある。しかし警察と私の見解は、「滑落の危険がある斜面ではロープを結び、安全確保を図るのがガイド業務」であるとし、「ロープ確保を怠った業務過失を認定」した。それゆえに短期間で「書類送検」。

登山インストラクターが「先行調査行動」に入ったことは、「このまま継続して下降できるかの可否を確認」するためであろう。つまり、「危険を察知し、下降の継続性を確認する行為」に他ならない。

このような「危険を察知する場所」をガイドイングするには、まず安全地帯でロープを結び、状況に応じた「ロープワーク」をおこなうのが定石。その業務範疇は、「インストラクト (instruct) でなくガイドイング (guiding)」。

「インストラクト」であるならば、失敗しても死傷しない安全確保が前提。

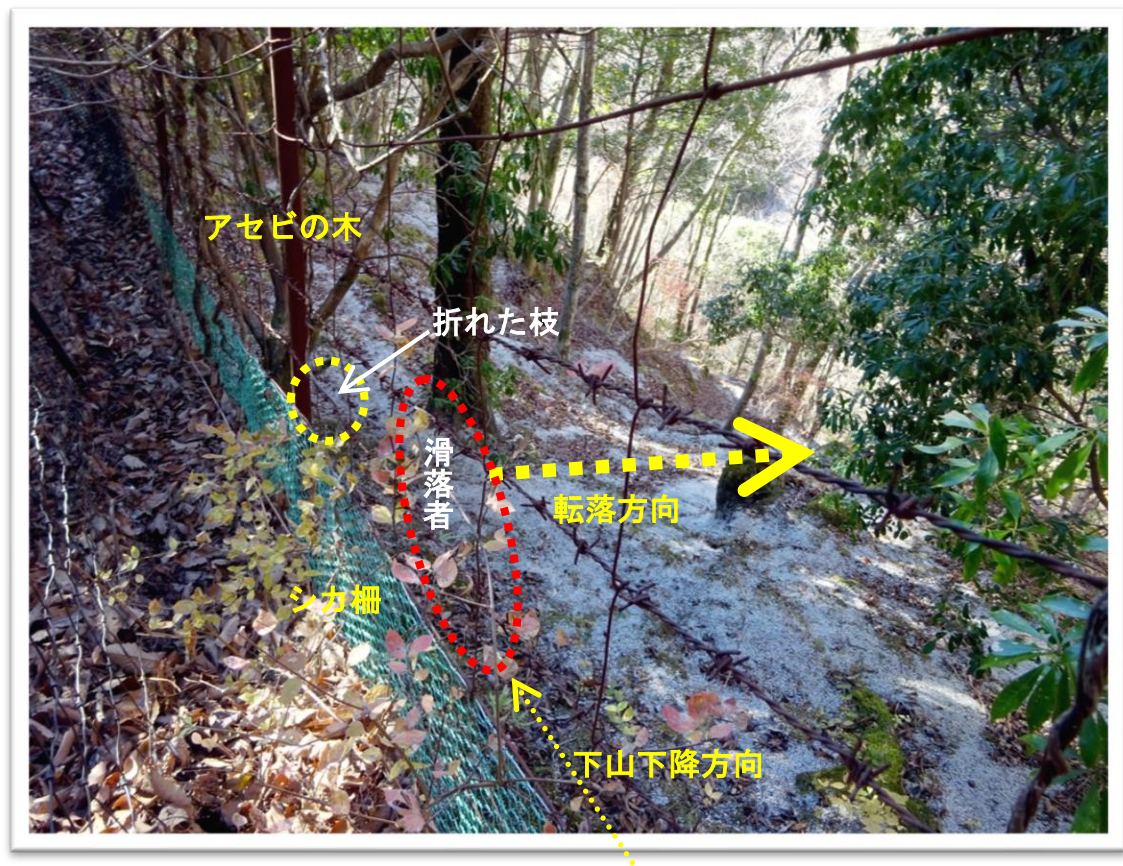
ダウンクライムをする場合の「ロープワーク」は、前頁図表に整理した記号の[f]か[g]となる。[g]の同時行動は[f]よりも危険が伴うが、日没間際の時間短縮が図れる。万一滑落を生じても、樹木が多い地帯であるから樹木に引っ掛かり、谷底まで転落して死亡事故に至ることは無いはず。



6. 転落～死亡

転落の直接原因は、つかまって体重をかけた「馬酔木の枝が折れた」こと。折れた枝は下の写真のとおり、枯れて粘性がなく、芯が腐食し、ボキッと切断されている。丹沢では太い幹でもこのように輪切り状態で折れた老木がいたるところに散在し、西丹沢ではその中に人が入れるほどの倒木もある。

転落地点の上部で発見したシカ柵底部の掘れた穴を潜り抜け、シカ柵の外側に立った(24頁、写真)。そこから下降方向を見下ろすが、実際は写真写りよりも急峻で、「立つことはできるが、2足自立歩行すれば滑落を直感する場所」。



馬酔木（アセビ）の折れた枝



谷へ投げ出される感覚で、シカ柵の金網につかまれば下降できる。(3点支持)

転落地点の斜面は、検証時の12月に落ち葉が散っていたが、転落時の3月に警察が撮った写真にも、同様に落葉が見られた。落葉の下は、白い石英閃緑岩のザレ(岩屑)で覆われている。粒状となったザレ(岩屑)はコロの役目を果たして「滑る」ので、アルピニストでもダウンクライムできないことを実感。

アルピニストが下るならばロープを使い、懸垂下降で安全に下ることはできる。当然ながら、インストラクションで指導するルートで無いことは、明白。強引にも下降するなら、当然ながらロープ確保は必然。シカ柵につかまる3点支持体勢と、ロープ確保による行動をとれば、何とか下降はできる。

本件は「滑落の危険性を顧みずロープ確保無しで下降したことにより、落ちるべくして落ちた」ことを実感。検証で下から登ってみると、転落地点の先はもっと急峻になる。登山インストラクションの範疇でなく、山岳登山ガイド業務に当たる危険な斜面を下降させている。登山インストラクターが事前踏査なく当該ルート下降に導いた業務判断は、インストラクションでなく、ガイドイングとなる。ガイド業務ならば、一度ならず複数回自ら登下降し、コース全容を把握した後にガイドすることが、「山岳登山ガイド」の職能となる。「登るより、降る方が難しい」ことは「登攀者(クライマー)の常識」。日没時刻と競い、「谷筋の崖へと誘導し、強引に下降させて転落した、典型的な遭難事例」。

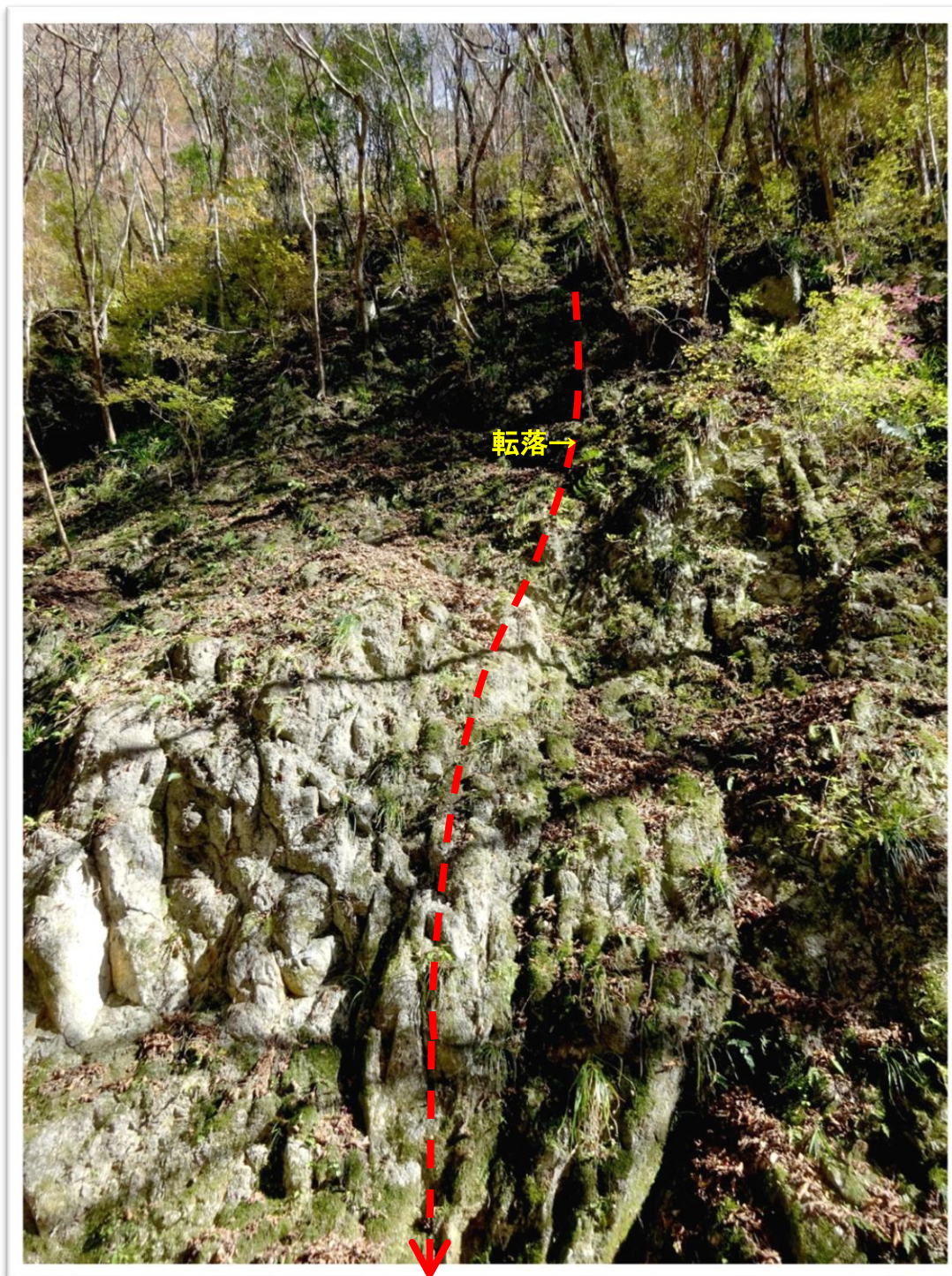
雨山峠付近から西丹沢一帯に広がる「石英閃緑岩」は、一見「花崗岩」と見間違えをするが、深成岩の同類であり、長年自然の中で暴露すると表面が「白い砂粒状」となり、その上に乗ると「滑る」。下の写真は私が現場で採取し、ハンマーで砕いたものであり、小片は指先でも割ることができた。長年風雨にさらされると丸みを帯び、より滑りやすさが増すので、登山者にとっては危険な存在である。当該下山コース一帯も傾斜が急になるほどに岩盤が露出し、表面は「白色なザレ」で覆われているので、登・降は危険！

< 石英閃緑岩 >



赤棚ノ沢左岸転落斜面を転落～死亡

23 頁「転落斜面解析断面図」に示す傾斜の崖を、仰向けで頭から転落～
～ 頸椎骨折により死亡。



赤棚ノ沢底へ転落

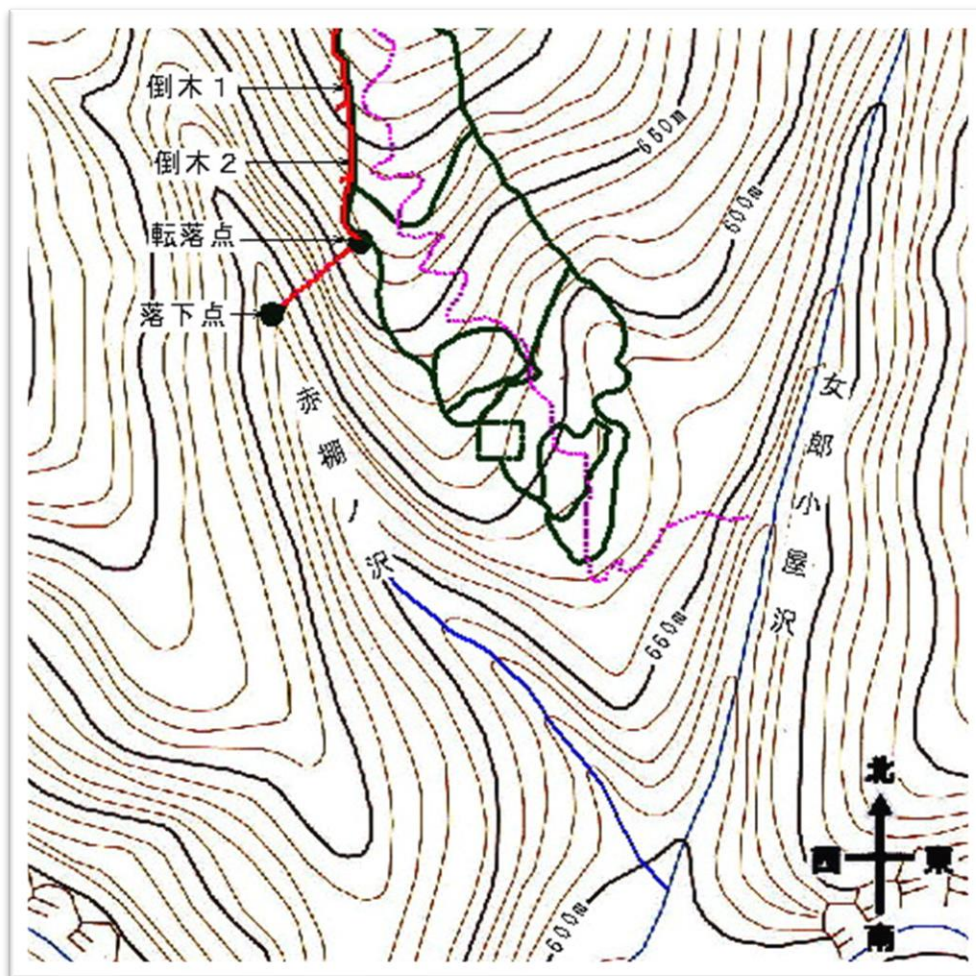
両岸切れ落ちた狭い谷底であるが、谷底そのものの傾斜は緩い。



7. 危険回避義務を怠る！

転落点から少し戻ると、シカ柵内へと侵入可能な「倒木」が2か所ある。一般登山道や踏み跡では、シカ柵に設けられている扉を通過するが、当該パーティは独自に下降してきたので、臨機応変な状況判断は不可欠である。「倒木」はシカ柵を破壊しているもので、侵入は容易。そしてシカ柵内は表土に覆われ、下の地形図のとおり、点検歩行用の踏み跡があり、下降の危険は無くなる。

下降を始めて第一に顕著なのが、次頁の写真で「倒木-1」とした。ここまでさほど困難なく下降してくると、その雰囲気のまま直進したのだろう。黄色破線で示す方向へと進んだ。事前に踏査し、知ったルートであればその先急斜面の危険を承知しており、この地点でシカ柵内に入り、安全を確保したはずである。「急がば廻れ！」、地形図を読み、尾根筋へ戻ることは登山の基礎！ましてや「谷筋の横断（トラバース）下降は、典型的な遭難ルート」を選択した！

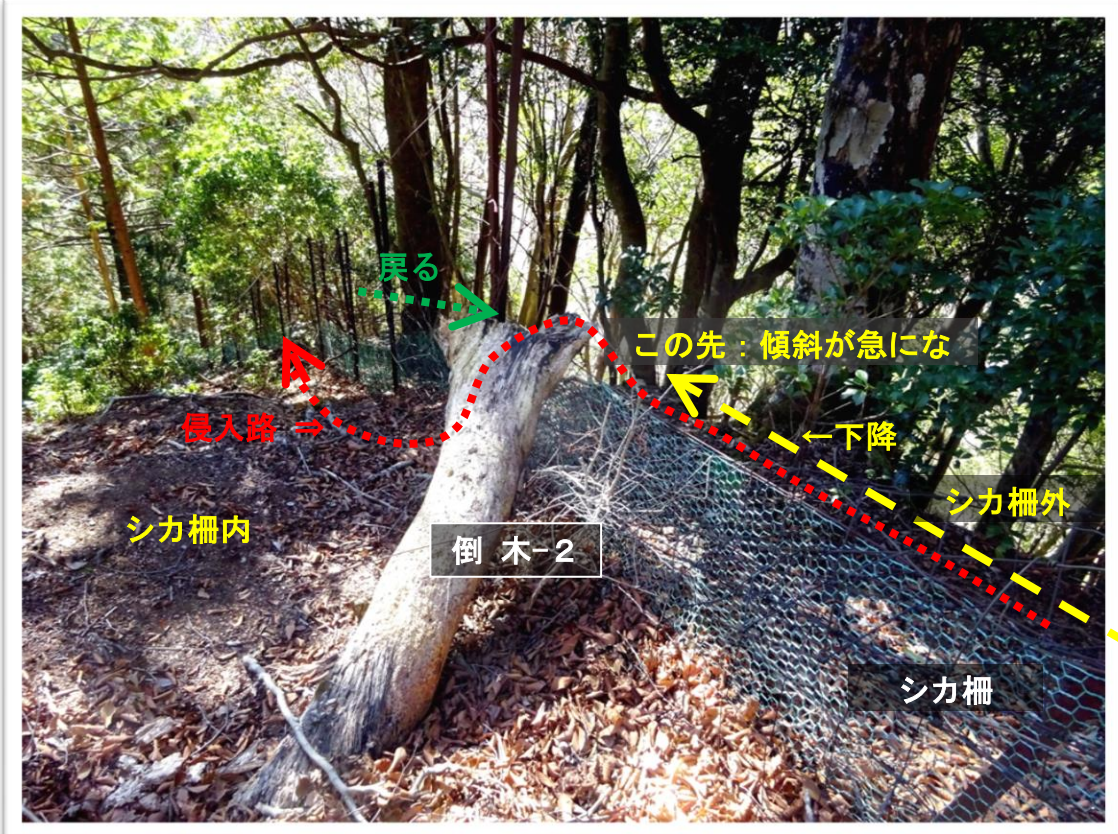


- 下降ルート
- シカ柵
- 点検歩行ルート（踏み跡）

【倒木-1】 下降してきて、最初にシカ柵内へ入れる倒木



【倒木-2】 ここまで戻れば、シカ柵内へ入り込めた



「倒木—1」を見過ごしても、前頁写真に見る「倒木—2」がある。周囲の地形を観察して判断すれば、ここでもシカ柵内へと容易に入り込むことができた。また、ここから先が石英閃緑岩の露出した急斜面となるので、シカ柵につかまって下降するよりも、少し戻る（登り返す）だけで「倒木—2」を乗り越えてシカ柵内へと入り込むことができた。登り返す方が技術的に易しい。

その状況判断を間違え、前頁写真の黄色い破線の「シカ柵外」を直進し、滑落地点へと至る。

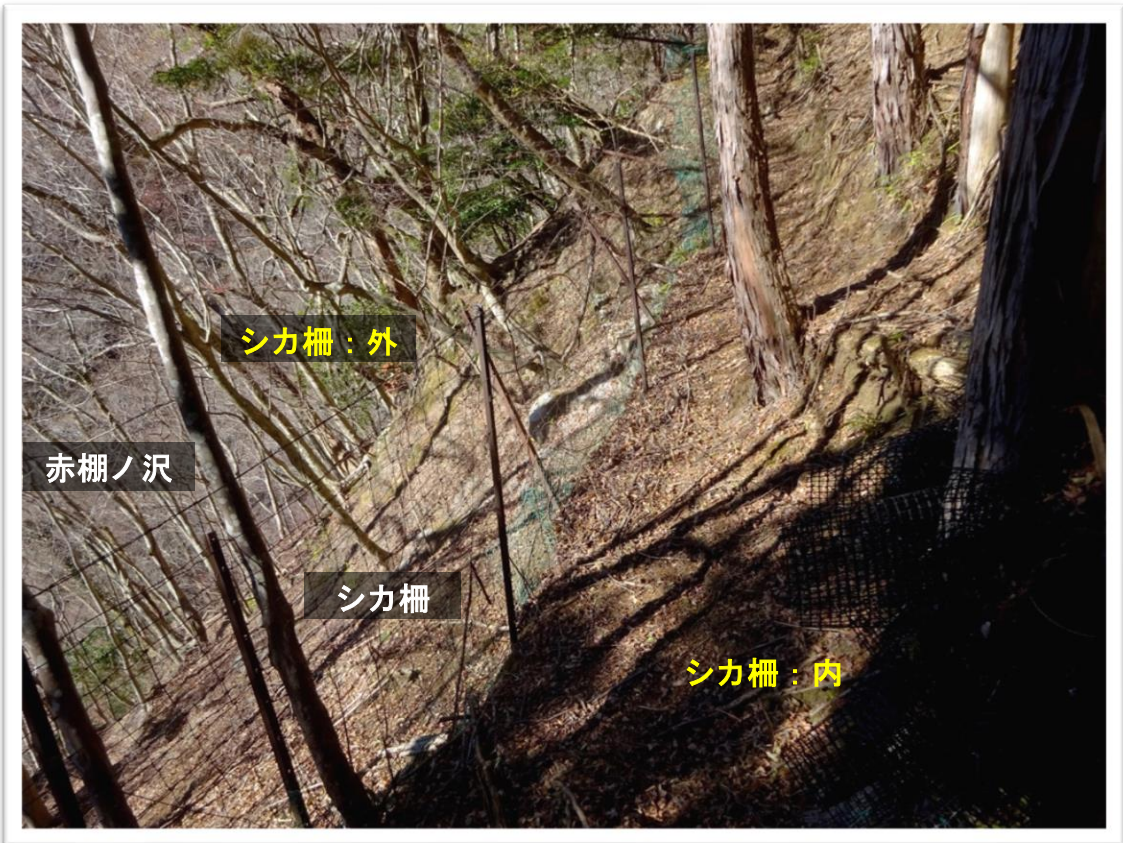
「地形図を読み、現場地形を確認してルート判断する講習こそがインストラクション」なのだから、この地点でシカ柵内へと侵入すべきであった。シカ柵内の踏み跡を下れば安全度は高まり、時間も短縮できる。

つまり、「状況判断を誤った当該登山インストラクターの登攀能力は低い」、と言わざるを得ない。

これら一連の判断ミスは、山岳登山ガイドングにあってはならない「業務判断ミス」であり、ましてや「登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなう能力不足の危険」を示している。

かつ、「有償インストラクションにあり、危険回避義務を怠った業務過失責任は、なお重い」。





8. 当該業務の考察

(1) 登山目的は何だったのか？

元来、当該登山インストラクターと受講者（顧客）1名は別な計画を持っていたが、天候不順のため当初計画を中止し、急遽当該ルートに変更する。

次に参加メンバーをネット公募したが応募はなく、旧知の受講者1名（転落死亡者）を加え、有償（口頭契約）ガイドすることになった。

この経緯から考察する、彼らの登山目的は何だったのか？

- ① 登山インストラクターになるための育成講習業務か？（先生と生徒の関係）
- ② 単なる登山ガイド業務か？（登山ガイドと顧客の関係）

そもそも、当該登山インストラクターが参加者をネットで公募した目的は何だったのか？

推察するに最初は、上記②の単なる顧客募集であったと考えられる。

しかし一般応募がなかったために、旧知な受講者2名を上記①の育成講習（インストラクション）山行の性質を帯びることになった、と理解できる。

そのことは、登山インストラクターが「先生」と呼ばれていたことから、教授者（先生）と受講者（生徒）の教育相関が読み取れる。

その経緯から考えると、当該登山目的は上記②から①へと変わったと理解できる。さらに、口頭による「有償契約」であったことを踏まえると、当該登山インストラクターの行為は「登山指導者育成講習業務」と理解できる。

本・被疑事件はその途上にあつた「業務中」であり、当然ながら当該業務における「業務上過失責任」は生じ、その検証と相応の措置は免れない。

登山目的の曖昧さ（無自覚）からも、当該登山インストラクターの山岳登山に対する意識レベルの低さを見ることができる。

加えて3月下旬という、山岳環境が冬から春に変わる微妙な時節を重ね併せると、計画の妥当性と実施能力の検証、考察は別項に述べる。

また「登山インストラクター」なる任意資格を設け、有償「登山インストラクション業務」を生み出した「日本登山インストラクターズ協会」を考察する必要もある。その考察は、第1章. 第5節. による。

当該登山インストラクターはその協会理事であり、資格を認定する側において重い責務を負う立場にある。その認定資格をもって有償インストラクト業務を実施し、当該死亡事故を引き起こしたその「業務責任」はより重い。

(2) メンバー編成について

2021年3月8日のNHK-TV報道に明示された登山インストラクターは59歳、転落死亡女性は当時46歳であることが分かる。もう1名の受講生は50歳台であり、この3名から成るメンバー編成は、年齢差による身体能力の格差等、本件考察の上で著しく問題視する点はない。

警察庁安全局生活安全企画課の「令和元年における山岳遭難の概況」にある山岳遭難者「年齢層別」によれば、40～59歳までの遭難者が28.9%（39頁：表5）を占めている。同じく40～59歳までの死者・行方不明者の22.7%（40頁：表6）とする統計は、まさに本件事案に相当する。さらに「様態別山岳遭難者」の表によると、「滑落」は毎年17%前後（38頁：表4）を推移している（H27～R01統計）。つまり彼らは、要注意世代に当てはまる。

「滑落・転落」を理論的に考察するのは複雑で難しい。つまり、用具の選定、身体の適応能力（バランス）、自然の物理現象を理解して応用する知的能力、パーティ編成による相互補完能力、等々。それら「経験の蓄積」を総合して会得し、実際に応用できる能力こそが「登山者の実力」となる。それらの要素が欠落した時、「滑落・転落」という物理現象が生じる。この滑落や転落対応こそが「登山技術の神髄」であり、このことを最も訓練しているのがアルピニストである。

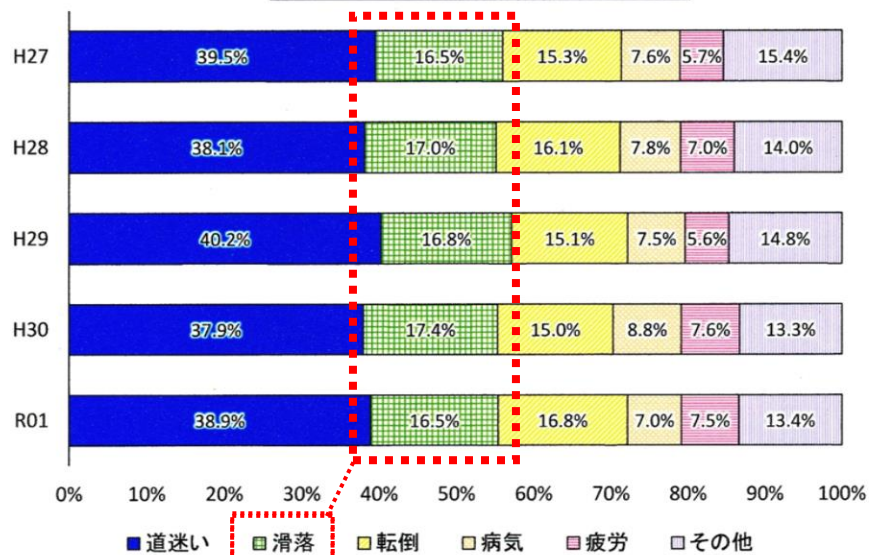
「沢登り」はアルピニストの登竜門たる位置づけでもあるが、他方では「沢」特有な自然条件がもたらせる、「沢登り」とした独自の登山分野ともいえる。

中高年のクライミング能力は、筋力の衰え、身体柔軟性の劣化、視力の衰えが作用するバランス感覚の劣化、判断能力の遅延、等々、青年期までとは異なる。そればかりでなく、中高年者特有の人生観が大きく作用してくると指摘できる。つまり未知に対する不安で一杯だった青年期を乗り越えた人生経験は、精神的な落ち着きと自信に加え、未知なる自然への畏敬が薄れ、自然の中で微妙なバランスで成り立っている人間生命への感性を鈍くする。日常生活での自信を、非日常環境の山岳自然に対しても無意識に適用してしまう意識無き錯誤。端的にいえば、「自然を恐れる感性が鈍る」。この感性の鈍化は人さまざま一様でないが、警察庁統計で40歳以上が79.5%を占める山岳遭難統計（39頁：表5）と、実際にそれらしき登山者は頻繁に見かける。

表4 態様別山岳遭難者

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
道 迷 い	1,202	1,116	1,252	1,187	1,142	38.9%
滑 落	501	498	524	544	485	16.5%
転 倒	467	471	469	468	492	16.8%
病 気	232	229	232	276	205	7.0%
疲 労	172	204	175	237	219	7.5%
そ の 他	469	411	459	417	394	13.4%
転 落	107	108	100	100	88	3.0%
悪 天 候	70	18	18	39	15	0.5%
野生動物襲撃	43	42	63	18	62	2.1%
落 石	25	16	13	11	10	0.3%
雪 崩	17	8	65	5	9	0.3%
落 雷	1				3	0.1%
鉄 砲 水		2				0.0%
有 毒 ガ ス						0.0%
そ の 他	128	146	116	149	135	4.6%
不 明	78	71	84	95	72	2.5%
合 計	3,043	2,929	3,111	3,129	2,937	100.0%

態様別山岳遭難者構成比の推移



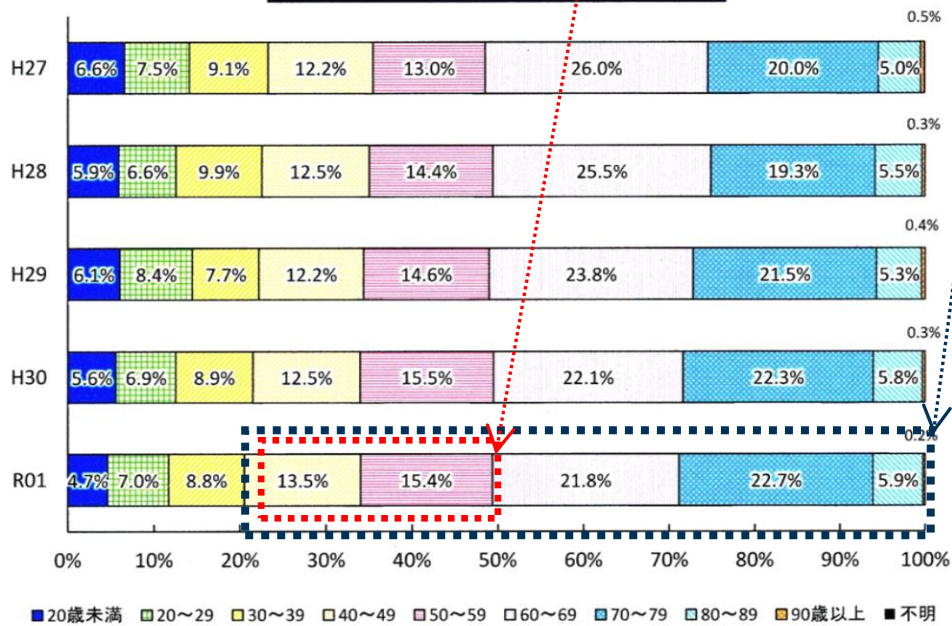
- 7 -

令和元年における山岳遭難の概要 (警察庁)

表5 年齢層別山岳遭難者

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
20歳未満	201	174	189	176	137	4.7%
20～29	228	194	261	216	207	7.0%
30～39	277	291	240	280	258	8.8%
40～49	372	366	378	390	396	13.5%
50～59	397	421	455	486	451	15.4%
60～69	791	746	741	692	640	21.8%
70～79	609	565	669	698	668	22.7%
80～89	151	161	165	181	173	5.9%
90歳以上	14	10	13	10	7	0.2%
不明	3	1				0.0%
合計	3,043	2,929	3,111	3,129	2,937	100.0%

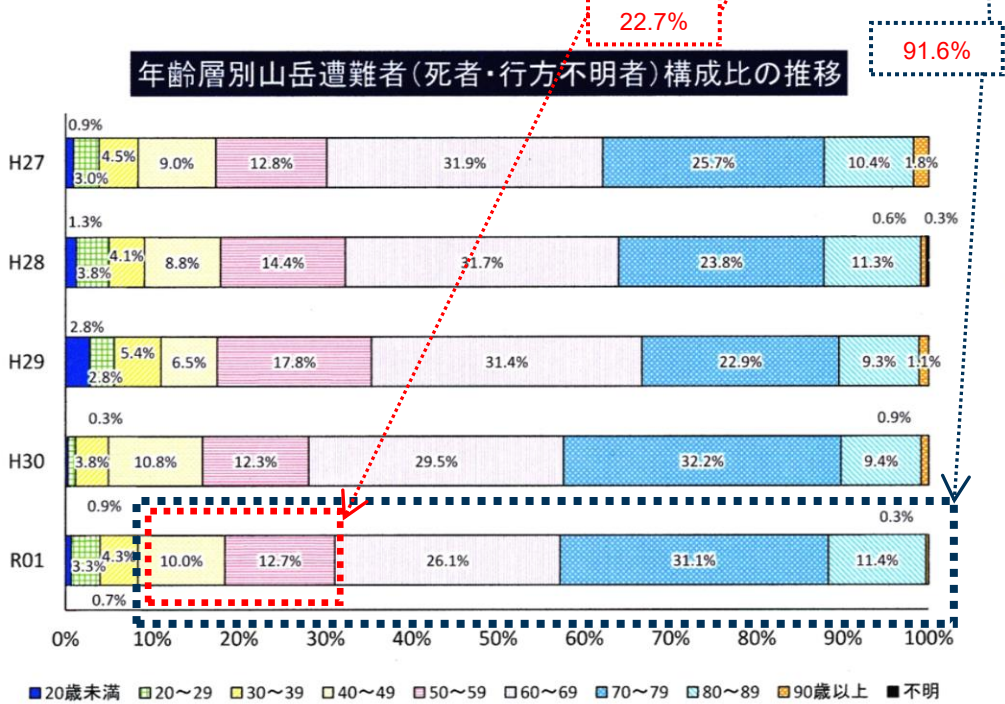
年齢層別山岳遭難者構成比の推移



令和元年における山岳遭難の概要 (警察庁)

表6 年齢層別山岳遭難者(死者・行方不明者)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
	人数	人数	人数	人数	人数	構成比
20 歳 未 満	3	4	10	1	2	0.7%
20 ~ 29	10	12	10	3	10	3.3%
30 ~ 39	15	13	19	13	13	4.3%
40 ~ 49	30	28	23	37	30	10.0%
50 ~ 59	43	46	63	42	38	12.7%
60 ~ 69	107	101	111	101	78	26.1%
70 ~ 79	86	76	81	110	93	31.1%
80 ~ 89	35	36	33	32	34	11.4%
90 歳 以 上	6	2	4	3	1	0.3%
不 明		1				0.0%
合 計	335	319	354	342	299	100.0%



メンバー編成における「**殿（しんがり）方式**」は、日本型組織の知恵である。

欧米や古代中国の戦法はリーダーが先陣を切り、リーダーの勢いでメンバーを鼓舞した。

かつてヒマラヤ登山隊で日本隊の殿方式は、欧米の登山家から笑いものにされたが、登山と戦争を混同してはならない。登山は山岳自然の中にあり、人間がどのように楽しみ、生き延びるかであるから、自然を科学的合理性により総合的に理解する必要がある。さらに山岳自然現象は、人間能力では予知できない特殊事象との遭遇もある。登山は山岳の非日常領域に踏み込むのであるから、偶然出会った山岳事象から逃れられない場合も生じる。これら山岳事象の**必然**と、人間行動の**必然**が、「**偶然**」に出会った時、人間の側にとっては脅威や災害となる「**山上の掟**」。それを人間の側は「**自然災害**」と受け止める。

本件は単なるガイド登山と異なり、「**育成講習**」が目的であれば、必ずしも登山インストラクターが先頭でリードする必要はない。育成するためには、むしろ最後尾（殿方式）にあってパーティ全体をコントロールし、先頭は受講生の内の上位者であっても良い。

① **ロープを必要としない場所**、における3人パーティの場合、先頭はサブリーダー的存在として登山経験30年の男性受講生、真ん中はパーティ中の弱者に相当する登山経験10年の女性受講生、殿（しんがり）は教授者の登山インストラクターの編成であってもよい。

② **ロープを必要とする場所**、（滝、ゴルジュ、危険斜面等）においては、登山インストラクターが先頭で行動する場合が普通である。しかし育成講習であるなら、なるべく先頭は受講者とし、ルートファインディングを学ばせる必要もある。その場合の安全確保判断は微妙で、この状況判断こそがその業務者の力量と見識が問われる実力発揮の場面であり、パーティとしての総合力となる。

③ **安全確保にはロープ（ザイル）を使用**、このロープワークの上手・下手で所要時間の差や安全確保に、大きな差異を生じさせる経験則な実力領域である。

基本のロープワークは「**1対1**」であり、3人パーティなら1人が行動して2人は確保者と待機者となるため、時間がかかる。

登山インストラクターが先に登り、受講者2人は時間差をつけて同時に登ることもできる「**1対2**」方式もあるが、前記よりも安全性に劣る。したがってこの方式は易しい場所に用い、時間短縮を図る場合が多く、業務者の力量とともに、受講者の力量もそれ相応になれば、逆に共連れとなって危険を増す。

④ 基本的には「1対1」、のロープワークで無駄な時間を要さないこと。「1対複数」になれば待ち時間が多くなり、その分時間を浪費する。

したがってメンバー編成とコース選択は、当該登山の合理性と安全性に直結する。本・被疑事件の転落死亡事故はロープを使用しなかった場所で発生していることから、「なぜ、ロープ使用の安全確保をおこなわなかったか？」が主たる検証要因となる。

推測するに、ロープを使うと樹木に引っ掛かって時間がかかり、最短距離で時間短縮する意味を失うため、ロープ確保をおこなわず強引に下降した、と読むことができる。

つまり、「焦り」である。

本・被疑事件で女郎小屋沢の遡行時間が計画よりも2時間15分遅れたことの原因が、3人編成ロープワークの所要時間に加え、3月下旬、季節の変わり目の山岳環境の厳しさ、特に「沢淵の滑り」にてこずったことが示されている。

西丹沢の沢は兩岸が急峻であるために、水中を歩く場合も多いが、3月下旬の水の冷たさから安易に水中を歩くことを嫌い、滑った岩を「へつる」と時間がかかり、注意力と体力を消耗したものと考えられる。

結果論であるが、当初山行計画していた登山インストラクターと男性受講生との「1対1」パーティであるならば、あるいは登山インストラクターと女性受講生との「1対1」パーティであったならば、日没前に下山でき、本・被疑事件は発生しなかった可能性がある。

つまり登山目的とメンバー編成は、登山計画において重要。ましてやインターネットで一般公募者を加える登山目的の安易な設定は、自然環境の中でおこなう「山岳登山ガイド業務に対する認識の甘さと責任感の軽さ」を、顕著に露呈している。

さらに、当該登山インストラクターと受講者の関係は馴れ合いにより、「仲間意識が形成され」、「業務受諾者と顧客」という関係性が薄れ、「山岳登山ガイド業務者の責任の重さ」を欠いた、一瞬の間に生じたものと推察できる。

(3) 時間設定について

SNS「ヤマレコ」にアップロードされているコースタイムの例に以下がある。

5月(2名P) 玄倉駐車場(06:58)～女郎小屋沢 乗っ越(13:22～13:24)

～東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着(16:06)

(女郎小屋沢だけの所要時間≒5時間)

(女郎小屋沢 乗っ越～玄倉駐車場まで下山の所要時間≒2時間42分)

同上コースを、当該インストラクターが辿った記録も以下としてある。

6月(顧客3名の4名P)玄倉駐車場(06:45)～女郎小屋沢 乗っ越(16:30)

～東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着(20:30)

(女郎小屋沢だけの所要時間≒9時間15分)

(女郎小屋沢 乗っ越～玄倉駐車場まで下山の所要時間≒4時間)

本・被疑事件計画における「女郎小屋沢だけの所要時間≒6時間」が妥当であるか否か、メンバーの力量によって異なり、外部から特定することは難しい。

上記6月の4人で9時間余を踏まえれば、当該計画の3人で6時間は余裕のない時間設定といえる。ましてや西丹沢の3月下旬は、冬の名残の低水温、低気温、早期の日没時刻であり、計画段階における玄倉駐車場着16:30は希望の願望時刻であり、遅れた場合の対策は当然に想定すべきである。

つまり、① エスケープルートの想定、② 積極的ビバーク対応。

実際にはツェルト、コンロを携帯していたし、上記のいずれにも対応できた。バリエーションルートに踏み込む登山者の常識においてビバーク装備の携帯は当然であり、実践に即して活用することも山岳緊急対応講習の一つとなる。

女郎小屋沢だけで予定を2時間15分オーバーし、女郎小屋沢 乗っ越到着時15:15において、日没まで2時間半しかない下山ルートの選択は、エスケープルートの「東沢・小川谷源頭～西丹沢県民の森～玄倉駐車場着」を迷うことなく選択し、状況に応じては途中で積極的ビバークをすべきであった。

(4) 下山コース設定について

計画では、女郎小屋沢 乗っ越からの下降コースを「大垂丸～芋ノ沢ノ頭～敷地山ノ頭～玄倉川小川谷出合～玄倉駐車場」とし、3時間30分を見込んでいる。大垂丸～小川谷出合までを約3時間と見込んでおり、一度踏査経験のあるコースタイム設定ならば問題はない。また、技量に優れた登山者ならば可能だ。

講習目的の一つに、コンパスやGPSを活用して「地形図の解読によるコース選定」があり、未踏な下山コースに踏み込む計画もある。しかし「山岳登山ガイドの業務責任」として、ガイド自身が未踏査地での講習は無謀である。ましてやその行為は「登山インストラクション業務」の範囲を逸脱している。

責任ある有償「山岳登山ガイド業務」をおこなうに当たっては、事前に踏査

した体験ルートを選択し、その途上で講習目的ならば地図の解説指導をおこなうべきものである。地図の解説は位置の概要を把握する程度のものであり、足の具体的事実を示すものではない。

コースの解説は、現場のあらゆる要素を踏まえて登山者自らが見出すものであり、これこそが実践体験の積み重ねによって得る経験が成せる判断、言い換えれば「登山感覚を鍛える」こととなる。

つまり、顧客（受講生）の判断は失敗がともなうことも許容するが、「山岳登山ガイド業務」における判断は、「生命を担保するから失敗を許されない重い責任と義務」を負っている。

2009年7月、北海道「トムラウシ山遭難事故」において、3名のガイドの内、当該コースを事前に踏破していたのは若手1名だけで、リーダーガイドは未踏破であった。

他方、登山においては常に「エスケープルート」を念頭に入れておかなければならない。

西丹沢の沢は両岸が切れ落ちているため、谷の途中から尾根上へ抜けるのは困難。この場合には、①谷を登り切る、②谷を下降する、いずれかの選択肢となる。

本件は①の谷を登り切ったのであるから、そのエスケープルートとなれば、最も確実な下山ルートを選択として、「東沢～小川谷源頭～樺平ルート」があり、当該登山インストラクターも過去に歩いた既知のルートである。

日没まで2時間半あれば、樺平ルートを下り、西丹沢県民の森駐車場近くまで到達するはず。そこでビバークするか、またはヘッドランプを点けて林道を歩き、玄倉ゲートへ向かえば、危険度は少ない。受講者に対し、それら一連の計画変更判断と説明も、「講習目的」に適う。しかしエスケープルートを選択せず、途中で日没を迎える計画ルートを選択した。そこには以下の疑問が残る。

- ① 一般的下山コース「東沢～樺平ルート～玄倉林道（エスケープルート）」を、なぜ選択しなかったのか？
- ② ツエルトを持ちながら、ビバークを考慮しなかったのか？

他方、熟達したアルピニストの力量であるならば、8φ50mロープ2本とスリング、下降デバイス、セルフビレイランヤートを携帯していることから、急斜面や谷への下降も出来、時間短縮は可能だ。しかし女郎小屋沢の時間遅れこそが当該パーティの実力不足であることを示し、谷への下降は危険な選択を意味する。

(5) 転落事故のポイント

登攀者（クライマー）が岩壁を登り切り、急峻な尾根や斜面を下降することは普通で、相応の体力、技術、用具と経験を要している。

その際には、ルート判断能力、ロープ確保技術、懸垂下降技術、中継における自己確保技術、等々を要する。ルート検索は経験によって会得する要素が多く、机上で検証はできない。

本・被疑事件においては 8φ 50mロープ 2 本を持ち、懸垂下降デバイス、自己確保デバイスを携えていた。

日没時間に追われる中、最短下山コースを選択し、より急峻な沢筋を下降した判断において、それらの装備を積極的に活用して時間短縮を試みる意図があったか否かは、聞いてみないとわからない。

しかしこの下降方法は、登るよりもはるかに難しい。勿論「登山インストラクション」の業務範疇で無く、登攀者の「ダウンクライミング」となり、それは「山岳登山ガイド」の業務範疇である。

女郎小屋沢遡行だけでも計画より 2 時間 15 分遅延したことから考えると、当該パーティの登攀技術は、ロープワークも含めて、熟達しているとは思えない。「未熟だから遅れた」と理解するのが普通で、赤棚ノ沢沿いの急斜面下降は当該パーティにとり「危険な選択」といえる。

事故発生のポイントを以下考察する。

① 最短コースをねらい、当該登山インストラクターは未踏査で急峻な赤棚ノ沢側を下るトラバースルートに入ったことに、自信を持って判断したのか？

② 谷筋の下降で、なぜロープ確保をしなかったか？
これが最大ポイントである。

③ 馬酔木の小枝が折れたのは不運であったが、その枝に、どのような力が作用したのか？

現場検証で折れた枝を見ると、太くはないが根本は残され、枯れ枝でないことが分かる。普通は木の枝の強度を確かめながら徐々に体重をかけるのだが見た目よりも弱く、突然「ポキッ」と輪切り状態で折れた破断面。不意の事態に無抵抗で、仰向けとなって投げ出された。

滑落の危険を事前に想定した場合、そこを通過する対策としてロープ確保（アンザイレン）がある。危険と認識したら、スタックカット（確保

しながら一人ずつ行動)とし、危険度が低いと判断したらコンティニューアス(結んだまま一緒に行動)で行動するのが定石である。

谷筋を下降しての転落事故は数えきれないほど多く、「典型的な遭難コース」を選択している。下降技術において、特にトラバース(横断)下降は登るよりも難しく、特に滑落・転落を生じやすいことは常識。

現場検証すると、転落地点の手前にシカ柵上に倒木が掛かり、容易に侵入できる場所が2箇所あった。最初からシカ柵内へ侵入するか、登り直して侵入することも容易であった。地形図を読めば、シカ柵内は尾根状となって傾斜も落ち、表土の上を歩く方が安全度は高く、結果的に素早く下降することができた。

「迷ったら谷に降りるな、登り返せ！」は、登山の鉄則。(山上の掟)

それを判断するのが山岳登山ガイド「業務」であり、「責任」である。ましてや登山インストラクション現場では無い。

さらに行動が困難になったとき、安全確保のうえで「積極的ビバーク」を選択する心の余裕が必要である。

④ 転落・滑落の姿勢

「仰向け(転落)」で落ちるか、「うつ伏せ(滑落)」で落ちるかの違いにより、その結果は大きな差異が生じる。

人間は下半身より上半身が重く、さらに頭部は重い。したがって、「仰向け」の場合は頭から「墜落・転落」する。斜面の傾斜が緩くなるにつれ、「うつ伏せ」状態で足元から「滑落」するケースが増える。

「仰向け」で「墜落・転落」する場合、おおむね頭が下になり、手足は無抵抗となって落下スピードを増し、頭蓋骨や頸椎骨折で死に至る場合が多い。

一方「うつ伏せ」で「滑落」する場合は、手足によって抵抗することができ、身体の摩擦抵抗も加わり、滑落スピードは低減する。したがって負傷、骨折はするが、致命傷に至らず生存する機会を増す。

雪上訓練での滑落～停止体制は、①背中で滑落した場合、②反転して腹ばいの「うつ伏せ姿勢」をつくる、③ピッケルのピック(先端)を打ち込んで支点として回転し、頭を上、足を下の体制をつくり、膝下から足先を曲げて宙に浮かせる、④胸を中心にかがむ姿勢でピッケルに体重を乗せて滑落抵抗力を増す、④その姿勢を続け、停止するのを待つ。

<滑落姿勢で生死を分けた私の事例> (9頁:P29 南西壁遭難)

ヒマラヤ登山における私の「滑落～生存、実体験」を以下に記す。

垂直に千メートル上部にあった氷河の末端が崩落し、落下地点の近くにいた4名が氷塊の爆裂風で吹き飛ばされ、3名死亡となった遭難事故。

4名の内、生存者が私一人だった体験である。

では、なぜ生き残ったのか・・・？

私は吹き飛ばされた瞬間に「うつ伏せ」態勢がとれ、傾斜約30°の氷壁面を足下から流された。頭は上で、素手の指先と爪を氷壁面に立てて抵抗した。そのおかげで流された（滑落）距離が短くなり、停止位置の下部にあった岩壁を墜落しないで止まり、生存できた。

横に並んで立っていたUS氏は、たぶん「仰向け」で流され（転落）、無抵抗なまま氷壁とその下の岩壁を落下し、頸椎骨折による即死状態で氷片のデブリから発見された。

崩落地点に最も近くにいたBN氏は氷河のクレバスに叩き付けられ、全身打撲で意識なく、C2へ運ぶ途上で絶命。

もうひとりTK氏は行方不明となり、事後捜索でも発見できず、行方不明のままである。

水平距離で2km後方にあったC1テントのポールは、爆裂風の勢いで折れ、あたり一面は氷粉で真っ白となった。

吹き飛ばされた時、一瞬の反射動作による「滑落姿勢の違い」から、「生・死を分けた」ものと理解している。

以来、滑落・転落は「一瞬の出来事」であり、考えて対応行動がとれない反射動作であることを理解し、登山における「クライシス・マネジメント」への対処は、注意深く事前におこなっている。

遭難事故の最高責任者として報告書を作成し、登山隊長 → ネパール政府 → 日本大使館 → 外務省 → 留守本部・ご遺族 → 登山隊帰国直後の追悼会（手書き報告書と写真説明） → 命日前後で10年間ご遺族訪問 → 20年後に『青春のヒマラヤに学ぶ』を出版報告とした。（9頁：表紙の写真）

（6）装備・食料・水について

沢登り装備としては、適切に備えていたと理解できる。

馬酔木の小枝が折れ、ホールドを失って転落したのが主因であるだろうが、もし足元が滑って木の枝に力が加わり、その勢いで木の枝が折れた可能性は、現場検証でも分からなかった。

ビバーク装備としてはツェルト、ガスコンロを用意している。

飲料水一人（2ℓ）は沢登りとしては多く、流水の最後で満タンにしておけば、どこでもビバークできる量である。

食料の記載はないが、ある程度の食料は持っていたらうし、たとえ一日食べなくても、十分耐えられる。ツェルトを持っているのだから、当然に予備食も持っていると考えるのが、登山の定石。

(7) 有償登山インストラクターの責務

口頭、文書、あるいはSNS等にかかわらず、双方「有償で合意」していたことは「業務契約成立」状態にあった。業務契約成立を踏まえると、当該登山における登山インストラクション行為は、仕事としての「登山指導者育成講習業務」といえる。しかしこの契約内容は「登山インストラクション業務」ではなく、「山岳登山ガイド業務」であることの「業務錯誤」が、日本登山インストラクターズ協会設立理念に潜んでいることが問題の本質にあると言える。

本・被疑事件は「業務執行中」であり、顧客受講生の「転落死」は当然ながら、当該業務における「業務上過失責任」と「その責務」は免れない。

所轄警察署への届け出の他に、検死に立ち合い、当該事故を整理し、ご遺族や協会へ報告するまでが「当該登山インストラクターの責務」である。それを受け、当該協会は助力支援、再発防止に向けた検証や対策を加え、会員相互へ周知することにより情報共有するまでが、当該「協会の社会的責任」といえる。

そのためには「事故報告書」が不可欠であるが、その欠片も見えないことは、当該ガイド及び当該協会の社会的信頼を損なう事態である。

日本の登山界を顧みると、裁判にまで至った事例は少ない。

2009年7月16日に発生した北海道大雪山系「トムラウシ山遭難事故」で、ツアーガイド1名と顧客7名、計8名が低体温症で死亡した。

その後、主催したツアー会社社長とガイド2名が「業務上過失致死傷害容疑」で書類送検されたが、「不起訴処分」裁定となった。同ツアー会社は他(中国)でも死亡事故を起こし、旅行業者免許の登録取り消し処分を受けた。

当該ツアー会社と当該ガイドが会員であった公益社団法人日本山岳ガイド協会では、「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置し、2010.03.01付にて「トムラウシ山遭難事故調査報告書」をまとめ、公表している。

この遭難事故は死亡人数の多さから社会的騒動を巻き起こした有名な事例であるが、山岳遭難事故責任者が「不起訴処分」裁定となり、「登山業界はますます安易で未熟な多様化が進んでいる」。

上記調査報告では「ツアー登山とそのガイド」を論じているが、登山の本質に迫る論証はしていない。

さらに同・調査報告書において、山岳登山ガイドの「リスク・マネジメント」を述べているが、山岳遭難の危機事象は「容易に死に至る」ことから、「クライシス・マネジメント」であることの認識までには、至っていない。

「リスク・マネジメント」はより合理性を求める「バランスシート（損得勘定）」であるのに対し、「クライシス・マネジメント」は、**臨界点を超えると元に戻れない事象**（カタストロフィ現象→死、原子力メルトダウン、破滅、等）への処し方を、事前に対策しておく手続きである。山岳登山に当てはめれば**アンザイレン**（ロープを結ぶ）は死を招く事象を事前に防御する「クライシス・マネジメント」でもある。つまり登山で死を招く事象には、滑落、転落、転倒、雪崩窒息、低体温症、高所障害（酸素欠乏）、落雷（感電死）、致命的疾患、等々があり、特に「**滑落・転落**」は一瞬にして生じる。

「クライシス・マネジメント」は戦争による国家破滅への対処から生じた概念であるが、日本社会では理解が薄く、トップリーダーのマネジメントである。

「リスク・マネジメント」は、セカンドリーダー以下が組織・構造・構成に則って執る権限移譲方式であり、複数の選択肢を比較し、最適解を求めて決定（判断）する手法で、手間と時間がかかる。

つまり、「クライシス・マネジメント」と「リスク・マネジメント」は、判断する立場の違いにより、次元と質が異なることを意味している。

山岳登山ガイドは、当該山岳登山パーティにおけるトップリーダーの位置にあり、常に「クライシス・マネジメント」領域で活動していることの自覚を要する重責業務である。

その業務責任には、**有限責任と無限責任**がある。

また、「**取りたくても、取れない責任**」もある。

それゆえに、民主主義社会や資本主義社会は人間の有限責任の上に成り立っており、有限責任の範囲を確認できる「**契約、公約、合意**」等がある。

無限責任には、精神的な自己責任と、記録を残して後世に伝える方法がある。

「**全責任をとる**」といっても、誰一人「**死者の命は返せない**」。

それゆえに、山岳登山における「**クライシス・マネジメント**」は重要。

「**ちょっとした出来事**（つまづき、スリップ、しりもち、等）が死へ直結する山岳登山」、ましてや「**山岳登山ガイド業務は、人命を担保するクライシス・マネジメント**」領域であり、その「**業務責任の重さ**」を常に意識していなければならない重要職務である。

9. ま と め

本・被疑事件は、登山インストラクション業務中の被疑事件であり、より上質な山岳登山ガイドであれば、未然に防止できた事案と認識できる。

現場検証によれば、山岳登山ガイド資質の低い登山インストラクターによる、起こるべくして起きた事案と理解できる。

その原因は、当該登山インストラクター及び当該所属協会における、山岳登山ガイド業務及び登山インストラクター業務に対する認識判断の錯誤、山岳登攀の認識・実力不足にある。さらに当該協会の組織理念錯誤により、山岳登山ガイド業務と登山インストラクション業務を混同している過程において生じた事件である。つまり、登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなった結果、「適切なるロープ確保技術で安全を図ることなく、受講者が転落～死亡する結果」を招いたのである。

しかし転落以前の不適切な業務判断があり、転落すべく「遭難コース」へと受講生を誘導した業務判断は、山岳登攀の基本（山上の掟）をないがしろにした誤りがある。つまり二重、三重の「業務判断ミス（過失）」を犯した結果でもあった。

これらの「業務判断ミス（過失）」を正確に公知することは、登山愛好者（一般登山者）へさらなる危害を防止する視点から、本・被疑事件を客観的に論証することの必要性を強く信じているところとなる。

当該登山インストラクターの業務評価を整理すると、以下となる。

- ② メンバー編成過程にともなう、業務目的変更を認識できない知見不足。
- ② 計画時間を大幅に超えたパーティ能力を把握できない認識不足。
- ③ 登りの遅延に対し、その原因・理由を把握できない判断力不足。
- ④ 未知な谷筋下降という「遭難ルートに誘導」したルート判断錯誤と、その際に安全確保義務を怠り顧客死亡を招いた業務上過失とその責任。
- ⑤ 当該登山インストラクターを資格認定し、有償登山インストラクター制度を実施している日本登山インストラクターズ協会の社会的責任の追及。

さらなる基本原因には、車でのアプローチとインターネット社会になった現代の登山様式。つまり安易に危険な山中奥深くへ踏み込める「空気（情報）」が満ち溢れている。その空気をさらに増幅させる「情報による登山者の商品化と登山産業」の発展は文明進化の必然でもあるが、他方、登山者の質の低下と登山者の画一的商品化を招き、主体的な自己防衛能力を欠いている。（他者依存）

本・被疑事件は随所で指摘したように、山を畏敬し、真摯に登山と取り組み、当該山岳を踏破する相当技量をもっていれば、起こりえなかった事案である。

他方、事故発生に故意性はなく、死亡者自身も危険を認知する間もない一瞬の転落であったことは、「加害～被害」の相対的人間関係からでなく、「登山業務上の無責任な過失」が、登山有識者の視点からは明らかとなる。

登山において、「転落・滑落」という予期せぬ一瞬の蓋然性があることを認識していれば、自ずその防御態勢としてロープ確保をおこなう。当該登山インストラクターは「山岳登山ガイド業務の責任」をどのように考えているのか？

また、登山インストラクター業務を社会で有資格化し、審査・認定証を与え、その資格信頼の下で有償登山インストラクション業務をおこなう当該協会の在り方は、本・被疑事件対応からから見るにおいて、社会的信頼性を失わせものであり、繰り返される「危険」が予見される。

ましてや、当該登山インストラクター自身が、資格認定する側の理事であることは、生命に係る山岳登山ガイド資格の信頼に対し、社会的信頼を失わせるものとなり、業務制限等を法的に課す必要性が認められる。

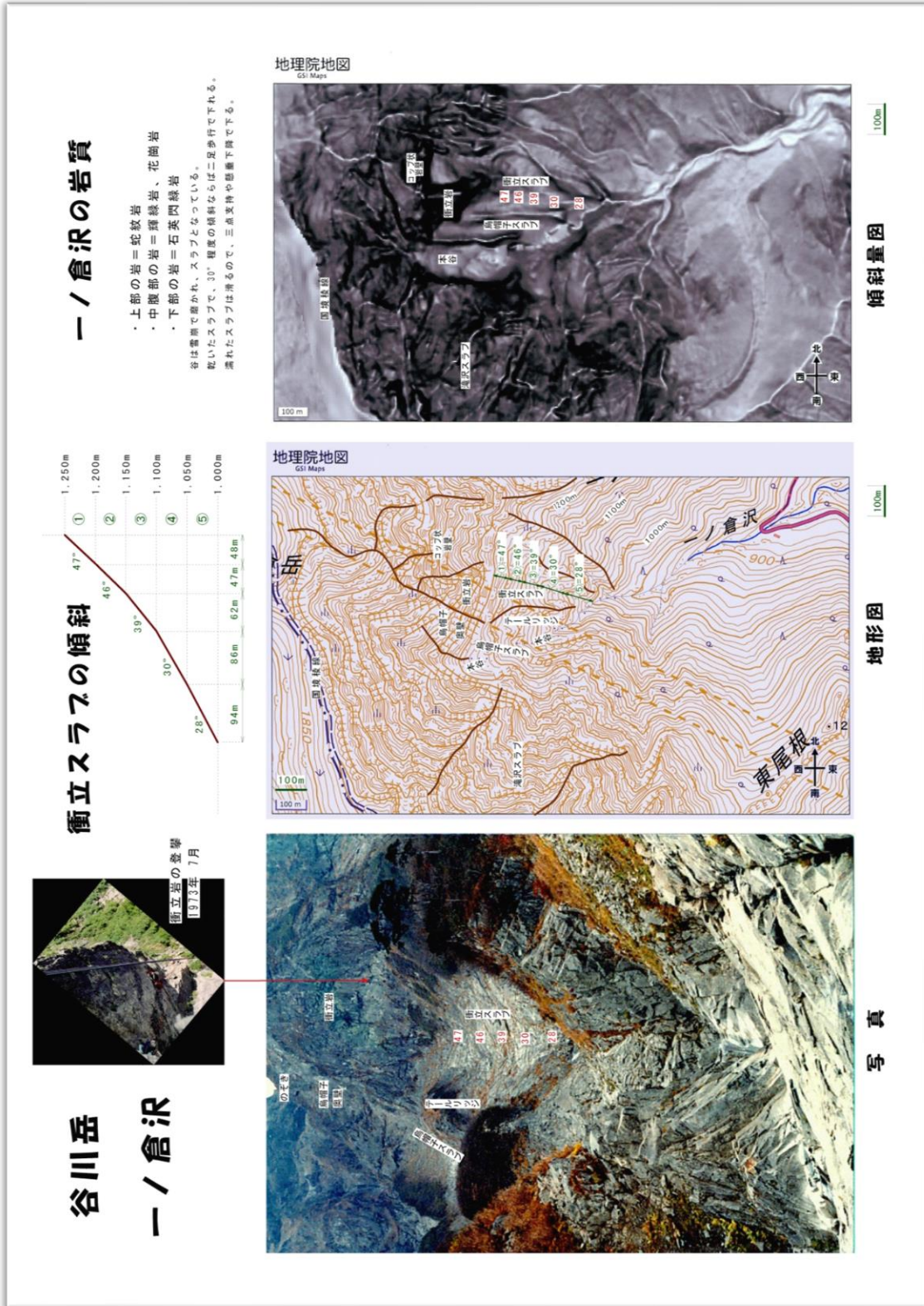
本・被疑事件は登山インストラクション業務中の事案であり、より上質な山岳登山ガイドであれば、未然に防止できたと認識できる。

登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこない、登攀職能不足による業務錯誤判断を重ねた結果、起こるべくして起きた転落死亡事故被疑事件と理解する。

- ① 「登山インストラクター」が、登攀技術を要する危険な山岳斜面で「山岳登山ガイド業務」をおこなうことは「危険である」。(結果=死を招いた)
- ② 計画時間の大幅遅延に対し、エスケープルートへの移行やビバーク（緊急露営）の想定がなく、未踏査な谷筋下降へ誘導し（遭難ルート）、ロープ確保すべき危険斜面でロープを使わず、独自行動させた途上で受講生（顧客）の転落死を招いた措置は、「山岳登山ガイド業務上の過失」に相当。
- ③ シカ柵内へ容易に入れて安全確保する、「危険回避義務を怠った過失」。
- ④ 「不起訴処分」裁定は登山インストラクター業務者への警鐘とならず、再発が予見される。再発は憲法に定める「公共の福祉に反する」事態を招き、登山者生命を担保する「山岳登山ガイド業務の劣化」に繋がる。

※ 参考資料 : 谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの傾斜と岩質

雪崩で磨かれたスラブ（一枚岩）なので、乾いた状態ならば、30°程度の斜面は2足自立歩行が可能。濡れれば滑るので、2足自立歩行はできない。



第2節. 山岳登山業務の考察

1. 一般登山者と業務登山者は違う

巻頭「プロローグ」で、21世紀登山が取り組むべき4つの位相を提示した。その表現を少し変え、以下に修正してみる。

- ① 登山者の自由意志による山岳登山行為・・・「一般登山」
- ② 登山者の生命・安全確保を業務とする・・・「山岳登山ガイド業務」
- ③ 登山を通し社会価値から名誉や報酬を得る・・・「専門職能者」
- ④-1 山岳登山と自然学習教育実習過程における・・・「教育実習登山業務」
- ④-2 登山者の自立指導教育過程における・・・「登山インストラクション業務」

上記分類は社会で、ましてや登山界内部においても理解されていない。

一般登山者 ; 自由登山者 : ①

任意な自由意思にもとづく一般登山者であり、自由意思、自己負担、自己責任をもって登山に取り組む。しかし遭難の場合は自己解決ができなくなり、他者の支援が必要となる。その他者を普遍化すると「公共機関」になる。遭難者の数が無視できない量に至ると、「遭難者と公共の税負担者との乖離」が生じ、一部の地方自治体では「条例」によって規制されるようになる。

業務登山者 ; 登山事業者 : ②～④

一般登山者を対象とする事業や教育をおこなう「他者性」は、拡大普及すると「社会性」を帯び、公共・公益・福祉等の関係諸法令の下、それぞれを所管する官公庁署等の許認可や認証を受ける。さらに関連報告をおこない、監督、監査、業務停止命令等を受ける。(総務省、国土交通省、文部科学省、国家公安委員会)しかし山岳登山ガイド事業、登山教育事業を規制する法令は無く、諸法令の許認可を要さない任意団体として諸々設立され、活動しているのが現状。

本・被疑事件にあつては、上記④-2の「登山インストラクション業務者(登山インストラクター)」が、②の「山岳登山ガイド業務」を実施した途上で生じた受講生(顧客)転落死亡。当該登山インストラクターは一般登山者(受講生)を顧客とした登山事業者であり、その登山インストラクション業務者として果

たすべき業務責任において、「業務上過失致死被疑事件」となった。

「転落～死亡」は、①の一般登山者どうしであれば「自己責任」に帰する範疇であり、何ら「刑事事件」の対象とはならない案件。だが、「④-2の山岳登山ガイド業務者が、①の一般登山者（顧客）を有償登山インストラクション業務し」、その業務履行中の転落死亡事故であるから必然的に「業務責任」が問われる。所轄警察署はこの案件を「業務上過失致死被疑事件」として捜査し、結果「書類送検」したのである。

このように、「一般登山者」と「業務登山者」では責任の所在と範囲が異なるが、社会常識の中でこの違いは認識されていない。

いかなる登山者にあっても；

「登山」は自然人たる人間の基本的欲求に基づく自由意志行為であり、憲法に定めてある「基本的人権」の「自由権行使」そのもの。この権利は「公共の福祉に反しない限り」の範疇における自由裁量権がある。つまり「一般登山」は何ら「法」に縛られることなく、自由に活動することができる自然人の基本的欲求行動であることが根底となる。

そして「登山」における「公共の福祉に反する事態」とは、「山岳遭難」において生じる。遭難への対処は自らだけでできず、仲間や他者、公共機関の支援措置等が不可欠となり、社会問題となる。我が国においては登山に対する法律は無く、山岳登山業務にあっても一般諸法規の適用となる。さらに遭難が過度になると当該自治体は条例を定め、個別事象として以下の例がある。

① 登山に関する条例

- ・群馬県谷川岳遭難防止条例等＝1967年施行（入山規制）
- ・新潟県（南魚沼）　・富山県（剣岳）　・山梨県（富士山）
- ・静岡県（富士山）　・長野県（北アルプス）・岐阜県（北アルプス）

② 入山届義務（下山届はない）：多くの県

③ 入山料納付（名目は各々異なる）：富士山

我が国の山岳事情において「登山の自由」は尊重され、社会の登山ブームも世相を反映している。始源の山岳宗教から、求道、探検、冒険、スポーツ、観光等々多様な関わりは、山岳登山文化を形成している。その多様性は拙著『登山の生態分類（学）』に一覧表として整理してある。

万一遭難した場合にあっても、「通報」できれば公共機関の迅速な対応を受けられるが、「最悪、死を免れられないのが山岳登山の本質」。純粹スポーツと山岳登山との違いは、この1点に絞られる。

近年、「登山はスポーツである」が定説になっている。しかし、「スポーツは、死の可能性があっても人為的に制御した条件の下で開放する身体運動や競技」と定義してみれば、登山との違いは自ずから浮き出る。

つまり、「登山」は最悪死を免れない身体運動であるが、「スポーツ」は死の可能性を人為的に排除した環境下における身体運動や競技、となる。

それゆえに一般登山者が「死の恐怖を免れたい需要」に応えるべく、「生命・安全を確保」する様々な「事業・業態・業務」が生じてくる。

登山者の「生命を担保」して安全登山を導くのが「山岳登山ガイド業務」であり、死傷した場合に金銭補償するのが「各種保険業務」となっている。

「自然を楽しむ同調の美学」を担保するのが「山岳観光産業」となり、「自然に逆らう喜び（登る）を得る抵抗の美学」を担保するのが「山岳登山ガイド業務」と言い換えることもできる。

「観光産業」と相まって、すでに「山岳登山産業」とする「山岳登山ガイド業務」は確立され、公益社団法人や一般社団法人、財団法人、民間自主認定協会・連盟・協議会、学校教育機関等、それぞれに対応する「業態」が確立されている。

前記①～④に分けた4面の位相が、「登山」を通じて山岳フィールドで織り重なっていると理解できよう。

一般登山者の成長過程は、以下のように順次ステップ・アップしていく。

① 初心登山者 ② 自立登山者 ③ リーダー登山者 ④ 教育的登山指導者 ⑤ 自立登山事業者 ⑥ 登山事業者組織（事業グループ、連盟、協会、機構、等々）

「一般登山者」の枠内で収まるのが概ね。さらに熱中する一握りの登山者が「業務登山者」となり、「山岳登山事業」をおこなうことにより「公共性」を帯びてくる。

「公共性」を帯びることによりその「事業業務者は責任と義務を負い」、その責任と義務が果たせなかったとき、民事罰、刑事罰等々の諸法令の下で論争し、決着をみる。

「生命を担保」する重要な「山岳登山ガイド業務」においては、法整備が必要な時節を迎えていることの指摘こそが、本・被疑事件に「登山有識者として関わった私の課題（無償業務）」と自覚している。

2. 「業務」の法的理解

刑法第211条における「業務」の概念は、以下とされる。

- ・「業務とは」、本来人が社会生活の地位に基づき反復継続して行う行為であって、かつその行為は他人の生命身体等に危害を加えるおそれがあるもの。
(家庭生活上の活動は含まれないが、娯楽のための個人的な行為は含まれる)

- ① 社会生活上の地位に基づく行為
- ② 反復、継続性
- ③ 行為の危険性

以上から、「業務過失」は、以下に分けられる。

- ① 単純過失、② 重過失、③ 業務上過失

本・被疑事件の「登山インストラクション行為」は、まぎれもなく上記①～③の3要素を満たした「業務」である。また「山岳登山ガイド行為」も同様に、「業務」となる。

ゆえに、本・被疑事件の転落死亡は「業務上過失致死」で書類送検された。

登山は、山岳という非日常自然環境の中へ「故意」に踏み込む自主行為であり、自然がもたらせる事象を、登山者は全て予知・察知・回避することができない。その人間能力の限界から、人の判断は自然事象に対して万能でないことが解る。

それゆえ登山では、登山技術・知識・経験・予見に基づいて二重、三重の「防御措置」を先行して図ることが「安全確保」となる。その措置を、対価を支払って業務者に委託することにより「事業」が成り立つ。委託者は「一般登山者」、受託事業者は「山岳登山ガイド業務者」によって実施され、「防御措置」の的確さが、「業務者の能力（業務資格認定条件）」を定めている。

「山岳登山ガイド業務者」の資格審査・認定をおこなっている一つに「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」があり、公益性を担保した業務資格審査・認定を適切におこなっている。

一方で、登山事業者に頼らない「自立した一般登山者」になるためには、山岳教育教習課程が必要になる。従来は各種山岳会や学校山岳部がその役割を担っていた。さらにシステムチックに教育連携させた思考から実施されているのが、「登山インストラクション事業」といえる。その事業の業務者が「登山インストラクター」、業務者団体が「日本登山インストラクターズ協会」となり、協会が任意で資格審査・認定をおこなっている。

2009年7月、北海道大雪山系「トムラウシ山遭難事故」は8名死亡となり、社会に大きく報道されたが、最終結果は「不起訴裁定」となった。しかし当該上部組織たる公益社団法人日本山岳ガイド協会は特別委員会を設置し、「トムラウシ山遭難事故調査報告書」をまとめ、2010年3月、社会へ公表した。

山岳遭難事故裁判事例を見ても、その多くは学校教育活動の一環として山岳へ立ち入って事故を起こし、その計画・実施・監督責任が問われている場合が多く、刑事事件としてよりも民事係争が多い。

より高度な登山となるにつれ、過失の立証は難しくなり、裁判に至るケースはまれとなる。

しかし登山とは、故意に危険な山岳へと踏み込む自主行為であり、自らの命とともにロープを結ぶ行為は他者を含めた「一心同体」を形成することから、裁判以前の「総合人間力形成・育成」に目を向けるべきである。

この視点から、本・被疑事件における当該登山インストラクター及び当該所属協会の見解や事故報告等が公表されていないことから、当該協会の「山岳登山事業者意識」に対して、疑問を投げかけねばならない。

「登山」を楽しむ背景には、常に死の影を背負っている意識が根底にあり、ではどう対処するか・・・、そこから始まるのが山岳登山ガイド、登山インストラクターの心構えのはず。本・被疑事件を通し、「山岳登山業務」の意味をより深く追及して是正することこそが、当該協会及び登山インストラクターの責務といえよう。

「地上」の日常社会生活にあつての「業務」は、リスク・マネジメントとして「業務規程、業務規則、業務細則」等により、業務運用の基準や制限、手順を定めている（地上の掟）。しかし「山上」の「山岳登山ガイド業務」は多種多彩な自然要因（山上の掟）がからみ、一律な業務規程、規則、細則は定めがたいのが実情で、未だ未整備な分野。

仮に「山岳登山ガイド法」や「山岳ガイド規程、規則、細則」が整備されていたならば、本・被疑事件は明確に「業務上過失」が認められたであろう事案。

ましてや登山インストラクション業務者（登山インストラクター）が山岳登山ガイド業務をおこない、その業務錯誤による「安全確保判断」を間違え、顧客の単独死亡を招いた結果を見れば、クライシス・マネジメントによる「業務規程、規則、細則」の整備は時節を待たない。

まず「立法」があり、その法律に則った「運用規程」、「運用規則」、「実務細則」が定められる。しかし現在、登山に関する「法律」は無いことから、山岳登山ガイドも登山インストラクターも任意団体資格であっても、各団体内部のクライシス・マネジメント、「規程、規則、細則」の制定が急がれる。

「**刑事告訴**」は被害者（刑事訴訟法 230 条）、被害者の法定代理人（刑事訴訟法 231 条 1 項）や、被害者が死亡した場合は配偶者や直系の親族、兄弟姉妹（刑事訴訟法 231 条 2 項）等がある。

本・被疑事件の場合は「**刑事告訴～訴状受理**」ではなく、被疑者たる当該登山インストラクターが遭難届を松田警察署に連絡したことにより発生したもの。遭難届を受けた松田警察署と神奈川県警察本部捜査第 1 課により、検死、搬送、現場検証・捜査がおこなわれた。

この遭難死亡事故は明らかに「**故意**」でなく、また「**未必の故意**」でもなさそうなことから「**刑事事件性**」は無くなる。しかし登山インストラクターが有償ガイドしていたことから、刑法第 211 条の「**業務上過失致死**」被疑事件として警察捜査となった。

しかし日常（地上）の警察機構において、非日常的な「**山上**」の「**山岳登山ガイド業務**」を理解する適格性に欠けている。そこで「**山岳登山有識者**」として、ヒマラヤ登山隊長の経験を持つ私に、「**登山有識者意見**」を求めてきた事案。

本・被疑事件における「**登山有識者意見**」の要旨は以下；（山上の掟）

① 滑落、転落を予見する岩場の下降にあるから、安全確保業務としてロープを結び、ロープ確保をおこなって行動すべき業務場所にあったこと。

被疑者らはロープを所持していながら使用せず、単独行動させた途上で顧客が谷底へ転落～死亡を招いたことから、その業務判断と措置の不適切さは「**業務上過失**」が認められること。

② 「**登山インストラクター**」と称する任意団体資格を得て、「**山岳登山ガイド業務**」をおこなった不適切行為により、前記①の安全確保を怠って顧客を死亡に至らしめた資格運用の不適切は、公共の福祉に反する顧客死亡という取り返すことができない重大な結果を招いた責任の重さがある。

「**ロープ確保をおこなうべき場所において、単独行動させて転落死亡となったガイド業務**」は、登山技術、登攀セオリー（Theory）に外れた、不適切業務であったこと。しかしその**登攀セオリー**は「**地上**」の法律や規程、規則ではなく、「**山上**」の登攀経験によって体得し得る**感覚的技術論**と、**科学的知見を総合した合理的判断の蓄積**から成るもの。

現場は、滑落しそうな感覚、転落しそうな予感、もし滑落・転落しても最悪の死を招かぬようにロープを結び、停止を図るロープ確保技術（クライシス・マネジメント）が不可欠であったこと。

周囲の状況から、所持するロープ確保を実施していたなら、死亡まで至らなかったことは明白に推定できること。

そして、警察は約1年間の捜査を重ねた後、検察庁へ「書類送検」。

「地上の掟」で登攀経験のない検察庁・検事にあつては、「山上の掟」のロープ確保や登攀セオリーを理解できなかったのだろう。

検察裁定の結果は「不起訴処分」。

この「不起訴処分」裁定が、登山インストラクション業務への警鐘とならなかつたことは、公共の福祉に何ら寄与しない。

つまり、登山の大衆化が拡がり、山岳ガイド登山事業が普及している現代登山社会での安全確保意識増強に、役立たなかつたことになる。

さらに「登山インストラクターが山岳登山ガイド業務を今も平然とおこなう」ことの危険は取り除かれず、顧客の危機をさらに助長させることにもつながる。

「不起訴処分」裁定が不当とみなす場合には、さらに検察審査会への「不服申立」の手続きもある。

告訴権者及び被害者の法定代理人（告発人、被害者や被害者の遺族）は、不起訴処分に対して不服がある場合に、「検察審査会」へその処分の当否の審査を申立てることができる制度（検察審査会査法 第2条2項、第30条）である。

検察では「不起訴処分」裁定となったが、「登山有識者」としては明らかなる「業務上過失致死」が認められ、このまま放置して良いのか？

検察官による「地上の掟(Law of the earth)」と、登山有識者の「山上の掟(Law on the mountain)」とのズレは、本稿に整理することで読者諸氏が読み、考えていただけるのも一つの手法。

その目的は、「公共の福祉に反する事態」を減らすこと。

「登山有識者としての知見（山上の掟）」を総動員して、法曹界が見過ごした「山岳登山事象の過失（地上の掟）」をさらに論議できるような情報提供となるならば、そのことこそが「公共の福祉に資する」ことになると考える次第。

3. ガイド業務の区分

日本の山岳は古来、狩猟・採取、山岳宗教・修験の場であり、近代になって科学探索の場となり、現代ではスポーツ、観光の場となって国民幅広く立ち入っている。それらの行為は国民一人ひとりの基本的人権の行使であり、法律で規制することには憲法で定めた「基本的人権の自由」に抵触する。

他方、日本の山岳は中緯度、低山であるため、生活上の多様な関わり方が古来存在する。多様な関わり方に類し、「山岳登山」も幅広く多様な分類ができる。それらの山域を案内する「山岳登山ガイド」の適応資格区分も、多岐にわたる。拙著『登山の生態分類(学)』では、「登山」を13項目に分類している。

(第2章. 第3節. 登山と山岳スポーツのちがいを)

<登山と山岳スポーツの分類表>：参照

(1) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会

公益社団法人 日本山岳ガイド協会は公益社団法人として最も適切な区分をおこなっており、以下の資格分けがある。この区分は「危険度の範囲」へ対応したものといえ、それらの危険に適切対処できる「能力別区分表示」を表す。

したがって設定資格範囲内のガイディングを忠実に運用すれば、理論上は資格能力以上の「無謀な山岳登山ガイド業務」はおこなわれないことになり、「業務過失」防げるはず。

< 資格種別 >

< 設定ガイド領域 >

- ① 自然ガイドステージⅠ・・・無雪期の里山、山地、高原ガイド
- ② 自然ガイドステージⅡ・・・四季にわたる里山、山地、高原ガイド

- ③ 登山ガイドステージⅠ・・・国内無雪期の整備された登山道ガイド
- ④ 登山ガイドステージⅡ・・・国内四季の整備された登山道ガイド
- ⑤ 登山ガイドステージⅢ・・・前記Ⅱの外に、
積雪期営業小屋利用の易しいコース・ガイド

- ⑥ 山岳ガイドステージⅠ・・・通年の国内山岳縦走路の岩稜コース・ガイド
- ⑦ 山岳ガイドステージⅡ・・・季節を問わず全ての山岳ガイド、インストラクション

- ⑧ 国際山岳ガイド・・・国際山岳連盟加盟諸国の山岳全エリアのガイド

- ⑨ インドアクライミング・インストラクター
- ⑩ スポーツクライミング・インストラクター
- ⑪ フリークライミング・インストラクター

- ⑫ スキーガイドステージⅠ
- ⑬ スキーガイドステージⅡ

(2) 日本登山インストラクターズ協会

日本登山インストラクターズ協会は任意団体として資格認定をおこなっている。当該協会の主旨概要から理解すると、資格要件は以下。

◎ 登山インストラクター <設定資格>

- ・ 登山道において、自立した安全登山ができる登山者を育成する資格。
- ・ 冒険的登山の技術レベルよりも人間性を重視し、多様な分野で自立的に活動できるように育成する「**指導・教育業務＝インストラクション**」。

(3) 設定資格能力とガイディングのミスマッチは「業務過失」を招き易い

山岳への関わりは多様であるが、山岳登山行為の「危険度認識」に応じてガイド業務資格設定区分を定めている「公益社団法人日本山岳ガイド協会」の分類は適切といえる。資格区分を定め、能力に適合する領域・内容を特定している。

他方、本件当該資格認定機関である「日本登山インストラクターズ協会」においては、山岳登山行為の「危険度別区分認識」に触れておらず、「安全登山」と「冒険的登山よりも、人間性重視」という、抽象概念で一括りにしている。

「自立した安全登山」がおこなえる領域として「登山道」を想定していることから、ルート ファインディング (Route finding : 自らルートを見つけ出す) が求められる危険度の高い、沢登り、岩壁登攀、岩稜登攀、積雪期登攀はインストラクション業務領域外と理解する。

加えて「冒険的登山よりも、人間性を重視」という思想を加えると、なおさら「登山道」に重みが増す。ここでいう「登山道」とは多くの一般登山者によって歩かれ明瞭となった「登山用の路」を示すのだろう。踏み跡もなく、ルート ファインディングを要する山岳登降は「登山道」と言わない。この「登山道」を自立で歩ける登山者を育成する業務資格目的が、「登山インストラクター」と理解できる。

未知・未踏や「登山道」が無い、沢・岩・雪・氷の山岳斜面や稜線を経て峰々を登る領域は、登山インストラクターの業務活動設定範囲外・・・と理解するのが妥当であろう。本・被疑事件現場は、未踏査の沢筋上部急斜面を下降する登山インストラクターの業務活動設定範囲外で生じたことから、当該業務は「登山インストラクション」ではなく、「山岳登山ガイド」であり、そのことを認識できていないことを本論は「業務領域錯誤」と指摘している。

沢・岩・雪・氷の山岳斜面や山稜に顧客を引率する業務者を「山岳登山ガイド」に資格統一すれば、「業務領域錯誤」は無くなって適切な運用を図ることができる。この考えに沿って資格領域区分をおこなっているのが、「公益社団法人日本山岳ガイド協会」である。

「登山インストラクター」なる任意資格設定をおこない、「山岳登山ガイド」領域で「登山インストラクション業務」の運用を図ればオーバーワークを招き、本・被疑事件のような「業務領域錯誤」による死傷事件誘引の素因となる。

設定資格とその業務安全確保は、資格認定者がその設定範囲を厳守しているか、否か、に係る。この資格設定条件と実施業務とがミスマッチした場合は人為的な危険度が増すことになり、「業務過失」が生じやすくなる。それゆえに地上界の一般業務はチェック機能として、「業務制限規定・規則・細則や監督・監査」部門を設けるのだが、山上界での「監督や監査」の実施は難しい。

しかし「山岳登山事業」は「不特定な顧客の生命を守る重い業務」ゆえに、組織として「業務制限規定・規則・細則、等」を設けてオーバーワークを自主規制する必要がある。規則違反に課する「措置や処分、罰則」は不可欠なはずだが・・・実際は死傷事故となって違反の制御ができない。

この「曖昧な業態」をこれまで継続してきた山岳登山ガイド業界、登山インストラクション業界であったが、いざ本・被疑事件に関与してみると、理論上、倫理上もこの業態を一般登山者（国民）の目から厳しく見直す必然を痛感する。

ある有資格者が設定業務範囲を超えた場合、危機対応で適切な措置を下せない場合があるかもしれない。

経験不足にともなう業務者の危機管理能力以上の判断に迫られ、不適切な業務判断と対処が成される場合も・・・あり得る。

山岳自然の中では、「生死を分かち喫緊な判断」が往々にして存在する。

そのための資格設定であるのだが、設定資格の業務制限以上の領域で実施した場合、それを監視、停止、処罰する仕組みは・・・無い。

山岳登山ガイドや登山インストラクターにあっては、自主規律（倫理）による自己規制しかなく、法的には野放し状態にある。しかも本・被疑事件のよう

に山岳登山論上及び山岳登山ガイド倫理上（併せて山上の掟）は「**業務上過失致死**」が明瞭であっても・・・**起訴されない**。

山岳登山ガイドにレコーダーごとき監視カメラを義務付けることは技術上可能な時代であっても、それを論ずる背景にまで至っていない。なぜなら、山岳登山事業者側から提案しないだろうし、20世紀登山思想は人間性善説の上に成立していた山岳登山ガイド業務倫理でもあったから。

では、21世紀山岳登山ガイド業務倫理にあっては・・・必要ではないのか？

本・被疑事件を鑑みると、法や規律、監視や監査のないこれまでの自由な山岳登山に、網に目のような法やカメラ監視等は、人間の自由を求める権利に逆行する。しかしその自由を味わう登山行為は、「**生命**」に対する“**両刃の剣**”。

21世紀の今、「**生命を担保する山岳登山ガイド業務**」は、「**業務能力の制限や監察**」を必要とするほどに、業務・業種の多様化にともなう**能力不適合**をきたしているからだ。

山岳登山行為は、一般登山者、業務登山者らが、いかなる登山様式で対峙しても、「**死の危険**」を完全に排除することはできない。だからこそ、一般登山者を対象とする登山事業者は、その事業の中核に**クライシス・マネジメント**（死の回避手順）を導入しなければならない。たとえ冒険的登山でなく、一般的登山道であっても、山岳自然の様々な危機・危険の全てを免れることはできないから。

より高度な山岳登攀になるほどに、登攀者の**クライシス・マネジメント**は真剣になり、意識してその対策を図っている。また、より高度な体験を経ることにより、「**危険と困難**」の状況判断区別が、より明瞭に理解できるようになる。

本・被疑事件の登山インストラクターは、当該協会が設定する業務領域（登山道）では無い、険しくて危険な西丹沢の沢を登り、登山道でない急峻な沢筋尾根の岩場を下降し、当該協会が資格設定している業務範囲を外れた場所で、インストラクター業務の危険回避（ロープ確保）を図ることなく、受講者の転落死を招いたことの後始末を、どのようにつけたのか？

本・被疑事件当該登山インストラクターに「**危険意識が無かった**」のであれば、日本登山インストラクターズ協会の資格認定制度は「**危険な存在**」となる。

転落受講生は不慮の事故死として「**自己責任**」に帰着され、当該インストラクターが負うべき「**業務（ガイド）責任**」を自覚できないならば、再発を招く可能性は残されたままとなる。

そもそも「危険場所」に安全を担保して引率する行為は「ガイド業務」であり、それがインストラクターであっても「インストラクション（教育・指導）」ではなく、「ガイディング（引率）」である。

「登山インストラクター」と呼称して「山岳登山ガイド」業務を実施することの「危険」を、本・被疑事件は如実に証明した。

本来、山岳ガイディングにおける危険回避技術・知識・経験・危険予知能力等は、資格に関わらず山岳自然を踏破する「実力の世界」。(山上の掟)

しかしそのような山岳世界にあっても、「生命に係る山岳登山ガイドの実力」を分類・整理（基準化）し、実力に見合った業務内容で山岳登山ガイド業務を実施するならば、不幸なミスマッチ・ガイディングによる死亡は低減されよう。

それが実力に見合わない危険領域に顧客を導入案内すると、本・被疑事件登山インストラクターのごとき「自覚無き不慮の死」を招くこともある。

日本山岳ガイド協会分類「⑥ 山岳ガイドステージⅠ」以上の実力レベルから本・被疑事件を俯瞰すると、以上のことは容易に理解できよう。

さらに、日本山岳ガイド協会が、「自然・登山・山岳・国際」に分類している意味は、「ガイド業務」の領域、内容、困難度を適切に区分している。

「⑥ 山岳ガイドステージⅠ」相当を、登山インストラクターが無自覚で登山ガイドをおこなうミスマッチングが本・被疑事件の「業務過失」を招いたといえるが、「下界の掟」たる法律判断からは処罰できない「不起訴処分」裁定で終結となった・・・しかし、このまま放置で良いのだろうか？

（４） 山岳登山ガイドの責任とクライシス・マネジメント

山岳登山ガイドの有償性と無償性を論ずる前に、「なぜ山に登るのか??（登山とはいかなる行為か）」を考えねばならない。

単純に言えば、「登山とは、山を登ること（そこに山があるから!）」といえる。

登山行為は重力に逆らって登るから、重力以上の仕事量（エネルギー）を発揮しなければ登れない物理事象。「重力に抵抗するエネルギーを失ったとき」、重力に則って登山者は落下する。血液循環、体温保持エネルギーを失ったときには「生命機能を停止」する。これらはいずれも自然界での「物理事象」。

急斜面や氷雪面であれば滑落や転落、岩壁であれば墜落となる。その際、最悪は死に至り、死の手前にあっては負傷、骨折を招く。低温に暴露され、抵抗機能を失ったとき、生命活動は停止する。日常生活を離れ、あえて山岳自然の非日常環境に分け入る「山岳登山行動」は、抵抗エネルギー保持が必須条件と

なる人間独自の物理的文化的行動なのである。

つまり、「登山」は自然の法則に逆らって登る行為であり、自然に逆らうことは「危険を冒す」ことにほかならない。それゆえ、危険をいかに避け、防御するかが「登山技術」であり、物理的合理性をもって対処する。

自力のみならず、「パートナー（協働者）」を得ることは合理的手段の一つとなる。また逆の面もあり、パートナーに引き込まれて自らも危険に巻き込まれることも生じる。しかしそのパートナーが格別優れた登山者であり、山岳危険の多くを免れる能力に秀でていれば、頼りになり、安心もできる。この面において「山岳登山ガイド」なる業態が存立することになる。（有償、無償に関わらず）

「有償」であることは、ガイドと顧客との間に山岳登山能力格差が大きくあり、顧客は対価を支払ってそのガイド能力を担保とし、自らの不足分を埋め合わせることができる。またガイドの資質によっては、「無償」で担保を提供する場合もある。つまり、ガイド行為を生計の糧に組み入れていれば「有償ガイド」となり、生計以外でガイドの自己満足（自己愛）や人間性への無償な愛（他者愛）を提供したい場合には、「無償ガイド」となる。

いかなる「ガイド」にあっても、「山岳登山ガイド」は「生命を担保とする業務」であることから、その「業務責任は地球よりも重い（人の生命は地球より重い=1977年、ダッカ、日航機ハイジャック事件：福田首相談話）」ことになる。しかしこの表現は観念論であり、現実的倫理では無い。この言葉の意味するところは、「人の生命は、一度失ってしまうと取り戻すことができない。そのことは、地球が無くなって全生命が失われるほどに、人の生命は大切である」・・・と、トップリーダーの喩え話しから成る判断基準。

- ・ 取り戻すことができない事象のマネジメントは「クライシス・マネジメント」
- ・ 取り戻すことができる事象のマネジメントは「リスク・マネジメント」

この両者は、マネジメント担当者、過程、目的、が異なることを意味する。つまり、「クライシス・マネジメント」はトップリーダーの任務。（委任不可）

「リスク・マネジメント」はセカンドリーダー以下の任務。（組織的委任体制）

「山岳登山ガイド」は引率グループの「トップ・リーダー」であり、生命を担保する「クライシス・マネジメント」の業務責任は、「地球より重い」。

山岳の危険地帯へ踏み込む山岳登山業務にあり、自然と人間の間には常に「リスク・マネジメント（損得勘定・合理性）」と「クライシス・マネジメント（死の回避・絶対性）」を使い分けられる業務意識が不可欠である。

一般登山者が「山岳登山ガイド」に依存することは、未成熟な登山者であっても一定レベルの登山を安心しておこなうことができるため。登山途上では山岳登山ガイドから学ぶこともでき、自立登山者へと成長を促すこともできる。

自己流で成長するよりも、熟達経験者たる山岳登山ガイドから学ぶ方が効率的に素早く成長することができ、その経験を重ねれば短期間で未熟登山者から自立登山者へと変身できる。

一般登山者は Give and take で「対価」を支払うか（有償ガイド）、人間的「絆」を継続していくか（師的存在）、自らに適した方法を選択できる。前者は広く公示・広告されるので探しやすいが、後者の「人対人」の関係は出会と継続が難しく、実際は極めて少ない。

そこでの問題は、「ガイド能力」の見極め。

未熟登山者からは「ガイド能力」を検証しようがなく、公示される資格基準を参考にするしかない。しかし現在、国家資格となる「山岳登山ガイド資格」は無い。国家資格に最も近いのが、総理大臣認証による「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」が、各種領域に合わせて資格を定めている。

「山岳登山ガイド業務」は顧客を案内する「サービス業」であることに違いは無い。しかし山岳領域では危険度が高いがゆえに、顧客は「安全確保のサービス（安全確保）」を求めるわけであるから、「顧客の生命確保義務と実施責任の重さは、対価をもって金額で表しきれない（地球より重い）」極論となる。顧客の要望ばかりを優先させるわけにはいかない。

いかなる人間にあっても、「無限責任」を負えるわけではなく、民主主義社会、資本主義社会においてはその限界認証として、顧客との間で「山岳登山ガイド契約」が必要となる。

例えばスイスの山岳ガイドは、登るルートに見合った力量を備えた顧客でなければ案内しない。また案内の途上で顧客の力量不適合を判断すると、その地点から引き返してしまう。顧客サービス以前に、「顧客の安全確保が第一」だからである。

1978年、私たちのヒマラヤ登山において、登山隊は雇用シェルパとの間で、「雇用契約書」を結んだ。契約は義務でなく、隊長だった私が当時からマネジメント意識を持っていたからである。

またネパール政府の登山規則に基づき、シェルパー一人ひとりの「遺言書」を作成し、シェルパはサインや拇印を押して認証し、ネパール政府へ提出していた。さらに緊急用ヘリコプター代金をエージェントにデポジットし、飛来要請の通信方法を確認し合い、万一の緊急事態に備えていた。生命保険加入も含め、クライシス・マネジメント対応の実施例である。

日本の山岳登山ガイドと顧客の間で「遺言書」までは不要としても、ガイド

と顧客の認識と責任の限界（免責事項）を明確にさせる「**契約書**」を取り交わす必要が改めて提起される。故意に山岳自然へ踏み込む、人間のマナーとして！

本・被疑事件においてはフェイスブック（メタ）を活用していることから、ガイド契約のフォーマットを作成・用意する業務こそが当該協会の役目となろう。契約は口頭でも成り立つが、クライシス事象（死）をとまなう山岳登山にあつては、事後証明ができないから口頭契約は不適切であり、デジタル社会にあつてはデータの保存と共有は容易である。

とはいえ、人が山を登る自然行為は憲法で保障する「**基本的人権**」そのものである。その人権に制限を加える要因は、「**公共の福祉に反する事象＝遭難**」の場合であり、登山規制を加えるならば「**遭難事象**」の面からとなろう。

1967年に施行された「**群馬県谷川岳遭難防止条例**」は登山界に大きな衝撃を与え、大いなる議論を巻き起こしたが、現在では9県へと波及した。

これら条例は一部で「**登山禁止**」規定があるが、概ねは「**登山届け**」提出義務であるから、人権制限に当たらない。

そして21世紀の今、デジタル文明におけるSNSの普及は、「**登山の質**」に大きく影響を及ぼしている。

ガイドと顧客の関係はもちろん、ガイド相互においても初めて出会ってパーティを組んだりしている。2009年、北海道大雪山系「**トムラウシ山遭難**」の事例がそうであった。

「**山岳登山事業**」が、「**リスク&クライシス・マネジメント**」であることは、第2章 第2節 で詳述する。その目的は「**安全と生命の確保**」であるから、その責任は「**地球より重い**」。

「**山岳登山ガイド**」と言わず、「**登山インストラクター**」と呼称しながら、実際は「**山岳登山ガイド業務**（有償案内）」をおこなうことのレトリックな思考背景は、「**地上のサービス事業**」を連想させる業務錯誤を促すことにつながる。

「**山上の掟**」は厳然であり、最悪は死を招くクライシス事象への対処である。人間性の片面は「**地上の掟**」で許容されても、自然界の片面「**山上の掟**」は人間性の弱点を見逃してくれない物理現象（自然現象）。

そのことを認識した上での「**山岳登山ガイド業務**」は常に「**クライシス・マネジメントの世界（山上の掟）**」である。

「**登山に対する認識の甘さが死を招いた**」のが、本・被疑事件の基因。繰り返さないためには、本論に向き合ってほしい！！

4. 山岳登山における「危険認識」の基準

山岳登山行為における「危険箇所」及び「危険」の定義はない。

つまり登山で立ち入る「山岳」は非日常な自然界であり、あらゆるところに「危険」が存在するので、「山岳の全てが危険地帯」といえる。

「登山」は自然の法則に逆らって山を登る行為であり、自然に逆らうことは「危険を冒す」ことにほかならない。それゆえ、「危険をいかに避け、防御するかが登山であり、その答えは物理的合理性をもって対処する」ことになる。

山岳に立ち入る登山者の「危険認識」は主観に基づくが、その「主観」は一人ひとりが主体的に生み出す「意識の断片 (awareness)」であり、広く他人にも同じように認識されることは「客観」として定着される。つまり、「主観」が先にあり、その同質性が共有されることにより「客観」として定着する。

山岳危険認識の中で客観的に説明しにくい一つに、「第六感とされる主感覚」がある。例えば、①この斜面は雪崩が起きそうだ、②この場所では滑落しそうだ、③この雲行きは悪天候になりそうだ、等々。身体の五感センサ（視覚、聴覚、臭覚、味覚、皮膚感覚）に加え、説明しがたい「予感」を得る。緊張・集中するほどに「感性」は鋭さを増し、その感覚を通称「第六感」という。

危険行動体験からの生還が多いほどに、第六感は研ぎ澄まされる。その「体験」は体内各所に蓄積された「記憶の断片」が瞬時に統合されて出力され、「第六感」として再認識される人体の構造・・・という脳科学の説明もある。

「予感」を論理的に思考した結果は「予見」となる。特に山岳登山行為における第六感の対象は「雪崩、滑落、悪天候」等にある。

「第六感」は個体差が大きく、「感じる人、感じない人」があり、程度の差もそれぞれ異なる。したがって個体差による感覚の違いは、理性的に議論を交わしてもかみ合わないから、「主観」は科学的証明から排除される。しかし 21 世紀のデジタル社会にあっては、「主観は真理の一要素 (種) Subjectivity is an element of truth」としたデジタル要素に捉えると、新たな論理構成が可能となるだろう。

過去半世紀以上にわたって私が山岳登山を継続する中で、「第六感」は生き残るために尊重している。それは動物的人間本能感覚であり、合理的、論理的には説明し難い。しかし現在も生きて残されていることこそが、動物的人間本能感覚を尊重してきた証しではないかとも考えられる。

「第六感」を「臆病に受け取る者 (退却者)」は生き残り、「勇敢に撥ね退ける者 (突進者)」は死ぬ場合が多いのも、過去の事象は物語っている。

「危険認識の内容と程度」は登山者自身の「能力」に応じて異なり、「危険認識」の差異はさまざまなレベルに分けられる。このような「危険意識・認識」に細かな基準を設定することは不合理であり、むしろ大枠の傾向区分が適している。そこで、大枠な区分を「危険認識の基準」として、以下に提示する。

＜危険認識の基準＞

- I. 生命の危険を感じるレベル（失敗すれば～死ぬかもしれない）
- II. 傷害の危険を感じるレベル（死なないけど～損傷するかもしれない）
- III. 危険と感じないレベル（正常な範囲内で～大丈夫だろう）

山岳登山の「危険因子」はさまざまあるが、おおむね以下を示してみる。転倒、滑落、転落、墜落、落石、雪崩、雷、水流、気温（低体温症、熱中症）、強風（風速1mで体感温度-1℃）、地吹雪（ホワイトアウト）、毒蛇（マムシ等）、毒虫（蜂、ブヨ、ヒル、ダニ）、獣（熊、イノシシ）、有毒ガス、etc.

5. ガイドの注意義務

山岳登山ガイド業務における「注意義務」は、山岳危険地域で安全担保を業務とするガイドングの「主たる責務」である。しかし注意義務を果たしてもなお、高度な山岳登山内容となるにつけ、予期せぬ自然危険事象に遭遇してしまうのも、自然と人間との相関である。

また、第1章. 第2節. 3項(3)に記した、「設定資格能力とガイドングのミスマッチング」においては、ガイドの認識なき些細な過失が死亡に直結してしまう。「山岳登山ガイド」とは、そのような自然環境における「登山者の生命・安全確保業務」であることの自覚が不可欠。顧客の危険を事前に予見する「注意義務」により、「先手を打って措置する(対処)」ことが「業務」。

「ガイドング」における資格設定と実務者能力とのミスマッチは、ガイド業務者の能力が不足すると「無意識の中で過失を犯す」ことになり、その結果を「仕方がなかった」とするガイド心理であるならば、「未必の故意」に相当する。他方、ガイド業務者の能力が資格適合していたとしても、予知・予見・回避義務を怠れば「業務過失」を招く。

(1) 危険を予見する可能性

- ・ 既知のルートであれば、おおむねの危険は予見でき、想像力を働かせて計画段階で対応準備を図ることは定石。
- ・ 登山目的、日程、メンバー編成、コースの把握、食料・装備、下山コース、エスケープルート等々の計画により、危険個所での対応を事前にイメージしておくことは、ガイド業務の基本。
- ・ 本・被疑事件の計画で、未踏査の尾根を下降ルートに選定しているが、地形図から読み解けば、さほど困難なルート選定ではないと考えられる。

問題は、日没時刻に追われてさらに予定下山ルートを変更し、最短距離を狙ってシカ柵に沿って下降。次第に未踏で急峻な赤柵ノ沢上部側面をトラバース下降となる、「予期せぬコース変更判断」にある。

- ・ アルピニストや山岳登山ガイドならば、地形図を見ただけで当該下降コースは急峻な谷の側面をトラバース（横断）下降する難しさを理解し、滑落・転落の危険性が大きくなる「予見」が普通にできる「遭難コース」である。

- ◆ 転落現場に立った実感において、起こるべくして起きた「蓋然性」を確信。たとえ馬酔木の小枝が折れなくても、そのまま下降を継続すれば、些細なスリップや身体バランスの乱れで滑落・転落の蓋然性を十分に予見できる。

下降のためには、「危険回避措置としてロープ確保は不可欠」であり、そのことを「予見できないガイドイング」であるならば、前項に記したガイド資格能力ミスマッチング状態となる「オーバーワーク」であり、業務過失を生じた間接原因となる。

- ◆ 「登山インストラクター」が、より高度な「山岳登山ガイド領域」に踏み込み、危険予知能力の低さから転落・滑落を予見できず、危険回避措置たる「ロープ確保をおこなわず」顧客受講者が転落死亡に至った「典型的転落死亡事例」である。

(2) 危険の回避義務

- ・ 「最悪、死に至る」山岳登山ガイド、登山インストラクター「業務」には、「生命担保」という一般業務より重い「危険回避義務と責任」が課せられる。だれにでも簡単にできる業務でなく、相応の能力を要することから、「憧れの職業」ともいえる。求められる能力の高さからは「ヒーロー」に見られることもあり、欧州文学では山岳小説となって情念を掻立てられる。

- ・「山岳登山ガイド業務」は法令に則った業務で無いため、「地上の掟」からの「**作為義務**」、「**不作為義務**」は生じないだろうが、「**顧客の生命を担保する職能**」からは、法令義務よりも重い「**生命倫理上の危険回避義務と責任を自覚した**」、「**山上の掟**」があった。(20世紀の登山家)
- ・危険回避措置には、以下の方法がある。
 - ① 退却 (戻る)・・・退却の方がより危険な場合もある
 - ② 迂回 (エスケープ)・・・常に念頭に置く必要がある (逃げ道、奥の手)
 - ③ ロープ確保・・・**危険個所通過の能動的な安全確保手段** (定石)
 - ④ ビバーク (緊急露営)・・・悪天候、夜間、等 (緊急避難措置)

(3) 危険回避の可能性

- ・本件の背景には、日没時刻に追われた心理的な「**焦り**」が読み取れる。
- ・女郎小屋沢遡行で計画より2時間余遅れて遡行終了。日没までに2時間半を残すのみとなる15時15分の時点において、未踏な予定下山コースを変更して、より安全を期する危険回避方法には、以下があった。
 - ① エスケープルート**の選択**・・・櫟平コース (下山経験あり)
 - ② ビバーク**の選択**・・・ツエルト、コンロ、水を所持していた
 - ③ シカ柵内への**侵入**・・・侵入できる倒木が2か所あった
- ・しかし計画通り下山コースの未踏査な尾根を選択して進行。
計画では3時間で玄倉川に降り立つが、その前に日没時刻を迎えてしまう。そして計画通り下山するが、予定よりもさらに時間がかかり、時間短縮の意図で最短距離をめざし、未踏査な枝尾根に侵入し、シカ柵に行き当たる。
- ・シカ柵沿いに下降するが、土の斜面は次第に傾斜が増し、岩 (石英閃緑岩) が露出する急峻な斜面となる。そのまま下降できるか登山インストラクターが先行探査を試みる途上で、顧客1名が転落～死亡。
だが、シカ柵沿い下降中の滑落直前に2か所、倒木がシカ柵を破壊して容易に侵入できる箇所があり、少し戻るだけでシカ柵内へと侵入回避行動 (前記③) を図ることが可能であった。(33頁：写真 参照)
- ・つまり、前記①、②、③、と三つのケースで**危険回避の可能性があり、無理してシカ柵外周沿いを下降する必要は無かった**。登攀技術からしても横断下降は最も滑落・転落の危険が大きく (遭難コース)、加えて足場となる風化した石英閃緑岩盤表面は砂粒状のザレ (破碎した岩) で滑り易く、困難はさらに増す

- ◆ 高度なクライミングを経験している「登山有識者」として、「登山インストラクションでなぜ、この斜面を単独行動で下降させたか」・・・理解できない。

本・被疑事件を鑑みれば、前記いずれの危険回避措置もとられていなく「**遭難コース**」と一目でわかる沢筋の岩盤下降を単独行動させたのか、理解不能？

危険を予知・予見できないほど低いレベルの「登山インストラクター」が、資格設定領域以外の危険場所へ誘導し、インストラクション（教育）業務よりも高度な判断を要する「**山岳登山ガイド業務**」をおこなった。しかも未踏査ルートへ誘導した結果、インストラクション業務を超える山岳登山ガイド業務判断が下せなかったミスマッチングからは、「**業務錯誤による過失**」を明らかに読み取ることができる。

一方、高度な登攀体験無き検察官にあっては、「**滑落感覚、転落感覚、危険感覚**」等、「**山上の感覚判断（山上の掟）は無理**」であろう。

これら滑落・転落事象は「**重力にしたがう物理現象**」であり、「**重力に逆らって登る登攀技術**」は物理現象を逆手に執るもので、3点支持体勢のバランスと推進力、足元岩盤表面の岩質や付着物と靴底の摩擦力、補助用具の活用（ロープ、ハーネス）等々、物理思考（ベクトル解析）を経験によって感覚にまで磨き上げる「**山上の掟**」により業務を果たすのが「**本来の山岳登山ガイド業務者**」。

そして「**危険対処技術の主はロープ確保**」であり、そのために様々なロープ操作を駆使するのが「**ロープワーク**」となる。

50mロープを2本携え、懸垂下降技術も修得していながら、「**何故にロープ確保をおこなわずに独自行動させたか？**」のか。16頁のNHK-TV報道記事にある、「**技術を過信して、対策を怠っていたかもしれない**」としてロープ確保をおこなわなかった、「**登山インストラクターの危険回避しなかった業務判断**」こそが「**本・被疑事件の中核となる論点**」であり、「**地上の掟**」を免れても、「**山上の掟**」に反するのである。

「**ロープ確保是非の争点**」を、それぞれの立場から見れば、以下となるろう。

- ① 登山インストラクターの立場＝受講生の技術があれば大丈夫との思い込み
- ② 警察の立場＝ロープ確保をおこなっていれば死亡事故とならなかったのも、安全確保業務上の過失を認めて～書類送検
- ③ 経験豊富な登山有識者の立場＝まず第1に下降するルートではないこと。どうしても下降するなら、当然ロープ確保をおこなうべき場所。しかしそれ以上にエスケープルートへの移行が可能だったのであり、強いて「**遭難コースに誘導した判断**」こそが「**山上の掟**」に反する行為。
- ④ 検察の立場＝法規範からは該当事項（**地上の掟**）が無く、「**罪**」に問えない。

6. 危険への対処

本・被疑事件に係る場所の「危険要因」としては、滑落、転落がある。それを防御するにはまず「身体的登山技術」を要し、次に「ロープワーク」となる。

「身体的登山技術」には以下があり、「ロープワーク」は第1章、第1節、5項に「3人編成パーティのロープワーク」例を示した。(33頁：写真 参照)

- ① 1点支持（歩行技術）＝ 片足接地（一般登山道）
- ② 2点支持（登高技術）＝ 片足接地・片手支持
(土の急斜面、岩・雪・氷の緩斜面)
- ③ 3点支持（登攀技術）＝ 両足接地・片手支持 & 両手支持・片足接地
(岩・雪・氷の急斜面・垂直・オーバーハング)

上記の「身体的登山技術」には、足の置き方から体重移動の方法に至るまで、細かな要点を体験修得する必要がある、この身体適応は山岳登山の基本動作。

その上でなお危険を防御するためには登山用具を用いる。主に「登攀用具」と呼ばれる一連の器具（ロープ、ハーネス、ハーケン、カラビナ、スリング、etc.）がある。

以上の分類を本・被疑事件場所に当てはめた適応行動は、上記 ③ 3点支持（登攀技術）の領域における「下降行動」となり、登るよりも難しい体重移動バランスが求められる。当該場所では「滑落」を察知し、生命の危険を感じるために3点支持の登攀技術とロープワークを要する場所である。

「下降行動」は「登高」や「登攀」で上へ登るよりも「滑落」しやすい重心移動となり、とくに横断下降（トラバース下降）は最も体重移動が難しい。そのため普通にはロープを使い懸垂下降（アップザイン）の方が簡単で安全度も高い。

山岳遭難において、「道迷い」に次いで多いのが「滑落・転落」であり、その多くは下降行動中に谷へ滑り落ちるケースである。(遭難コース)

つまり、下降時は滑り落ちる方向へと重心移動をおこなうため、身体バランスを図る難しさとともに、重心移動が滑落方向に合致する物理現象である。

滑落しないためには重力に従い鉛直方向に体重をかければ良いのだが、岩盤斜面の横断下降では極めて難しい。なぜならば横断下降は、垂直移動と水平移動を合成した重心移動で、バランスを図る身体の柔軟性と、身体をねじってもぶれないフットホールド技術を要するからである。さらに下降斜面に接地する靴底の摩擦力（フリクション）で移動重心を支えるが、石英閃緑岩の砂粒状に覆われた斜面では、フリクションが効かないので「滑る」。

それゆえに上記 ③3 点支持の登攀技術を要するのだが、下降（クライムダウン）はフットホールド（靴の足場）が先行するために岩の凹凸を目視確認しづらく、「手探り」のような感覚で最適足場を探すのが極めて困難なのである。しかも当該転落現場は石英閃緑岩盤であり、一枚岩のように平坦で凹凸が無く、ホールドに乏しい深成岩である。加えて、岩盤表面はザレ（風化岩の粒）に覆われているためにより滑落し易い。

経験豊富なアルピニストならば、そこに立っただけで「ダウンクライムが危険」である直感を得、「危険地帯」であることは一瞬で認識する。

また、どうしても下降したいならば、「ロープ確保」するか、「懸垂下降」があり、登攀者ならばその方法で下降することはできる。

つまり本・被疑事件現場は登山インストラクターがインストラクションする場所ではなく、山岳登山ガイドがガイディングする場所である。しかしそれよりも前に、この典型的な「遭難コース」を下降路として導いた、「登山インストラクターの判断」こそが「業務過失」であり、登山を愛好する人々にとって自戒すべき教訓を与えられる「反省事例」となる。

検察「不起訴処分」は「法曹界（地上の掟）」における一つの判断。

しかし、これで全て終わりでは無い。

登山界（山上の掟）としては「反省事例」として記録に残し、この「記録」が登山を愛好する人々への警鐘となるならば、死して還らぬ受講者への贖（はなむけ）となるのではないだろうか。

懸垂下降（アップザイレン）

空中懸垂下降
1965年5月
黒部別山
大タテガビン南東壁



7. 危険個所で待機する際の安全対策

- ・ 危険個所状況によりさまざまであるが、「**滑落、転落**」が予見される場所では必ず「**セルフビレイ**」を取り、安全確保を図るのが山岳登攀の基本。そのために携帯しているのが「**セルフビレイデバイス**」。
- ・ セルフビレイの方法や装備はさまざまあり、状況に応じ臨機応変に対処する。セルフビレイデバイスがなくても、メインロープを使ってセルフビレイを取る簡易方法もあるが、本件当該パーティはセルフビレイデバイスを装着し、容易にセルフビレイをとることができた。
- ・ 危険個所での安全措置は「**ロープワーク**」そのものであり、山岳登攀（3点支持で登る行為）における**基本中の基本技術**。

8. セルフビレイ実施の効果について

結論から述べれば、滑落危険地帯登攀における滑落・転落防止措置として、「**セルフビレイとロープワーク確保は、必要不可欠な措置**」である。

- ・ 前6項「**危険への対処**」の③**3点支持**（登攀技術）において、滑落防止のためにとる「**セルフビレイ**」、「**ロープワーク**」は、登攀の安全確保を図る主要技術と装備であり、ホールド確保（手掛かり、足掛かり）により身体バランスを図ることともに、「**登攀技術そのもの**」といえる。
- ・ 常に滑落、転落、墜落の危険をとまなう山岳登攀において、確保者や待機者を岩・雪・氷や樹木と身体を緊結し、確保者や待機者自身の滑落、墜落を防御する唯一な固定点が「**セルフビレイ**」となる。

ビレイ点を掛け替える操作においても、常に先行ビレイ点を先に確保し、次にそれまで使っていたビレイ点を外す、慎重な操作をおこなう。

- ・ **セルフビレイ**は、確保者が独立した確保点として固定するものであり、万一行動者が滑落、転落、墜落して確保者がロープで引き込まれても、確保場所から引きはがされないように固定するのが、セルフビレイ要件。

固定点が外れると、滑落・転落・墜落者とともに確保者も引き込まれる。固定点がハーケン（岩の割目に打ち込む金属板）の場合は衝撃荷重でハーケが抜ける場合があり、引き込まれて死亡したケースは数多ある。

また、雪の固定点は衝撃が加わると破壊しやすいが、岩壁での空中落下ほ

- どの衝撃はない。丹沢では、樹木の幹や根本を固定点とする場合が多い。
- ・ 確保技術の習得には訓練と経験を要するが、顧客が山岳ガイドの安全確保をおこなう義務・任務はない。山岳登山ガイドが登攀している間や先行探査している中で、「セルフビレイ」、「ロープワーク」は自ずと生じる。

顧客待機は当然ながら生じ、顧客自身が滑落・転落・墜落しないためにセルフビレイを取ることは基本動作である。山岳登山ガイドは顧客のセルフビレイに対し、指示と確認は主要なガイド業務。

その意味するところは、「ガイドは失敗を許されないが、顧客の失敗はあり得ること」として、ガイドは常に危険を予知・予見しながら事前に対処を講じ、顧客の安全と生命を預かる厳しい業務であることの義務と責任がある。

- ・ セルフビレイ技術、装備は多種多様であり、状況に応じてさまざま応用活用するが、ここでは省略する。

※ 参考：私の実体験＝1969年6月、前穂高岳北尾根屏風岩東稜にて、終了点手前でトップの空中墜落を止めた経験がある。トップ墜落の衝撃で、確保していた身体はロープで引き上げられ、セルフビレイが効いて止まった。もしセルフビレイ点（ハーケン）が抜けたら確保者も岩壁から引き剥がされ、一緒に墜落死亡となっていたが、ハーケンは抜けなかったので無事だった。

9. 転落・滑落 危険場所に対する危険認識の基準

「滑落・転落の危険を察知」することは、当該場所の自然条件、当該者の力量・体調・感性等々の統合からなり、客観的危険認識基準の定義は無理である。「山岳登山領域のすべてが危険地帯」と意識して取り組むことこそが、「登山の基本認識」といえる。

その基本認識が「登山」と「山岳スポーツ」を隔てる境界であり、拙著『登山の生態分類（学）』に論証・整理している。

「危険認識、危険意識は主観として最初に察知」するので、本節. 4項 [山岳登山における「危険認識」の基準]の中で大枠な基準と考察を加えた。

(1) 通常登山の場合 (一般登山者)

- ・ 仲間同士がパーティを組み、危険場所を通過する場合、当該危険への担保は平等であり、その責任は当該者個々の「自己責任」と考えられている。
- ・ 通常登山で危険箇所通過にロープ確保を用いる場合、一人の滑落者のためにパーティ全員が引き込まれて滑落する場合がある。特に岩壁登攀において滑落・転落で引き込まれ、共に死亡した例は多い。(友人でもいた)
しかし事件として訴訟にまで発展した事例は知らない。登山界においては「自己責任の範疇」と普通に理解されているからであろう。そして「死への感性と刹那さ」から、小説として表現された事例は多い。

※ 日本で有名な山岳小説に、井上靖の『氷壁』がある。

1955年、前穂高岳東壁で墜死したナイロンザイル切断事件をモチーフとして、友情と恋愛とロープ切断にまつわる検証を描いている。ナイロンザイルは岩角の摩擦熱で簡単に熔融切断され、確保できなかった実例がモデルになっている。

(2) 有償ガイド登山の場合 (業務登山者)

- ・ 一般登山者(顧客)がガイドを求める主たる要因は「安全確保の担保」であり、その対価として「ガイド料金」を支払い、「登山事業」が成立する。
初登頂、初登攀を目指した20世紀「アルピニズム登山」の時代が過ぎ、山岳ツアー登山や観光登山が普及している21世紀において、「山岳登山ガイド業務」は他業種と連携して「山岳登山産業」が成立している。
昨今は多くのガイド登山がおこなわれているが、自然事象に対応できる人間力の差異(実力)により、ガイド業務の実態は多種多様、混沌(ピンキリ)状態にある。
- ・ 山岳登山ガイド業務に法的統一基準は無く、処々ガイド団体ごとに任意な主旨概念をもって「ガイド資格認定基準」を定め、運用している。
その中では「山岳の危険認識内容」を細かに定めているわけではなく、対応は当該ガイドの自主判断にまかされている現状にある。生死が関わる山岳登山ガイド行為でありながら、厳しく危険認識の内容を吟味、検証、論証した機会は極めてまれで、なおかつ統合整理、理論化されていない。
山岳登山ガイド業務が定着しなかった日本の山岳事情は、前記「(1) 通常登山の場合」における「自己責任論」が恒常化しており、不毛な領域。

そのため、ガイドの「**危険認識レベル**」の差異は大きい。危険認識レベルの低い山岳登山ガイドや登山インストラクターが導く山岳危険地帯登降は、「**未必の故意**」や「**不作為**」に類する遭難事故を増長させてしまう。

- 一般論では、**公益社団法人 日本山岳ガイド協会の資格分類が、危険認識の大枠な分類基準**に相当する。それぞれの危険度に対応したガイド資格に区分、分類、認定し、適応範囲内でガイディングするが、監督、監査体制は無い。

2009年7月の北海道・トムラウシ山遭難事故のように、「**実力不足なガイドの判断ミス**」により、8名が低体温症で亡くなった。日本山岳ガイド協会は再検証して報告書をまとめたが、結果は「**不起訴処分**」裁定で終結。死亡人数の多さから社会の話題となったが、この「**不起訴処分結果をもたらせた検察判断**」が、本・被疑事件の「不起訴処分」裁定へも影響を与えていたのではないかと推察できる。

担当検察官へ説明に行った際、検察官は「**どうも上が・・・**」という言葉を経度も発していた。つまり、上司の「**結論・・・ありき**」が前提にあり、担当検事と一緒にあってよほどの具体的証拠を示さなければ、「**起訴**」に至らない直感を得たからに他ならない。

「**判例**」を遵守する法曹界の平等主義と、演繹法から個別の「**真**」を立証しようとする個別主義は局面が異なる。それゆえに今、再度の論証を試み、社会通念からの議論を促したい思いから本稿を記している。

山岳自然を相手に、人（協会）が人（ガイド）を資格認定しても、山岳は人の資格に関わりなく、山岳自然として存在している。このように、山岳自然条件を踏まえた登山内容と、山岳登山ガイド業務者の実力不適応な判断力との「**相関ミスマッチング**」により、山岳遭難は無くならない。

- **有償ガイド登山**にあつては、前記「(1) 通常登山の場合」の「**自己責任論**」からでなく、「**山岳登山ガイド事業者**」として培った自主・自立・人格者として「**ガイド業務上の危険判断**」となる。

つまり、顧客の意思・意見を受け取り、顧客の意向を満たそうとする「**相対的サービス業種**」とは一線を画し、自然がもたらせる変幻自在な自然条件に適応させながら生命を守り、案内する、「**特殊なサービス事業**」が山岳登山ガイド事業。生命の危機にあれば顧客のニーズを制限しても、安全確保義務を行使（強制）しなければならない特殊業務者。

空中を導く航空機パイロット同様、厳格な判断力が行使できる人格者（人間総合力）であらねば、山岳登山事業者になるべきでない。主観・客観・知見で事象を捉え、予知・予見を加えた後に、「**合理的な判断による危険回避措置**」をとれることが安全確保となる。それは安全運航を一身に務めとする「**航空機パイロット**」と同じで、「**顧客の全生命を預かる重い任務を負った業務者**」である。

21世紀のデジタル世代に入り、「他者の生命を預かる重要任務たる事業者、業務者」の視点からは「法制化」が必須である。山岳登山事業のこんにちでは、法制化による「法規制」と運用者の「国家資格」が不可欠な時節を迎えている。

10. 未踏査場所でガイドが顧客から離脱先行して状況確認する行為

- ・ 冒険的登攀で気心知った対等な仲間パーティならば、リーダーが先行探査することは良くある。しかし「山岳登山ガイド」や「登山インストラクター」が自身の未踏査場所にガイドングすること自体、資格設定範囲を「逸脱した行為（業務）」といえる。山岳登山ガイドングは事前の踏査を経た、既知のコースで実施すべき資格設定にあり、冒険登山ではない所以である。
- ・ 山岳登山ガイド設定レベルの既知ルートでも、自然の多様な変幻（雨・雪・霧・雷・地形変化・錯覚・等々）が生じる。その時は、顧客に安全確保できる場所で待機させ、ガイドが離脱先行してルート確認する場合もあり得る。特に霧（ガス）の中では幻覚、幻想、幻聴、錯覚、等で道迷いは多々あるが、安全確保できる範囲内での先行行動となる。
- ・ 山岳登山ガイド設定レベルにあっても、未踏査領域をガイドングすべきではない。しかし、いかに既知のルートであっても自然条件の変化で錯誤は生じ、先行探査する場合は十分あり得る。
- ・ 山岳登攀の危険個所における安全措置は、「ロープを結び、セルフビレイを取る」こと。その上で確実に意思疎通できる範囲の離脱先行探査となる。

11. ガイドが危険個所で待機を指示することについて

- ・ 山岳自然環境は日々刻々変化しているので、山岳登山ガイド行為にあっても、顧客を待機させてガイドのみによる先行ルート探査は、まれにあり得る。危険個所で顧客を待機させるには、まず顧客の安全確保を確認した後に先行探査に赴く。

- ・ 顧客を待機させて先行探査を要する場所とは、本・被疑事件において当該ガイドが何らかの「**危険や不安を予知**」したからにはほかならない。その「**危険**」とは次第に傾斜が増して滑り易い岩盤上での滑落であり、「**不安**」とはシカ柵がどのように、どこまで続いているか・・・であろう。

つまり、シカ柵につかまっていなくて滑落しそうな急峻な岩盤の上で、未踏査ゆえに先行き下降路への「**不安と危険**」を感じたのであろう。

現場検証してみると、この考察は具体的な実感に基づいている。

- ・ 顧客に「**待機指示**」を出して先行探査する場合、顧客にシカ柵や灌木にセルフビレイ（自己確保）を確実に取らせていれば、安全確保を図ることができた。

しかしそれ以前に本件では、そのような当該インストラクターが未踏査な危険認識場所において、「**ロープ確保なく顧客を単独行動させているガイドイングこそが危険行為**」に該当する。

「**有償業務契約している業務意識に欠け**」、慣れ親しんだ同好の仲間同士の意識感覚で行動していたのではなかろうか？

ガイドは、危険認識したならば真っ先にロープを結び、セルフビレイを取らせ、安全確保を図った後に、先行探査すべきである。ロープを結べば、自ずからセルフビレイ動作が図られるであろうことは、登攀者の習性から考えられる。

- ・ 本件においては、50m ロープ 2 本、各自セルフビレイデバイスを携行しながら下降時にロープを使用していない。

「**危険個所で待機を指示**」する意味は、当該登山インストラクター自身がそれなりに「**危険意識**」を持ったからであろう。そこで「**顧客の下降動作を一時停止させ、安全確保を図ったつもり**」だろうが、**停止・待機させただけでは安全確保にならなかった**。つまり停止位置の足元は石英閃緑岩ザレ（崩れ）の急斜面であり、**滑落危険個所**である。そのような場所で顧客がグリップした馬酔木の小枝が折れ、転落してしまった。転落する急斜面での待機指示。そのような場所であるからこそ、ロープを結び、セルフビレイを取っていれば、転落死亡事故に至らなかった。

つまり、「**危険場所でロープを結ばず単独行動させているガイドイング判断が、山岳登山ガイドの業務過失行為に当る**」。

- ・ 待機指示とともに顧客にセルフビレイを取らせ、確認した後に先行探査すべきところであるが、それもおこなわなかった結果において転落したことは、当該インストラクターの「**山岳登山ガイド能力不適格**」であることを実証する。また、山岳登山ガイドレベルの危険個所において、登山インストラクションする、当該インストラクターの「**業務錯誤が危険**」であることを実証した本・被疑事件である。

12. 登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなうことの危険

本稿で問題とするのは第1章第2節. 1項(53頁)、④-2「登山インストラクション業務」である。

「インストラクション(instruction)」とは「命令、指示、教示、指令、教育、指図、伝授、訓示、啓蒙、etc」する行為の名詞であり、動詞にすれば「インストラクト(instruct)」、その行為をおこなう人を「インストラクター(instructor) = 教師、師範、教官、師匠」の名詞となる。つまり「インストラクター = 教育者」であり、「登山インストラクター = 登山教育者」となる。

「ガイド(guide)」とは「案内、手引、道標、目当て、先達」の名詞であり、動詞にすれば「案内する、手引きする、引き回す、支配する、左右する」等となる。その中でも「山岳登山ガイド」となれば、登山者にとって危険をとまなう山岳自然の中を案内、手引きするのだから、状況判断が重きを占めることになる。それは航空機操縦者の「パイロット(pilot)」に等しく、「**成員の全生命を預かる重い責任と最終決断(クライシスマネジメント)を下す責務**」を負う。

以上のことから、「登山インストラクション業務④-2」と「山岳登山ガイド業務②」の概念、機能、能力、責任は異なり、登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなうことは、危機管理概念と適応能力が異なり危険を招く。

その逆の場合、山岳登山ガイドが登山インストラクションをおこなう場合、顧客側の危険性は無い。つまり、山岳登山ガイドの方が登山インストラクターよりも山岳登山能力に優れた資格条件にしているからである。

まさに本・被疑事件こそは、「登山インストラクターが山岳登山ガイド業務」をおこなった結果、山岳危険地帯で顧客の「安全確保業務を怠り、転落死を招いた」ことにほかならない。

しかも登山インストラクションにおける安全確保業務規程や規則、細則は無く、経験や感性に頼る実態は「業務上過失の根拠」とならず、刑法上「不起訴処分」裁定となった。(嫌疑不十分?)併せて「民事訴訟も無かった」ことで、一時の無罪放免となった(後述の時効と検察審査会制度あり)。:「地上の掟」

しかし、「業務領域外での業務錯誤・過失」に対する登山インストラクターの自覚はなく、所属する協会の検証も見当たらない。次からを予防すべく業務規程編纂へもつながらない実態。関わった登山有識者としては、このまま放置することが公共の福祉に反することを予見し、「**山上の掟**」から本稿をまとめて警鐘するところである。

第3節. 不起訴処分裁定と検察審査会

1. 報道の誤り部分

NHK-TV が報道した（16 頁）概要を、以下に整理した。

- ① 2020 年 3 月、山北町、丹沢山系の尾根で、秦野市在住の会社員 **46 歳**の女性が**登山道**から**滑落**して死亡した。
- ② 2021 年 3 月 8 日、警察は案内役だった男性を書類送検する方針を固めた。
- ③ 案内役男性は **59 歳**、民間団体が認定する「登山インストラクター」として**ガイド**役を務めていた。
- ④ 予定より遅れたため、事前計画を変更して危険性があるコースを通った。
- ⑤ その際男性は、**ザイル**を使うよう指示するなどの安全管理を怠っていた。
- ⑥ 警察は、こうしたずさんな対応が**事故の原因**になったとして、**業務上過失致死の疑い**で書類送検する方針。
- ⑦ 警察の調べに対し男性は、「亡くなったことに責任を感じている。女性の技術を過信して、対策を怠っていたかもしれない」などと話している。

記事における用語の間違えから、誤解を招く表現は以下となる。

- ① **登山道**（誤） ⇒ **沢淵上部急斜面**（正）、実際＝赤棚ノ沢淵上部急斜面
- ② **滑落**（誤） ⇒ **転落**（正）、実際＝頭部から落下

※「**登山道**」、丹沢の一般登山道でザイル確保を必須とする場所は無い。

「**滑落**」は足元から滑り落ちる現象をいう。滑落の時身体正面が滑落斜面に向き合うと両手が使え、上手くいけば途中で木や岩につかまって止まる。骨折や負傷となっても頭を打たなければ、生命は助かる場合が多い。

「**転落**」最初は宙を飛ぶ姿勢となり、その後空中や斜面を転落する。宙に浮くと人体は上半身が重いので、頭から落下することが多く、頸椎骨折で即死となる場合が多い。上向き背面で斜面を落下すると両手が使えず、無抵抗状態で重力加速度が増し、死亡率は高い。

2. 登山ロープはいつ使うのか

日本の山岳において、一般的登山道を登るほとんどの場所は「ロープ確保」をおこなっていない。「ロープ (Rope)」は英語表現であり、「ザイル (Seil)」はドイツ語表現。山岳用語には、ドイツ語表現が多く取り入れられている。

例えば：アゼン (独) = クランボン (英)、ピッケル (独) = アイスアックス (英)

日本の山は岩・雪・氷の部分が少なく、氷河は消滅している。したがって一般登山で登る山稜ルートは2足歩行で歩け、ロープ確保を必要としない。ロープ確保が必要な場所とは、岩・雪・氷の部分であり、滑落・転落の危険を予知した場合にロープ確保をおこなう。それらのルートを登る場合は「登山」と言わず、「登攀」という。つまり、よじ登る (登攀) こと。2足歩行できない場所では3点支持 (両足と片手、または、両手と片足で支持) でバランスをとり、空いている片手、または、片足を移動させて進む行動を「登攀」という。少しでもバランスを崩すと転落、滑落する状態にあるため、もし転落、滑落してもロープで停めて生命の危機をまぬがれる技術が「ロープ確保技術 (ロープワーク)」であり、山岳登攀の「基本中の基本技術」。

日本の山岳でそのようにロープを使って登る人たちを「クライマー」と呼び、岩壁登攀、雪壁登攀、雪稜登攀、氷壁登攀、氷瀑登攀、等々をおこなっている。

丹沢の「沢登り」は季節により、それらを組み合わせて登るが、流水があつて苔むし、滑り易いのが特徴。沢の岩場が苔むすと滑るため、専用のシューズもある。半世紀前の冬期は表丹沢でも滝の流水が氷瀑となり、氷瀑登攀ができた。しかし近年の地球温暖化で、滝の氷結は限られた地域となっている。

「登攀 (クライム)」は上へと登る行動。「下降 (ダウン・クライム)」は登るよりも難しい。登る場合は上部のホールドを発見し易いが、下降はフットホールドを見つけにくく、体重移動も難しく、登るよりも滑落の危険性が大きい。より安全な下降をするためには「下降 (ダウン・クライム)」でなく、ロープを伝う「懸垂下降 (アップ・ザイル)」が一般的技術。懸垂下降 (アップ・ザイル) は登攀技術と一緒に修得しなければならない「基本中の基本技術」。

本・被疑事件における沢筋上部斜面の「横断下降」は登山技術上最も難しく、滑落・転落の危険性が大きくなるのは登攀者 (クライマー) の常識。

それまで2足歩行で下降してきた土の斜面から、急に約32°の急斜面になり、表土が流失した石英閃緑岩盤上にザレ (崩れた粒) が覆っている。その上に立つと一瞬で滑落の危険を感じ取れる斜面。そこに設置されていた「シカ柵の金網」につかまれば3点支持が取れ、下降が続けられた。

しかし、シカ柵面からはみ出した馬酔木 (あせび) を迂回しなければならず、

つかまって支点とした馬酔木の枝が折れ・・・谷底へ向かって転落した。

転落した斜面は石英閃緑岩の崖（上部傾斜≒50°、谷底近く≒80°）であり、宙を向き、頭を下にした転落は、頸椎骨折をまねいて即死となった。

3点支持場所で安全確保の基本は「ロープ確保」である。

3点支持の場所でありながら、当該登山インストラクターはロープ確保をおこなわずに、受講生個々に単独行動をとらせていた。当該登山インストラクターは過去に幾度か、当該受講生を顧客にしたことがあり、旧知の関係にあったことから、TV報道のコメントにもあるように「顧客の技術を過信して対策を怠った」として「油断（過失）」。「対策」とは「ロープ確保」のことである。

旧知の関係であったからこそ、口頭で「有償インストラクション契約」を結びつつ、仲間意識でパーティを組んでいる。しかし当該登山インストラクターは「先生」と呼ばれていたとされ、さすれば受講生は「生徒」の関係となり、対等な「クライミング・パートナー」では無い。

「クライミング・パートナー」として登攀するならば有償契約は無く、お互いに自己責任で対応を図り、誰かが危険を察知したらロープを結び合う。しかし「登山インストラクター（先生）」と自称しながら、生徒たる「受講者」に「登山インストラクションではない、山岳登山ガイド業務」をおこなった。

「受講者」（生徒）の技量を妄信する前に、「登山インストラクター（先生）」は「山岳登山自立事業者」として常に、顧客（受講生）の危険を予知して先回りした対策を図るのが「業務」である。その「業務」対策こそが、「お互いにロープを結び合い（アンダイル）、ロープで確保し（ジッパル）、ロープワーク（確保）」による「クライシス・マネジメント」を図ることこそが、「有償登山業務の内容と責任」である。

たまたまシカ柵が下降斜面沿いにあったがため、シカ柵の金網につかまれば3点支持が可能になり、強引にダウクライム（下降）したのであろう。その場合にあっても、「山岳登山ガイド（先生）」と「顧客（受講生）」の関係であるならば、「必ずロープ確保をおこなわなければならない滑落危険斜面」である。

現場検証の12月、私が当該下降斜面に立ってみると、3点支持のダウクライムができないことは、一目瞭然だった。つまり、石英閃緑岩の表面は風雨にさらされてザラザラした砂粒状態で滑り易く、花崗岩同様に岩の割れ目（クラックやリス）は無く、支点（ホールド）となれる岩の凹凸も無い岩盤で、傾斜約33°の急斜面であった。歩けば、身体が谷底へ向かって投げ出されそうで、当然ながら下降ルートでは無いことは一目瞭然。

クライマーならば立木を支点にロープを垂らし、懸垂下降（アップザイル）で降りることはできる。彼らはそれが可能な50mロープ2本を持ち、各自の腰にハーネスを装着していたから、すぐにでも懸垂下降できる態勢にあった。

実際には転落後、谷底まで懸垂下降して転落者を確認していることから、技

術、装備を持ちながら「活用しない判断能力の適格性」が問題である。

しかしそれ以前に、なぜ自らも知識にある「遭難ルート」へ誘導したのかという、「基本的判断能力の不適格さ」こそが「業務過失」の根本。「ロープを持ちながら使用しなかった安全確保義務違反が、業務上過失の主因」。

これら「山上の掟」は、事務職国家資格者である「検察官」、「検察事務官」、「司法警察職員」にとり、理解し難かったのだろう。それゆえに「登山有識者(クライマー)」としての「意見」を求められたのだが、やはり、自己体験無き専門登山分野の理解は難しかったのだろう。ましてや「危険感覚への対処法(山上の掟)」など、一般登山者ですら分からないのだから。

日本の多くの一般登山道は二足歩行で登れるため、「ロープ確保」による安全確保技術が浸透していない。小規模な岩場があり、多少の3点支持登攀箇所があっても確保ロープ無しで通過しているか、多くの箇所には「チェーンやロープ」が固定され、有名箇所では「鉄梯子」も固定されている。

1970～86年にかけて8000m峰全14座を単独無酸素制覇したラインホルト・メスナー氏(イタリア、南チロル出身、1944年～)が来日した時、1970年代後半にアルプス3大北壁冬期単独初登攀に成功した日本の登山家・長谷川恒男氏(1947～1991)と一緒に谷川岳一ノ倉沢に入った。メスナー氏は、岩壁に取り付く手前で登る「テールリッジ(52頁:谷川岳一ノ倉沢参照)を、皆がロープ確保無しで登る様を見て驚いていた」、という逸話がある。私も数えきれないほどロープ確保無しでテールリッジを登ったが、1箇所アンダーホールド・トラバースがあり、ここで墜死したクライマーもいた。皆がロープ無しで通過するので、そこであえてロープを使用することは当然ながら「恰好悪い」。その先のもっと難しい岩壁を登るのだから、ここでロープを使うと登攀資格が無いように思われるから、皆はロープ確保せずに我慢して登っていた「恥の文化」。

しかし様々な経験を経た今ではロープ確保の意義を熟知し、私は丹沢のバリエーション尾根を案内する時でも積極的にロープ確保をおこなっている。

(第1章、第6節「登攀における安全確保実例(ロープ確保):参照))

日本の登山界にあっては、「ロープ確保は必ずしも美德義務でなく、むしろ低い登攀能力を表象する恥の文化」とする風潮が根付いている。

仲間としての登攀パートナー同志であれば、ロープ確保無しの独自行動で滑落しても「自己責任」で済むが、「山岳登山ガイド業務者が一般登山者をガイドする場合において、ロープ確保無しは美德や恥でなく、安全確保義務を放棄した業務上過失罪の根拠(地上の掟)となる。

ロープ確保の考え方は西欧登山界で当たり前だが、日本の登山界にあっては前記の通り「恥の文化」に即して曖昧であり、おそらく「ロープ確保に係争となった裁判事例」は記憶に無い。(・・・未調査だが)

井上靖の小説『氷壁』は、1955年に前穂高岳東壁で実際に起きた「ナイロンザイル切断事件」を題材にしている。この事件は「ロープ（ザイル）確保の有無」が係争では無く、確保に使ったナイロンザイル（ロープ）が岩角に擦れた摩擦熱で溶断したことにより墜死した事件、をモチーフにしている。ナイロンザイル（ロープ）は「切れた（溶融）のか、切られた（切断）のか」が係争のポイントとなった。故意に「切られた（切断）」のであれば刑事事件へと発展し、ドラマにもなる。しかしロープ製造者や大学研究施設等の検証で、ナイロンザイル（ロープ）は尖った岩角で勢いよく擦られると摩擦熱で溶融切断しやすいことが判明。これを教訓に、後の山岳登攀では鋭角を回避する登攀技術（スリングとカラビナ併用等）で取り組むようになった。

3. 登山有識者としての関わり

2020年11月、本・被疑事件捜査にともない、松田警察署から直接依頼があり、私は「登山有識者」として関わることになった。登山届を見た人選の由。

2020年12月中旬、私の要望により、松田警察署警察官と神奈川県警察本部捜査1課警察官同行による現場検証をおこなう。

同年12月下旬、登山有識者として現場検証に基づく知見を「意見書」にまとめ、松田警察署長宛に提出。その意見書の要旨は単純で、以下3点が要旨。

- ① ロープ確保をおこなうべき場所において、ロープ確保無しで独自行動させた登山インストラクターの判断と措置は、業務上過失に相当する。
- ② 転落場所へ至るまでも重ねた登山インストラクターの判断ミスを指摘し、それら判断と措置も一様に業務上過失に相当する。
- ③ 登山インストラクターが、山岳登山ガイド業務をおこなうと、能力不足による業務錯誤が生じて「危険」であることを指摘。（逆の場合は可能）

その後の経過は以下のとおり。

2021年3月初旬、警察は「書類送検」し、NHK-TVで報道される。

2021年9月下旬、検察庁所轄支部担当検事の「現場見分」に同行。

2021年12月中旬、担当検事へ出向き、「意見書」内容を説明。

2022年3月末、検察「不起訴処分」裁定。

2022年4月初、担当検事からの「不起訴処分裁定通知文書」を受領。

（不起訴理由は記載なし：検察は不起訴理由まで示さない）

4. 刑法条文抜粋

第7章 犯罪の不成立及び刑の減免

(故意)

第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を軽減することができる。

第28章 過失傷害の罪

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

解釈

- 認識なき過失** : 行為者が犯罪的結果の発生を認識してはいるものの、発生を確定的なものとして認識していない場合をいう。
- 認識ある過失** : 行為者が犯罪的結果の発生を確定的なものとして認識している場合をいう。
- 未必の故意** : 行為者が犯罪的結果の発生を認識しているが、その結果が「生じてもかまわない・・・」、「それでもいい・・・」とした高度に蓋然性認識が高い場合をいう。

刑罰とは何のためにあるのか

(朝日新聞：2022.9.23 記事より)

刑罰の本質は、犯罪のもたらす害に対応するところにあります。犯罪のもたらす害とは、『人を殺してはならない』という社会的ルールの信頼性を傷つけること。傷つけられた信頼性を回復するため、犯人に刑罰という苦痛を与える。社会公共の利益のために犯人に不利益を加えるもので、**公益のために私益を犠牲にするもの**なのです。

5. 不起訴処分裁定を刑法から考える

刑法第 38 条における「故意」および「未必の故意」によらなければ、その行為は刑法上「罪にならない」。

刑法第 211 条、「業務上過失」の認定は、山岳登山ガイドや教育面での法規範整備が無く、検察最終審理では法律面からの「業務過失認定」ができなかったものと考えられる。

2021 年 12 月 22 日、担当検事さんへ「警察提出の意見書」内容を説明するため、小田急線ロマンスカーに乗り、横浜地方検察庁小田原支部へと出向いた。

それに先立ち、担当検事さんから電話が入り、拙宅訪問日取りの打診があった。しかし年金生活の私は有り余る時間の中にいるので、「こちらから出向く」ことを申し出た。現役国家公務員 2 名（検事、事務官）が小田原～横浜間往復に無駄な時間を浪費させるより、年金生活者の私が出向くほうが、彼らの実務就労時間を増やすことができる。それは、国税償却の低減にも役立つはずだから。

担当検事さんはよく話を聞かれたが、時折「上が・・・！」を發します。

このような發言の裏では、“概ねうまくいかない”のが通り相場・・・！

期待半分、諦め半分、それでも「もしかしたら・・・！」と、淡い期待を抱きながら、帰途の小田急線ロマンスカーに揺られた。

担当警察官が最初に拙宅訪問された際、「裁判になったら証言していただけますか？」と聞かれたので、「いいですよ！」と答えた当初が蘇る。

刑法第 211 条にある「業務上過失」は、「登山知見（山上の掟）」に立てば明白。「ロープ確保すべき場所で・・・しなかった」単純明快な業務上過失被疑事件。

登山素人の検事さんや検察庁とすれば、「業務過失認定」は法の範囲内での証拠、証言による判断。しかし山岳登山ガイド業務、登山インストラクション業務の「業務上過失」を認定する法律や規程、規則は（地上の掟）・・・無い！

検察官と検察事務官が現場見分された際、小田急線新松田駅から松田警察署までを警察車輛で同乗中、私は検察兩名が「登山素人」であることを車中の会話で確認していた。聞き出した訳は、転落現場まで登るのだから、検察兩名のエスコート（強いてはガイドイング）について思案していたからである。

登山素人であっても健常者であれば、シカ柵内を登って転落現場まで行けることは、警察との現場検証で確認済み。玄倉川の渡渉や、急斜面での滑落等に備え、私はザックの中に 30m ロープを入れているが、見分行動の警察責任者は山岳救助隊長である。行動に対する直接の指揮者は救助隊長であるが、「登山有識者」として参加している私は最年長で経験も深く全体行動が良く見える。

例えば玄倉川の狭い急流での膝下渡渉において、救助隊長は登山素人の検察両者に何の対処もしない。そこで私が急流の真ん中に立ち、両者の渡渉に手を差し伸べて通過した。救助隊長の「**救助・搬出業務**」と、山岳登山の「**ガイド業務**」は気配りや措置が異なることを、私が意識しての出来事である。つまり、「**救助・搬出業務**」は「**ガイド業務**」と目的も異なる。前者はすでに生じてしまった「**結果に対する処置**」となるが、後者の「**ガイド業務**」は、いつ、どのように起こるかも知れない危険を予知・予見し、前もって対処・措置する「**予防措置業務**」である。さらに「**登山者教育業務**（登山インストラクション）」を考えると、これもまた前2業務とも異なり、詳しくは第1章、第5節、に述べる。

検察官と検察事務官は松田警察署内で登山靴に履き替え、無事に「**現場見分**」を終えることができた。

刑法における**業務とは**、「本来人が社会生活の地位に基づき反復継続しておこなう行為であり、かつその行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれがあるもの」とされる。

本・被疑事件の場合は口頭契約での「**有償インストラクション**」であったことから「**業務上は明確**」。その山岳登山業務は本来重い**義務**と**責任**を担保する。

過失とは、①社会生活上の地位に基づく行為、②行為の反復・継続性、③行為の危険性、から判断され、①単純過失、②重過失、③業務上過失に分けられている。

有償、無償は問われず、「**有償**」とした場合には契約上の義務と責任が、より確実に、より重く加わる。

日本登山インストラクターズ協会で、業務安全規程や業務制限規則等は見当たらない。

加えて当該登山インストラクターの「**故意**」、「**未必の故意**」も認められず、刑法上「**罪**」は成立しなかった。（**地上の掟**）

刑法とは別に、熟達登山者の登山見識「**山上の掟**」から見ると、「**業務過失**」は明白。未熟者が下山ルートを見失いあるいは日没間際の焦りから、最短距離の沢筋へ入り込んで滑落～死亡する「**典型的な遭難コース**」の死亡事例は数多。

当該登山インストラクター自身は、民間捜索隊員として沢筋へ迷い込んだ遭難者を捜索し（死亡）、その記事を**SNS**（**Yama Reco**）へアップロードして危険喚起をしている。その**SNS**記事は本・被疑事件発生の**5年**にアップしているから、下山を焦って沢筋を下降する「**遭難事例の認識はあった**」ことになる。ましてや**SNS**上で危険・注意喚起までしていることから鑑みれば本・被疑事件は「**認識ある過失**」となり、「**未必の故意**」が成立するのではないか！！

本・被疑事件をもう少し詳しく登山論から説明すれば・・・以下となる。

西丹沢、女郎小屋沢遡行終了時において、日没まで 2 時間半しかないので、予定コースを変更して最短距離を下降し、未踏査の赤棚ノ沢上部側壁崖を下降中にインストラクション受講者の一人が転落死亡した、「**単純明快な事件**」。

当該「**登山インストラクターの業務上過失**」には、以下があげられる。

- ① 安全を期するならば、すでに下降経験があったエスケープルートへの下降を選択しなかった。(東沢～樺平～玄倉林道)
- ② 計画ルートを下山したが、途中で最短距離に変更し、赤棚ノ沢上部の未踏査なシカ柵沿いの崖斜面下降を選択した。(典型的な遭難ルートを選択)
- ③ 赤棚ノ沢上部崖斜面下降において、転落箇所の少し手前に 2 か所、シカ柵内へ容易に入り込める倒木があった。シカ柵内は表土に覆われ、地形図を見ても容易に下降できる判断は可能。少し戻ればシカ柵内に入れたが、入らずに、シカ柵につかまって崖斜面をロープ確保無しで単独行動させた。
(斜度≒33° 石英閃緑岩の表面ザレ、その場に立てば「滑落を予見」する斜面)
- ④ ビバークの準備をしていながら、ビバークの選択肢がなかった。
・焦りが余裕を排除か (ツエルト、コンロ、食料、各自水 20タンクを所持)
- ⑤ 50mロープ 2 本を持ちながら、滑落危険地帯でロープを使用しなかった。
・無理して下降するなら、ロープ確保、懸垂下降等の安全確保が必須。
- ⑥ さらなる主たる問題点は「山岳登山ガイド」領域を、「登山インストラクション」してしまう「登山インストラクターの業務意識錯誤」が、本・被疑事件を誘引した。

これらは登山知見(山上の掟)からの因子となる。現場検証意見書、図解、写真解説、口頭説明等を加えても、「登山素人の検察官、ましてや机上審査の検察上層部においては、理解できなかった」(地上の掟)のであろう。

しかし「公共の福祉」において・・・「それでいいのだろうか！」

登山インストラクターとは登山教育課程で指導する人、指示する人、教示する人を言う。

「登山インストラクション」は安全を確保した環境でおこなう教育課程であり、危険が顕著な沢、岩、雪、氷は、教育実習領域でないはず。

そもそも「登山インストラクション」は安全確保を得やすいゲレンデや、ほぼ安全な一般登山道歩きをフィールドとし、教育課程上の「教室」に類する概ね安全な場所を、教習領域とするはず。

沢、岩、雪、氷の山岳自然を攀じ登る「登攀」にあつては安全確保が必ずしも万全でなく、教育実習課程の教室相当にならない。

「自然の危険が顕著に潜在する場所を登降＝山岳登山」と認識するならば、

本・被疑事件における下降ルート誘引は、「登山インストラクションで無く、山岳登山ガイド業務」である。

山岳登山ガイド は上記の山岳危険領域を登下降・引率する人を言う。

「ガイドイング」とは山岳危険領域の中で被案内者（顧客登山者、等）の安全確保に全責任を負い、積極的に防御措置を講じながら、目的達成へとリードしていくパイロット。（船→水先案内人、航空機→パイロット、山岳登山→ガイド）

この過程にあっても被案内者（顧客登山者、等）は、同行中のガイドイングの中で教育指導を受けることができる。「ガイドイング」は積極的な危機管理を含み、被案内者自身の心・技・体・総合力向上を支援することが業務。「山岳登山ガイド」は登山インストラクションもできるが、「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド」すると「危険」になる能力不足を資格認定条件に認める。

実態では 両者を混同し、「登山インストラクター」は山小屋等で「ガイドさん」とも呼ばれ、受講者の間では「先生」と呼ばれている。（巷の聴聞から）

「ガイドイング業務」と「インストラクション業務」を混同している中で、「山岳登山ガイド業務」と「登山インストラクター業務」とは、業務概念が異なることを改めて認識してほしいもの。加えて、「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド業務」をおこなう「危険」は本・被疑事件が事実として証明。

「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド」をおこなうならば、「登山インストラクター」の呼称は止めて、公益社団法人 日本山岳ガイド協会と同じ「登山ガイド」や「山岳ガイド」へ統一すべきであろう。それが嫌ならば、「登山インストラクターの業務制限規定、規則、細則」を設けるべきである。

それら資格呼称の統一は、内閣府を主管官庁とした「山岳登山ガイド法」の新規制定が時節にかない、その論考は第2章でおこなう。

当該登山インストラクターが「日本登山インストラクターズ協会」幹部であり、資格認定者側の一人であることは、当該「協会の認定資格そのものに疑念を生じさせる」。本・被疑事件が「不起訴処分」で忘れ去られてもなお、本・事象を総括して検証し直し、再発防止に努めなければ再び「繰り返される危険」は、容易に予見できるからである。

◆ 結論を述べれば；

協会幹部である登山インストラクターが無自覚で山岳登山ガイド業務を実施し、その受講者が転落死亡してしまった。しかし刑法上の罪は問われず、再発防止の対策も見当たらず、ふたたび登山インストラクション業務を継続している。このことの危険性を、様々な立場から真摯に考えてほしいと願い、関与した「登山有識者」としては「世論喚起を促したい」。

6. 不起訴処分裁定からの考察

刑事訴訟法第 47 条、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」（守秘義務）

では「不起訴事件記録の開示」についてはどうなのか・・・？

法務省が Web 公開している見解を読むと、「不起訴記録については、これを開示すると、関係者の名誉・プライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生じるおそれがあるため、刑事訴訟法第 47 条により、原則として、これを公にしてはならない」とされている。

さらに法務省は平成 12 年 2 月 4 日付で被害者等の方々に対する不起訴記録の開示について、平成 16 年 5 月 31 日付で「新たな方針」を検察庁へ通達した。

「新たな方針」は、以下に抜粋。

- ・近時、被害者等の方々からは、被害を受けた事件の内容を知りたいとの強い要望に応え、被害者等の方々の保護をより十全なものとするため、従来の指針に加え、刑事訴訟法第 316 条の 33 に規定される「被害者参加の対象事件」の不起訴記録については被害者等の方々が <事件の内容を知ること>などを目的とする場合であっても、客観的証拠については原則として閲覧を認める」弾力的運用となり、平成 20 年 12 月 1 日から実施する通達。
- ・従来の閲覧は、民事訴訟等において被害者の被害回復のための損害賠償請求権等の権利を行使するためであったが、「被害者参加の対象事件」については「事件の内容を知ることが目的」であっても閲覧を認める。
- ・関係者の名誉・プライバシー等に関わる証拠の場合は、関連事件の捜査・公判・将来刑事事件の捜査・公判等に支障を生じるおそれがある場合は閲覧を認めず、または当該部分にマスキング措置を講じて閲覧に応じる。
- ・閲覧の対象となるのは、実況見分調書、写真撮影報告書等の客観的証拠ならば、代替性の有無にかかわらず、相当でないとは認められる場合を除き、閲覧を認める。

※ 以上の刑事訴訟法や法務省通達の主旨に則りながら、私自身で写した写真や一般資料から作成した図解等の客観的資料をもって展開させているのが本論。

この「不起訴処分裁定が妥当であったか、否か」を考えると、「山岳登山ガイド業務」は、何ら「法的位置づけ」がされていないことに行き当たる。つまり、「法的位置づけがないから、刑法上罪が問えない」（地上の掟）単純結果。

被害者ご親族から民事訴訟がなかったので、本・被疑事件は「一件落着」！

だが、「本当に・・・これでいいのだろうか！」が本稿。

「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド」の有償業務をおこない、その途上の危険場所で「顧客（受講生）転落死亡」となったことは、「業務上過失致死」とともに、「登山インストラクション業務」と「山岳登山ガイド業務」との「業務錯誤」を見出せる。

このことは、業務混同による同類の事故再発の可能性は論理的に予見でき、一般登山者の「生命を危険にさらす」ことに連なる。

「さらなる一般登山者への危険波及が予見できる」ことから、検察裁定後であっても、関与した「登山有識者」としては再検証せざるを得ない。（山上の掟）

憲法第13条は「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」であり、登山の自由、業務活動の自由を尊重するものであるが「公共の福祉に反しない限り」という歯止めがかけられている。

つまり登山行為や山岳登山ガイド事業において「公共の福祉に反する場合」とは、「山岳遭難事象」において発生することになる。

本・被疑事件の不起訴処分裁定をこのま放置することは、「山岳遭難防止に寄与することなく、同様な死亡事故を助長させる弊害を含んでいる」ことにほかならない。

「法令下の目線（地上の掟）」と、「登山有識者の目線（山上の掟）」との違いを再度提示し、広く人々のご意見、ご議論、ご批判をいただき、

では・・・どうしたら良いのか・・・と進歩向上していきたいもの。

21世紀のデジタル社会は専門分化が益々増進される。

極部における正しさは、全体においても正しくあるのか・・・。

検察裁定は「帰納法推論」によるもので、「前提とする<法>にもとづく構成命題が<真>となっても、構成過程における<法以外の命題（登山論）>が放棄されており、その結論は必ずしも<真>であるとは限らない」・・・こともある。

本論は「演繹法推論」によるもので、「前提命題が<真>であれば、その結論も<真>となる」・・・法令も含む多要素から成る科学的合理性で論証する。

◆ 本・被疑事件を契機に、それぞれの立場から諸処議論すべき時・・・！

刑法上「不起訴処分」となったが、本・被疑事件が「起訴」されたならば、「裁判」という公正な場で双方議論でき、「生命を担保する登山事業」の在り方について、さらなる進歩向上が図れたはず。

また検察審査会への「審査申立」手続きが残されている。当該「登山インストラクターを処罰したい」ことではなく、「登山インストラクター資格運用の適正化」を真摯に議論し、社会の福祉向上に役立てたいためである。

その議論は「裁判」の場でなくても可能であり、「登山事業」について考えることは「社会全体の問題」でもある。

◆ では登山において、「安全確保法令、規程、規制」を設けるべきか；

そもそも登山は山岳危険地帯に分け入り、重力に逆らって登る、不合理な行為。不合理な行為に、ことさら条理付け（法規制）することの自己矛盾は、登山に立ち向かう登山者個々の自由な登山意識に還る。

個人の自由を尊重しながらも、万一遭難した場合は社会的負担が生じる。

公共の福祉に反する「山岳遭難事象」において、当該登山者は相応な責任、負担を負わねばならないことは当然。しかし遭難者は、自らの力だけで自身を回復することが困難（できない）なのも事実。そこに「他者の介在」が必要になり、自己完結では済まない「他者性」が生じる。

その「他者性」は、現代の SNS ネットワーク（Web）の緩い結合（仮想組織）とするか、旧来の理念と目的に賛同する「人」が集って「組織」とするか、あるいは、国民（人）と国家の関係のようにすべてを「公共」に依存するか・・・現実には、それらがミックスした多様な実態になろう。

山岳遭難対処を公共機関任せの昨今は、他方で「山岳登山者意識が薄い個の劣化を助長する」副作用を生じている。一方、「山岳遭難救助事業」は独立事業として経営が成り立たないのも事実。

登山に限らず、「数（人）」が集まるところに「事業」が生まれ、その事業が連携して「産業」となり、それら産業に「人」は刺激され、「社会」としての「文化・文明」が変遷していく。社会を対象とした「事業」であるならば、その事業の「反社会性」は規制される。「自主規制」するか、「法の支配」で規制するか、両者が混在して文化は変容していく。

しかし「数（情報）に頼り過ぎると」、中学生で学んだ「グレシャムの法則」（悪貨は良貨を駆逐する）のように悪性化するので、野放図にはできない。

現代の「登山文化」において、一般登山者を対象とする「登山事業」の拡大にともない、「山岳登山ガイド法」に類する法規制が必要な時節を迎えている。

7. 検察官の限界

「刑法」に始まり、「刑事訴訟法」、「検察庁法」、「警察法」、「検察審査会法」、「個人情報保護法」など多岐にわたる法律を調べ、**検察～警察～検察審査会～被疑者～告訴人～告発人**、の関係を調べてみた。

私の生業は建築設備士として電気設備設計・監理に従事していたので、建築法規、電気法規、消防法規、労働法規等には慣れ親しんでいたが、**刑事訴訟**に関する法規は初めて読むことになった。

そこで最初に理解すべきことは、「**裁判所 ⇄ 検察 ⇄ 警察 ⇄ 個人 ⇄ 検察審査会**」の関係。警察官が捜査し → 検察庁へ書類送検 → 検察官判断により → 不起訴処分裁定。

本・業務上過失致死被疑事件が裁判で公開審議されることなく不問に付された結果は、登山インストラクターの再検証～反省がなく現状のまま継続され、再発を予見するものとなる。当該登山インストラクターは **SNS** へ情報発信をおこなっているが、本・被疑事件に関するコメントは全く見当たらない。また、当該登山インストラクターを認定している日本登山インストラクターズ協会の **SNS** ホームページにおいても、本・被疑事件に関するコメントは見当たらない。

・・・ということは、当該登山インストラクターや認定協会が本・被疑事件をどのように受け止め、今後、予防すべき対応をどのように果たそうとするのか・・・全く見えてこない。協会は当該登山インストラクター「**個人の事故**」として受け止め、被疑事件として「**書類送検**」された「**事件性**」を無視するならば、ふたたび繰り返される可能性は容易に予見できる。

「刑事訴訟法の目的」は、第1条「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、**刑罰法令を適性且つ迅速に適用実現することを目的とする。**」とある。

つまり、被疑事件への検証と再発防止措置を講ずることがなければ再発の可能性を残し、「**公共の福祉の維持**」に寄与する動機を失ってしまう。

憲法 第13条の自由権等の尊重は、「**公共の福祉に反しない限り**」とする歯止めの上に成り立っているからである。

「**警察官**」の捜査は、刑事訴訟法 第189条の「**司法警察職員**」として、犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を捜査するもの。

「**検察官**」はいかなる犯罪も捜査できる「**捜査権**」があり（検察庁法第6条）、警察官との連携は「**刑事訴訟法**」第2編、第1章「**捜査**」に定めている。

そして裁判所への「公訴」は、**検察官**がおこなう（刑事訴訟法第 247 条）。

「**登山有識者**」として私は警察から依頼されたが、「**警察法**」から「**登山有識者**」の法的位置づけは見当たらない。「**刑事訴訟法 第 223 条**」には、検察官、検察事務官、司法警察職員（警察官）は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者に**鑑定**、通訳、翻訳を嘱託できる規定がある。つまり司法警察職員（警察官）から依頼された「**登山有識者**」とは、被疑事件における「**登山に関する鑑定人**」相当の位置づけと理解できる。

検察官が公訴（起訴）して裁判になれば、**刑事訴訟法 第 165 条**の規定により、「**鑑定人**」は裁判所から命じられ、裁判官の許可を受けて、**刑事訴訟法 第 168 条**の規定による積極捜査も可能となるはず。しかし不起訴処分裁定の本・被疑事件では裁判にまで至らず、終結となった。

警察署から文書による正式嘱託を受けたわけではなく、来訪による口頭依頼だから法的立場の「**鑑定人**」ではなく、それに類する捜査上の「**参考人**」という理解になる。したがって、「**登山有識者＝登山に関する優れた参考人**」。

参考人として、現場検証実施、検察官現場見分立会とともに、警察署長宛に「**意見書**」を 2 度提出。その意見書は捜査上の「**参考資料**」とされ、警察は短期間で「**書類送検**」した。つまり、事件としては単純な「**業務過失**」である。

それらに費やした交通費や労務に対し、私は原価に見合わぬ些少の経費を受領した。最初は受け取りを拒否したのだが、「通常支払っているのでぜひ受け取ってほしい」とのことで、やむなく受領。（刑事訴訟法第 223 条にもとづく、地方自治体条例＝警察参考人等に対する費用弁償に関する条例：東京都にはあるが、神奈川県では見当たらない）

他方には、**検察庁法 第 28 条 1 項**に定める「**検察技官**」がある。検察官の指揮を受けて技術を掌る専門職であり、捜査の権限はなく、事務上の技術的補助職員機構となる。

- ① **技術職**＝採証、通信（コンピュータ、ネットワーク）、営繕、等
専門技術を要している技官
- ② **技能職**＝運転手のような専門技能を要している技官

もしこの中に「**山岳登山専門官**」があると仮定すれば、私のような「**登山有識者**」を必要とせず、独自に検察判断を下せることになる。その場合であるなら、おそらく本・被疑事件は「**公訴**」されたことと推察できる。

つまり本・被疑事件は、山岳登山ガイド業務の業務過失は山岳技術、山岳体験感覚、山岳知識、登山方法論、等々の立法化されていない「山岳登山論理」からみれば、「ロープを結ぶべき危険個所で、ロープ確保を怠った単純な業務過失」が自明となる事案。またそのことは、山岳体験なき検察官にとっては判断領域の外にあり、理解しがたい事案であろう。

「登山有識者」とする外部委嘱でなく、検察機構内部の「検察技官」の意見であれば、検察官も納得しやすいのが人間の性（さが）。

この辺りが事務方捜査国家資格権限者として、「**検察官の限界**」ではないだろうか。

警察組織には「山岳救助隊」があり、隊員は山岳登攀技術を備えていることから、「山岳登山専門官」ともいえる。しかし「刑事訴訟法上の捜査権」が認められていない矛盾があり、「**人命救助**」と「**犯罪捜査**」の役割の違いがある。さらに「**山岳救助業務**」と「**山岳登山ガイド業務**」との役割も異なり、その意識やマネジメントも異なる。

実例として、本・被疑事件における「**検察官の現場見分**」において、「**山岳救助隊長の業務意識&対応錯誤**」を、警察本部の司法警察職員（警察官）へ電子メールで指摘したことも追記しておく。

山岳自然界の中で行う「**多様な山岳登山業務**」には「**業務意識&対応錯誤**」が多いが、「**生命担保業務**」だけは常に「**クライシス・マネジメント**」意識を欠かないでほしい。

8. 検察審査会への「審査申立制度」

「**検察不起訴処分**」に対する「**不服申立**」は、検察審査会へ「**審査申立制度**」がある。（検察審査会法第5章、第30条～32条）。

検察審査会へ「**審査申立**」できる者は検察審査法第2条2項に定められている。

- ① 告訴若しくは告発した者
- ② 請求を待って受理すべき事件についての請求をした者
- ③ 犯罪により害を被った者

（被害者が死亡した場合は配偶者、直系親族、兄弟姉妹）

「**登山有識者**＝登山に関する参考人」は上記のいずれに該当するだろうか？

所管警察署長へ提出した「意見書」に論証した内容は、「登山ガイド業務過失」を認めるべく、以下の状況証拠を自主作成して記載した。

- ① 国土地理院地形図に下降ルートと滑落点（転落）位置記載図
- ② 下降及び転落周辺部の現場検証説明を加えた写真
- ③ 地形図から解析した転落斜面断面図
- ④ 当該下降斜面の断面を、登山者が登降する場合のベクトル解析図
- ⑤ 3人編成パーティのロープワーク図解
- ⑥ 下降斜面の現場採取した石英閃緑岩とその写真
- ⑦ 参考斜面としての谷川岳一ノ倉沢衝立スラブの写真、地形図、断面図

「業務上過失致死傷罪」の「公訴時効＝10年」（刑事訴訟法第250条1項）であるから、本・被疑事件についての猶予期間はまだまだ十分に残されている。

もう一度最初から論証を組み立て直し、まとめ直し、検察審査会へ「不起訴処分当否の審査申立」の道はまだ開かれている。

「登山有識者＝登山に関する参考人」としてのさらなる論証を試み、「個人情報保護法」を遵守しながら、憲法第3章「国民の権利及び義務」のバランスを計るべきが、落としどころであろう。

つまり憲法第13条にある、「公共の福祉に反しない限り」という「歯止めの実態を明らかにすることへの努力」が、本稿での試みとなる。

第4節. 登山界の背景

1. 日本の山岳登山ガイドの成り立ち

ヨーロッパ・アルプスは 4,000m級であり、緯度も高いことから岩・雪・氷・

氷河で構成された山岳に登ることが主たる「登山」であり、早くから「ガイド登山」は普及していた。「登山ガイド」は職業として定着し、ガイド組合も結成され、レスキュー体制、保険制度等の整備が進んでいる。

日本人で最初に「スイス高所山岳ガイド試験」に合格し、プロガイドになったのは加藤滝男氏（1944～2020）。私より 2 歳年上のクライマーであり、アイガー北壁直登ルート初登攀のリーダーであった。

8,000m級山岳を擁するヒマラヤでは、初期の登山者がヨーロッパ人であったことから原住民たちは登山サポートの役割、つまり「荷揚げ要員」であった。

ヒマラヤ登山が半世紀以上を過ぎた今、地元住民（シェルパ族）たちはエベレスト登山をガイドできるまでに成長し、「山岳ガイド」として職業人となった。

私達が 1974 年からおこなったヒマラヤ岩壁登攀において、シェルパは「高所ポーター」として雇用し、技術指導を加えながら高所への荷揚げを依頼した。

日本の山は 3,000m級であり、岩・雪・氷が少なく、氷河は消滅し、「山岳登山ガイドを必要としないで」登ることができる。

日本の近代登山において、初期の山案内人（ガイド）はアプローチにおける「道案内人」であり、山岳登山ガイド（登山案内人）ではなかった。

戦後の登山ブームで育った私達世代前後において、前記の加藤滝男氏のように、ヨーロッパ・アルプスの岩壁登攀が盛んになり、ヨーロッパの登山ガイド組合に倣ったガイドシステムを、日本に導入する機運が芽生えた。

そして 1971 年 4 月に設立されたのが「日本アルパインガイド協会」である。戦前・戦後の岩壁クライマー集団、「第二次ロッククライミングクラブ（第二次 R C C）」メンバーが軸となり、加えて麻布高校山岳部出身の橋本龍太郎氏（第 82、83 代総理）を初代会長としている。第二次 R C C は 1973 年秋、エベレスト南西壁登攀をおこなったが、その登山隊の総指揮は橋本龍太郎氏（1937～2006）であった。エベレスト南西壁は 8300m 余で断念となり、一般ルートの東南稜から秋季初登頂したのが加藤保男氏（加藤滝男の弟：1982 年エベレスト遭難）であった。

この時節が、日本登山界の黄金期であり、「アルピニズムとは、より高く、より困難を目指す登山」によって、世界の岩壁初登攀を目指していた。

その後、国際山岳ガイド連盟加入のために組織統合され、2003年には「**社団法人日本山岳ガイド協会**」へと移行し、2012年からは内閣総理大臣が認証する「**公益社団法人日本山岳ガイド協会**」となった。現会長の谷垣禎一氏（1945～）は、自民党総裁中に総理になれなかった河野洋平氏（神奈川県平塚市生）、橋本龍太郎氏（後に総理）に次ぐ3人目であったことと、麻布高校山岳部で橋本龍太郎元総理の後輩でもあった。また谷垣氏は東京大学スキー山岳部（東大山の会）OBでもあり、私が2003年以来17年間師事した中村純二・東大名誉教授は、東大山の会の大御所であった。中村先生は第1～3次南極観測隊員でもあり、第3次越冬で樺太犬タロ、ジロと過ごした「南極物語」の主人公でもある。中村先生は2020年10月、97歳で永眠された。中村先生との共同著作『**複雑学 日本文明物語&哲学**』は、中村先生終生の枕元に置いていただけた。

日本登山界の黄金期が過ぎると、登山で死の世界に突き進むような先鋭的「アルピニズム」は登山史上の限界を迎え、「より楽しさ」を求める多様かつ大衆的な「ガイド登山」、「ツーリズム登山」へと変遷した。

そのような社会風潮の中から生まれたのが、本・被疑事件の「**日本登山インストラクターズ協会**」である。

さらに登山のスポーツ性を強調した「**スポーツクライミング**」諸団体もある。スポーツクライミングは、2021年実施「**東京オリンピック**」の競技種目となった。そのために「**公益社団法人日本山岳協会**」は組織変更し、「**公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会**」へと改変～統合した。

21世紀の登山界は、登山の本質にある「自然に対峙する人間の生と死」の自主・自立・自己責任の厳しさを置き去り、「楽しさを安易に求め、お金で容易に代替できる登山産業」へと変遷している。つまり「**山岳登山産業**」となる。

その多くの形態が「**ツアー登山**」であり、新型コロナウイルスへの3蜜対策は、今まさに産業化された登山様式を攪乱している。衣・食・住を自ら背負った20世紀型登山への原点回帰を、新型コロナウイルスは暗に促している。

本・被疑事件における有償山岳登山ガイド事業者たる「**登山インストラクター**」にみられる「**山岳登山ガイドの業務錯誤**」は、登山界に限らない現代の文化現象でもある。現代文明進化と文化変容の中に見られる、SNSが代表するデジタル社会において、人間力の必然的な変質は、**家畜化現象**（総合人間学会）、**ロボットミー現象**（拙著）等々、**人新世（Anthropocene）**の主課題である。

公益社団法人日本山岳ガイド協会では、次項の通り資格認定をおこなっている

が、法律に基づく国家資格では無い。「山岳登山ガイド」の国家資格は未だ無いが、「国民の基本的人権に直接触れる資格」にてきわめて慎重でありたい。しかし「生命を担保する山岳登山ガイド業務は、法制化させる時節」にある。

主たる山岳ガイド資格は次項に示したが、「国際山岳ガイド」資格を頂点として、日本の山岳登山ガイド資格の中核は、「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」が自認している。そして法律に縛られない諸団体が、乱立状態にある。

本件に係る「日本登山インストラクターズ協会」の考察は、新たな項目を立てて考察するが、「本・被疑事件が社会問題を提起した」ことは本稿で述べる。

2. 主要山岳登山ガイド関係資格

(1) 国際山岳ガイド連盟

- ・国際山岳ガイド

(2) 公益社団法人 日本山岳ガイド協会

- ・自然ガイドステージⅠ
- ・自然ガイドステージⅡ
- ・登山ガイドステージⅠ
- ・登山ガイドステージⅡ
- ・登山ガイドステージⅢ
- ・山岳ガイドステージⅠ
- ・山岳ガイドステージⅡ
- ・国際山岳ガイド
- ・インドクライミング・インストラクター
- ・スポーツクライミング・インストラクター
- ・フリークライミング・インストラクター
- ・スキーガイドステージⅠ
- ・スキーガイドステージⅡ

(3) 公益社団法人 日本山岳・スポーツ クライミング協会

- ・山岳指導員
- ・山岳上級スポーツ指導員
- ・山岳コーチ
- ・山岳上級コーチ

- ・スポーツ クライミング指導員
- ・スポーツ クライミング上級指導員
- ・スポーツ クライミングコーチ
- ・スポーツ クライミング上級コーチ

(4) 社団法人 日本アルパイン ガイド協会

- ・マウンテン・ガイド
- ・アスピラント・ガイド
- ・アルパイン・ガイド

(5) 日本登山インストラクターズ協会

- ・登山インストラクター

(6) 東京都山岳連盟 (日本山岳・スポーツクライミング協会傘下)

- ・トレックガイド
- ・サミットガイド
- ・エキスパートガイド

(7) 長野県

- ・信州登山案内人

(8) 国家資格

- ・第1～4級アマチュア無線技士
- ・気象予報士
- ・救命救急士
- ・医師
- ・看護師、准看護師

(9) 日本赤十字社

- ・赤十字ベーシックライフサポーター
- ・赤十字救急法救急員
- ・赤十字雪上安全法救急員Ⅰ
- ・赤十字雪上安全法救急員Ⅱ

(10) 消防本部

- ・普通救命講習Ⅰ～Ⅲ 終了
- ・上級救命講習 終了

前頁に図解するよう、日本国内における登山団体は一元化されていない。古代から人々は山を神の住む領域として崇め、畏敬し、信仰の対象でもあった。日本の山は低山ゆえに、山岳信仰の中で「修験」思想が芽生え、山中を踏破する「山岳修験道」がおこなわれていた。北アルプス槍ヶ岳の初登頂は、修験者の幡隆上人により 1828 年に成された。

国内戦乱が収まった江戸時代になると文化の華が開き、庶民の山岳詣でがおこなわれた。「富士講」、「大山講」といわれた「講」は、案内人に導かれ宿場に泊まり、現代における「ツアー登山」に類似するが、山岳信仰の一環である。

日本に近代登山が持ち込まれたのは、明治期に来日した西洋人によるもので、イギリス人のウォルター・ウエストーンは代表格である。

彼らの近代登山に刺激されて出来たのが「日本山岳会」であり、日本最古で最初の登山団体。1905 年（明治 38 年）に設立され、個人加入でありながら全国に支部組織を展開した。登山を通して自然を科学的に理解するヨーロッパ流なアカデミズムの下、学生や学者や研究者が活躍し、単に「山岳会」で通用した。

戦後、日本国憲法公布にともなう個人意識の高まりと基本的人権尊重の下、勤労社会人が余暇価値を求めて山を登りはじめた。巷、「三人寄れば山岳会」と揶揄されたように、登山者集団は乱立。

1955 年、社会人山岳団体は全国組織として「全日本山岳連盟」を立ち上げ、日本山岳会と並び立った。

1960 年、日本山岳会は全日本山岳連盟傘下の東京都山岳連盟に組み込まれ、新たな統一組織として「日本山岳協会」となった。

1963 年、「日本勤労者山岳連盟」が立ち上がり、独自に全国組織を展開。

1968 年、「日本山岳協会」は文部省（文科省）所管の「社団法人 日本山岳協会」となり、2013 年には内閣総理大臣認証の「公益社団法人 日本山岳協会」となる。

2014 年、日本山岳会は「公益社団法人 日本山岳会」として分離、独立。

2017 年、東京オリンピック（2021 年実施）に際し、「公益社団法人 日本山岳協会」と「日本スポーツクライミング協会」が統合され、「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」となる。

つまり登山全国組織としては、「公益社団法人 日本山岳会」と「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」の双頭体制であり、前者はアカデミック、後者はスポーティな体質を帯びる、異なった性格の全国組織といえる。

それに加え、終戦直後 1946 年に始まった「国民体育大会（国体）」に山岳部門が加わり、「登山のスポーツ的理解（スポーツ化）」に拍車がかかる。

第 1 回の展示参加に始まり、山岳は非得点競技とするオープン種目であった。

1950 年、第 5 回国体からは文部省（現：文科省）所管となり、第 10 回国体からは都道府主催となった。

1964 年の東京オリンピックを前にし、1961 年に「スポーツ振興法」が成立。「山岳」は 1980 年の栃木大会から、天皇杯を競う得点種目に加わった。

2002 年（高知大会）からは、縦走とクライミングに種目が分かれ、2008 年（大分大会）では縦走が廃止され、ボルダリングが加わり、スポーツクライミングとして得点種目となる。

2011 年、スポーツ振興法は廃止され、新たに「スポーツ基本法」へと衣替え。

2015 年、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、スポーツは国民体育の基軸となっている。

このように、「山岳登山」は国体種目に組み込まれ、文部科学省（旧：文部省）→ 日本スポーツ協会（日本体育協会）→ 日本山岳・スポーツクライミング協会（旧：日本山岳協会）や学校教育（体育）に組み込まれてきた歴史があり、「登山はスポーツである」が定説となっている。

しかし「山岳遭難～死」が身近にある「登山」を単純に「スポーツ」と割り切って良いのか、その疑問を投げかける人は今でも少ない。

1968 年、国際スポーツ・体育協議会（ICSPC）の「スポーツ宣言」の中に、スポーツの定義がある。

「スポーツとは、遊戯の性格を持ち、自己または他人との競争、自然の障害との対決を含む運動」、としている。

確かに登山の概念を含むように見受けられるが、登山は自然の猛威に敗れた場合、「最悪・・・死者」となる。

登山は他のスポーツと違い、敗者が死に直結する特殊性があり、この事実を認めるところから「真の登山」は出発する。

この視点から、「登山はスポーツである」との定義は、適切でない。

21 世紀の現代、観光開発の波は山岳にも押し寄せ、「山岳ツアー、山岳登山ガイド」が定着し、併せて旅行業、宿泊業、運輸業、山岳ウェア、登山用具、山岳ジャーナリズムが連携した「登山産業」となっている。そして、「山岳遭難」は公助に頼り、登山者自らの自助・相互扶助体制構築努力（かつての山岳会）に欠けた現況にある。（※ デジタル社会で SNS の普及と山岳会の衰退）そして、山岳会の教育体制に代わって出現したのが「登山インストラクター」といえる。

4. 一般登山者と登山事業者の登山意識は本質的に異なる

日本の登山人口推計は、「レジャー白書 2021」によれば、2020年＝460万人とある。その数は、国民全体の3.7%程度でしかない。その中で登山者組織に加入している人は8～10万人程度で、登山人口の2%前後。約92%の登山者は登山組織に加入しておらず、「一般登山者」として気軽に登山を楽しんでいる。

登山組織加入者からは、一般登山者を「未組織登山者」と呼んでいるが、この言葉の裏側に潜む「個人よりも、集団・組織・公を優越させる日本社会気質」を読み解くことができ、私は半世紀以上前からその無意味を指摘してきた。

登山は重力に逆らう運動機能（抵抗の美学）を楽しみ、スポーツ要素が極めて大きいことから、「登山はスポーツである」が定説になっている。しかし登山者意思の内面まで踏み込んでみると、優れて個の実存を認識・実感できる思索、哲学、宗教的行為として、拙著『登山の総合人間学』（2015年：国立国会図書館蔵書）に整理している。

「登山は個の意思と行為が基本」とする視点から、本稿では個人、組織に関わりなく、自由意志、自己負担、自己責任、の範囲で登山する人々を「一般登山者」としている。

他方、それら「一般登山者」をマーケット（顧客）とする「事業者」が「登山業務」に携わり、生計を営むようにもなっている。「登山事業者」は一般登山者と同じフィールドで活動しているので傍目で分かりにくいのが、行動を観察してみると分かる。「事業者」であるからには事業理念、事業目的、事業責任、コストバランスが生じるので、当然ながら一般登山者意識とは異なり、「業務登山者」として区別できる。

一般に「事業者・業務者」は事業業務目的に適う「社会的機能を履行し、その履行には社会的義務と責任」が課せられている。したがって、それら諸事業は関係法令の下で許認可、規制、監督、報告、監査、命令等を受け、所得利益に対して納税義務も生じ、「業務過失」では処罰される。

しかし「登山事業」における問題点は、法令に関わり無く、また第三者機関の業務チェックにも係らない、無認可、無許可な「任意公共サービス登山事業」がおこなわれていることにある。その事業が、「社会的義務と責任における質の担保」が確保されていれば良いが、資質が低い事業者の場合には「一般登山者に生命の危険を及ぼす可能性」が除き得ない。

特に「登山事業」は、偶然と必然が重なり合う山岳自然を領域にすることか

ら、万への対処とする「クライシス・マネジメント」の範疇にある事業活動。「任意なサービス登山事業」であったとしても、「顧客の身体・生命の安全を担保する業種」であることに変わり無く、理論的には立法措置、法規制が不可欠な業種である。しかし国民人口 **1 億 2,485 万人** (2022.11.1 総務省統計局) からみれば、登山人口約 **460 万人** (2021 年レジャー白書) はたったの **3.7%** しかなく、圧倒的少数な分野ゆえに法規制はおこなわれず、登山事業者の「業務意識」にゆだねられているのが現状。

しかしこの「業務意識錯誤」から生じたであろう本・被疑事件を考察してみると、「登山事業者意識」、「登山業務者意識」を根本から問い直す時節にある。つまり、「一般登山者」と「業務登山者」の「登山意識」は本質的に異なり、区別して考える必要がある。そして「登山事業に法規制」が必要となる時節を迎えている。

登山者の成長過程は、以下のように順次ステップ・アップしていく。

- ① 初心登山者 ② 自立登山者 ③ リーダー登山者
- ④ 教育的登山指導者 ⑤ 自立登山事業者 ⑥ 登山事業者組織運営者 (事業グループ、連盟、協会、機関、機構、等々)

概ねの人々は「一般登山者」の趣味、趣向、運動の範疇で収まる文化的な取り組みとなる。登山に熱中する一握りの登山者が「業務登山者」となり、「一般登山者」をマーケット (顧客) として登山事業をおこない、生計の糧にする人々も存在している。

両者の特性の差異を示すと、以下のようになる。

一般登山者 ; 自由意思登山者 (任意 : 自己責任) : ①~③

上記 ①~③までは、任意な自由意思にもとづく一般登山者であり、自由意思、自己負担、自己責任をもって登山に取り組む、文化的趣味の享受者。

業務登山者 ; 登山事業者 (業務責任 : 過失責任) : ④~⑥

上記 ④~⑥までは、一般登山者を対象とする教育や事業をおこなう「他者性」をもち、普及拡大すると「社会性」を帯び、「事業者」に対しては「公共の福祉に反しない、社会的義務と責任」が生じてくる。

「事業者」は公共・公益・業務責任等の関係諸法令の下、それぞれを所管する官公庁署等の許認可や認証を受け、業務報告をおこない、監督、監査、業務停止命令等を受ける。(総務省、国土交通省、文部科学省、国家公安委員会、等)

しかし山岳登山ガイド事業、登山者教育事業を直接所轄する法令は無く、諸法令の許認可を要さない任意団体として設立され、活動しているのが現状。

「公益社団法人」は内閣総理大臣認証となるため、内閣府関与となる。

「プロローグ」の中で、21世紀登山が取り組むべき4つの位相を記した。

- ① 登山者の自由意志による山岳登山行為・・・「一般登山」
- ② 登山者の生命・安全確保を担保して案内する「山岳登山ガイド業務」
- ③ 登山を通し社会評価から名誉や報酬を得る「専門職能（業務）」
- ④-1 山岳登山と自然学習教育実習過程における「教育実習登山業務」
- ④-2 登山者の安全指導教育過程における「登山インストラクション業務」

このように、①「一般登山者」と、②～④「業務登山者」との事業意識と責任の違いを理解することこそが、「登山事業者たる出発点」といえよう。

「登山」は自然人たる人の基本的欲求に基づく自由意思行為であり、憲法に定めてある「基本的人権」の「自由権行使」そのものとなる。この権利は「公共の福祉に反しない限り」において、個々、自由裁量権がある。つまり一般登山者は何ら法的に縛られることなく自由意思でおこなうことができる、自然人の基本的欲求行動であることが根底となる。

「登山」における「公共の福祉に反する事態」とは、「山岳遭難」において発生する。遭難への対処は、当該登山者自らだけでは無理で、他者や公共行政機関の支援、処置、認定等が生じる社会問題になる。社会問題としての重大案件になると、対応、対処する基準として「法的措置」が必要になる。

我が国においては登山に直接及ぼす法律は無く、一般諸法規の範囲となる。また地域の特徴に応じて、地方自治体は条例を制定し、個別事象として対応。その例として、以下がある。

- ① 入山規制（群馬県谷川岳遭難防止条例；登山禁止期間と区域設定）
- ② 登山届出義務（多くの自治体下山届はない）
- ③ 入山料納付（富士山；名目は各々異なる）

このように我が国の山岳事情は「登山の自由」が尊重されており、始源の山岳宗教から、求道、探検、冒険、スポーツ、観光、等々、多様な山岳登山文化を享受してきた。

そこで万一遭難した場合にあっても、通報すれば公共機関の迅速な対応もあるが、「最悪、死を免れられないのが山岳登山の本質」。

それゆえに一般登山者の「自己責任」だけで済む問題では無い。

登山者の需要に応えるべく、様々な「業務・業態」が生じている。直接登山行為に関わらない山岳登山事業（メディア、用具・食料、輸送・宿泊、医療・保険、等々）は「山岳登山産業」を構築し、業務提携も進んでいる。

「登山者の生命を担保」して安全登山を導くのが「山岳登山ガイド業務」である。観光産業と相まって、すでに「山岳登山産業」の一分野となる「山岳登山ガイド業務」は確立され、公益社団法人や一般社団法人、財団法人、民間自主認定機関、学校教育機関、等々、多分野にわたり「様々な業態」が確立されているが、「登山者の生命を担保する登山事業者の義務と責任は極めて重い」。

5. 山岳登山ガイド と 登山インストラクターの違い

「ガイド (Guide)」や「インストラクター (Instructor)」は英語表現であり、その語源を確かめれば、おのずから異なった意味と機能であることがわかる。

ガイド (Guide) とは、案内する、先導する、手引きする、支配する、左右する等、状況を把握しながら目的達成に向けて適格判断を下して導く、「リーダー」機能を意味する動詞である。その役割を担う人を指せば、名詞表現となる。ガイドにおける主たる機能は、「状況判断措置義務とその責任」にある。

同類な機能として「パイロット (Pilot)」がある。動詞としては、水先案内する (船舶)、操縦する (航空機)、最前部で障害物を押しよける (汽車) 等があるが、登山用語としては使わない。「パイロット」は「ガイド」と類似機能であるが、「先頭に立って切り開く」西歐的リーダーシップそのものに近い。

他方、**インストラクター (Instructor)** は、教師、教官、指導員、指示者、教示者、等を呼称する名詞であり、動詞にすれば「インストラクト (Instruct)」。「インストラクション (Instruction)」は名詞で「指示、命令、教育、伝授、啓蒙」等。これらは明らかに「ガイド」と異なり、教科書 (テキスト) や教育内容 (カリキュラム) に基づいて運営される「学校や塾」等の「教育指導育成」用語。また仕事やスポーツ、趣味等でも多様に存立し、任意に資格制度を設けて指導者 (先生) を認定し基準レベルを制定して「先生と生徒」の関係を構築している。

では、「山岳登山ガイドの特質」を考えると、航空機の「パイロット」に類似する。つまり、「一団の全生命を預かり、状況判断措置と全責任を負う最高責任権限者 (トップリーダー)」。山岳自然に踏み込む登山と、宇宙空間を飛翔する航空機の世界は、人知で予見し得ない偶然 (必然の交差) が生じ、安全確保 (Fail safe) は二重、三重の慎重を期す「クライシス マネジメント」で対処する世界。

それゆえ、航空機パイロットの判断は一団の命運を左右する「重い責任」がともない、十分な教育と訓練の後に客観的試験を経て取得する「国家資格者」

となって業務に就く。しかし今、**山岳登山ガイド業務者に国家資格は無い。**

他方、「登山インストラクター」の特性はいかなるものか。

前記のようにインストラクトは**指導・育成する業務**であり、登山インストラクションの目的は登山者の自立を促すとしている。育成する場所は、安全を確保した領域内で行うはず。

日本登山インストラクターズ協会理念では、「インストラクターは冒険者でない」と標榜しているように、**未知・未踏な山岳を「ガイド（案内）する業務者」**で無いことは明白。

しかし**本・被疑事件では、未踏査な崖淵へと誘導した典型的な遭難事例。**

「山岳自然環境に絶対安全領域は無い」が定説。「登山インストラクターが登山者教育途上、危険個所に誘導して山岳登山ガイド業務をおこなった結果、転落死亡事故を誘引したのが**本・被疑事件**」と理解できる。

「登山はスポーツである」としてきた「登山の定説」同様、登山インストラクターの**業務錯誤は危険！**

活動エリアが重複する山岳自然の中で、「登山インストラクション」と「山岳登山ガイド」の「**業務意識区分**」は難しい。しかし以下に定義し直してみれば、理解しやすくなるかもしれない。

登山インストラクター業務 = 山岳リスク・マネジメントを教える（危険を回避）

山岳登山ガイド業務 = 山岳クライシス・マネジメントで安全確保（死を回避）

第5節. 日本登山インストラクターズ協会を考察する

1. Web 検索による公開データ

CONCEPT

安心・安全登山を目指して

日本登山インストラクターズ協会（J M I A）は以下の3つの柱を目的として、2013年4月1日より活動を開始しました。

- ・ 自立した登山者の育成
- ・ 自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成
- ・ 安心登山のアピール

趣旨に賛同いただける方はどなたでも入会できますが、登山インストラクターの認定は別に定める資格認定基準をクリアしている事、理事の推薦、その他（損害賠償保険の加入など）が必要となります。



日本安全登山推進機構 登山技術指導者認定取得課程

登山インストラクター養成講座



インターネットの普及や様々な専門書など、現代では登山に関する情報が比較的簡単に手に入る時代になりました。そういった時代背景もあり、未組織登山者の比率は登山者人口の実に80%以上となります。

自由に誰でも自然を楽しむようになったのはとても良い時代の変化ですが、山岳会などの組織登山離れが進む事で登山技術の伝承が疎かになってしまっているのもまた事実。現に知識や経験の不足が原因と思われる事故が相次いでいます。

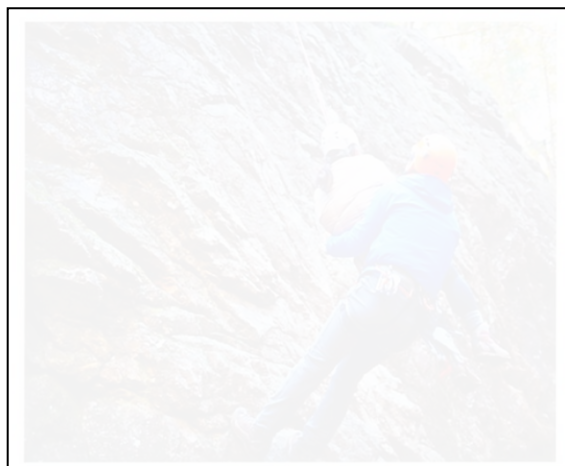
現代社会に適合した、新しい時代の教育システムが求められています。

SMPO 日本安全登山推進機構は、登山者の技術認定を行う過程で学習機会を設けてもらい、登山に必要な技術と知識の普及を担っている団体です。登山インストラクター養成講座は、日本安全登山推進機構からの委任を受け Kuri Adventures が請け負っている、団体上位認定である“登山技術指導者認定”を取得するの為の年間カリキュラムです。

確かな技術や経験を持つ指導者による登山技術指導により、登山技術を伝承し、未組織登山者にもしっかりとした登山技術を学習して頂く機会を設けて行くことが重要であると考えています。

登山の危険は“知らないことによって引き起こされている”事がとても多いです。正しい知識と技術を身に付けることで、登山のリスクは大きく低減できます。

日本安全登山推進機構の登山技術指導者は、新しい時代の登山技術の伝承者となり、教育をもって山の安全に貢献して頂きます。



Kuri Adventures の登山インストラクター養成講座では、一年間を通じて高度な登山技術を学習、習得頂き、登山技術指導者として活躍できる総合的な技術の習得を目指します。

特に安全確保技術とセルフレスキュー技術に関しては、指導者として山の中で起きるあらゆるトラブルに対処できるよう、安全管理技術として徹底的に教育と訓練を行っていきます。

一部カリキュラムは一般講習では学習頂けない、登山インストラクター養成講座のみの特別講習となります。

この課程を修了し、修了検定に合格することで、日本安全登山推進機構から登山技術指導者として正式に認定されます。

団体が主催する安全登山に関わる活動、技術認定の為の試験官、指導員、山岳ボランティア活動への参加など、幅広い活動の場があります。

共に日本の登山を取り巻く社会の安全に貢献して参りましょう！

登山インストラクター養成講座では、一年間の講習カリキュラムと共に、教育実習カリキュラムを大切にしています。

Kuri Adventures の実際の講習においてアシスタント講師として参加し、実際に一般公募のご参加者様に講習の場で技術指導して頂きます。また一般公募の実践山行におけるアシスタントでは、本隊に先行して支点構築などを行うことで登山者としての技術を実際の現場で鍛えることができます。

指導者やリーダーとしての能力は実践経験の積み重ねの中で活きた技術として身につけていくもの。講習カリキュラムの参加と同じくらい、教育実習カリキュラムも大切です。登山インストラクター養成講座の料金内で実質的にほとんど全ての講習カリキュラムに教育実習生として参加することが可能です。しかも、何度ご参加頂いても料金は変わりません。是非積極的に参加し、自身の技術を高めましょう。(一部危険性の高い実践山行は、その時点の技術レベルを見て判断させていただきます。)

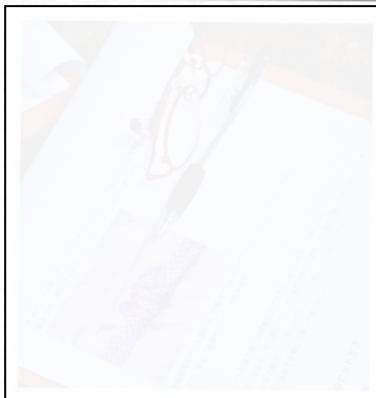
総合的な技術を学ぶことで高いレベルでの登山技術を習得できます。

登山インストラクター養成講座は、登山パーティーのリーダーや教育機関の講師、ボランティア団体の属する方など、登山技術を伝える指導的立場にある方全てが対象です。また登山技術指導者認定を得る為の課程に限らず、登山者として、アルパインクライマーとして求められる、総合的な技術や知識を得る為の体系的な学習の場でもあります。

登山技術指導を通じて社会に貢献していきたい方に取得して頂きたいと考えています。

一年間かけて本気で山を学びたい方のご参加をお待ちしております！！

登山インストラクター養成講座のカリキュラム



特別講習カリキュラム

登山インストラクター養成講座では、登山技術指導を行うスペシャリストとして通用する人を育成すべく、一般の講習カリキュラムよりもっと本格的な内容で行っています。

特に確保技術、救助技術、救急技術はパーティーメンバーの命を守るとも重要な技術。パーティーリーダーを担うに相応しい技術を身に着けます。



教育実習カリキュラム

Kuri Adventures の行う登山教室のアシスタントとして現場に入って頂き、実際にご参加頂いているご利用者様に登山技術の指導を行ってまいります。

一年間何度でもご参加頂けるので、基本となる登山技術を確実に身につけることができます。この教育実習カリキュラムこそ、登山技術指導者として確実な成長をさせてくれます。



実践山行アシスタント

教育実習カリキュラム

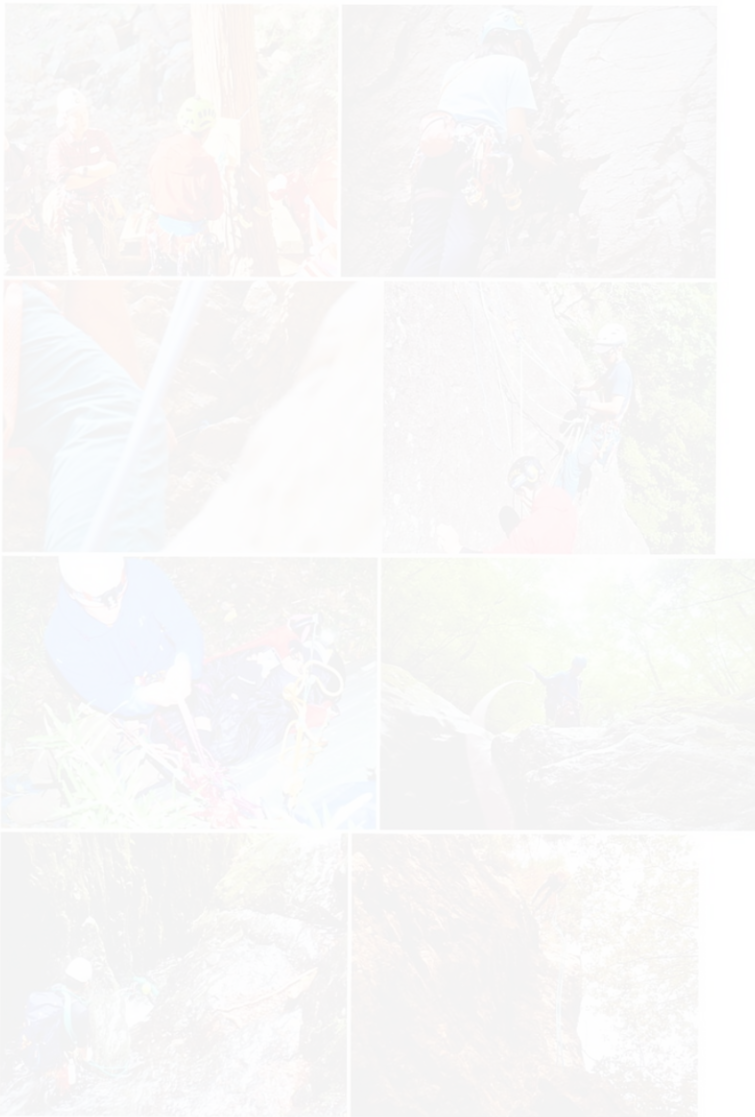
Kuri Adventures で一般ご利用者様を対象に行っている講習、及び実践登山のアシスタントとして現場入りして頂きます。講習の現場にて登山技術の指導を行う事でアウトプットが繰り返され、あやふやに覚えている知識を洗い出し、より精度の高い技術を身につけて頂きます。また実際に指導経験を積むことで、指導者としての成長を促します。

実践登山の現場では、フォローとして中間支点の回収やリードのビレイ、一般ご利用者様の安全管理などの経験を積むことで、山行リーダーとしてのスキルを学習して頂きます。

講習指導、実践登山への参加は全参加者が最低2回以上行って頂きます。但し、上限は設けておりません。他の受講生の参加状態を加味しながら、何度でもご参加頂けます。教育実習経験を何度も行う事で、登山技術の指導者として必要な基礎となる能力を身につけて頂きます。

登山インストラクター養成講座において、教育実習こそ最も価値あるカリキュラムであると感じています。実際の現場で未経験の方に対して山の技術をお伝えすることで、自分自身の中の不確かな部分が洗い出され、より正確に技術体得して行くことができます。これを繰り返すことで、指導者として確実に能力が高まっていくのを感じます。

何度ご参加頂いても料金は変わりませんので、ご希望の方はどんどん積極的にお申し付け下さい。



Kuri Adventures の行う山行企画にご参加頂き、現場アシスタントとして活躍してもらいます。登山インストラクター養成講座の講習カリキュラムで取得した高度な登山技術を活かし、現場における安全管理を行って頂きます。
自然地形における支点構築や登攀の在り方など、高い現場力が身につきます。
(※ 一部実践山行を除く)

2023年度 第六期 登山インストラクター養成講座 年間スケジュール

第一班 週末クラス

4月22日 プロテクション設置技術講習 (カミングデバイス、ナッツ、ハーケンの設置技術と実践)
5月4日 マルチピッチクライミング講習 (支点構築技術講習、マルチピッチクライミングの実践)
6月10日 同行者安全確保技術講習 (一般登山において、同行する初心者を確保する際の基礎技術の習得)
7月17日 同行者安全確保実践山行 (高難易度な登山道における同行者確保の実践)
8月26-27日 沢登り実践 (ピバークを含む、沢登りの実践)
9月2日 傷病者応急処置技術講習 (各種傷病に対する応急救護技術)
10月9日 引き上げ搬送救助技術講習 (背負い搬送、担架搬送、レイジングシステム)
11月5日 下降搬送救助技術講習 (分散懸垂救助技術、カウンター懸垂救助技術、流星法搬送技術)
12月2-3日 登攀救助技術講習 (クライミングレスキュー、ラベルレスキュー)
1月20-21日 アイスクライミング技術講習 (アイスクライミング基礎技術、リード技術、支点構築)
2月10-11日 雪山登山技術講習 (初動停止技術、滑落停止技術、雪上確保技術、スノーシェルターの作製及び宿泊)
3月17日 卒業検定 (検定前総復習会、座学試験、実技試験)
3月21日 修了式 (Kuri Adventures 新宿教室 20:00-)

第二班 平日クラス

4月6日 プロテクション設置技術講習 (カミングデバイス、ナッツ、ハーケンの設置技術と実践)
5月18日 マルチピッチクライミング講習 (支点構築技術講習、マルチピッチクライミングの実践)
6月6日 同行者安全確保技術講習 (一般登山において、同行する初心者を確保する際の基礎技術の習得)
7月20日 同行者安全確保実践山行 (高難易度な登山道における同行者確保の実践)
8月8-9日 沢登り実践 (ピバークを含む、沢登りの実践)
9月20日 傷病者応急処置技術講習 (各種傷病に対する応急救護技術)
10月12日 引き上げ搬送救助技術講習 (背負い搬送、担架搬送、レイジングシステム)
11月7日 下降搬送救助技術講習 (分散懸垂救助技術、カウンター懸垂救助技術、流星法搬送技術)
12月27-28日 登攀救助技術講習 (クライミングレスキュー、ラベルレスキュー)
1月24-25日 アイスクライミング技術講習 (アイスクライミング基礎技術、リード技術、支点構築)
2月14-15日 雪山登山技術講習 (初動停止技術、滑落停止技術、雪上確保技術、スノーシェルターの作製及び宿泊)
3月19日 卒業検定 (検定前総復習会、座学試験、実技試験)
3月21日 修了式 (Kuri Adventures 新宿教室 20:00-)

オンライン座学講習 (一班、二班 合同)

3月16日 ガイダンス (一年間の流れ、卒業試験についてなどを説明します。)
4月4日 確保理論 (クライミングの物理、カラビナ・スリング・ロープの知識、確保技術の基本)
5月26日 遭難事故の統計と分析 (遭難事故発生の現状を知ることで、事故防止に必要な考え方を身につける)
6月16日 登山の運動生理学 (登山における理想的な運動強度の在り方、エネルギー生産、摂取すべき栄養素と水分量など)
7月20日 山岳気象入門、レイヤリングの科学 (基本となる山岳気象の知識、登山の服飾に関する素材知識)

※ カリキュラム内容に変更する場合がございます。

※ 原則として雨天決行ですが、中止となる場合にはレスキュー訓練を行う予定です。

※ 参加が難しい日がある場合、別班の同企画に日程変更も可能です。但し送迎車利用は該当班の方が優先となります。変更人数が多すぎる場合はお断りする場合があります。

※ オンライン座学講習は、Zoom を使用して行います。参加できない場合、録画映像を視聴頂く事も可能です。質疑応答に答えられなくなるので、可能な限りご参加下さい。

※ [2022年度 第五期生のスケジュール確認はこちらをご覧ください。](#)

募集要項

～ 講座受講料 ～

受講料：270,000円(税込)

お支払い方法：銀行振込・クレジットカード決済

～ 講座期間 ～

2023年4月～2024年3月【締切 2023年3月15日(金) 19:00】

～ 参加条件 ～

- 遭難対策費用300万円以上の保険に加入していること
- 基本的なコンパスの使い方、地形図の読み解きを理解していること
- コースタイムで歩くことができること
- インドアリードクライミング 5.10a以上
- 基本となるロープの結び10種をスムーズに結べること(詳しくはこちらの動画をご視聴ください)
- バックアップシステムを設けた懸垂下降技術を習得していること
- 空中懸垂からの登り返しシステムを習得していること
- テント泊登山の経験を有すること
- 必要装備を用意できること
- LINEアカウントを有すること(※ 連絡事項はLINEを通じて行っております。)

～ 必要装備 ～

- ・ クライミングハーネス(スポーツクライミングに対応した、レッグループ式ハーネス。)
- ・ クライミングヘルメット(購入から3年以内のもの。)
- ・ ビレイデバイス(ルベルソなど、ダイレクトビレイに対応したビレイデバイス。)
- ・ セルフビレイコード(ベツルコネクストアジャスト、メトリウスダイナミックデジチェーンなど、ダイナミックロープを使用したものを推奨)
- ・ 60cm スリング x 4～6(ベアール6mmダイニーマチュアスリングを推奨。6本ご用意頂く方は、内2本を120cmにしておくと便利です。主に中間支点用)
- ・ 6mm x 150cm アクセサリーコード(フリクションコードとして使用します)
- ・ 7mm x 5～7m アクセサリーコード(補助ロープとして使います。5.5mm以上のケブラー、テクノラロープでも可。)
- ・ シングルロープ30m以上(ベアールジョーカーなど、9mm前後のものを推奨します)
- ・ ブーリー(ベツルマイクロトラクションなど、セルフジャミングブーリーだと尚良い)
- ・ アッセンダー(セルフジャミングブーリーを使用している場合は無くても可)
- ・ サブゲート式HMS型安全環付きカラビナ x 2(エーデルリッドHMSストライクスライダーFGなど、ビレイデバイス用、及びセルフビレイコード用)

- ・HMS型安全環付きカラビナ (補助ロープ携行、及びビレイデバイスのバックアップ用)
- ・変形D型安全環付きカラビナ × 6 (細めのものを推奨。自由に使える状態の物4枚、フリクションコード用1枚、支点スリング用1枚)
- ・変形D型ワイヤーゲートカラビナ × 8~12 (中間支点用。2色に分けることを推奨します。上記60cmスリングと組み合わせて使用します)
- ・ビレイグローブ (クライミング専用のもので用意します)
- ・ピッケル (雪山登山技術講習で使用。曲がりの浅いアイスアックスでも可)
- ・アイスアックス (お持ちの方のみで可)
- ・ワンタッチ、またはセミワンタッチの前爪付きアイゼン (これから購入する方は縦爪のものを推奨)
- ・シヨベル (雪山登山講習で使用。講習以外で雪山登山を行う方の場合、プローブ、ピーコンも用意しましょう。基本必携装備となります。)
- ・冬期登山用グローブ (中綿の無いオーバーグローブとウールのインナーグローブ二枚を推奨)
- ・冬期登山靴 (必ず中綿の入った、前後コバ付きの靴をご用意下さい)
- ・Vスレッドフック (アイスクライミング講習で使用します。)
- ・沢靴 (沢登り未経験の方はフェルトタイプを推奨。)
- ・ビバークシェルター (ツェルト、タープなど、横になって眠れるサイズのもの。テント泊時以外常に携行して下さい。)
- ・ファーストエイドキット ([7.5cm幅 弾性包帯](#)・[三角巾](#)・[38mm幅 非伸縮性テーピングテープ](#)・[ニトリルグローブ](#)・[人工呼吸用マスク](#) 他)
- ・寝袋 (0度前後まで快適に眠れるものをご用意下さい。原則として常に持ち歩きます。)
- ・マット (原則として常に持ち歩きます。日帰りでも必ず半身をカバーできるマットを用意して下さい。)
- ・調理器具
- ・バックパック (養成講座では45Lまでのバックパックに指定します。この範囲に収まるバックキングを身につけましょう)
- ・デジタル簡易無線機 (東嶽山行のアシスタント参加時には必携装備となります。[ICOM DPR-4](#)などを推奨)
- ・その他、一般登山装備一式

※ わからない場合ご相談下さい。

~ 遂行人数 ~

最低遂行人数 8名 / 最大遂行人数 12名

~ 企画の中止 ~

最低遂行人数に達しない場合、全額返済の上、年間の全カリキュラムを中止とします。
原則として雨天時も決行します。ただし運営上リスクがあると考えられる悪天候時は企画変更とします。(原則返金はありませんが、当方の事情により企画が中止となった場合、一日講習10,000円、一泊講習20,000円の返金を行います。)

~ キャンセルについて ~

2022年9月1日~10月31日まで : 年間料金の30%
2022年11月1日~12月31日まで : 年間料金の50%
2023年1月1日~1月31日まで : 年間料金の80%
2023年2月1日以降 : 年間料金の100%

~ 補償について ~

登山インストラクター養成講座は、登山に関する講習の指導者を育てる講習カリキュラムです。登山の安全管理を行う立場の技術を学習する上で、通常の講習よりも遥かに死亡、障害の残る受傷のリスクが高くなることを予め御理解の上ご参加下さい。

登山インストラクター養成講座受講中のあらゆる事故に関する負傷・死亡・物損に関し、全て自己責任となることを予めご了承下さい。基本的に Kuri Adventures における一般利用規約に準じます。詳しくは「[利用規約](#)」を御覧下さい。但し、企画の中止に関する項目、キャンセルに関する項目、保証に関する項目、保険に関する項目は当ページの内容を優先致します。

~ 保険について ~

登山インストラクター養成講座における保険は、各自でご入会頂いております。
遭難対策費用300万円以上の保険にご加入頂く他、傷害保険、生命保険などへのご加入も推奨致します。

～送迎車利用～

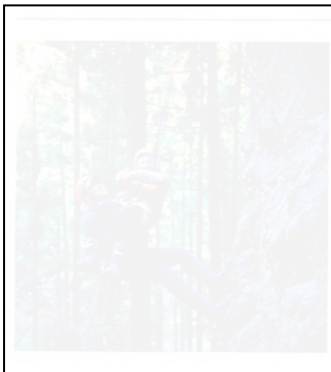
実践経験カリキュラムにおいて、新宿駅、現地最寄り駅からの送迎車が出ます。また現地までマイカーでご参加頂いても構いません。集合場所はどちらをご選択頂いた場合でも料金は変わりません。
講習の都度、集合予定地を確認致します。

～お支払い方法～

- クレジットカード決済
- 銀行振込 (お支払いを持ってご予約の完了と致します。)
- ※ この講習は年間カリキュラム型講習ですので、現金払いは承れません。クレジットカード、銀行振り込みのみとなります。

【決済システム変更のお知らせ】

不具合があり決済システムを変更をいたしました。
注文時に即時決済となります。
申し訳ございませんが、マイページ・ポイントシステムは使用できなくなりましたのでご了承ください。



第六期 登山インストラクター養成講座 (2023.4～)

- ※ 年度途中からのご返金は一切承っておりません。御理解の上、ご参加下さい。
- ※ 予約を持って利用規約、及び当ページに記載の特例規約にご承認頂いたものとします。
- ※ **お支払いは銀行振込、クレジットカード決済のみとなります。**
- (ショッピングカートシステムはクレジットカード決済のみとなります。銀行振込希望の方はお問い合わせください。)

第一班 週末クラス 297,000

¥ 297,000

(税込)

✓ 在庫あり

カートに追加

日本登山インストラクターズ協会

(2000/1/12)

日本登山インストラクターズ協会（略称 J M I A）にこつて

事務所 東京都豊島区南大塚 1-53-8 撰事務所内

TEL03-3942-0087 FAX03-3942-0392

本会は、認定する登山インストラクターが、安心して登山ガイド又はインストラクション活動ができるよう、相互扶助することを目的とした団体です。

プロとして通用する登山インストラクター及び登山リーダーの育成も目的とし、無名山塾を教育機関としています。そうした活動を通じて、登山ガイド及びインストラクターの社会的認知と地位向上もめざしています。

本会入会には、登山インストラクターとして認定されていることが条件となります。

登山インストラクター認定には申請する時点で、(1)登山経験、(2)技術習熟度・体力、(3)登山全般・救助・救急法に関する知識、(4)救助・救急法のトレーニング、(5)ガイドング実習及び人間性などについて、別に定める認定基準を満足していることが必要です。

<登山インストラクター資格認定基準（案）>

(1)登山経験

5年以上の登山経験を有し、5年以内の山行日数が150日以上であること。幅広い経験であること。目安として、

1. 無雪期一般コースからの登山50日以上（テント泊10泊）。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1)日本アルプス・八ヶ岳クラス | 10座 |
| 2)奥秩父・上信越・百名山クラス | 10座 |
| 3)丹沢・奥多摩・比良・六甲クラス（近郊の山） | 20座 |

2. トレーニングを含む無雪期バリエーションルートの経験50日以上（テント10泊、ピバーグ5回）。

- | | |
|-------------|-------|
| 1)ゲレンデ（5ヶ所） | 20回 |
| 2)岩登り | 15ルート |
| 3)沢登り | 15ルート |

3. トレーニングを含む雪山登山50日以上（テント泊15泊、雪洞5泊）

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1)ゲレンデ（雪上技術、アイスクライミング、富士山・笛吹川など） | 15回 |
|----------------------------------|-----|

回

- | | |
|-------------------|-----|
| 2)日本アルプス・八ヶ岳クラス | 10座 |
| 3)奥秩父・上信越・百名山クラス | 10座 |
| 4)積雪のある近郊の山又は山スキー | 10座 |

※山スキーの山行日数計上は15日を上限までとする。

(2)技術習熟度・体力

1. 歩行技術・体力

無名山塾で指導する歩幅を小さく、静荷重静移動による登り下りがきっちり体得できていること。

1) 20Kgの負荷で蓑毛を出発点とし、丹沢表尾根から大倉尾根への縦走が問題なくできる。

2) 夜間6時間以上を含み、連続18時間以上行動できる(50分行動、10分休憩)。

2. 岩登り技術

1) 3級の岩場を登山靴でリードできる。

2) 必要なロープワーク(結び方、名称、プロテクションのシステム、セルフビレー・ランニングビレー・パートナーの確保、懸垂下降など)が習得されている。

3. 雪山・スキー技術

1) ピッケルワーク(滑落停止、耐風姿勢、2点確保)が習得されている。

2) アイゼンワーク(フラットフット、フロントポイント)が習得されている。

る。

3) ダブルアックス技術が習得されている。

4) 雪山のロープワーク(ダイナミックビレーなど)が習得されている

5) 斜滑降・キックターン・シュテムクリスチャニアが習得されている

(3)登山全般・救助・救急法・ガイドングに関する知識

机上講座に36テーマに渡って出席、レポートを提出のこと。レポート提出で1単位、合計36単位が必要。特別に設定された(朝日カルチャーセンターなど)養成講座受講生は、レポート提出が免除される。

(4)救助・救急法のトレーニング

1. 救助講習は、夏の一般コース及び岩場・沢の救助訓練10日以上、雪山の救助訓練5日以上とする。無名山塾登山学校のプログラム参照

2. 救急法の講習会を1回以上受講しておく。

(5)人間性

登山ガイドやインストラクターは冒険登山家ではない。サービス業であることを認識し、明朗、快活、協調性があり、リーダーシップに富んだ人であること。

(6)ガイドング実習

20日以上とする。但し、I～Vに合格した人は、資格取得後でも良い。

無名山塾講習会の受講を重ね、(1)～(5)又は(1)～(6)の基準を満足した人には認定基準合格証が発行されます。合格した人は登山インストラクター認定を申請することが出来ます。

プロの登山ガイド又はインストラクターとして3年以上活動している人で当該活動を主催する代表者の実力証明があれば、特例として資格認定を申請できます。

登山インストラクターの資格は理事会の承認を経て理事長が認定します。資格を取得し、日本登山インストラクターズ協会に入会すると日本山岳ガイド連盟認定トレッキングガイド（山岳ガイド）として推薦されます。

<入会手続き>

入会届、身上書、登山インストラクター認定証（コピー）、日本山岳ガイド連盟入会申込書、山歴書の提出と、入会金〔 〕円、年会費〔 〕円、賠償責任保険料〔 〕円の合計〔 〕円振込みで入会届が受理されます。

入会金等の振込みは

以上

日本登山インストラクターズ協会

会長 深野稔生

理事長 岩崎元郎

| [岩崎元郎文書集トップ](#) | [無名山塾ホームページ](#) | [月刊岩崎登山新聞](#) |

アクセスで「まず」

SNS「Yama Reco」の紹介文には；

日本登山インストラクターズ協会は、登山インストラクターの認定をおこなう組織。日本山岳ガイド協会とは異なる山の資格を認定している。登山学校「無名山塾」の主宰である岩崎元郎氏によって立ち上げられた団体。資格；登山者の育成をおこなう「登山インストラクター」として活動できるようになる・・・とある。

「Yama Reco」紹介記事のとおり、当該協会は登山関係法律が無い現状下における「任意な資格認定団体」の位置づけ。一般登山者を「自立した登山者へと育成」することは、教育基本法下の「教育機関」でもない。「インストラクターズ」の複数表現は、「個別事業者たるインストラクター」の集合体組織を表すのが通常。したがって「会員」は「インストラクター個々」であり、その会員がおこなう事業が「① 自立した登山者への育成」という「教育業務」に当たる。また「② 自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成」を経た登山者を、「資格認定するのが協会業務」であるはず。

「資格認定」される過程での育成業務は「登山インストラクター自身」であり、協会業務では無いはず。巷、登山インストラクターは受講者に「先生」と呼ばれることから、受講者は「生徒」の位置づけになる。目的①、②の育成は個別事業者の「インストラクト業務」であり、「協会業務」では無いはず。

登山インストラクター資格認定機関は「日本登山インストラクターズ協会」。登山インストラクターになるべく育成事業は「登山インストラクター自身の業務」であり、その登山者育成者が連携する別な組織、任意団体「日本安全登山推進機構」により別な「登山者認定制度」をおこなっている。

さらに前記①「自立した登山者の育成」は登山インストラクターの業務。初歩の登山者は公募等で任意に「無名山塾」に集い、自立を目指して登山インストラクター（先生）や助教（講師、実習助手、等）の「受講生」となる。「受講生」の教育機関となるのが「無名山塾」と理解する。

- ◆ 日本登山インストラクターズ協会・・・「登山インストラクター」資格認定
- ◆ 登山インストラクター・・・自立登山者育成教育事業者（個別事業者）
- ◆ 日本安全登山推進機構・・・「登山者教育事業」任意団体として以下を認定
「登山基礎技術認定」、「登山リーダー認定」、「登攀技術認定」
「登山インストラクター養成講座」終了検定合格者を「指導員」認定
講座業務委託先＝クリアドベンチャーズ（Kuri Adventures）個人事業者
- ◆ 無名山塾・・・前頁①の「自立した登山者」になりたい初歩（一般）の登山者を教育・実習する機関

日本安全登山推進機構の「登山インストラクター養成講座」業務委託先の「クリアドベンチャーズ」を Web 検索すると、「個人事業」としている。スタッフは登山インストラクターズ協会認定の「登山インストラクター」。

その「利用規約」を読んでみると以下があり、「業務規定、業務規約」は無い。したがって、彼らの「業務上過失」の立証は、本件同様に難しくなる。

利用規約「第 3 章 企画の義務と責任：14- 企画参加者（参加する客）の義務、15- 企画参加者の責任、17- 企画における当店（クリアドベンチャーズ）の責任、第 4 章 当店の責務：18- 責任、」がある。

しかし内容は取引契約上の弱者に当たる「企画参加者（顧客）」に一方向的に義務と責任を負わせる、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第 2 条 6 項の「不公正な取引方法」に相当するのではないかと思われる。同項五「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」に相当し、「特定商取引に関する法律」第 4 章「特定継続的役務提供」、第 44 条「禁止行為」に抵触すると考えられる。

利用規約 17-「企画における当店の責任」において、「当店の管理上の責任が司法によって認められた場合・・・上限を定めて対人、対物補償を加盟保険から支払う」、と定めている。この項は、民事訴訟で敗訴した場合の賠償金、または示談金等を想定してのことであろう。

しかし実際には、「登山インストラクト業務とその過失に関する法律」が無いために、本・被疑事件のように登山インストラクターが「山岳登山ガイド業務」をおこない、その途上において顧客が転落死亡となった場合でも不起訴処分となり、刑事訴訟法上の「罪」が問われなかった。つまり刑事訴訟ではなく、民事訴訟を想定した措置であろう。

クリアドベンチャーズの「利用規約」から見れば、「個人の失敗は全て企画参加者（顧客）の自己責任に帰することの承諾が参加条件」とあり、企画者の刑事訴訟を免れる論法をとる。登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなった業務上過失でも被害者の自己責任に帰され、「起訴」を免れる論法。

その「利用規約」における「企画の義務と責任」の中で、「事故や負傷、損害等は全て参加者の責任」とし、「企画者の管理上の責任は司法が認めた場合だけ、定めた上限内で対人・対物保険から支払う」とする。また「社会通念上相当の注意をもってサービス利用者の安全確保に努める」ともしている。

しかし上記の契約事項は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」における「不公正な取引方法の禁止」（第19条）に当たるのではないかと。

つまり「責任の概ねを受講者（契約弱者）に押し付けている」。

さらに同法第25条では「無過失損害賠償責任」を定め、不当な取引をおこなった事業者に対し、「事業者が故意又は過失がなかったことを証明しても、被害者への損害賠償の責めに任ずる」としている。

「損害賠償は民事係争」であり、補償・賠償することで「和解」できるが、「生命の危機管理サービスでの過失は」補償・賠償で済む問題ではない。そのサービス対象の究極は、「死という、取り戻すことができない生命現象」であり、それゆえに「業務過失」は「刑事事件」として社会の中に取り込まれる。

クリアドベンチャーズは「社会通念上相当の注意をもってサービス利用者の安全確保に努める」と抽象的表現をしているが、山岳登山サービス事業は「生命の安全を担保する危機管理能力の提供」であり、「社会通念上理解しにくい特殊な事態」がまま生じる。

山岳自然は人間として予見できない偶然（必然と必然の交差）があり、その場合のみ「免責事項」として成り立つ。その場合は何人（なんびと）であっても責務を果たすことができず、「社会的通念上免責」が認められる。各種保険契約においても、自然災害等の場合は「保険担保を免責」される「免責事項」がある。しかしクリアドベンチャーズの「利用規約」からすれば、「個人の失敗すべてが自己責任となる承諾が契約成立条件」にすることは「不公正な取引方法」を強要することとなり、前記のとおり法律違反に当たるのではないかと。

「個人のリスクを担保するサービス」こそが「山岳登山事業の要諦」であり、自然災害事象には何人（なんびと）もカバーできないことから「免責事項」を設定し、契約時において双方で確認すべきことが根本であろう。

上記「利用規約」は本末転倒である。

「生命を担保」する山岳登山事業の「業務過失責任」は、「民事係争」と「刑事事件」との二面性をともなう。「民事係争」であれば主に対人・対物損害補償交渉となり、主に対価（金額）を定めて「和解」あるいは「示談」、終局は「裁判・判決」となる。しかし死亡や傷害になると「業務上過失致死傷罪」の刑事事件となり、義務と責任と結果の因果関係を立証することとなる。刑事事件になれば、身体拘束（禁錮・懲役）か罰金刑となる。

山岳登山ガイド及び教育「事業」にあつては対人補償の限界として「生命の復元～返還はできない」ことから、「クライシス・マネジメント事象」となる。

また、「教育サービスの提供」としている、山岳登山ガイド及び教育「事業」は山岳自然の危険性を踏まえた非日常社会の行為であり、日常一般社会サービス領域と環境条件が異なる「危機管理サービスそのもの」となる。

本・被疑事件は「民事訴訟」が無く、「刑事被疑事件」であつたことから、「不起訴処分」裁定であつたりと終わった。

2009年7月の「トムラウシ山ツアー登山8名死亡事故」はツアーリーダー（ツアー団体の最高責任者）が死亡したために責任が問いきれず、2018年3月に「不起訴処分」裁定となつたが約9年かかり、公訴時効（10年）間際であつた。

本・被疑事件のように、「ロープ確保をおこなうべき危険斜面において、ロープ確保をおこなわずに個別行動で誘導したがための転落死亡事故」は、登攀の定石から検証すれば明らかに「山岳登山ガイドの業務上過失」（山上の掟）である。しかし前記「利用規約」を受諾したとする契約を認める立場からすれば、「企画参加者の自己責任」となり、「事件でなく、事故」（地上の掟）で終わる。

親族や兄弟姉妹が慰謝料を求めて「民事訴訟」をおこした場合にだけ、法の裁定により「対人、対物補償金」支払となるか、和解・示談となるのだろうか。

いずれにしても、クリアドベンチャーズの「利用規約」からは、職能優位な事業者（教官）の権利が主張され、顧客たる養成講座プログラム企画参加者（受講者）に対する「安全確保措置責務（義務）」判断を司法に丸投げしている。

一方、安全確保領域に限った養成講座であるならば、一つの見識でもある。

しかし「山岳登山ガイド領域」での講座ならば、第一に考慮しなければならないのは「顧客の安全確保」となる。山岳登山・登攀にあり、職能優位な立場に立つ「山岳登山ガイド」が、登山・登攀未熟な顧客の安全・安心を担保する

業務こそが「山岳登山ガイド業務」であり、「登山インストラクト業務」とは活動業務領域・内容が異なるはずである。

問題は、「登山インストラクション業務」と思い込んだ「登山インストラクター」が、無意識で「山岳登山ガイド業務」をおこなうことの危険である。

巻頭に転載した「NHK-TV 報道記事」にある、当該登山インストラクターの反省の弁；

「亡くなったことに責任を感じている。女性の技術を過信して、対策を怠っていたかもしれない」

・・・この一言で全て完了！

しかし、「これでいいのか！ 登山インストラクター」が、本稿の論旨！

2. 公開データからの抜粋事項

「日本登山インストラクターズ協会」は、2013年4月1日から協会活動を開始した、と記述されている。さらに協会規約・規則・定款類を検索してみたが、見つからなかった。会則は「編集中」と表示され、検索できない。フェイスブック（Meta）・アカウントを持っていない私には検索できないのかも知れない。

会員相互の連絡はフェイスブック（Meta）でおこなわれ、フェイスブック・アカウント取得が会員の条件とされているから。

前項記述の内容を、以下に集約してみた。

< 協会活動目的 >

- ① 自立した登山者の育成
- ② 自立した登山者の育成ができる登山インストラクターの養成
- ③ 安心登山のアピール

< 協会の目的 >

- ① 認定登山インストラクターが安心して登山ガイド又は登山インストラクション活動できるよう、相互扶助する。
- ② 登山ガイド及び登山インストラクターの社会的認知と地位向上をめざす。
- ③ プロとして通用する登山インストラクター及び登山リーダーの育成を目的とし、「無名山塾」を教育機関とする。

<会 員> 入会条件

- ① 登山インストラクター資格認定基準をクリアしている
- ② 理事の推薦を受ける
- ③ その他、損害賠償保険の加入等（フェイスブック・アカウント取得）

<資格認定基準（案）>

- ① 登山経験＝5年以上、山行日数 150 日以上
- ② 技術習熟度・体力＝歩行技術・体力、岩登り技術、雪山・スキー技術、
- ③ 知識＝登山全般、救助・救急法、ガイドイング
- ④ 救助・救急法トレーニング＝講習会
- ⑤ 人間性＝サービス業を認識し、明朗、快活、協調性、リーダーシップ
(冒険登山家ではない)
- ⑥ ガイドイング実習＝20 日以上
- ⑦ 特例認定申請＝プロ登山ガイド、インストラクター経験 3 年以上で所管の実力証明

3. 事業者と協会の違い <業務責任、業務過失>

憲法第 3 章に定める「国民の権利及び義務」において、「個人の生命・自由・幸福追求の権利を尊重するとともに濫用してはならず、公共の福祉に反しない限り、この権利を立法や国政の上で尊重しなければならない」、とある。

民法の下、第 2 章では「人（個）」、第 3 章では「法人（多様）」が定められている。しかし日本社会の現実には、圧倒的数（人・物・金）に優る「法人」の諸圧力が優り、「人（個）」は委縮しがちである。

「人（個）」は「憲法」により「権利と義務」が規定され、「民法」第 3 条により「権利能力、意思能力、行為能力」が規定されている。

「法人」は法の下で「人（個）」と同様な扱いを受けることができる概念的存在で、その構成員は「人（個）」。「法人の能力」は民法第 34 条に規定され、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」、とある。

ここで述べる「事業者」とは「登山インストラクター」を呼称する「人（個）」を指し、「個人事業者＝登山インストラクター」の位置づけとして考察する。

そして「人（個）」は、憲法第 3 章に規定される「国民の権利及び義務」を負う。

一方「協会」とは、「日本登山インストラクターズ協会」という「法人」の

位置づけであり、その構成員は「**個人事業者＝登山インストラクター**」となる。そして「**協会**」は、民法第 34 条に規定される「**法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う**」。

登山者生命を担保する事業者であればこそ、この関係の認識が大切であり、その根本には、個人事業者の「**自立**」、法人事業者の「**自立**」がある。

「**日本登山インストラクターズ協会**」を Web 検索すると、「**JMIA の会則です。編集中**」とだけ表示され、内容は不明。前記の民法第 34 条に規定される「**定款その他の基本約款で定められた目的**」を備えてしかるべきであるが、見当たらない。その定款や基本約款の範囲内において「**権利を有し、義務を負う**」ことになるが、見当たらない事には協会としての「**法人資格**」に疑問が出る。

「**協会**」は個人事業体でなく、個人事業者が会員として集まる組織体（法人）。会員事業者の「**社会的認知と地位向上**」を図り、公共の福祉・公益に寄与することを目的とする上位組織なのだから、「**会則や運用規約等**」は公開すべきである。現在でも「**編集中**」とあるのは、どうしたことか？

2013 年に「**協会**」活動を開始したと述べているが、普通の組織ならば、立ち上げた初回の総会で「**会則や運用規約等**」基本理念・目的・組織体を会員が承認してから正規組織となり、そこから活動が始まる。活動と会則・規約等の不整合を生じた場合は随時改定が繰り返され、実態に適合させていく。

社会的な資格認定団体であるならば、法律の諸法規に適合しなければならず、社会通念上の適格性も必要となる。「**協会**」としての定款類が曖昧であるならば、例え任意団体であるとしても、民法第 34 条に違反して「**法人**」として法的に認められないし、登山インストラクター認定の法的根拠を無くす。またこのことは、協会が目指す「**社会的認知と地位向上**」の立脚点を最初から放棄することにほかならない。

ましてや「**少しの業務過失が顧客の死に結びつく山岳登山事業組織**」として、登山インストラクター（山岳登山実習等教育事業者）を任意認定する機関としては、「**端から不適格**」と言わざるを得ない。

4. 協会理念と目的の錯誤

< 協会活動目的 >

① の「**自立した登山者の育成**」は、登山インストラクター自身の事業業務目

的であり、有資格事業者組織たる「協会の事業目的」では無いはず。

- ②の「登山インストラクター養成」は協会事業業務でなく、認定登山インストラクターがおこなう「インストラクション業務目的」であるはず。
- ③の表記は「安心登山のアピール」を述べる。その説明は巻頭7頁の理事長コメントにある。

「山の高低難易に関わらず、登山は常に危険と背中合わせであり、それを続けていく以上、“危なくないところ”は無いし、“危なくないこと”も無い。相手は自然、何が起こるか分からない」と記している。

そこで登山の安心の根拠を、「最終的には、登山という行為をおこなう人間の意識や姿勢こそが安全につながる」とし、そうすれば、登山を「する人」、「送り出す側」、「受け入れる側」も「安心」できる・・・という抽象理念を展開している。

そこでまず、理事長コメントを論理的に考えれば、「安全な登山」は無いことがわかる。だからこそ、「安全を担保し、安心を与える登山事業者としての“山岳登山ガイド業務”が成り立つ」はず。

さらに「自立登山者教育業務」とするならば、学校教育環境のようにまず安全を確保し、その上で学習・実習教育をおこなうはずである。実習教育が山岳を舞台とするならば、人員配置、安全確保装置、救急対応等、万全を期さなければならない。

第1節. に述べた本・被疑事件のような「未踏査な沢沿い上部の急斜面、しかも石英閃緑岩のザレ（崩れ）の急斜面（33°）をロープ確保無く、単独行動させるインストラクション（教育）」は、**あり得ない**。西丹沢の山域は急斜面が多く、登山インストラクション業務範囲でなく、山岳登山ガイド領域である。この山域を山岳登山ガイドするには、顧客の安全を期してロープ確保する場所である。加えて、急峻な西丹沢の沢筋に沿った下降は難しい山岳登攀領域であり、単に時間短縮のために最短距離へと誘導したならば、典型的な遭難コースへの選択事例であった。第1節. で指摘したように、転落急斜面直前に、倒木がシカ柵を壊して容易にシカ柵内へ侵入できる場が2箇所あった。だがそれ以前に、より安全を期したエスケープルートへの変更やビバーク等の選択があり、「登山インストラクション意識で山岳登山ガイド業務をおこなうことの危険を実証」している。

一方、危険を察知して対処できる自立した登山者になれば、概ねの危険は避けられるはずだが、理事長コメントのとおり「相手は自然、何が起こるか分からない」のが登山。登山者自身が自立者としての意識や姿勢で概ね解決できる問題ばかりでは無い。

つまり「登山中に安全・安心は無く、常に危険の存在を予知して自立対処できる能力を磨く意識と姿勢を備えた人間性」、という意味になる。

登山中は不安に苛まれるが、それを予知して乗り越えられる技術と知性を備えれば、概ねの危険は避けられる・・・という安心感を持ち、信頼される登山者（人間性）に成長することはできる。

しかし端から、安心に包まれた登山者こそは能天気で危険な登山者でしかない。前記（人間性）への意識づけを図ることが安全登山に向けた自立登山者教育業務内容である・・・はず。

< 協会の目的 >

- ① の「認定インストラクターが安心して“登山ガイド”または“登山インストラクション”活動ができるように」とあるが、「山岳登山ガイド業務」と「登山インストラクション業務」を並列表記していることから、「登山インストラクターが山岳登山ガイド業務もおこなう」ことのような表記になっている。

しかし両者の違いは第1章. 第4節. 5項で述べたように、異なる業務であり、第1章. 第2節. 12項で指摘したように、「登山インストラクターが山岳登山ガイド業務をおこなうことは危険」である。

それでも「登山インストラクターが登山ガイドもおこなう」のであれば、「登山インストラクター」という呼称を廃して、「山岳登山ガイド」に統一すべきである。

この「無意識から生ずる業務認識錯誤が業務上過失致死を招き、本・被疑事件を生じた」という指摘が、本論の主旨。

さらに本・被疑事件後において、協会会員相互における検証、論証、責任、再発防止対策、等の議論や措置や業務規程制定等々を会員相互でおこなうことが、①の「相互扶助」ではなかろうか。協会ホームページを覗いても本被疑事件には全く触れられておらず、何をもって相互で扶助するのか？

・・・不明。

簡単に述べれば、「登山インストラクターがロープ確保をおこなうべき危険な斜面でロープ確保をおこなわず、ソロ行動させて受講生が転落死亡したのが本・被疑事件。このことはまさに、登山インストラクターが山岳登山ガイド業務領域で引き起こした業務認識錯誤による業務過失。

つまり、「本・業務上過失致死被疑事件の核心」である。

- ② は、登山インストラクション事業者組織たる協会の当然なる目的。

- ③ は、登山インストラクターの事業業務目的であり、協会の目的では無い。

「無名山塾」は協会事業でない別事業であり、登山インストラクター（先生）が自立登山者（受講者）育成に活用する場（学校＝塾）の位置づけになるろう。

5. なぜ業務錯誤を生じるのか

「同一人物」が、①「登山インストラクター」という有資格事業者となり、② その有資格事業者が「会員」となる上部組織の「協会」を構築し、③ 一般登山者（受講者＝顧客）が登山を学ぶ「無名山塾」で「有資格者事業（インストラクション）をおこなう」、という連携の中で、各々の「事業理念と業務目的」が混同し、錯綜してしまう。しかもこの連携業務は、各々が自立事業者として所得を得ることから、「自立登山者育成グループ」としての登山者教育事業チーム（集団）を構築している。

① 独立事業者、② 協会会員、③ 事業対象顧客教育（無名山塾）、という関係において、自立登山者教育事業業務（登山インストラクション）と山岳登山ガイド事業業務（山岳登山ガイド）の「違い」を、「登山インストラクターが理解できていない」ことにより、「登山インストラクションで山岳登山ガイドをおこなうことの危険」が分かっていない。そのことが、本・被疑事件で顕在化した。

これまでの登山者教育は、学校山岳部や社会人山岳会が担ってきた（組織内登山者）。しかし国民の大多数は登山教育などと無関係に、仲間を募って日常的に随時山に向かっている。組織内登山者は国民の中でも極めて少数派でしかない。

日本の山は中緯度と低山のため植生に覆われ、古来、誰はばかることなく山へ分け入り、信仰を含めた生活圏の一部でもあり、許認可を要さなかった。

明治期の西欧人渡来により、西欧スタイルの「登山（Mountain Climbing）」概念が導入され、岩、雪、氷の壁や山稜を登るようになり、「山を登る、そのことが登山」となった。そして日常生活圏の先で、「登山」は冒険、探検、探索、遊戯（遊び、スポーツ）といった文化概念へと変遷してきた。

西欧の「登山」は、岩、雪、氷の壁や山稜を登ること自体を言い、早くから熟達者による「登山ガイド（Climbing guide）」が、一般登山者を業務案内してきた。

「西欧式登山」とは、3点支持（両手＋両足＝4点の内、3点で支持）で攀じ登る「登攀＝登山」となる。二足歩行で多くの山頂まで登れる「日本式登山」とは、「登山の概念」が異なっている。

そもそも西欧の二足歩行で山を登る範囲は「ハイキング（Hiking）」や「トレッキング（Trekking）」となり、3点支持で攀じ登る「登山（Mountain Climbing）や登攀（Climbing）」と分野を別にしている。

「3点支持」で登らなければならない場所は、滑落・転落の危険がある場所で、身体を3点で支持すれば安定し、滑落・墜落を免れる。自由になる残りの1点（片手か片足）を次のホールドへ移動させることによってバランスを計りながら、順次身体移動する登り方が「登攀」である。

日本の山は低山と植生に覆われ「登山＝登攀（Mountain Climbing）」概念が導入されても、ほとんどの山域で「登山ガイド（Climbing guide）」を必要としないで登れる。

日本で「登山ガイド」が誕生したのは第1章、第4節1項で述べた通り、1970年代となる。

つまり、「より高く、より困難なルートに登る、アルピニズム（Alpinism）」という「西欧流登山スタイル」が一般登山者へと普及し始めたことにより、「安全を担保する業務の山岳登山ガイド（Mountain Climbing guide）」を誕生させている。その安全担保技術とは、「ロープ確保」に他ならない。

本・被疑事件不起訴処分裁定もたぶん、判例無きゆえに、「検察庁は端から検察不起訴が念頭にあったのではないかと推察できる。その感触は、検察官に登山有識者として説明した際に、「どうも上が・・・」という歯切れの悪い検察官の答えがあったことから、すでに結論は見えていたように考えられる。

しかし「公訴時効は10年（刑事訴訟法第250条1項）」であることから、残る手段として検察審査会への「審査申立て」（検察審査会法第30条）手続きがある。

これまで無償だった登山者教育を、「登山インストラクター資格」として有償グループ事業として企業化させたその着想は、スポーツのエンターテインメント産業化と同様、現代的「文化ニーズ」である。

しかし問題は、「企業」の社会性、公共・公益性の面において、「登山事業の特殊性」がある。つまり山岳自然に分け入る登山事業業務は絶えず自然の不確定要素と人為的ミスにともなう、「常に死の危険がともなう事業」であること。

逆説を述べれば、“山岳における死の危険を避ける特殊業務が山岳登山事業として成立し、「登山と山岳スポーツの違い」がある”。

※ 参照＝『登山の生態分類（学）』（登山と山岳スポーツのちがい）著：田中文夫

各種の「スポーツインストラクター」は数多存在するように、登山のスポーツ面を捉えて「登山インストラクター」を生み出す思考は、登山の深層理解が十分でないことに起因するのだろう。

そこに、登山者を対象とする登山事業錯誤、登山業務錯誤、が生まれ出る。

6. 登山ガイド業務の錯誤は危険

事業グループによる、「自立登山者育成事業」と、「山岳登山ガイド事業」は、事業目的が異なり、その手法も異なる。山岳登山における、「インストラクター」と「ガイド」に求められる能力は異なり、「ガイドがインストラクションする場合は問題ないが、逆に、インストラクターがガイドングすることには危険」がともなう。

本・被疑事件で「登山インストラクター」が「山岳登山ガイド業務」をおこなった結果に生じた受講生転落死亡は、そのことを実証している。

事は単純！

第1章、第2節に記した、「ロープ確保をおこなうべき山岳登山ガイドング斜面で、ロープ確保業務を怠った」ことによる転落死亡。ロープ確保していれば、転落、滑落したとしても死亡にまで至らず、擦過傷か部分骨折程度で済んだであろう事象。

詳しく述べれば！

一般的単独登山者が下山路を見失い、日没前の焦りから最短距離となる谷筋を下降して滑落・転落死亡するという、いわゆる**典型的な遭難コース**を下降。

谷筋の岩盤斜面を斜めに降る登山技術は、同じ場所を登るよりも難しい。つまり24頁に図解したように、下降時は滑落・転落しやすい方向に体重移動するため、クライマーならばロープを使った懸垂下降（Abseilen：アップザイルン：独語）で降る。

他方、そんなことより少し登り返し、シカ柵内に入れば表土に覆われた斜面上に点検用踏み跡もあり、二足歩行で素早く下山できた。

当該登山インストラクターは過去に民間救助隊として捜索に参加し、沢へ滑落して死亡した事例を採り上げ、「道迷いで谷筋への下降は危険であるから気を付けるように！」と、SNS 発信している。つまり、焦って谷筋を下降することの危険を十分承知していたことになり、知っていながら自らも遭難コースに誘導した本・被疑事件にあっては、「**未必の故意**」（87頁参照）さえも疑える。

「**未必の故意**」が成立するならば、刑事事件とした「**業務上過失致死罪**」で警察が「**書類送検**」するのは必然。「**書類送検**」を受けた**検察**は、現場見分したものの「**不起訴処分**」裁定で一件落着。（**地上の掟**）

残るは、検察審査会への「**審査申立て制度**」の活用がある。

登山インストラクターの「**判断ミス**」がどこから生じるかを考えると、「登

山インストラクターの業務意識で、実際は山岳登山ガイド業務であったこと
の能力不足によって、適切な判断ができなかったもの」と考えられる。

「判断ミスが能力不足」の結果であるならば、登山インストラクター資格認
定者（協会）にその責任が及び、当該被疑事件と無関係ではないはずである。

しかし当該被疑事件に対する協会のコメントは見当たらない。自立個人事業
者たる当該登山インストラクターがその責任の全てを負い、協会は関与してい
ないのだろうか？

ならば・・・「日本登山インストラクターズ協会」による「登山インストラク
ター資格認定制度で“登山ガイド事業”をおこなうことは危険」の理解となる。

一般登山者保護のためには、新たに「山岳登山ガイド法」のような法律をつ
くり、「山岳登山ガイド国家資格の創設、事業許認可制、業務規制、業務監
督・指導、罰則規定、等々を新設」する時節が到来したといえる。

7. 協会の立ち位置は

「事業者」は、社会における様々な「業務」を通じてその事業で所得を得、
納税し、事業継続していく。それゆえ、事業の社会的公共性に即して「事業規
程、業務規則」等をもうけて「事業責任」を果たし、業態による様々な法令や
許認可等で縛られている。

例えば、「ツアー登山」の企画から実施は旅行業法の下で国土交通省が主管
し、国家資格者の「旅行業務取扱管理者」が責任を負う。

公益社団法人は内閣総理大臣の認証となるので、内閣府が主管官庁となる。
「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」のガイド業務を直接縛る「法」は無く、
協会認定のガイド資格は国家資格で無い。しかし公益社団法人は「公益社団法
人及び公益財団法人の認定に関する法律」（第3節：公益法人の監督）の下で、公
益法人の監督がおこなわれ、報告、検査、勧告、命令、認定の取り消しがおこ
なわれ、公益にそぐわない活動に対する、チェック機能は組み込まれている。

他方、任意団体である「日本登山インストラクターズ協会」が制定した「登
山インストラクター資格」は、任意団体としての認証であり、法令下に義務付
けられるチェック機能は無い。国家資格であれば主管官庁の下で「監督、監査、
監察、命令」等のチェック機能が働くが、任意団体資格者には「自主チェック
機能」しか働かない。自らをチェックする「自主監督・監査」は、主管官庁や

第三者チェック機関よりも甘い。弱小団体であれば、「**自主監督・監査**」そのものも行われない。

その任意団体が認定した「**登山インストラクター**」が生じた第1章、第1節の被疑事件においても、何ら検証された足跡が見られないことは、「**自主監査機能**」が働いていないと推測せざるを得ない。

当該協会が資格認定する側にいる指導的立場の「**登山インストラクターが起こした本・被疑事件**」に対し、**Web** 検索上に協会のコメントが全く見当たらないのは・・・不思議。登山インストラクターズ協会にとり、あつてはならない一大事件のはずだが・・・！

「**日本登山インストラクターズ協会**」は本来、登山教育事業者（登山インストラクター）が会員の組織であるはず。しかしその理念と目的錯誤に示したように、組織周辺に集まる一般登山者を受講生とした自立登山者育成業務（登山インストラクション）を実施している「**活動母体**」となり、その包括概念が業務錯誤を招いて自立事業者と協会の区別を曖昧にしているように見受けられる。

何ら行政機関のチェックを受けることもなく、また報告の義務もなく、**SNS** で交流している「**Web 団体**」（**Web = World Wide Web = www.**）であるから、所属する登山インストラクターが書類送検～不起訴となった本・被疑事件についても、何ら言及していない。協会が目的とする会員（登山インストラクター）の「**相互扶助**」とは・・・いかなる機能を果たすものなのか？

日本登山インストラクターズ協会の「**自主監査機能**」は **Web** 調査だけでは見当たらない。しかし本・被疑事件を生じたように、登山インストラクション業務内に収まらず、山岳登山ガイド業務までもおこなうとするならば、業務過失の機会は増し、何らかの「**監査機能**」が不可欠となる。

8. 協会の意義と社会的責任は

本・被疑事件は、登山インストラクターが一番生じてはならない、登山インストラクション業務中の「**受講生（顧客）の転落死亡**」。

当該登山インストラクターは警察から書類送検される前に、真っ先に資格認定協会へ報告するのが、会員の義務であろう。

協会は報告を受け、事実を掌握して総合的対応を図り、順次、事実を検証して原因を把握し、再発防止措置を会員相互で「**情報共有**」することと、同じ事故を再発させないための努力結集が、「**協会の意義（機能）**」であるはず。

Web 検索で某保険の支払い実績を検索したが、本・被疑事件に対する支払報告が記録されていた。

協会入会条件にある「損害賠償保険への加入」は、会員個々が自立事業者であり、それゆえに個別の事故は個別で解決し、その情報をも個別に処理して、協会として把握する必要が無いことを表象しているのだろうか？

失敗を繰り返さないためには「情報を共有」し、協会目的である「登山インストラクターの社会的認知と地位向上」を図ることに寄与させないのだろうか。協会は資格認定をするが、認定者への連帯的責任は無く、全て会員個々（登山インストラクター）が自己責任をとり、報告の必要もなく、自己処理することであるなら、「登山インストラクター資格認定基準」はいかなる信頼と権威を持つことになるのか？

論者から見れば、協会の「資格認定基準」は、社会人山岳会のリーダークラス程度でしかなく、安全を確保した上でゲレンデの登山技術指導教育までならば「良い」と考えられる。

「ガイドング実習 20 日以上〜」（認定基準⑥）は、第三者に対してガイド業務をおこなう「資格認定基準」としては、経験・力量不足な基準である。第 1 章. 第 4 節. 5 項で述べたように、ガイドングとインストラクションは業務内容が異なる。そもそもインストラクター認定基準に「ガイドング」を入れること自体が業務錯誤であることを示している。「ガイドング実習」ではなく、「インストラクション実習」が良いはず。

繰り返すが、「ガイドング」は山岳危険領域の中で「危険」を予知・予見し、回避措置を講じ、安全を確保して顧客（受講生）の生命を守りながら「導く業務」である。この業務は「インストラクション」と呼ばない。

この「業務錯誤」こそが、本・被疑事件を誘引させた根本にあると指摘する。

仮にも「山岳登山ガイド業務」を「登山インストラクター業務」に加えるならば、「登山インストラクター」という呼称は不適切で“登山ガイド”と名乗るべきである。「登山ガイド」の力量ならば、「登山インストラクション」を十分おこなうことができる。しかしその逆は、不適切となる。

この認定基準が示す登山インストラクターの力量では、山岳登山ガイド業務に対して力量不足で不適格となる。

報酬を得る自立事業者の「人間性（認定基準⑤）」とはいかなるものなのか？

同項に記されている「明朗、快活、協調性、リーダーシップ」は、当然ながら危険性が少ない日常生活範囲における一般的なパーティ・リーダー論である。

「山岳自然の特殊性（予見し得ない偶然性）」は、「最悪で死を招く危険な山岳行

動を、教え・導く事業者（有償）としての**最高責任者**」、つまり後述する「**リスク&クライシス・マネジメント**」を判断できる知識、教養、知性、感性、予見、技術、技能、忍耐等を兼ね備え、健全な身体で行動できる山岳リーダーこそが、適格となる「**人間性**」ではないのか。

本・被疑事件にみられる山岳登山事業者の業務錯誤は、資格設定内容と実務能力不整合の場合は「**危険（死）**」を招く。**山岳登山事業**はすべからく「**登山者の身体・生命の安全を担保する業種**」である自覚が不可欠である。

資格認定をおこなう「**協会**」は、その運用面においても適格性チェックをおこない、随時の監査・指導・処分（認定取り消し）等をおこない、資格設定レベルを維持することにより社会の信頼を持続することができよう。

また、運用途上で発生した様々な事故・事件等を会員相互で検証し、再発防止対策や措置を講ずることにより、より安全度の高い事業者になっていく。その成果を整理し、会員相互が情報共有できる「**データ ベース**」を保持すれば、さらなる安全性を高めて社会の信頼を得られるようになる。

会員一人ひとりでは難しい検証・整理作業も、会員の相互協力を積み上げることにより、確かな**データ ベース**を保持することができる。加えて、日々の**アップデート**により、データの質・量が向上する。

これらの地道な積み上げ作業こそが協会の社会的信頼を向上させ、会員の情報共有によって顧客の安全確保能力を高めることができ、「**協会の社会的責任**」を果たすことに繋がる。

つまり、「**絶対安全が無い山岳登山事業**」にあって、「**各々事業者のスキルアップを図る**」ことこそが協会としての「**責務**」であり、スキルアップした事業者がより安全を担保した事業をおこなえることが「**社会的責任を果たす**」ことになる。その目的は1にも2にも、「**顧客の安全確保業務**」である。

9. 「協会」と「無名山塾」を混同

< 教育機関 > 無名山塾

「**無名山塾**」により教育・実習をおこない、「**所定単位満了すると合格証が発行**」され、登山インストラクターズ協会へ「**登山インストラクター認定申請**」ができる、とある。

第1章. 第5節. 1項 (119~120頁) 2000年版「日本登山インストラクターズ協会」の説明、**5) 人間性**、「登山ガイドやインストラクターは冒険登山家ではない、**サービス業**である」と記されている。つまり、「登山ガイド」及び「登山インストラクション」は趣味、娯楽、遊びの範疇を超えた、「**サービス事業**」である認識を明確にしている。しかしここでも「登山ガイド」と「インストラクター」を並べ立て、その職能の違いに気づいていない業務錯誤がある。

「日本標準 産業分類」から当該業種を探してみても・・・無い。つまり「山岳登山ガイド」や「登山インストラクション」は法律下に無い任意事業であり、資格認定も任意団体がおこなっている現状から社会的認知を得られていない分野といえる。しかし山岳自然の危険な環境において、顧客の生命を守り、安全、安心を担保する重要な業務であることから、法整備は急がれる時節にある。

「山岳登山ガイド業務」は産業分類において、大分類=N、中分類=79、小分類=791の「旅行業」に近く、すでに「旅行業法」の下で「ツアー登山」がおこなわれている。(103頁、参照)

「登山インストラクト業務」は「登山者の育成」、「登山インストラクターの養成」、「安全登山のアピール」をおこなうことから、産業分類の、大分類=O、中分類=82、小分類=824「教養・技能教授業」に相当しよう。音楽、書道、生花・茶道、スポーツ・健康、等に類似した、登山の知識、教養、技能、技術等を登山インストラクターによって教授する機関が「無名山塾」であろう。

「無名山塾」は学校教育法・第1条に定める「学校」では無く、学校教育法・第83条第4項、及び第88条に規定される「各種学校」でも無い。

つまり法規制が無い、**任意サービス事業として登山を教授する「塾」。**

前125頁記載の<協会活動目的>が同協会の目的で無い指摘はすでに述べた。<協会活動目的>①、②は、自立事業者である「登山インストラクター自身の業務目的」であるはず。それら登山インストラクターの集合組織体(複数形とした“インストラクターズ”で表現)が「日本登山インストラクターズ協会」となる。

一方、前125頁の<協会の目的>①~③は、「日本登山インストラクターズ協会」の<目的>として適っている。

つまり、「登山インストラクター」は「自立事業者」として「登山インストラクト業務」をおこなう立場であり、「協会」は直接「登山インストラクト業務」をおこなう「事業者」では無い。自立事業者の「登山インストラクター」が集まり、共通した<目的>①~③を実施すべく役割を果たすのが「協会の目的」であるはず。

「協会」は、個々登山インストラクター事業者の上位団体となり、自立事業者個々で果たし得ない、より広範な社会的役割を果たす機能となるはず。

「無名山塾」は、各種学校的一种として登山者教育業務を担うが、学校教育法下の「学校」では無い、法規制も無い。当然ながら山岳実習教育のフィールドで活動する「塾」なのだから、山岳危険リスク・マネジメントが必要になる。

登山インストラクターの「業務」は、初心段階の登山者が一般登山道を自立で歩けるように教育指導（インストラクト）で育成すること。その登山インストラクターが教授する機関の一つが、「無名山塾」となるのであろう。

2000年作成の「日本登山インストラクターズ協会について」における協会の目的は、① 資格審査・認定・付与、② インストラクター相互扶助、

③ 社会的認知と地位向上とあり、こちらは認定有資格者で構成する協会目的として適う。

②の相互扶助の中核は「相互研鑽と遭難対策」であり、「諸情報を共有」することにより、登山インストラクターのさらなる職能向上が図れ、強いては③の社会的責任を果たせることにつながる。

登山インストラクター自身の業務はサービス業として、個人事業者たる登山インストラクターが受講生に対して登山指導する有償業務をおこない、その教育機関として「無名山塾」が位置づけられているのは合理的。しかし認定登山インストラクター個々が会員となって組織する協会業務と、登山インストラクター自身の業務とは異なり、この区別と当事者意識が明瞭でない。

この「登山インストラクターズ協会」と「登山インストラクター業務」との違いを、「無名山塾」を通じて混濁させていることにより、登山インストラクター自身の業務認識錯誤を生み出しているのではないか。この業務認識錯誤によって安易な SNS 公募へと繋がり、さらなる山岳登山ガイド業務領域（沢・岩・雪・氷≒危険領域）へと登山インストラクション業務（一般登山道≒教室）を無意識に拡大させてしまう。

登山インストラクション領域であるならば、安全性の高い一般登山道やゲレンデ等において、リスク・マネジメントを図りながら行うべき業態となり、本・被疑事件の転落領域（急峻な沢筋下降）へは踏み込まないはず。その区別を意識させるには、「登山インストラクション業務制限規定」を設けるべき。

「山岳登山ガイド業務」であるならば、最悪死に至るクライシス・マネジメント領域での業態となり、本件死亡事故となった領域以上に厳しい山岳環境へと踏み込むのだから、登山インストラクションよりも、もっと高い山岳登山ガイド業務能力が求められる。

本・被疑事件は「登山インストラクターが山岳登山ガイド領域に入り、クライシス・マネジメント（ロープ確保）を図らないまま下降を続け、受講生が転

落死亡」となった、「業務認識錯誤」がもたらせる必然な結果といえる。

登山インストラクターを自称する中で、山岳登山ガイド行為と登山インストラクション行為の違いを認識できず、二つの異なった職能を認識せぬまま危険領域を下降させた、当該登山インストラクターの「ガイドング認識錯誤」による業務過失が招いた、起こるべくして起きた事件と理解できる。

加えて、「登山インストラクター」という呼称の中に、登山の本質的な厳しさと、人間性への優しさを求める、相対した「両刃の剣」なる性質を包み隠す「レトリック」が読み解ける。

素直に「登山インストラクター」なる呼称はやめて、「日本インストラクターズ協会 → 山岳登山ガイド組織」、「無名山塾 → 登山教室」と認識を別ければ、真摯に山岳自然と向き合う自覚が生まれるはずである。

10. 考察の最後に

本・被疑事件は「なかったことに・・・」は戻せない。

まず、最初に事実を認め、「死」というクライシス事象を含む「山岳登山」にあって、「だから山を止める！」ではなく、クライシス事象を適切にマネジメントする能力を育むことこそが、一方では「山岳登山者の自立を促す」ことになり、他方では山岳登山事業者としての「山岳登山ガイド資質向上」となる。

「登山」は、「楽しいから！」とする表面と、「失敗すれば、死に至る」裏面が潜む「両刃の剣」であるからこそ、「なぜ山に登るのか？」とした人間実存の多様な答えが、近代文化現象として潜んでいる。

「知的生命体＝人間」、だからこそ味わえる「同調の美学」と「抵抗の美学」が相対する素晴らしい「文化享有資産」である。

一度、死の瀬戸際まで赴いた老アルピニストとして、また凶らずも山で死んでしまった岳友たちに代わり、さらに本・被疑事件で死亡してしまった受講生さんに対しても贖（はなむけ）となるよう、“されど山登りの素晴らしさ”を、後世に伝え残したい・・・と願う！！！！

第6節．登攀における安全確保実例（ロープ確保）

— 無償ガイド実施例 —

1. 槍ヶ岳山頂の登攀（山頂直下）



夏の槍ヶ岳、肩から山頂まで登山者は列を成し、待ち時間が多い。主要部分には鎖が固定され、一般登山者はロープ確保無しで登っている。

（右の写真→）

そのような中、案内者は被案内者をロープで確保しながら登る。

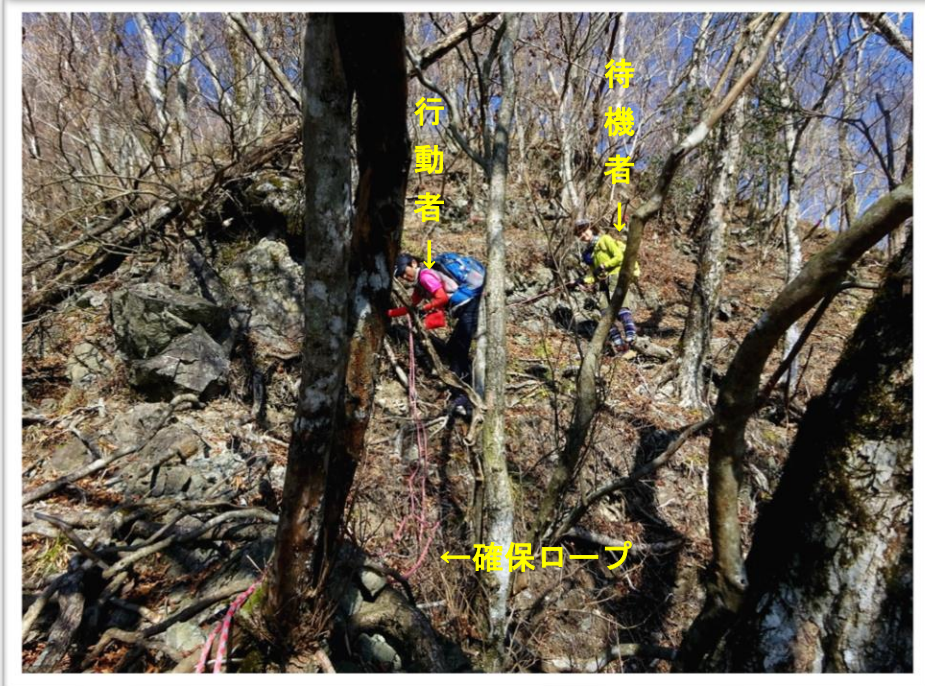
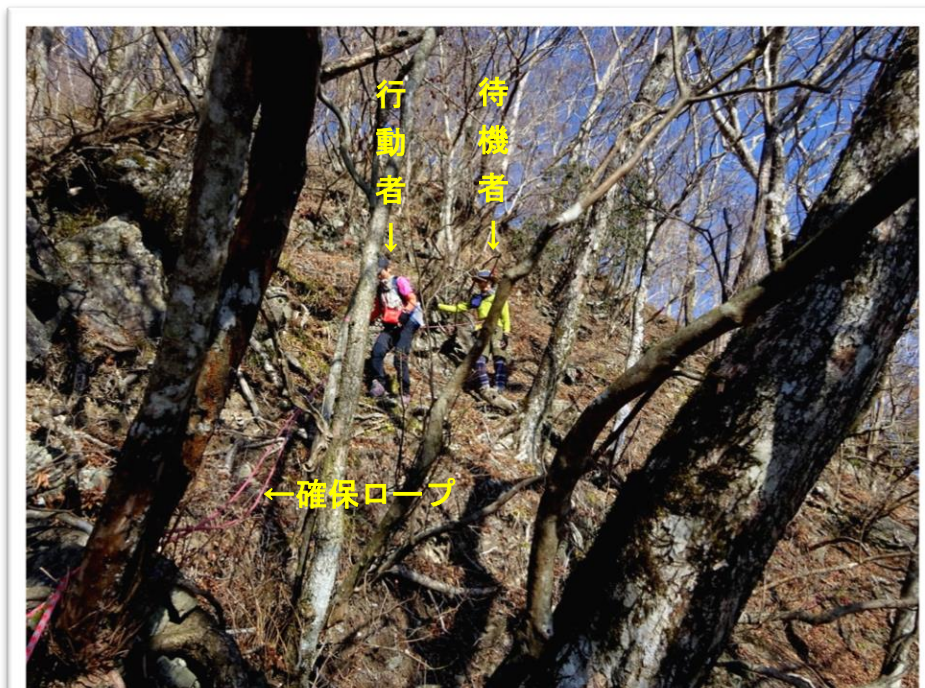
（ヘルメットは不着用）

日本のガイドはこのような場所でロープを結ぶと「恰好悪い」と嫌う。しかし危険個所でロープ確保が欠かせないことは、高度な登山を経験することにより会得していく。



2. 丹沢バリエーション尾根の下降（木ノ又尾根）

表尾根の木ノ又小屋から下る「木ノ又尾根」の核心部は、(↓写真) のような下りのトラバース（横断）がある。滑る方向に体重移動するため、些細なことで滑落を生じる。そのためにロープ確保で安全を図る。もし滑っても、樹木を支点に短距離の滑落で済み、死亡事故には至らない。2点支持領域なので、セルフビレイは取っていないが、一人ずつ行動する、一対二の確保方式。



3. 丹沢崩壊岩場の登攀（鍋割山稜・地獄ザリ）

半世紀前には 100mの岩壁であったが崩れ、アルプスのような広大で開放的な岩屑（地獄ザリ）が広がる。かつては2ピッチ半の岩壁登攀をおこない、八ヶ岳や谷川岳の岩壁登攀へのトレーニング場としたところ。



崩壊岩壁基部を斜上に登り、植林帯へ至る。（一対一の確保方式）



4. 表丹沢の沢登り（本沢左俣）

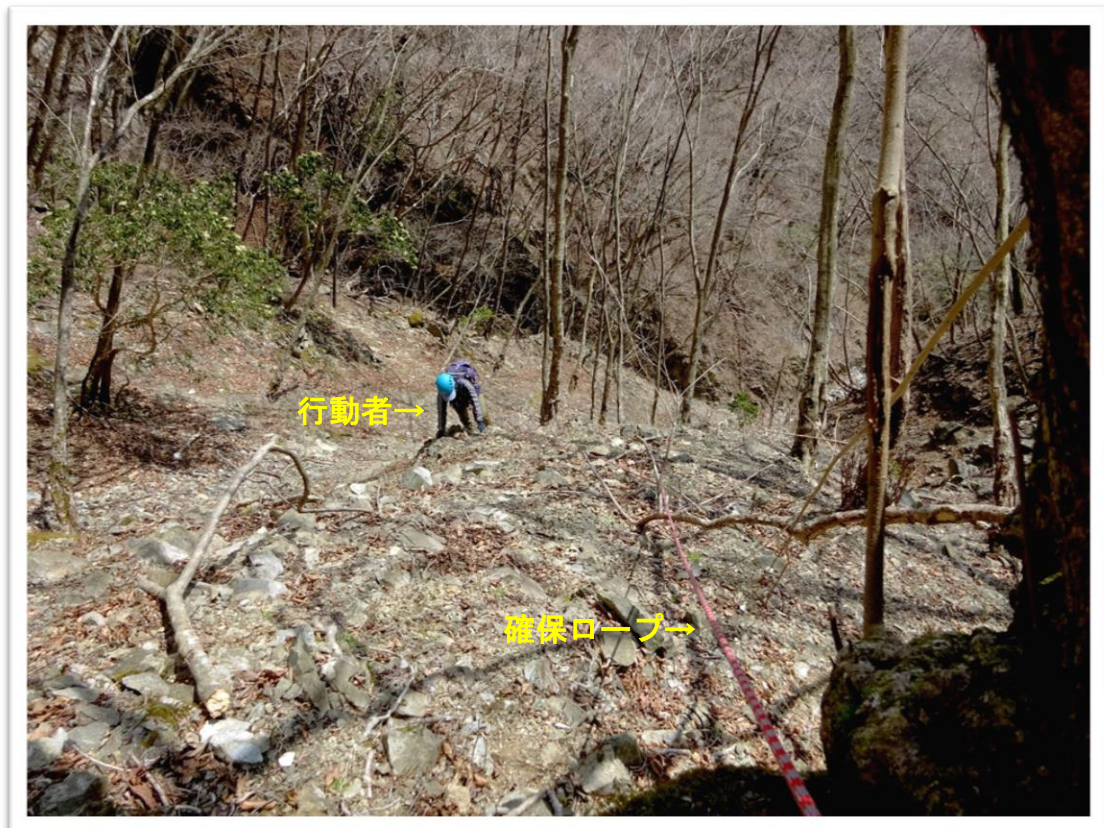
（一対一の確保方式）

岩場には「順層と逆層」があり、「順層」はホールド（手掛かり）を得やすく、登りやすい。

「逆層」は体重を支えるホールド（手掛かり）にならず、難しい。逆層の場合は、靴底とつま先、身体バランスを併せたフリクション（摩擦）で登る。

本沢・左俣は「逆層」の谷で、見た目よりも難しい登攀となる。灌木にセルフビレイ（自己確保）を取り、案内者が先導。上から下の被案内者を確保する。

下（↓）の写真個所を下降するなら懸垂下降（アップザイル）となる。



5. 冬の西丹沢主脈（小笄の岩場下降）



（一対一の確保方式）

被案内者を先に下らせたほうが、もし滑落しても損傷は少ない。

上部の案内者は下降状況を把握でき、滑落しそうな場合はロープを引き締め、落下をくい止めることもできる。被案内者が後から下降すると、もし滑落した場合に落下距離が大きくなり、損傷を拡大するので不合理となる。

6. 積雪期 表丹沢尾根の登・下降（烏尾山仲尾根）

（一対一の確保方式）

気温 -3°C 、風速 $\approx 15\text{m}$ の中を登り
同一ルートを下降する。

細尾根から谷側へ滑落しないよう、
先行案内者がロープで確保。（ \rightarrow ）

登りの足跡が残っているので、
被案内者を先に下らせ、案内者
は上からロープで確保。（ \downarrow ）

※ 滑落は上から下に落ちる物理
現象であるから、上の者が下
の者を確保するのが合理的。



7. 被疑事件当日の表丹沢～源次郎沢を登る

2020年3月21日（快晴）

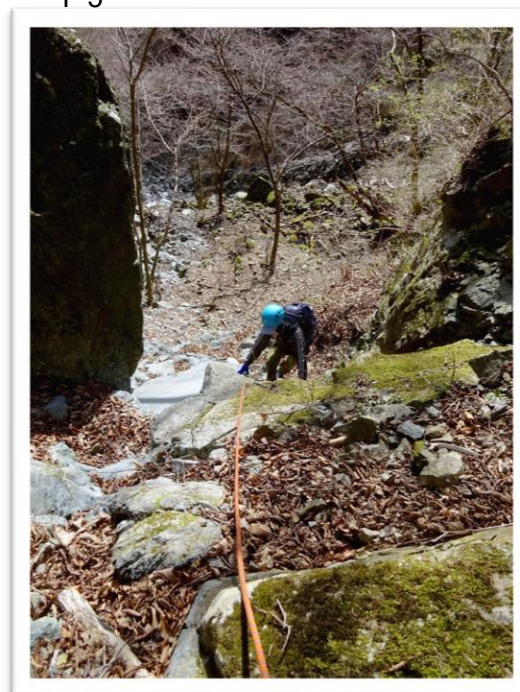
F 1



F 3



F 5



F 4



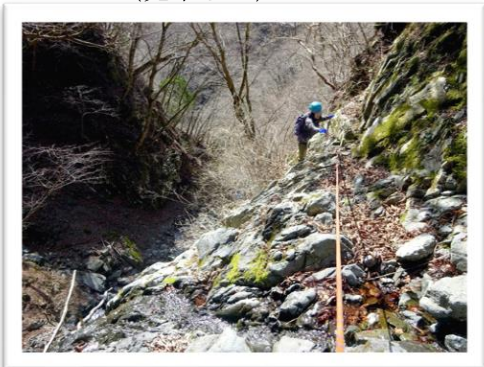
F 5



F 6



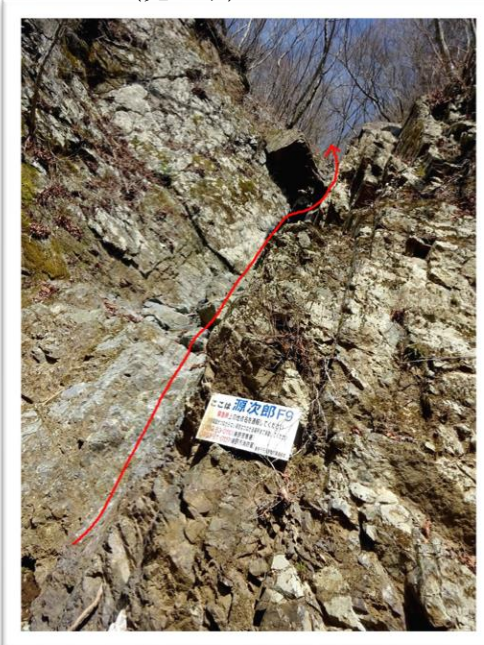
F 6 (見下ろし)



F 7



F 9 (見上げ)



F 9 (見下ろし)



F 10
高捲



第2章 これでもいいのか…山岳登山ガイド業務

第1節. 山岳登山の本質から考える

1. 山岳登山は両刃の剣

もうすでに古くなってしまった流行語、「山ガール、山ボーイ、(山ジーヤ)、(山バーヤ)」を生んだ現代登山の大衆化は、戦後の高度経済成長時代の登山ブームに次ぐ、新たな登山ブームを招いた。前者を「**20世紀登山ブーム**」と呼べば、後者は「**21世紀登山ブーム**」といえようか。しかし登山人口は減少傾向！

「**20世紀登山ブーム**」の特徴は、高度経済成長社会の中で「より・・・を求め」文明発展パターン同様、登山においても「より高く、より困難なルートから登るアルピニズム」という、上昇志向精神と「初記録」獲得が主流。

後述の<登山と山岳スポーツの分類表>に示すよう、「自己統合型登山」が中核を成し、衣・食・住を背負って登る自己完結方式。それら自立アルピニストの情報交換を促す山岳雑誌は活発に展開、販売された。(『岩と雪』等)

私はこの流れの世代であり、地上最高峰のエベレストが登頂された後でも、より困難なヒマラヤの岩壁で初登攀ルートを試みた。

しかし「文明」は時間軸に則って移ろい、人が求める価値の意識も移ろう。特に21世紀文明はそれまでの連続的「アナログ文明」から、瞬時刹那的「デジタル文明」へと移行し、人々の思考や精神の変化に大きく作用している。

「**21世紀登山ブーム**」の特徴は、デジタル文明社会の中で、登山者は「表現者(物語性)から消費者(駒)」へと移行した。山岳登山はすべからず「産業に組み込まれ」、「登山者＝消費者(駒)」と化し、「趣味で消費する多様化現象(何でも有り)」となる。国民総人口の減少に倣い、登山人口も減っている。

多くの消費登山者はアプローチの交通機関に始まり、山岳登山ガイドに引率され、山小屋に宿泊する。もはや衣・食・住を背負って登った「自己完結型登山」は希少価値となり、産業依存した「消費登山者」へと変わった。

日本の登山者人口推計は、「レジャー白書」(公益財団法人日本生産性本部：発行)に、年度ごとに推計されている。2009年には1,230万人を記録するが、東日本大震以降のレジャー自粛ムードもあり、2016年は680万人と半減。(レジャー白書2018) あくまでも推計値であるが、登山者人口は日本国民の約10%～5%

に相当する。そのうちの 4 割以上が、60 歳を超える高齢登山者。平均寿命も年々更新され、60 歳 → 65 歳 定年退職以降の健康保持に、「山岳登山」はとても適した活動といえる。しかしその反面では心身の老化にともない、一步踏み外すと転落・滑落死亡事故となり、体力不足で疲れ果て安全地帯まで戻れない。等しく山岳危険領域で活動しつつも、自己保全意識に欠けてしまう。

“山岳登山の喜びと脅威は両刃の剣”である「登山の本質」に思い至らず、無防備な自由行動は他者依存、公助依存が助長される。

一方「山岳登山」は、「国民体育」としても定着している。国民体育が国民体育大会となり、登山も得点競技種目となり、スポーツ化された。「国民の健康と福祉の下で文化を享受し、生涯をどのように過ごすのか」という思索において、「登山は健康に生きるための文化的基礎行動」と成り得るはず。しかしスポーツ体育面が強調され過ぎ、精神文化面で果たす役割が疎かになっている。

それゆえに、国民生活基盤の一つとして「山岳登山」を学校教育の中に取り込み、「総合人間力」を鍛える良い機会なのだが、「山岳の危険を零」にできないため、その業務責任から教育関係者は「教育的山岳登山」を躊躇してしまう。

日本は、地震・津波・火山噴火・風雪水害等々、自然災害列島。これら「自然災害」に対しては、「人工的防御設備」を設けて防御を凶っている。他方、自然事象を「偶然と必然」に分けて受け入れ、「自然事象とともに賢く生き抜く生活スタイル」もある。

私自身の山岳登山生死体験を経てみると・・・諸行無常。自然をありのまま受け入れる心のゆとりは、いかなる知識の蓄積よりも、体験して得た知恵が教えてくれた。古来の優れた賢者は、自身の体験を思想や宗教に昇華してきた。生体験の知恵を後進者育成支援に役立つなら・・・とは、余計なお世話！

津波から逃げて山へかけ登る日常感覚、緊急露營生活、集団生活におけるリーダーシップ&メンバーシップ&パートナーシップ、忍耐と自省の心、緊急時にロープ 1 本で懸垂下降できる技術、救助ロープの応用技術、等々・・・山岳登山で得た技術・知見は災害時に応用できる。これら山岳登山の「非日常的体験」は、災害時等の「非日常的現実」を乗り越える忍耐力を養ってくれる。

しかし現代の「消費者登山」は山岳に「日常性」を持ち込み、「非日常的体験」を失っている。山小屋の宿泊は当たり前となり、その山小屋に求めるものは日常生活を延長した快適さ。極端には、ホテル並みの施設・食事。自然保護と名打つ登山道整備は、丸太と敷石の舗装階段路。そんな山道ばかり歩いていると、災害の被災地など歩けない。日常体験領域と非日常体験領域を分け、登山は山岳の非日常体験の中で「人が生きることの意味や知恵や知識・技術を学べる」環境整備こそが 21 世紀社会に役立つはず・・・とは 20 世紀人のお節介。

＜ 登山と山岳スポーツの分類表 ＞



拙著：『登山の生態分類（学）』 2016年8月より

登 山	自己 統 合	アルパイン登山	A-0	超人形	メスナー、山野井	
			A-1	単独形	単独登山	
			A-2	複数形	パーティ登山	
			A-3	企画事業形	選抜対価登山	
			A-4	企画公募形	応募有償登山	
			A-5	交流形	任意無償登山	
	趣味 の 展 開	レコード登山	B-1	記録更新形	〇〇記録	
		メモリアル登山	B-2	記念顕彰形	〇〇記念登山	
		コレクション登山	B-3	収集蓄積形	7大陸、百名山等	
		ヘルス登山	B-4	健康希求形	自主健康登山	
		ツーリズム登山	B-5	観光引率形	企画形観光登山	
		ファッション登山	B-6	社会風潮形	流行登山	
		ワンダーフォーゲル	C-1	鑑賞自立形	山嶺巡行登山	
トレッキ ング	アルパイン・トレッキング	C-2	鑑賞自立形	自立形山岳巡行		
	ツーリズム・トレッキング	C-3	観光引率形	企画形山岳巡行	死線	
山 岳 ス ポ ー ツ	ク ラ イ ミ ン グ	ボルダリング	D-1	ロープなし	高さ5m以内	国体
		トップロープ・クライミング	D-2	トップロープ形	12m以上のハング	
		リード・クライミング	D-3	スポーツ形	12m以上のハング	国体
			D-4	トラッド形	ナチュラル・プロテクション	
	ラン ニ ン グ	トレイルランニング	E-1	山野を走る	自然の路面、高低	
		マウンテンランニング	E-2		登下降	
		スカイ・ランニング	E-3		標高2,000m以上	
		ウルトラランニング	E-4		42.195km以上	
		ポッカランニング(駅伝)	E-5		荷を背負う	
	歩 行	ウオーキング	F-1	山野を歩く	〇〇ウオーキング	
		ハイキング	F-2	山野を散策	〇〇ハイキング	

「登山」と「山岳スポーツ」は、一線を画して考えることが大切。

「登山」は生涯教育を含めた「国民生活の基盤」となり、日常生活で発生する様々な障害（ストレス）に耐える、「総合人間力」を育むことができる。「登山」は、生涯教育課程においては「登山学」となり、「山岳スポーツ」とともに、バランスのとれた心身へと鍛えることに役立つ。

「山岳スポーツ」は、種々競技種目となるが、すでに山岳領域を抜け出し、アーバン・エンターテイメント・スポーツ（都市享受型スポーツクライミング）へと進化している。

前頁 < 登山と山岳スポーツ分類表 > において、「赤線 」で区切った上部、「登山やトレッキング」においては死の可能性を排除できないこと。下部の「山岳スポーツにおいては死の可能性があったとしてもコントロール下において安全を確保して競技する」という「意識の違い」は決定的に異なった存在。つまり「死線」意識の有無を、設定区分「」は表している。

自然の中でおこなう自由で主体的な山岳登山行為は、憲法で認められている個の自由権であり、公共の福祉に反しない限り、その自由なふるまいは保障される。山岳登山における最先鋭は「アルピニズム」と称し、「より高く、より困難なルートから登る」として、世界の山頂や岩壁を踏破してきた。その際、死亡者も多数生じていたが、リーダーが刑事罰を負う、山岳刑事事件にはならなかった。なぜならば、あえて危険と困難に立ち向かう山岳登山は、自身の自由な意思と自己責任の範疇であり、故意や未必な故意、不作為はあり得ず、友情・献身・無償な愛の世界・・・だったから。

しかし世界の峰々が登りつくされ、主要な岩壁登攀もほぼ終焉し、アルピニズムは新鮮な「初登頂、初登攀」を求める対象を失い、衰退した。それに代わって台頭してきたのが「山岳スポーツ」形態であり、その極め付きは 2021 年東京オリンピックで競技種目となった「スポーツクライミング」となる。

「スポーツクライミング」は山岳自然を離れた都会の人工壁を登ることにより、本来の山岳自然を登る「登山」とは、別な分野となった。街中や室内の規格化された人工壁を登り、観客席を設けて応援するショースポーツ、エンターテイメント・スポーツへと変身。2021 年にはオリンピック公式競技種目として実施された。オリンピック種目を主管するために、2017 年 4 月「公益社団法人日本山岳協会」は名称と組織を変え、「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」となったが、果たしてこのままで良いのだろうか・・・？

また 1905 年、日本で最初につくられた山岳会、「日本山岳会」は 2012 年に「公益社団法人 日本山岳会」へと移行した。

上記二つの公益社団法人は内閣総理大臣認可であり、内閣府とともに文部科学省とも深く関わっている。山岳自然の科学的解明や理解とともに、情操教育

や社会体育面からも、「山岳」は学究・教育のフィールドであり、その中で活動する指針として「登山学」は位置づけられる。

また「国民体育大会（国体）」は文部科学省、開催都道府県、日本スポーツ協会の三者共催。2011年に施行された「スポーツ基本法」の政府主務官庁は文部科学省であり、その下に2015年「スポーツ庁」が設置された。

それらの勢いは国会内で超党派議員連盟（最高顧問：谷垣禎一氏）を結成させ、「国民の祝日に関する法律」を改正して、2014年「山の日」を制定、2016年施行となった。「山岳」を「スポーツと文化」の両面から振興する施策。

これらを総合的に把握・研究できる機関には、「日本山岳文化学会」がある。

「登山」を安全に上手におこなうためには、リーダーを要する。そのリーダーの立ち位置は、概ね次の三つの立場に分けられる。

① 自立登山者集団における自立登山リーダーの立場（自立登山リーダー）

② 顧客を引率する山岳登山ガイド業務の立場（山岳登山ガイド）

※不特定登山者の生命を保護する面から、国家検定資格が必要

③ 山岳自然教育現場における山岳教育実習登山業務の立場（登山インストラクター）

（１） 自立登山リーダーの立場

これまでの自立登山者集団は、「三人寄れば山岳会」と戦後登山者が揶揄したように、山岳会、同好会、愛好会、〇〇クラブ、〇〇グループ等々の多様な一次集団をつくっていた。そこから順次上位集団へと構造化させ、全国組織や世界組織に至るまで、ピラミッド型ボトムアップ組織（社会）を形成。

個人山行であれ、集団山行であれ、「自立登山」においては、主体的行為とした自主、自立、自己責任、自己負担を原則でおこなわれている。個人山行を除き、複数人で山行をおこなう場合には、以下のように特性が異なるリーダーがおのずから必要とされている。

① 仲間内の力関係から、自ずと決まるリーダー：自然発生リーダー

② 集団や組織内基準で決まるリーダー：組織型リーダー

③ 集団成員内から選出されたリーダー：選出型リーダー

④ 信頼されたリーダーの下に集まるメンバー：人格型リーダー

「自立登山リーダー育成」は一つの教育過程でもあり、国民体育大会山岳部門や国立登山研修所などで育成プログラムを実施している。

これら自立登山リーダーは「山岳登山ガイド業務」と異なり、任意集団における指導的立場として、その指導責任に「故意、未必の故意、不作為」が無い限り法的責務がともなわない、自立任意集団における指導者の立場。つまり権利や義務に縛られない、趣味の仲間内リーダーとして性善説に基づく立場。

(2) 山岳登山ガイド業務の立場

「顧客を引率する山岳登山ガイド業務の立場」を職業として有償化すれば、「山岳登山ガイド業務」となり、通称「プロガイド」と呼ばれている。

日常社会の職能業務にあつては、種々の「資格」や「免許」に基づく「業務規程」がもうけられ、その規程に則った「業務規則」により、様々な業務制限を課し、業務の安全・安定実施に向けた種々のコントロールがおこなわれる。自動制御でいうところの、「フィードバック機構」である。

しかし山岳登山にあつては自然条件の多彩な変容の中で、一律で細かな「規定、規則、細則」の制定は実質不可能。そこで経験則に基づいた大枠で要素データを集約していけば、顧客安全確保を目的とする「山岳登山ガイド業務原則」をまとめることは出来よう。

この原則を著しく外れたガイド業務をおこなった事故の場合においては、「業務上過失」を法的に問えるのではないか、との考えからである。そのことは、登山者生命を預かる山岳登山ガイド業務の重責にあればこそ、重い法的責務を負わねばならない自覚と覚悟を促すことになる。

本稿第1章で「有償登山インストラクターの業務上過失致死被疑事件」を取り上げた。不適切な山岳登山ガイド業務判断の結果に「顧客転落死亡」を招いた、「業務上過失致死被疑事件」の具体事例を論じた。警察は「書類送検」したものの、検察では「不起訴裁定」となり、終結。

しかしそれで一件落着・・・で、本当に良いのだろうか・・・？

「検察裁定の限界」を読み取り・・・意見諮問された登山有識者（20世紀アルピニスト）として、さらなる考察を加えるのが、本稿第2章の目的となる。

そこでまず気づいたことは、山岳登山ガイド業務を実施する上で、業務制限を明確にして安全を確保する諸原則、諸規定、諸規則、が無いことである。

その根本原理として、「山岳登山産業」に組み込まれた「山岳登山ガイド業務」から一般登山者の生命を護るためには、産業活動を規制する「山岳登山ガイド法」の制定や、内閣府に「登山庁」の新設を提起するものとなる。

(3) 山岳教育実習登山業務の立場

学校教育課程の中に高校山岳部がある。巻頭の韓国遠征をした頃、私は県立高校理科実習助手の時代で、山岳部のコーチをおこなったこともあった。

2017年3月、栃木県高等学校体育連盟主催の「春山安全登山講習会」において、那須温泉ファミリースキー場ゲレンデ周辺の雪崩遭難で、生徒7名と引率教諭1名が死亡。そして、引率教諭3名が2022年2月に「業務上過失致死傷

容疑」で在宅起訴された。

この引率教諭の職能業務は「学校教育法」諸規則による「教育実習業務」の一環であり、「山岳登山ガイド業務」では無い。これらの教諭において3月の雪山へ引率したことが「山岳教育実習業務」であるか、「登山インストラクション業務」であるか、「山岳登山ガイド業務」であったのか・・・その引率業務判断については係争中でもあり、本稿で述べることはできない。しかし、民事訴訟の影響を受けていることに、間違えはない。つまり学徒途上で未来を断ち切られた被害者を想うご親族らの憤りが解消されていないからである。

本件に戻り、「登山インストラクター」を和文解釈すると「登山教師」、「登山師匠」となり、「山岳教育実習業務の立場」に重なる。

教育行政を司る文部科学省は「教育基本法」の下に、「学校教育法」以下、様々な法律・政令・省令・規則を定めている。諸法令に則り、「教員免許」や「教育職員免許」等の免許制度があり、その中に「山岳登山免許」は無い。

本・被疑事件当該登山インストラクターは「登山学校」を自営している。しかし学校教育法 第134条に定める「各種学校」では無い。何ら法規制や主務官庁への許認可、届け出、報告、監査を要しない、全く自由で野放し状態の自称「登山学校」。経営事業収入があるはずで、所得税法にもとづく税務申告と納税義務が法的関わりだろうか。

このように、登山学校教育者（登山インストラクター）と称しながら、学校教育法に縛られず、何ら法的資格を得ることなく、無届、無認可、無許可、無監査状態にあり、生命の危険保護を担保する実態としての「山岳登山ガイド業務」をおこなって良いのか？ ましてや登山有識経験者ならば当然に予知・予見できる危険な状態において、何ら防御対策（ロープ確保）を凶らず、その結果に受講者（顧客）の転落死亡を招いても、検察不起訴裁定となった事実。

このように教育（インストラクション）と称しながら死の危険性を排除できない山岳領域において、予知、予見できずに防御対策を講じること無く受講生転落死亡を招いた山岳登山ガイド業務が野放しでおこなわれた実態は、もはや看過できるものではない！！

（４） そ し て

古くから、そして今も、登山指導者の間には「未組織登山者」という言葉が定着している。半世紀前に流行った格言、「三人寄れば山岳会」というものもあった。「山岳会」は組織上の原理・原則・必要性から成り立った組織論ではなく、「類は友を呼ぶ」ごとく、共振、共鳴、共感、同調者の集まりであり、

その中にいると心地良さや安らぎを感じられる「居場所」になっていた。

「個人よりも、集団ありき」な、日本社会の在り方ともいえるが、一言でいえば、「飲み仲間」、「同じ穴のムジナ」。

欧米の個人主義社会と異なり、集団帰属順応意識が強い日本社会で発せられる「未組織登山者」発言には、次のような潜在意識が潜んでいると考えられる。

- ◆「登山者が集まって組織を成すのは当然である」・・・仲間意識、集団主義
- ◆「組織に加わらない登山者は論外で、蚊帳の外」・・・仲間外れ、ミソッカス
- ◆「登山の安全を図るために登山者組織は必然」・・・お上目線、帰属主義
- ◆「組織の中で学習、指導、訓練を経て育つ」・・・義務教育、徒弟関係

21世紀の情報化社会において、SNSは海洋面に似たフラット型情報プラットフォームを世界規模で展開させている。その海洋面での情報発信者は等しく「点」となり、ある集団組織でさえ「一つの点」として対等になった。つまりSNS上では個人も組織も対等な「一発信者」として、「点」な存在になる。

そして今SNS社会にあつては、ウェブ(Web)上の架空共同居場所の中で同調している。面識なくても待ち合わせ場所で合流し、一緒に登山をする。

山岳登山者組織論・・・なんのその！

・・・個の時代！・・・点の時代！・・・対等な時代！

何か不都合が起きれば山上からスマホでSOS・・・公営救助隊が飛来する！

しかし・・・21世紀型山岳登山者・・・これでいいのか！！！！

かつて古代都市国家「アテナイ」のように、主権者たる「市民」は自ら討議を重ねて諸制度をつくり、運用していた。しかしこれらの制度を下支えしていたのは「奴隷」であり、奴隷の「人権」は無視され、家畜並み労働力の扱いだった。闘争心に優れた奴隷は「剣闘士」にされ、その生死を賭けた戦いは市民の娯楽対象となる。この「剣闘士」が「職種」となり、「報酬」として生存権を得られた「プロフェッショナルの始まり」といえる。「剣闘士」は「奴隷」身分であったことから、「プロフェッショナル」という職種は西欧貴族社会の中で卑しい身分とされていた。

1896年、フランスの教育学者＝ピエール・ド・クーベルタン男爵が中核となり始まった「近代オリンピック・ゲーム (Olympic Games)」。1925年に制定された「オリンピック憲章 (Olympic Charter)」の中で、長きにわたりプロフェッショナルの参加を排除し、純粋アマチュアスポーツ者のみに参加資格を与えてきた。「スポーツは貴族のもの」とされた「アマチュアリズム」は、やがて共産圏国家が庇護する「ステートアマチュア」や、資本主義国の企業イメージ

をアピールする「**コマーシャルアマチュア**」を産み出す。

オリンピックでの成果は国民意識高揚や企業イメージアップに反映され、国家や企業が益々庇護サポートする。その効果の大きさは、「**オリンピック産業**」と化した。1974年、ウィーンでのIOC総会において「**オリンピック憲章のアマチュア規定**」は削除され、プロ選手も参加して現在に至る。

もはや近代オリンピックは「**世界最大スポーツ産業**」と化し、「**世界 NO-1 (金メダリスト)**」の証明が価値をもたらせる、「**21世紀スポーツ産業文明**」へと移行した。その結果、「**参加することに意義**」を見出した「**アマチュアリズム**」における、多様で寛容な個性と知性を尊重する「**文化フェーズ**」は薄れ、「**ヒロイズム文明**」が強調され、世界は益々「**闘争の時代**」へと突入していく。

近代オリンピックでは長きにわたって「**アマチュアとプロフェッショナルの身分差別意識**」があったように、「**未組織登山者**」という発言の裏には、「**アマ・プロ問題**」同様な差別意識を、私は半世紀前から感じ取ってきた。

私が「**登山におけるアマ・プロ問題**」に気づき、論文発表したのは1973年、山岳同人雑誌『**山岳展望 第17号**』に掲載された「**社団法人日本山岳協会への批判**」がそれ。当時のヒマラヤ登山申請の過程で、プロ登山家は登山隊長になれないという、日本山岳協会の「**海外登山推薦規定**」があった。この規定は憲法第13条の「**個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重**」及び第31条の「**法定手続きの保障**」に抵触する、という批判論旨。

そしてこの雑誌の編集長役が岩崎元郎さん。併せて雑誌の和文タイピストも岩崎さん。編集委員の一人に私もいた、古き岳友！

本稿を論ずるにあたり、「**組織ありき**」の立場からでなく、「**一登山者**」の立場から論ずることは21世紀のデジタル時代に適う。「**まずは個の尊重があり、組織は個が生きるためにどのような在り方がよいのか？**」を問う手順となる。

そのために私は、これまで所属していた文部科学省傘下の学術団体、「**日本山岳文化学会**」と「**総合人間学会**」を辞し、いずれの組織にも所属しない、自由な独立研究者の立場で、今、論じている。

つまり、**山岳自然に対峙する「一登山者」の視点として！**

「**山**」は今、心身を山岳自然の中で鍛える古来の「**山岳修験**」の場ではなくなり、心身を山岳自然に開放しながら山岳環境に同調・賛美する、「**山岳観光産業**」の場へと変遷している。それも、一人（ソロ）でなく、集団（マス）で！

「**アルピニズム**」は自然の摂理に抵抗する「**山岳登攀**」の場だった。現代は「**抵抗**」よりも「**同調マインド**」が多数を占める**デジタル文化傾向**となり、その結果は**進歩・向上**でなく、**ホモ・サピエンスの気質劣化**を招き、**消滅の危機**

さえ感じるに至っている。

人間（ホモ・サピエンス）個々の力は山岳自然に敵うべくもなく、山岳自然が荒れ狂えば、登山者はひとたまりもない。登山対象とする山岳自然にあつては、つねに「デス・ゾーン（死の領域）」にいることの自覚が不可欠。

20世紀のアルピニスト達は、自らの意思と意欲と覚悟をもって、細心の注意と対策を講じながらデス・ゾーンに挑んだ。それでも「死」から免れることはできなかった。「生と死の両刃の剣」の中にこそ「生の実感」を感じ、宗教、思想が芽生え、生涯自己教育となる道程を見出していた20世紀アルピニスト。

21世紀の今、産業化された山岳自然環境において、アルピニストの危険察知感性を失ってしまうところに、サービス産業と化した「山岳登山ガイド業務」の「業務過失」が生じやすく、危険さえ予知・予見できない未熟な「業務錯誤」を産み出す原因になっていることへの危惧がぬぐわれぬ。

2. 山岳刑事事件の不起訴裁定を考える

検察統計調査・検察統計によると、「刑法犯__過失傷害__業務上過失致死傷」における起訴、不起訴、起訴率は、以下となっている。

2020年	起訴=259人、	不起訴=754人、	起訴率=25.6%
2019年	起訴=280人、	不起訴=701人、	起訴率=28.5%
2018年	起訴=263人、	不起訴=785人、	起訴率=25.1%

刑法、第38条、第1項には「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」とされ、「故意」による処罰を定めている。

また同条、第3項には、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」とされ、「未必の故意」による「罪」も定めている。

そもそも「山岳登山ガイド行為」に直接関係する法律がないために、「故意」や「未必の故意」でないかぎり、刑法で「そのガイド行為」を処罰することはできないと理解される。

一方で「山岳登山ガイド業務」を対象とすれば、刑法、第211条には、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁

錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させて者も、同様とする。」とされ、「業務上過失致死傷罪」が規定されている。

「業務上過失致死傷罪」の事例として、以下をあげてみた。

(1) 業務上過失致死傷罪の事例

1) 一審：有罪、二審：棄却 (北アルプス 白馬岳)

2006年10月、日本アルパインガイド協会「上級登攀ガイド」の資格者が「有償登山ツアー」を実施し、5名の女性登山客(53~66歳)を引率。北アルプス白馬岳・白馬山荘手前において強風・ミズレ・吹雪等で歩行困難となり、顧客4名が低体温症で死亡。

過失判断の前提となる予見の可能性について、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性で足り、それ以上に、現に生じたような著しい天候悪化(南岸低気圧発達)の可能性は予見の対象とはならない」として、当該ガイドの過失を認め、「業務上過失致死罪」として一審で有罪、二審で上告棄却。

「民事訴訟」では当該ガイドが解決金=6,500万円支払うことで和解成立。

2) 不起訴処分裁定-1 (北アルプス 大日岳)

2000年3月、文部省(現:文部科学省)「登山研修所」主催の「大学山岳部リーダー冬山研修会」研修中において、北アルプス大日岳山頂付近の巨大な雪庇が崩落し、11名が転落。内、研修生2名が行方不明となり、その後死亡が確認。

主任講師と担当講師が「業務上過失致死罪」容疑で書類送検。

主任講師は日本でも屈指の登山家として信望を得ており、日本山岳会京都支部による署名嘆願書提出活動もあり、「不起訴裁定」となる。

同上は「山岳登山ガイド業務上」の「過失」ではなく、文部省「教育指導業務上」における予見できなかつた「事故」と受け止めることができる。

山頂付近の雪庇(せっぴ)崩落の予知は大変難しい。しかし3月という時節を併せ考えると、雪庇崩落、全層雪崩等、山岳入山者は十分に注意しなければならない時期でもある。しかし予見はできても予知は難しく、回避義務を課するならば、入山禁止措置となる。

経験則によれば、その場に立ち入った感覚(第6感)から、“ピン”と予感する場合がある。その時は潔く中止したいが、論証はできない。この遭難死亡事故概要は斎藤惇生氏により『北アルプス大日岳の事故と事件』として、2007年9月に出版されている。(ナカニシヤ出版)

<参考>：本稿9頁に掲載する「ネパール P 29 南西壁」写真において、垂直に千 m 上部の氷河が崩落した遭難死亡事故は、誰一人予知・予見することができなかったケースである。なぜならば事故発生4年前の春季、横浜山岳協会登山隊として全く同じ場所にテントを設営し、約40日間を過ごした経験があった。登山隊員の間では「最も安全な場所」との事前学習をしていたからだ。しかし山岳自然事象に絶対不変は無い。宇宙の膨張にともなって地球環境は絶えず変化し、人は自然を完璧に予知・予見することができない実例を示した。

3) 不起訴処分裁定－2 (大雪山系 トムラウシ山)

2009年7月、公益社団法人日本山岳ガイド協会傘下のツアー会社が主催した「ツアー登山」において、北海道大雪山系トムラウシ山で悪天候の中、ツアーガイド1名と顧客7名が低体温症で死亡した。

「ツアー登山」として旅行代理店が企画・主催したものであるが、日本山岳ガイド協会傘下の会社であるため、公益社団法人日本山岳ガイド協会は「事故調査委員会」を設け、2010年3月、『トムラウシ山遭難事故報告書』をまとめている。

旅行会社主催により、所管官庁は国土交通省となる。同省観光庁が主管する「旅行業法」の下で「旅行業務取り扱い管理者」の責任において「ガイド業務」は実施される。しかし直接携わった札幌営業所に同上責任者を長期間配置していなかったことが発覚し、「旅行業法違反」として、本社営業所は「業務停止命令」処分となった。

他方、北海道警察本部は、旅行会社社長とガイド3名(1名は死亡)を、「業務上過失致死」の疑いで書類送検。

8年越しの立件となったが、「嫌疑不十分」で「不起訴処分裁定」となった。

(2) 本件、不起訴処分裁定を考える

本・被疑事件において、当該登山インストラクターの「故意及び未必の故意」は認められないため、刑法、第38条の「罪」に当たらなくなる。

当該登山インストラクターは「登山学校」を自営しながら、実際は継続的に受講生を有償で、沢登りや八ヶ岳等の山岳登山等に引率している。「登山学校」と称しているが学校教育とは異なり、任意で「山岳登山ガイド業務」を営んでいる実態を SNS に公表している。

本・被疑事件で沢登りを「有償インストラクション」したことは、「一般登山道」をインストラクションする業務範囲外に当たり、「山岳登山ガイド業務」

であったことは否定できない。「登山インストラクター（教育・指導者）」と称しながら、第1章 第1節 に示した通り、未踏査な山岳の危険地域を誘導している事実は「山岳登山ガイド業務」となる。

このことにより警察は、刑法、第211条に規定する「業務上過失致死被疑事件」として「書類送検」した。

では、何をもって「業務上過失」であったかを論じたのが、本稿：第1章、を構成する。しかし「山岳登山」においては、「ガイド業務での安全確保義務」を細かに規定する「山岳登山ガイド業務規程・規則・細則」はなく、危険予知や回避は、「現場判断」となる実態にある。この「危険予知や回避現場判断」は、以下の経緯を経る。

① 危険の予知・予測 :

・経験則を加味し、理性+感性+予感=複素的に予知・予測

② 顧客の適応能力判断 :

・顧客を観察～総合的に理解～最適判断

③ 危険回避手段の選択・適応判断 :

・最適対応手段を選択・判断～顧客へ説明～実施

山岳危険箇所を通過する場合、まずは危険を予知・予見し、顧客の適応能力を見極める。危機対応手段の幾通りかを予測し、その中から最適措置手段を決める。回避義務はその手段の一つであり、「積極的ロープ確保義務」もその手段の一つとなる。

山岳登山ガイドは自ら責任を負って判断し、顧客に説明してから実施する。

しかし本・被疑事件では、最初の「危険予知・予見」が成されていない点にある。何ら対策をとることなくそれぞれ独立行動で下降を続け、その途上で顧客の一人が転落してしまった。

「危険箇所」と認知していなかったから「回避手段」をとらなかったのか？

しかし転落現場は2足歩行で降りられる場所でなく、シカ柵の金網につかまる3点支持でなければ下降できない「滑落・転落危険箇所」。その途上でシカ柵に絡んだ馬酔木（あせび）を迂回した時、つかんだ馬酔木の小枝が折れ、顧客は「転落～死亡」。

この「危険箇所」の認識を検察官がどのように判断するかにより、「過失」認定が左右される。つまり「危険認識」は法理論体系からでなく、山岳下降における「危険を認知する感性」の感度問題へと帰着する。

登山体験をもたない検察官にとり、これら一連の判断が可能か、否か？

それゆえに警察から依頼されて「登山有識者意見書」を提出し、検察官現場見分にも立ち合い、検察支部で詳細説明。しかし担当検察官は「上司が・・・」と自立解釈・上司説明不十分で、結果は・・・「不起訴処分裁定」。

登山有識者からみれば一目瞭然な「業務過失事実」は、実体験なき法曹からすれば「法的犯罪構成」に当てはまらず、起訴する法的根拠に欠けて見える。

山岳死亡が明らかな業務上過失によって生じても・・・罪にならない！

この矛盾は・・・なぜか？

山岳登山ガイド業務を規制する法規がないから・・・との結論が導かれる。

では山岳登山ガイド達にとり、業務規制諸法令が必要か・・・を問えば、法令で規制されるよりも、故意や未必の故意がない限り自らの体験で判断したほうが自由度は高く、罪にもなりにくい現状で良い・・・となることだろう。

しかし、それでいいのか！！

業務上過失致死の被害者は死亡していることから、被害者本人からの「刑事告訴」はできない。かわりに第三者が犯罪の事実を申告し（告発状）、犯罪者の処罰を求める意思表示をしても、刑事罰を科すべきか否かを判断する「刑事訴訟」は、検察官だけによって「起訴」される。

したがってキープポイントとなるのは、「検察官の理解と判断の質」にゆだねられる。特に山岳事故は物証に欠け、証言や映像、写真、図解、気象データ、実験データ等による状況説明となる。「第六感」や微妙な感性に基づく状況判断は、形式上の合理的説明になりにくい。

他方、被害者親族等が刑事訴追と並行して「民事訴訟」をおこしていれば、「起訴猶予」でなく、「起訴裁定」に近づいたことが推測される。

検察官は生身の人間であり、その限られた業務権限から被告に「罪」を認めさせることに対して、慎重であらねばならないことは良く理解できる。

一方でまた、「罪」を見逃すことにより、再発するかもしれない可能性を残すのも事実。「自由」を尊重する人間社会の中で、不完全な人間相互の関わりもまた、矛盾を含んだ不完全な現実相関である。

それゆえに「起訴」をして、裁判の場で甲・乙の議論と証拠・証言を闘わせた上で裁判官の判決を仰ぐ方が、より論理的・合理的となる！！

半世紀以上にわたり山岳登攀をおこなってきた「登山有識者」からみれば、本・被疑事件の不起訴処分がもたらせる、山岳登山ガイドや登山インストラクター業界の緩みにつながらないか・・・危惧が残る。

山岳危険地帯で顧客の生命を預かる山岳登山ガイド業務は、航空機パイロットや医師に類する重い責任を背負っているはず。

(3) 山岳登山ガイド業務を法制化

森羅万象な自然界の中、人と自然が織りなす相関において、「登山の安全確保規程」は定めようが無い。だが「経験則」を積み重ねて会得する知恵は、「安全確保規程」の上位概念として「安全確保原則」を整理することはできる。

その「安全確保原則」を会得した「案内人(ガイド)」を審査し、「公認山岳登山ガイド」を認定する、国家機関が必要になる。生命に関わる資格であるから、医師や航空機パイロットのように「国家検定制度」を設けてそれに当たるべきはず。

そのためにはまず、「山岳登山ガイド業務」を法制化しなければならない。

第1章に示した、日本登山インストラクターズ協会における、<登山インストラクター資格認定基準(案)>を見ると、登山者の生命を預かる「山岳・登山ガイド業務執行者」としては、認定レベルが低すぎる。

同協会が定める認定レベルは「一般山岳会リーダー」レベルであり、顧客たる不特定登山者(受講者)の生命を預かる「職能執行者レベル」でない。本・被疑事件はこの組織が認定した「登山インストラクター」による有償ガイド業務であった。しかも当該登山インストラクターは協会の幹部でもあったことから、当該協会は、登山者生命を預かる公共業務執行能力(職能)に足りていないことを証明した。

「業務上過失」を裁定する検察官検事らはおおむね登山の素人であり、登攀経験に基づく登山の「安全確保原則」を知るべくもない。もし仮に「山岳登山ガイド業務安全確保規程」があり、細かく「ロープ確保規則・細則」等が定まっているならば、その規定に準拠して検察官は「業務上過失認定」の裁定を下すことができる。

以上の考察から、国民の5~10%を占める一般登山者の生命保護制度、つまり社会制度として「山岳登山ガイド業務の法制化」を図る時節を迎えている。

その為には山岳界主導でなく、国民生活主導となる内閣府に「登山庁」を新設して主務官庁とし、「山岳登山ガイド業務安全確保原則」に則り、「山岳登山ガイド法」を制定する。

さらに法に則り、次項の「諸原則、諸規程、細則」等をまとめるのが良いとの考えに至る。

3. 山岳登山安全確保諸原則を考える

(1) 山岳登山ガイド業務安全確保原則 (草案)

- ① 山岳登山ガイド業務は、山岳における顧客の安全確保をおこないながら、目的コースを誘導する。誘導においては以下の注意義務を負い、顧客が不適応と認める場合はガイドを中止し、安全退路にて顧客の下山を図る。
 - 1) 危険注意義務、危険予知・予見義務、危険回避義務、顧客の当該コース適応能力判断義務、
 - 2) 山岳自然には予知・予見義務範囲を超越した不慮・不測事象もあり、別に免責事項規程を定める。
- ② 滑落、転落、渡渉等、死傷のおそれがある場所で、ガイドはロープ確保やセルフビレイ等による適切な安全確保措置を図り、その措置を確認する。
- ③ 低温、強風、着衣の濡れ等で低体温症を予見する状況下にある時、ガイドは前もって防雨、防雪、防風、着替え、退却等の適切な指示と措置を図る。
- ④ 雪崩や落石、落雷等の発生を予見し、事前に回避を図る。万一遭遇してしまった場合、その場で取り得る最大限の防御措置を講ずる。
- ⑤ 積極的ロープ確保を要する登攀ガイドの場合、顧客は原則〇名以下とし、それ以上になる場合はパーティを分け、当該顧客人数に応じて安全確保体制が図れるサブガイドを就ける。
- ⑥ 岩稜や雪稜等、安全確保にロープを要する場所での顧客は原則〇名以下とし、それ以上になる場合は当該顧客人数に応じて安全確保体制が図れるサブガイドを就ける。
- ⑦ ロープ確保を要しない一般登山道をガイドする場合の顧客は原則〇名以下とし、それ以上になる場合は当該顧客人数に応じて安全確保体制を図ることができるサブガイドを就ける。
- ⑧ 顧客の疲労、疾病等が顕著になった場合ガイドは速やかに、前進、退却、迂回 (エスケープルート)、緊急露営 (ビバーク) を判断する。万一緊急事態に陥った時は、遅滞なく救助要請をおこなう。

以下は未検討：

- (2) 山岳登山ガイド法
- (3) ロープ確保規程
- (4) メンバー編成規程
- (5) 契約履行規程
- (6) 免責事項規程

4. 登山庁の創設提言

「登山」は自然を介し、その人（個）なりの実情に応じて実行することができる最適な身体活動といえる。しかし登山の難しさは、登山についての知識と経験がない人（個）にとり、「何が最適なのか」が分からない自己矛盾（パラドックス）にある。誰でも、どこでも、誰とでも、自由に山を登ることはできるが、反面で山岳の自然は登る人間側の諸事情に関わらない自然環境である。

登山において「絶対安全は無く」、さりとて「必ず遭難するわけでも無い」。自然と人との関係の中、「山岳遭難をいかに回避するか」は登山者の心得。

登山者が遭難を回避するには、二つの面からの努力が必要になる。

第1は、謙虚に山と対峙する姿勢。（勇敢よりも臆病であれ）

第2は、遭難を回避する登山知識・感性・技術・体力を体得。（学習・訓練）

そして、万一の遭難に対処できる救急救命搬送体制の備え。（制度）

そのためには「登山の社会的位置付け（文化）」と組織的最適化が重要になる。

日本の登山者人口は2009年の約1,250万人をピークに、2011年は東日本大震災の影響があり、2016年では約680万人へと半減している。2019年からは世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運動不足解消のために日帰りできる低山登山が増加。日本総人口に占める登山人口の割合は、最大で約10%、最小で5%程度にあり、「登山文化」の国民的位置付けは難しい。

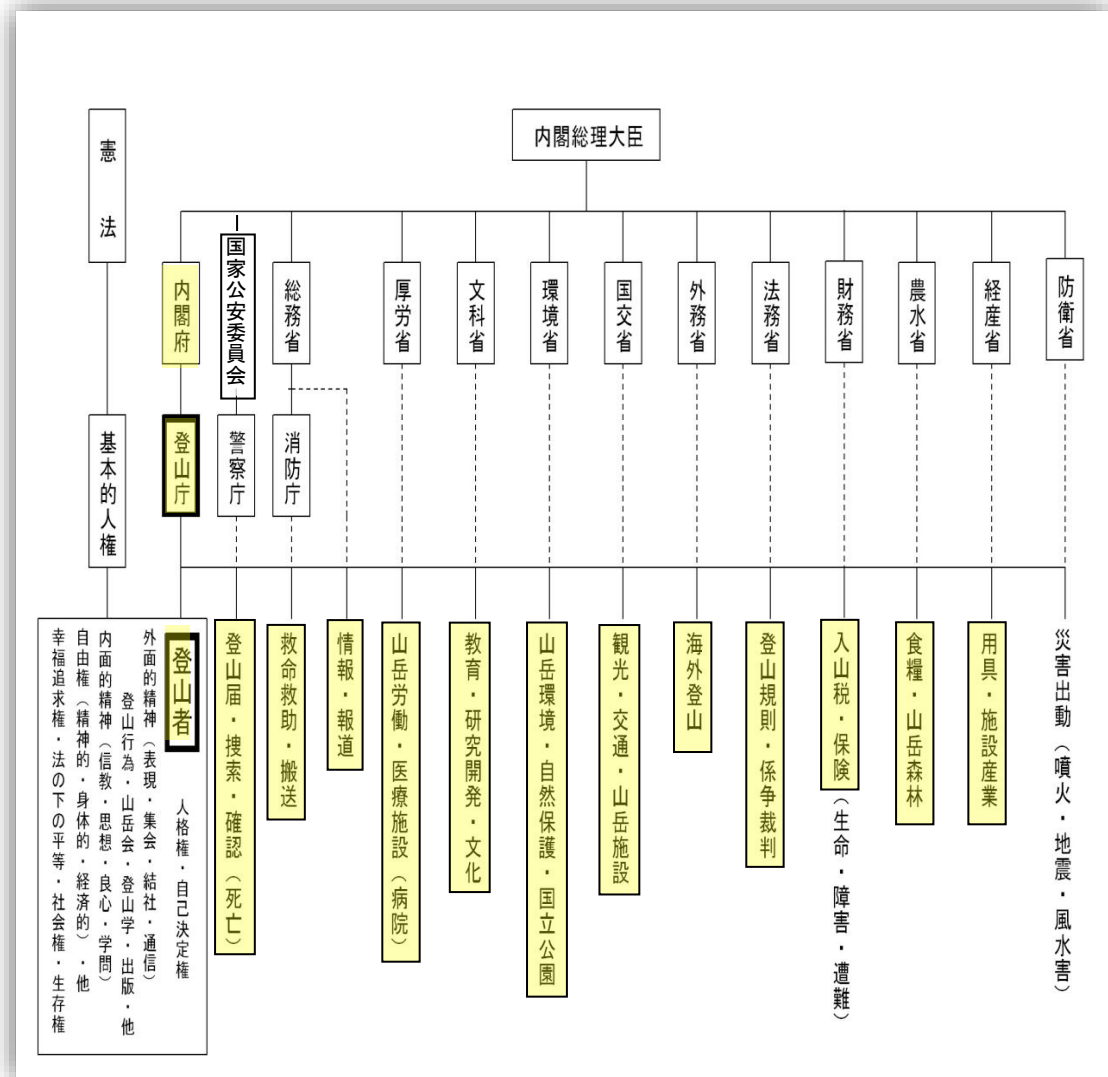
現状の登山者全国組織は大別すると以下の3つに分かれ、所属する登山者を「組織内登山者」と呼んでいる。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ① 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会 | 約 46,650 人（2019年） |
| ② 公益社団法人 日本山岳会 | 約 4,800 人（2021年） |
| ③ 日本勤労者山岳連盟 | 約 25,000 人（現在） |

計＝約 76,450 人

「組織内登山者」は登山人口のたった1%程度であり、日本の登山者は組織にこだわらず、主体的に山を登っていることがわかる。この実情であるにもかかわらず、組織登山者側からは一般大衆登山者のことを「未組織登山者」と呼んで区別している。この呼び方に集団差別意識があることは、別項の通り。

そもそも、日本の登山者の99%は未組織登山者であり、その登山者を指してわざわざ「未組織登山者」と位置づける必要はどこにあるのか。大多数の一般登山者こそが「登山者」であり、あえて「未組織」を被せるところに、「組織ありきの集団優先国民性」が透けて見える。「登山人口」は国民的少数派であり、「登山庁」の提言は暴挙と言わざるを得ないが、21世紀のデジタル社会の中で「登山の本質がもたらせる相対性こそがデジタル人間の芯を強くできる」。



国民体育（内閣府、文部科学省）を競技化し⇒ 国民体育大会（日本体育協会）⇒ 国体山岳競技（日本山岳・スポーツクライミング協会）⇒ スポーツクライミング種目という構造の中から、行政意識を強めた山岳部門の統轄意識が見える。

第2章、第1節（150頁）に記したよう、「登山」と「山岳スポーツ」の間には「**—**」が引かれます。その**—**線こそが、「**死線**」。

「登山」は死の可能性を排除できないが、「山岳スポーツ」は死の可能性を制限して死なない条件設定の下で人と人とが競技する」ことの違い。

スポーツクライミングは2021年東京オリンピック種目に取り入れられたように、年々競技人口は増加しているが、まだ一般登山人口の5%~10%程度であり、組織内登山者の6倍以上に相当する。

※ スポーツクライミング競技人口の推計≒50.2万人
登山人口に比べると4%～7%程度

出典：<http://mickipedia.blog113.fc2.com/blog-entry-82.html>

本論では「未組織登山者」という差別用語を批判し、「登山者」は単に自然人たる「登山者」とする。「組織内登山者」という言葉を用いたい組織ならば、組織内だけで用いる分には構わないが、そのことにはいかなる意味があるのか？

この「登山者」意識から出発し、登山者のための啓蒙や教育、相談、指導、技術訓練、安全対策、遭難対策（危険回避）、登山保険、等々がある。そのための主務官庁は内閣府に「登山庁」を設けるのが良い。

登山で培った総合人間力は人間性を高め、文化国家として平和社会に有用な意識づけがおこなえるはず。

それら活動原資として「登山税」、「入山税」に類する登山者負担は、すでに静岡県と山梨県で「富士山入山料（富士山保全協力金）」がおこなわれている。

2015年10月1日から「スポーツ庁」が開庁され、2016年8月11日から「山の日」として国民の祝日が制定（2014年）された。

しかし登山の本質的な主管官庁として「登山庁」を新設すれば、はるかに心・技・体の統合バランスが図れよう。

「登山庁」と「登山税」あるいは「入山税」をセットにして統合し、法制化を図るべく「21世紀登山構想」の提言となる。

5. 山岳登山ガイド業務資格の統一

第1章. 第4節. 2項（101～102頁）、「主要山岳ガイド関係資格」に示した通り、各任意団体は独自に資格設定をしている。

それらの呼称は、ガイド、インストラクター、指導員、コーチ、案内人、等様々な表現がされている。それぞれ呼称の違いは、業務領域、業務内容の違いをその呼称に反映した結果であろう。

本稿で問題とする「山岳登山ガイド業務」資格とは、有償で顧客を山岳登山ガイド業務・教育業務をおこなうための「国家資格」のことを指す。

「山岳登山には死の条件を排除できない」という大原則を認めるならば、「山岳登山ガイドを職能とする業務資格は、国家検定資格が必要」と指摘した。

それ以外の「自立登山リーダー」、「山岳教育実習業務指導者」等については各々任意組織の資格につき、ここでその資格を述べるもので無い。

また、「登山」とは異なる「山岳スポーツ」も同様で、こちらこそが「インストラクター要件」を満たそう。

第1章. 第4節. 2項 (101～102頁) に示した公益社団法人日本山岳ガイド協会の分類は多岐にわたるため、本稿では「山岳登山」にしぼった資格提言をおこなうものとなる。

資格の細分化は資格認定条件と実際との錯誤、乖離を招くので、大枠区分の方が適切な資格対応が図れるものとする。

「大は小を兼ねる」がごとく、山岳登山においては過大な実力があればこそ、規定領域の中でより安全な運用が図れるということになる。

本稿では、**国家資格**として、以下の種別へ統一することを提唱。

- ① **トレックガイド** …… 山麓巡行ガイド
- ② **登山ガイド** …… 無雪期の山岳登山ガイド
- ③ **山岳ガイド** …… 全ての山岳登山ガイド
- ④ **国際山岳ガイド** …… 国際山岳ガイド連盟認定ガイド

上記の資格検定審査基準等について、本稿では論じない。

第2節. 山岳登山のリスク&クライシス・マネジメント

1. 失敗に学ぶ

20年ほど前、『失敗学』というジャンルがクローズアップされた。命名者は立花隆氏（1940～2021）で、2002年には『非営利活動法人 失敗学会』が設立されている。会長は『失敗学のすすめ』の著者、畑村洋太郎（1941～）東京大学名誉教授。工学・経営学などを網羅的に含み、「失敗は成功の基」となりうるよう、失敗のヒューマンエラーを前向きに捉える分野である。その分析により失敗要素を最小化し、あるいは除去して、成功を導き出そうとするもの。

ips 細胞の発見で 2012 年ノーベル医学・生理学賞受賞の山中伸弥（1962～）京都大学教授は、失敗を重ねた末に、生命概念の見直しを迫る人類史上の一大発見と実用化への道を切り開いた。これらのことは、「失敗に学ぶ」直近の最も良い例となる。しかしその中で、実験マウスの生命は当然のごとく無批判に操作されている。人間優先思想の隠蔽を、人類は胸に刻み込む必要を忘れてはならない。生物はみな、自らの生命持続のために、他の生物をも食物とする食物連鎖の必要悪を無批判で隠蔽している。

山岳遭難における失敗は、「取り返しがつかない」結果に陥ることが多々ある。つまり「死亡事故」。この場合、失敗した当人にとっては、もはや「取り返しがつかない」カタストロフィ（断絶）。他方でそれは、他者にとって貴重な参考事例の提供となる。そこにもし、「ヒューマンエラー要素」が見つければ、近年は責任者の刑事責任を問われる裁判事例も生じている。

『失敗学』におけるヒューマンエラーについても、当然ながら刑事責任を負う場合がある。しかし一般的な社会システムでは、**作為判断者**（責任者）と**被害者**は、同一場所にいない場合が多々ある。つまり**作為判断者**（責任者）は現場おらず、報告データ（情報）に基づいた**間接判断**となる。その場合には、伝言・伝達・入力ミスや確認ミス等のヒューマンエラーと、情報システムエラー等の電子装置不備や故障等のソフト&メカニカルエラーが、さらに加わる。

山岳事故のヒューマンエラーの場合は、概ね**行為判断者**（ガイド）と**被害者**（顧客）が同一環境の下にある。つまり**作為判断者**（ガイド）自身も被害者（顧客）と同じ危険な環境にあり、その中での直接判断となるからチェックや代替ができず、多くの場合「取り返しがつかない結果」を生じてしまう。

山岳遭難の場合、「取り返しがつかない」ということは「死」を意味し、死は生に「後戻りができない」。

それゆえ、山岳遭難死亡者は「失敗に学ぶ」ことができない。

「失敗に学ぶ」体験が得られるのは、山岳遭難事故から生還して「死ななかつた場合」となる。その他の場合は生還者の体験や遭難の事例から、「教訓」として「学習」する**間接体験**になる。そして同じことを繰り返さないために、遭難原因の分析から、教訓や判断理念を導くことができる。

私自身は本稿「エピローグ」での記述と写真のように、ヒマラヤ遭難体験の「生還者」として、その体験とともに学んだことを参考に、以下整理してみた。

(1) 失敗の種類

失敗には起こるべくして起こる**必然的な失敗**と、全く予期できない**偶発的な失敗**とがある。(偶発的=ある必然な系と別な必然な系とが、偶然に遭遇)

また、**取り返しができる失敗**と、**取り返しのできない失敗**もある。

1) 原因による失敗の種類

- ① 必然的な失敗=起こるべくして起こる失敗=蓋然的な普通の失敗
- ② 偶発的な失敗=全く予期できない偶然な失敗=予見不能な遭遇

2) 結果による失敗の種類

- ① 取り返しができる失敗=失敗から学習し次なる成功の糧となる失敗
- ② 取り返しのできない失敗=死や破壊等の復元できない原型喪失の失敗

3) 責任が伴う失敗

- ① 責任を負うべき失敗=必然な失敗=予知・予見できる事象(有責)
- ② 責任を負えない失敗=偶然な失敗=予知・予見できない事象(免責)

(2) 判断と責任の限界

山岳自然環境の中にあり、「人間の系」は「自然の大系」に含まれている。自然の中でおこなう、人間の意識が生み出す行為の判断と責任は、**部分**(人間)から**全体**(自然)を判断するという、**パラドック**にある。

それゆえに、人が自然現象を見極めて判断する場合、その判断には**部分**(自己)としての**認識限界**がともなう。このように、自然の中で行為する人間判断の認識限界を認めれば、自己として認識できる責任は**必然的に限界**をとともなうことになる。つまり、誰がその立場にあっても、それ以上の判断と自己責任を負えない「**限界点**」があることを認めなければならない。この限界点を「**絶対**

的限界」とする。

他方で人間は、意識・無意識に拘わらず、自ら限界を感じる事が常。自らのコンディションや周囲との相関からその限界点の変動するが、日常環境の中で「もうだめだ」と思っても、まだ絶対的限界までには余力がある。自己意識では耐え切れない思いで限界を感じても、まだ気づけない余力幅を残している。この感覚から意識する限界点には振れ幅が大きく、個体差は大きい。これを「相対的限界」と呼んでみると、「絶対的限界」へ至るまでには、およそまだ1/3程度の余力を残している。この差は、人間の動物的自己保存機能とも云える。それでないと誰でもが、すぐに「死んでしまう」から。

1) 絶対的限界 (客観的限界)

自然の系において復元不可能な状態に移行する「点」。数学的にはカタストロフィとも呼ばれ、以前と同じ状態へ戻れない臨界点、破滅点。

例＝死、破壊、消滅、絶滅、破局

2) 相対的限界 (主観的限界)

個体感覚の中で感じる限界領域。

前記 1) に至らぬ範囲内で限界認知感覚領域は変動幅があり、まだ以前の状態へと戻ることができる復元可能領域における限界感覚。

例＝もうだめ・・・、もう死にそう・・・、といった個体の限界感覚

「相対的限界 (主観的限界)」点は、訓練や経験を重ねるほどに幅を広げ、絶対的限界点へと近づく。それゆえに訓練を積んだ人ほど絶対的限界点までの余力が少なく、いざ限界を感じた時は絶体絶命のピンチとなってしまう。例えばエベレスト下山中に遭難事故が多い。(高度障害は時間遅れで発生も加味)

「相対的限界 (主観的限界)」には、自信、経験、訓練、努力といったヒューマンファクターにより限界の認識レベルが変動する。それゆえに、判断「する者」と「される者」との相関においては、責任と義務が発生する場合がある。日常環境における一般的登山行為は、2)の相対的限界領域内での活動となり、その相関が「業務契約」であれば、当然に「契約履行義務と責任」が生ずる。

しかしより高度な登山行為では、1)の「絶対的限界領域」への対応を前提に措置を講じる場合があり、その「義務と責任は個々人が負う」場合もある。

エベレスト商業ガイド登山の場合、自然環境は絶対的限界の中にありながら、登頂を請け負う契約条項の中に当然、絶対的限界状況に陥った場合の免責事項として含まれることになる。つまり 8,000mから上の世界は「死の世界 (デスゾーン)」と称し、人間生体の絶対的限界領域にあるので、自らの判断で自らを守るほかに手立てがない世界を意味する。

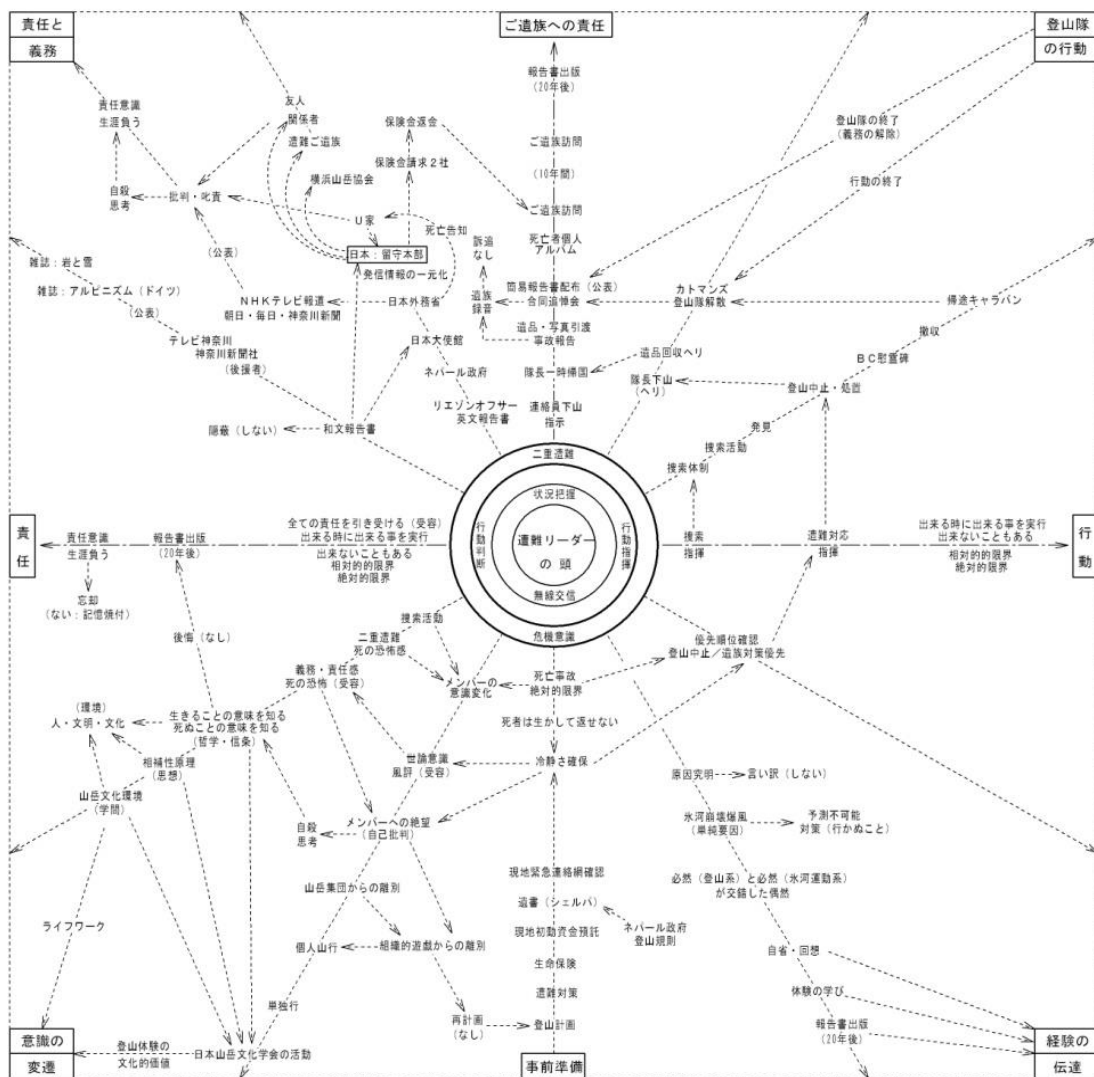
これらのことは一般的生命保険や損害保険においても、自然災害等における免責事項が特記されているのと同じこと。

1978年 P29 南西壁登山において、すでに私は上記のことを意識していた。つまり 1) の絶対的限界状況となり死者を出したが、死者は生きて返せない。

そこで次なるステップとして、実際にできることのベストは何か、と即時に判断意識を切り替えることが出来た。

以下の系統は、その時私の思考回路を検証したもの。(拡大してご覧ください)

遭難時リーダーの思考系統



失敗学会において、「失敗時の社長の頭」というブロック図があった。失敗した時に、トップ・リーダーが何を考えていたかを系統的に表現したブロック図である。

それを参考にして書いたのが前頁系統図。円の中心軸に近いところは短期的な思考判断、円から遠のくほどに中・長期となるが、各ベクトルの長さは時間軸を反映していないので、座標点の時限はそれぞれ異なっている。

ここでは、思考の順序と相関性を読み取っていただければ幸い。

(※ A4 → A3 版拡大コピーにて判読可能)

2. 登山の安全性と危険性

「登山の安全性」とは「登山の危険性」を正面から受け止め、その対策を講じることに尽きる。

極論を述べれば、登山はおこなわないことこそ安全であり、そのことは「予防原則」から導かれる。

しかしそれでは、登山が否定されてしまう。それでも登る登山の魅力とは、いったい何だろうか？

答えは、1924年6月エベレスト初登頂をめざしながら死んだイギリスの登山家、ジョージ・マロリー（1886～1924）の名言とされる以下にとどめよう。

Because it's there. = そこに（エベレスト＝世界最高峰）があるから

安全登山とは ；

「第1条件」＝山岳自然において出来る限りの危険を予知・予見し、出来る限り回避対策を図ることに尽きる。

「第2条件」＝遭難した場合を想起し、事前に意識・学習・対処しておく。

「第3条件」＝勇敢に挑むよりも、臆病たれ

私のヒマラヤ遭難体験では、事前に意識・学習・対策を講じておいても、それでも避けられない偶発的遭難を招いた。しかし事前に備えていたからこそ、その場にあっても冷静に対処出来ることを学んだ。また事前に問題意識が高かった隊員は冷静さを保ち、低かった隊員は自我にこもり自己主張を強めた。

（1）山岳遭難予防原則

- 1) 危険な行為はしない
 - 2) 危険な場所へ立ち入らない
 - 3) 危険な仲間を避ける（近づかない）
- ※ 結論＝山へ行かない（危険は避けられない）

(2) 山岳登山の危険性

- 1) 登山の危険と困難は背中合わせ（背反性、両刃の剣）
- 2) 登山はあえて困難（危険）な行為をする（不合理、抵抗の美学）
- 3) 登山はあえて困難（危険）な場所へ立ち入る（冒険心、克己心）
- 4) 登山はあえて困難（危険）を仲間と共に楽しむ（パートナー）
※それゆえ：不条理な「抵抗の美学」が人を山へ向かわせる
- 5) 山岳登山行為は危険要素を含む（十分条件：普遍性）
- 6) 山岳遭難対策（回避）は登山者の第一要件（必要条件：独自性）

(3) 安全登山要件

- 1) 登山者自身が危険性を自覚して責任を負う（覚悟：自己責任）
- 2) 登山者自身で対策を講じる（危険回避：個の限界）
- 3) 一人だけの遭難措置には限界があり、相互扶助が必要（組織の原点）

(4) 組織的対応（遭難対策＝安全対策）

仲間の確保、啓蒙、普及、学習、指導、訓練、体制、規制（法）、資格制度、相互扶助、救助隊、保険、遭難対策基金、山岳利用税（入山税）、山小屋、救急救命体制と連絡網

(5) それでも登山から「危険」は除き得ない（自然の摂理）

3. 登山の失敗に学ぶ

私はヒマラヤ遭難死亡事故を体験し、偶然にも生還してきたことから、失敗を糧として多くのことを学ぶことができた。

死亡してしまった仲間の隊員3名にとっては、もはや「取り返しがつかない」こと。偶然にも生還した私には、彼らの分も含めて「学びで取り戻すこと」が使命となった。

死者を生かして呼び戻すことではなく、遭難の体験から得た教訓を社会へ還元して生かすことが、「取り戻す」ことの意味となる。具体的な「物」として社会へ還元することではなく、体験から得た「心の問題」、「心の在り方」、「その後の自身の生き方、考え方の考証（自省）」等を、社会へ提示することにほかならない。この「主観的テーマ」をどれだけ「客観性に統合」し、総合人間学の一端として表現ができるか、「哲学的努力」となる。

日本山岳文化学会で論文発表もおこなったが、その意図は伝えきれなかった。文部科学省傘下の学術団体として、その論文に客観的表現を求められても、心や感性の表現は科学で網羅できるものではない。心や感性は目に見えない「虚な世界」だからである。

そこで思いついたのが、**数学的複素数**（実数 + 虚数）を三次元ベクトル表現する『**環境の複素的な世界構造＝意識・文明・文化**』であった。

さらに論文調文体を離れ、自由な表現へと移行してみると、学術論文としてではなく、体験・報告 ⇒ 思考・考察を三次元（立体）的にまとめる「**複素（数）表現**」となり、さらに時間軸を加えた四次元表現にすれば『**物語**』に変容し、一つの**歴史表現**になってきた。

「失敗して気づく」様々な問題があり、その根底には「**意識と無意識**」の相関となる「**体験 ⇒ 気づき ⇒ 人間脳と心**」の問題となる。

もはや登山や個別学問の領域をはみ出した、学際と体験を重ね合わせた「**登山の総合人間学**」となった。生きていけば・・・こそ、である！

（1）登山の文明史は、失敗を乗り越えてつくられる

登山の進化はスポーツ同様、ある目標を設定して乗り越えていく。それらは「**記録**」として残され、一つの記録は次々と新たな記録に塗りかえられていく。記録は後戻りすることがなく、前へ進む**一方向性**であり、登山の**文明史**を綴っていく。

しかし自然と対峙してきた「**登山様式**」はスポーツ競技と異なり、一つの**失敗で死を招く可能性**を含んできた。登山者は常に、絶対的限界を見据えながら、相対的限界を乗り越えてゆく中で、同調や抵抗の相反する**楽しみ**を求める行為者でもある。それらの証拠はこれまでも登山史や文献に積み上げられ、ことさら立証しないでも公知の事実となっている。

その中でも特に、スイス アルプス、「**アイガー北壁初登攀歴史**」は顕著である。「**魔の山**」と言われ次々と犠牲者を出しながらも 1938 年、ヘックマイヤー、フェルク、ハラール、カスパレクによって初登攀された。それ以降も遭難者は絶えないが、人のある面では**征服欲**にかられる。困難であるほどに立ち向かっていく自我の主張と、自己確認の欲求を満たそうとする。裏を返せば、**生きていることへの自己証明**でもある。その行為は誰かが止められるものではなく、危険を承知していながらも自己責任をもって行為することで、生きていることの証を体感する輩でもある。それはまた自己への**究極な問いかけ**となる！

このような登山の激しい「**文明的自然欲求**」が、初登頂、初登攀、さらに

様々な記録を打ち立て、登山の歴史をつくってき。その中で幾多の失敗（死）を乗り越えてつくられたのが、**登山の文明史**といえる。

文明史への参加は、世論がもたらせる“**人類初**”というように、情報によって無意識に形成される「**絶対評価**」への願望がある。しかし文明史的登山目標は科学の発見、発明ほどの深く広い無限な分野は無く、地上最高峰の**エベレスト初登頂**でほぼ終わりとなる。

その結果**20世紀末**、ほとんどの登山課題は究められ、「**人類の課題**」を乗り越えながら進化を促す**登山目標**は、見当たらなくなってきた。その課題（目標）というものは、人類史における「**進化の課題**」を意味するが、**21世紀**の現代登山では、人類の歴史的課題から、「**ヒト**」としての「**個人史的課題**」へと移行している。しかしこのことは、気づいているようで・・・実は気づかない・・・「**ヒトの実存史**」でもある。

つまり、登山の文明史観からすれば「**山は死んだ**」ことになり、「**文明史観的登山は終焉**」となるが・・・登山を通じた**自己成長記録**を「**個人史**」としてみると、尽きることのない人間欲求のままに「**ヒトそれぞれの成長**」を享受する多様な「**ヒトの文明史**」が展開できることに気づく。

「**ヒトの文明史**」は「**ヒト**」それぞれが多様であることから、それらを全て総合してみると「**人々の“文化史へ”**」と変遷していくことに気づく。

（2） 登山の文化史は、失敗から学ぶ

人間欲求の多様な積み重ねが「**登山文化史**」となるのだが、文明史との大きな違いは、「**意識的選択（こだわり）**」をおこなう「**ヒト**」個々の欲望、欲求の発露が文化を展開させるエネルギーであることに気づく。

次なる時代はその多様化した「**人の心の進化**」がエネルギー源となり、その登山成果は個人それぞれの中に位置づくことになる。しかしこれらのことは誰にでも同じようにできることではなく、**できる人にしかできない**。つまり**一般大衆**にとっては常に方向を指し示してくれる「**リーダーシップ**」を必要とし、それを伝える種々な**情報が価値創造**（オピニオン：Opinion）をおこなっている。

北極、南極、エベレストを地球「**第1**」、「**第2**」、「**第3**」の「**極**」とすれば、それらの「**極**」は一つの文明史指標となる。そして次なる「**第4の極**」を人それぞれの【**心への探求**】にあるとすれば、その心を満たそうとする行為の中には「**無限な目標**」が見出されるだろう。

時空を超えて宇宙を思考する「**人の心は小宇宙**」に例えられ、未だ解明しきれない神秘さが残されている。一人ひとりが目指す**発見・探究・向上等**の目標

は人々の心に宿り、地球「第4の極」とした【人の心への探究】となる。

しかし個人的欲求なるがゆえに比較するパラメータ（変数）は同一性を失い、序列化が困難となり、混沌を招く。そのパラメータ（変数）は文明史の中へ位置付けるのではなく、個性を尊重価値とする「登山の文化史」の中で整理、位置付けることが妥当になる。

登山ばかりでなく、山岳に関わる全てを整理して「山岳文化」としてまとめあげることの意義は、文明的進化・発展の一方向性な価値に対し、多様な存在を気付かせて、「ヒトの欲求」へのアクセルやブレーキ、ハンドルに当たる調整機能を果たす作用がある。

【地球第4の極、人の心への探究】において、個の成功や失敗がもたらす「体験・報告⇒論考・考察、他者への共鳴、共感、同調」が及ぼすそのことを「文化」と捉え、人間社会での多様な存在を理解し、共有できることが文化の果たし得る役割となる。

失敗（死）を繰り返してもなお登山が繰り返されている事実は、科学的合理性だけからでは理解できない、人間情動の不可思議さ。その過程や成果への共鳴は、次なる登山への動機となって立ち現れ、登山文化は継承される。

成功や失敗に学ぶことは、様々な作品や生き様に次元を変え、過去から現在へと積み上げられ、未来への動機付けとなって「登山の文化史」を成していく。そして成功よりむしろ、失敗に学ぶことの方が多い。なぜなら、人の感性は身近で大切なものこそ「失って見ないと気付かない大いなる愚かさがある」から、・・・とは、ヒマラヤ遭難体験を経て気づかされた、「心の宝もの」。

では、登山の失敗から何を学ぶことができたでしょうか。

- ① 次なる成功への方策提言（失敗要因を取り除く）
 - ・体験から学ぶ成功への方策
- ② 自然を受容する心（非日常的体験）
 - ・非日常体験から学ぶ日常の気づき（心）
- ③ 生きることの意味を知る（死を考えるとすることは：実存の哲学）
 - ・非日常体験から得る諸相の限界

これらは山岳体験だけに囚われず、文化一般諸相も含む。しかし山岳の非日常領域体験からは、日常としての一般諸相へ「山岳の文化」をどのように取り込むことができるだろうか。

例えば日常生活における特殊な体験・・・；

身近な人の死や災害と直面した場合など、日常生活の中で起こり得る「絶対的限界状況」において発揮することができる。さらにまた日常生活の中でも、

絶対的限界と相対的限界との見極めが容易となり、「心のゆとり」を保つことができるようになる。

それゆえ、有るがまま平静な心を保ちつつ、日常を過ごすことが可能となる。私がヒマラヤ遭難から生還して得た、「**生きることへの知恵**」。

4. リスク & クライシス・マネジメント

自然大災害、原子力発電所事故等は、その規模・内容において比較すべき対象とならないが、山岳遭難事故への対応、対処においても、それらのミニチュア版としての同質性を見出せる。

「**クライシス・マネジメント(Crisis management)**」は第二次世界大戦後の東西冷戦、核開発競争時代における国家安全保障が中心課題とされた危機管理手法として、「**リスク・マネジメント**」を含む危機管理概念とされる。その起源は第一次世界大戦における戦線拡大や、甚大な被害防止にあるとされるが、クライシス・マネジメントは巷（ちまた）聞き慣れない言葉でもある。

「**リスク・マネジメント(Risk management)**」は一般的危機管理概念として普及し、国家からあらゆる企業・組織等における安全・安心・防犯・防災から、個人の人生設計、家族の安心設計、山岳遭難対策等々、あらゆる分野におよぶ。

「**クライシス・マネジメント**」の中に「**リスク・マネジメント**」が包含されるように、「**リスク**」と「**クライシス**」の判断基準は曖昧であり、そのために待ったなしの危機管理事象（クライシス）において、対処を誤らせる事例が頻繁に生じる。

本節、第1項で述べた「**絶対的限界**」と「**相対的限界**」の区分概念を併せることにより、危機管理における「**クライシス・マネジメント**」と「**リスク・マネジメント**」を区別し、即座に判断・対処することが重要。

この区別概念による危機管理対応の違いを認識しておくことは、様々なレベルの危機管理者（リーダー）に、迅速な最適判断をもたらせることになる。

（1）クライシスとリスクを区別

「**クライシス(Crisis)**」と「**リスク(Risk)**」はともに、危機や危険を対象とする同類な用語。その対象範囲は、世界、国家、地域、地区、組織、個人、その

他様々な枠組みに分かれる。それら枠組みが特定された領域の中で、様々な危機管理や脅威管理手法が図られ、さらに地球環境保全に至っては、宇宙の中で人類の日常的地球環境管理が問われる。

危険や危機の進行中において、マネジメント統括者（リーダー）の意識と決断は、危機の進行を止めるか、破綻に導くか、重要なターニングポイントとなる。危機発生の時限において、リーダーは即座に、以下二つを峻別判断しなければならない。

- ① **クライシス・マネジメント**（トップ・リーダーが下す判断）
 - ・ 臨界点を超えると元の状態に戻らない、緊急事態判断（トップダウン）
 - ・ 例 = 死亡、破滅、国家破滅、原子力メルトダウン（カタストロフィ）
- ② **リスク・マネジメント**（セカンド・リーダー以下が下す判断）
 - ・ 上記以外の危機事態で元へ戻すことができる中で最適解を求める判断
 - ・ 判断レベルをボトムアップ構造で委任（組織的、機構的）

危機管理への対応と対処、決断の意識レベルは、この二つを明確に区別することにより、随時適正な危機管理対応を図ることができる。

これまでの一般的な理解において、「クライシス・マネジメント」は危機発生直後からの対処法が中心となり、「リスク・マネジメント」は事前に危機の内容を把握・特定し、発生頻度、影響度等を評価した後に対策を講じる、予防分析が中心と考えられてきた。

しかしこの概念区分は対象とする危機や、危険を形象的に取り扱うものであり、それに対処する危機管理者（リーダー）自身の人間的特性には触れていない。危機管理における最大の問題点は、判断者自身の**人間特性によるリーダーシップの発揮**にあると考えることが、この論考の主旨。

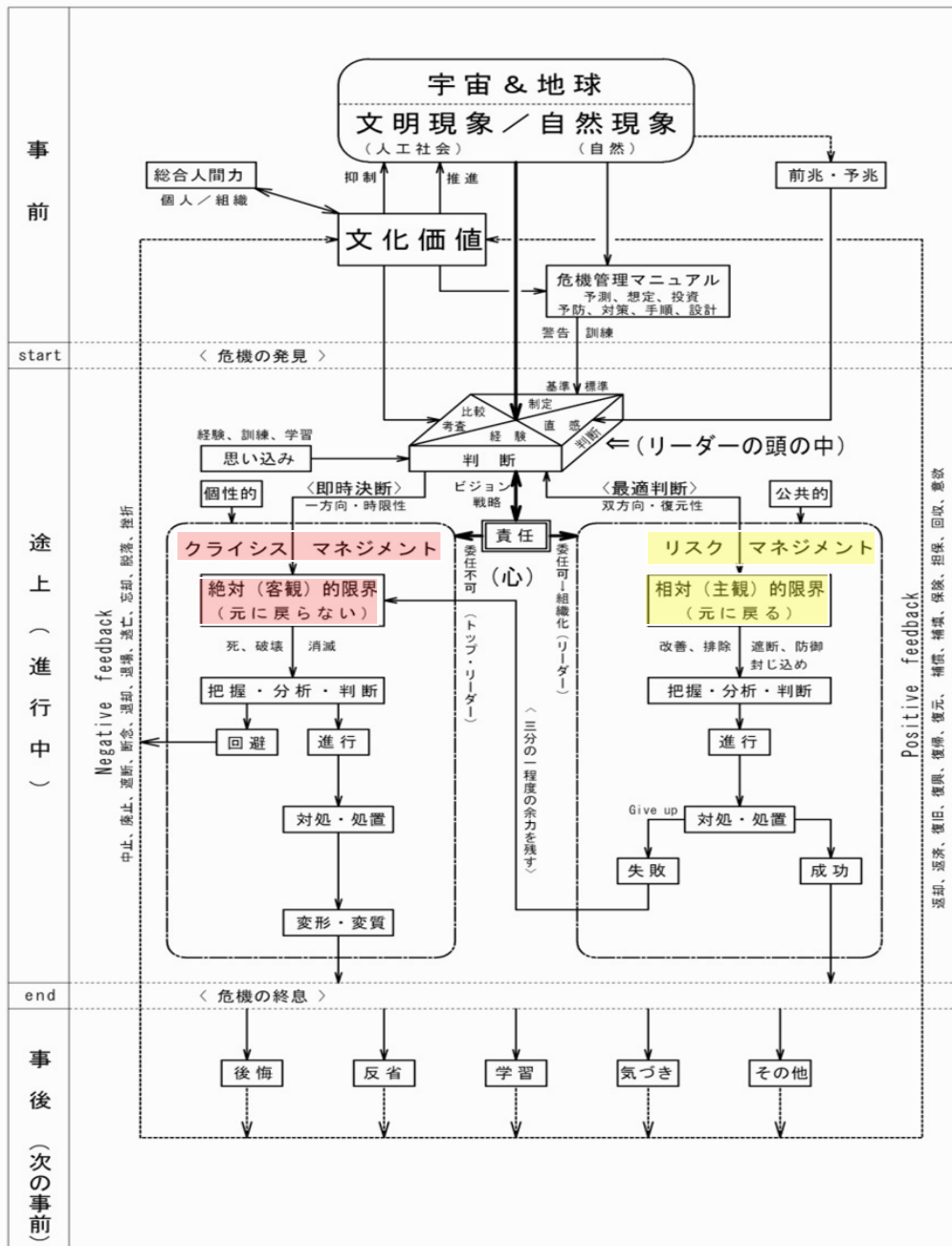
危機管理者は危機対処へのリーダーであり、日常における危機への対処意識と自覚、心情や思想・哲学、それらを個と組織にどのように適用、運用させるか、リーダーシップの判断基準訓練（**意識づけ**）が欠かせない。

そこで新たな危機判断基準概念として、危機事象の段階における「**相対的限界事象**」と「**絶対的限界事象**」との対処区別を導入し、次頁の図に示す即時決断、最適判断をもって対処することが、危機への負担を最小化する考えである。

その意識づけは**学習**と**訓練**を重ねることにより、リーダーたる自覚と最適判断意識の質の向上をめざし、危機事態へ冷静な対応ができるよう備えておく。

「**リスク・マネジメント**」において危機（リスク）管理者は、段階的な責任分担により組織化することができる。組織化は担当者の個性に左右されにくい特徴があり、通常はマニュアル化される。危機の事象が相対的限界領域にある場合、個の自主判断は難しいケースは多くあり、マニュアルや規則があることにより、判断しやすくなる。

[図 - 2] 危機管理のリーダー意識



「クライシス・マネジメント」においては絶対的限界領域にあることから、即時な判断が求められ、危機管理者の人間的特性に係ってくる。事の重大さにより、即時の判断が歴史的決断となる場合もある。

これまではリスク分析によって危機内容が把握され、マニュアル化によって危機対応が体系化されてきた。全ての危機がマニュアル通りであるならば、危機管理者の判断は不要となり、全てがコンピュータ・システムで AI 対応可能となるはず。

たとえば国際宇宙ステーションやイーゼス艦のように、コストを度外視すれば、ほとんどの領域でコンピュータ化が可能となる。自動車さえも自動運転技術が実施される現代の科学技術は、日進月歩の進化を辿っている。

ある事象は、コンピュータ・プロトコルに則って、危機管理マネジメントの判断を AI が実行してくれる。万が一のトラブルに対しては、フェイルセーフ (Fail safe) という計画手法に基づき、宇宙ステーションや航空機、高速鉄道のように、幾重ものバックアップ機能を組み合わせて安全を図っている。

しかしそれでも、技術を運用する人の側のヒューマンエラー、素材疲労による部分破断、材料耐久性能のミスマッチングや人知の気づかぬ小さなエラーが積み重なり、より大きな危機や災害を招く要素は除き得ない。

巷 (ちまた) 知られる「ハインリッヒの法則」は、「1 件の重大な事故や災害の裏には 29 件の軽微な事故や災害があり、さらにその裏には 300 のヒヤリ・ハットする事故や災害に至らぬ気づきがある」と説明している。

経験則からまとめた類似に、「マーフィーの法則」もある。

しかし現実での重大危機対処は、マニュアル通りに展開されることの方が少なく、むしろリーダーの性格資質に係る方が多い。

これまでの リスク & クライシス・マネジメント 概念

	リスク・マネジメント	クライシス・マネジメント
目的	予防	対処
対象	発生前	発生後
段階	把握・特定→評価→対策	予防→把握→評価→検討→発動
評価の尺度	発生確率×影響度	再評価
人間的特性	対象外	対象外

提起する リスク & クライシス・マネジメント 概念

	リスク・マネジメント	クライシス・マネジメント
領域	日常的	非日常的
事象の限界	相対 (主観) 的限界	絶対 (客観) 的限界
状態	元に戻れる	元には戻れない
マネジメント	危機負担を最小限化 (マニュアル、規則、定款、契約、その他)	危機回避又は新事態への対処 (論理的意志)
判断者と責任	段階的責任者 (判断)	最高責任者 (決断)
人間的特性	公共的 (組織・集団)	個性的 (歴史的な個性)

特に自然要素に左右される計画遂行の危機管理は、常に自然がもたらす人知の気づかぬ事象に遭遇し、思いもよらぬ危機を招く。

従来の危機管理はいずれも【元に戻る】ことを前提としている。

新たな提起では、【元に戻らない】絶対的限界を最初に判断することにより、緊急度に応じた許容時間意識を明確にさせるもの。その許容時間により、判断と対処の内容や手法が変わってくる。

戦場や大規模災害等におけるトリアージ (triage : 優先度を決定して選別) は、すでに救命救急現場で活用されている。この場合、元に戻らない (例えば : 死亡) 場合は後回しにされ、元に戻る可能性 (例えば : 重症) を優先される。

原子力発電所原子炉のメルトダウンには、元に戻せない手段をとったとしても進行を止めなければ、限りなく大きな被爆災害となり、生命の危機を拡散してしまい、リスク管理のように手順を踏んだ判断では元に戻せなくなる。

危機管理者は、危機事象のリスクとクライシスの特性を真っ先に判断すべきで、その直観力や経験、論理的洞察力が求められる。

「クライシス」事象は、限られた時限内に判断して措置しなければ、もう元へと戻れない一方向的緊急性がある。判断が遅れるほどに、事象は限界点に達し、元に戻れなくなる。それゆえ、その時限、その事象における最高意思決定が必要となり、**「クライシス・マネジメント」はトップ・リーダーの責任と権限をともなった判断**となり、委任・委託・代行ができない。

「リスク」事象は、それよりも許容される時限の範囲が長く、元の状態へ戻れる領域にあるため、判断に必要な双方向的検討が許される。相対的限界を超えても、復興や復元、補償等で元の状態に近づけることが可能なことを見究める。それゆえ、**「リスク・マネジメント」では段階的に管理者を定め、構造的、組織的に責任と権限を委任・委託することが出来る**。行政府組織や会社は、その代表例である。

「クライシス・マネジメント」や「リスク・マネジメント」においても、「絶対的限界」と「相対的限界」を日常的に意識し、訓練することにより、様々な危機に対し咄嗟に出合っても、適切な判断ができるようになる。日常生活において危機の意識付と訓練は、いざその危機に直面した場合でも、一瞬の戸惑いの後、すぐさま冷静な対処を可能としたのがヒマラヤ遭難体験であった。

トップ・リーダーは常に、重大で緊急度の高い「クライシス・マネジメント」への意識づけと、全ての危機をも受容する心の訓練が不可欠となる。さらに大切な心構えは、「クライシス・マネジメント」への責任と決断から【逃げないで正面から受け止める心 (腹を据える)] が肝要。

日常生活においては「リスク・マネジメント」領域がほとんどで、「クライシス・マネジメント」は稀。そのことは、日常生活領域における危機管理を「リスク・マネジメント」とし、非日常領域における危機管理を「クライシス・マネジメント」に分ける意識付けは、より区別しやすくなる。

この二つの概念を明確に分け、意識付けと準備を整えることにより、危険や危機に立ち向かうリーダー判断がよりの確におこなえる経験は、ヒマラヤ遭難体験で実感したところである。

要素や規模によりその対処法は異なる。マネジメントの構造も、地球規模～国家規模～地域規模～特定組織内規模～小規模～個人規模と異なる。しかしその本質的危機の特性は同類であり、リーダー意識の本質も同類となる。

現代のグローバリゼーションは地球規模で展開されており、自由意思にもとづく自由競争社会は、その「リスク・マネジメント」や「クライシス・マネジメント」においても、自己責任、自己負担を基礎とし、それぞれの構造、構成、組織における危機管理者（リーダー）が背負うことになっている。

山岳遭難の場合、トップ・リーダーを含め全員が現場にいる場合がほとんどであり、リーダーが被災者になると、**リーダーシップの欠如**が生じる。

3.11 福島第一原子力発電所事故において、菅直人総理大臣（当時）が現場へ乗り込み、指揮を執った。もしその時、原子炉のメルトダウンから原子炉爆発が生じた場合、どうなるだろうか。総理大臣が欠けた場合には、副総理⇒官房長官等の委譲順位は定められているが、行政の最高責任者としての総理大臣は、原発事故現場へ直接乗り込むべきではない。恰好や気概の問題ではない。

軍隊組織にあつては、この点が特別に重要。太平洋戦争にあつて **1943 年**、前線視察に赴いた山本五十六元帥海軍大将は、ブーゲンビル島上空で撃墜戦死となった。以来日本軍太平洋艦隊は敗退を繰り返し、**1945 年**の敗戦へと続いた。

行政府等の**組織形リーダーシップ**は、組織の指揮命令系統に則っておこなわれるので、遅滞、歪曲、漏れ、妨害、隠蔽、遮断、等々の「**情報伝達障害**」を招きやすい欠点がある。「**情報伝達障害**」はリーダーシップ欠如に等しく、特に**トップ**リーダーの指示、命令欠如は「**取り返しがつかない状況を招く**」可能性を秘めている。**トップ**リーダーが欠けると、極めて希に起こる大きな危機に対し、組織型上位下達方式のリーダーシップは十分に機能しなくなる。

これら危機のレベルや範囲とともに、組織から個人までを対象とする様々な分野、領域での危機管理マネジメントが設定されるにしても、その運用上のトラブルまでは読み込みにくいものである。

現代社会は文明進歩に伴う人工都市が肥大化し、総合的・統括的に全てを把握できなくなり、「判断の質」の低下（情報エントロピーの増大）を招く。そのことはさらに、「リーダーの総合人間力低下」をもたらせることにも繋がる。

文明肥大化社会のマネジメントは、組織分散しなければ機能できなくなった。そのトップ・マネジメントに「神」を利用することは、もはや現代社会で出来ない。（「神は死んだ」：ニーチェ）

万能でない人間の「個の限界」を見据えなければならない現代社会において、「トップ・リーダーの総合人間力」は益々重要な役割を担っている。トップ・リーダーの見識、覚悟、決断力は、文明と文化の歴史を踏まえた、理性の明晰さと感性の多様性を含んだ【総合人間力】が滲み出る。リーダーシップの決断を伝える言葉や文字は、人類へのメッセージでもある。

しかし現実には、そのような「人間（リーダー）」が実在しないこともまた、理解しておかなければならない。

他方、コンピュータ・テクノロジーの目覚ましい発展は、ビッグ データ蓄積とともに人工知能（AI：Artificial Intelligence）が人間の判断を上回る能力を獲得してきた。

しかし総合人間力と AI との比較考察は、本稿でおこなうことで無い。

（2）クライシス・マネジメント

「クライシス・マネジメント」は、ある危機状態が元の状態へと戻らず、新たな事象へ変移する臨界点＝絶対的限界領域における危機管理マネジメント。

それは日常領域から非日常領域へ移行する境界点であり、極めて重大かつ迅速な判断が求められる。戦争で国家が失われるか否かの境界、空想的地球防衛、軍事侵略や放射線被曝、大規模災害等が思い浮かぶ。

登山としては遭難で生命を失う危機は「クライシス・マネジメント」となる。

非常時における抑止や防衛、反撃から攻撃、制圧の手段には、軍隊を動員する組織的「クライシス・マネジメント」もある。

いずれの場合も重大危機に対処出来なければ、国家や地域は破壊や崩壊となり、人々は多くの生命を失う絶対的限界領域に至る。

「クライシス・マネジメント」は、危機が進行する中で絶対的限界点へ至る手前での判断・対応となる。また、防ぎようのない大規模自然災害においては、事後処理の判断・対処もあり得る。それら事象は絶対的限界を過ぎると変形・変質し、もう元へは戻せない。この日常から非日常的な特異状態へと移行する「クライシス・マネジメント」は、トップ・リーダーの最大責務。

(3) リスク・マネジメント

「リスク・マネジメント」は、まず想定される危機の事態を掌握し、その発生頻度と影響を評価し、いかに避けられるか、いかに被害を最小限に抑制できるか、いかに復元復興できるか等々、予防回避措置と復元回復対策との相対的比較検証考査プロセスでの判断となる。想定される危機の結果と対策を把握し、相対的限界領域事象を比較検証しながら、相対的にバランスを図ることへのマネジメント。また、「リスク・マネジメント」の領域を超えてしまう復元不可能となる場合には、前記の「クライシス・マネジメント」へ即座に移行することとなる。

1) 日常的リスク・マネジメント

日常的なリスク・マネジメント業務には生命保険、損害保険、賠償保険、貸借担保融資などの金融面や警察、消防、救急、防衛等の緊急措置対応がある。日常生活において常に発生する「リスク・マネジメント」は、社会機構や社会制度に組込まれている。生命、財産を脅かされる緊急措置には警察、消防、救急医療等、社会の公共機関が対応。リスクに対する経済的担保には各種保険があり、個人や法人等の危機意識と負担能力に応じた任意加入となっている。

一方ではまた、薄く広く負担して支え合う、公的制度もある。これらのリスクは、発生頻度が高いがゆえに社会制度化されており、激甚的なクライシスとは異なっている。

これら「リスク・マネジメント」は「相対的限界」の領域内にあり、生命、財産の喪失を除けば、自己の責任と負担能力に相対的に依存する、自己判断領域にあり、事前に予知・予測・想定・回避措置を促し、予防、対策を図る。

「リスク・マネジメント」ではそれらの手順を定め、設計し、訓練や警告によって危険や危機に備える。危機を乗り越える措置により、もっと良い事態へ改善するか、もっと悪い事態へ進行するか、取り巻く環境による相対的限界領域の中では、各々の責任で判断する。

この「メリットとデメリットとの相対性」の中から、いかにデメリットを抑制してメリットを引き出すかというリスク・マネジメントは、「相対的限界領域内」における判断となる。まず初めに「クライシス」に至らぬ判断となった後、主観的に感ずる限界領域までがリスク対象となる。人が主観的に感ずる限界までには余裕が含まれており、そこから絶対的・客観的限界へ至るには、多くの場合およそ1/3程度の余力を残している。

それゆえ、「リスク・マネジメント」は主体的行為をおこなう全ての人々の判断意識の最初にあり、別な表現では損得・利害・得失の計算・打算となる。これは誰でも普通におこなう日常的マネジメントで、意識しておこなうか、無

意識のうちにおこなうか、人それぞれ。

このように「**日常的リスク・マネジメント**」はリスクの内容を分析し、損得勘定の試算をおこない、その統計モデルを提供するのが、乱数、確率、行列、サンプリング、検定等の統計数学。

2) 山岳遭難リスク・マネジメント

日常一般的な危機管理に対し、蓋然性が低い山岳遭難危機管理はどのような役割を担うことが出来だろうか。

日常性の危機管理と山岳遭難危機管理とは、その本質を異にする。

自由意思による活動の山岳遭難危機管理は、**自己責任、自己負担が基本原則**。

他方、日常生活にともなう危機管理においては、必ずしも自己責任、自己負担の基本原則が相当とは限らない。日常の社会生活の中においては、病気、事故、事件、火災等、誰にでも起こりうる、ごく普通の身近危機が様々潜んでいる。それら日常起こりうる身近危機への対応は、広く浅く人々が支え合う「**公的社会制度**」が確立され、**国民が等しく参加することにより個々の負担軽減**を図っている。日常の小さな負担を蓄積し、罹災した人の危機へと充当する**相互扶助**を、**社会制度**として確立している。

さらに自然災害や原子力災害、戦争のような、日常生活者の意図しない強制的罹災をこうむる場合は、国民の総力をもって罹災生活者保護や被災予防、防御措置等を実施しなければならない。この事態においては、**リスクとクライシス**が混在してくる。

昨今の山岳遭難においては、警察や消防機関に救助・搬出依頼する場合がほとんど。入山の届け出、救命救急や検死など、法律や条例で定める行為もあり、**公共機関の関与が当たり前**と思う時代。その費用負担も税金で賄い、**公共機関が負うもの**の思い込んでいる**昨今の登山者像**が多い。

この現象は山岳登山が日常生活の中に組み込まれた「**レジャー**」になったことによる。かつては「**意を決し、山岳危険地域に踏み込む覚悟をもって**」山岳登山に向かっていたが、もはや今は・・・**そんな時代では無い!**・・・と。

2011年5月15日、山岳(漫画)映画「**岳(ガク)**」を、大学山岳部**OG**の妻と一緒に鑑賞してきた。様々なシーンで間違いや不整合が指摘できるが、漫画(?)と割り切ってしまうえば、映画そのものは景色がきれいで面白かった。

しかし**山岳遭難救助が警察の正規な業務**と認識されるシナリオに、私は登山者が山に向かう心情に対して大いなる危惧を覚えた。

「**なぜ山に登るか**」を考え続けた20世紀登山者たちは、**山岳遭難危機管理**を公共が負担すべき性質のものとは考えなかった。個々の山行は個々の意思による個別的な自主行動であり、**自己負担、自己責任は当然な範疇**と考えていた。

それに対応するために登山者集団（山岳会等）をつくり、相互扶助意識で危険を担保していた。その理由は、遭難者自らが自己避難、自己脱出、自己遺体搬出できるわけがなく、仲間に依存せざるを得ないからである。そこで必要となるのが、遭難弱者を補う山岳救助搬出組織であるが、20世紀のアルピニズム世代は山岳会（部）や同人グループ、同好会等の一次集団をつくり、その上部組織として組合や連盟、協会等のさらなる広域組織を形成した。今もそれら団体は残されている。

つまり；

山岳人集団の**第1義**は、同好の仲間集団における共同行為者（パートナー）の確保と情報交換。**第2義**は、危機管理と遭難対策相互扶助にあった。

しかし現代、多くの登山道では登山者とともに、山々を走り抜ける山岳スポーツ愛好者も共存している。「登山はスポーツである」とした戦後の登山界を含めると、もはや「山岳運動場」となり、登山は・・・たかが山登りの範疇。

山岳運動者の自己責任はもとより、難しいことは考えない「何でもありの山岳運動場」。自己責任をカバーするために、仲間や組織による相互扶助体制の考えなど持たない。インターネットで仲間を募り、現地で合流して仲間を組み、適度に楽しんで・・・風呂に入って・・・帰る。

そんな時代になっている！

そしていざ困った時は**携帯端末機器**で安易に、救助や救急出動を要請する。山岳登山者の自覚は無く、遭難対策保険も無く、「リスク・マネジメント」なんてもちろん無い。

簡単にスマホから**警察・消防機関へ依存する現状**。

これらが常態化し、行政機関や登山関連事業者等は登山者に、登山届けの提出や、**携帯端末機器の携行**を呼びかけている。この一面を考えただけでも「されど山登り」とした登山の本質を極めることなぞ・・・何のその！

遭難救助が公共常態化するほどに、登山者が登山に向かう質の低下を招く。そして、相応の負担は地方自治体にのしかかり、遭難出動経費は税金でまかなわれ、非納税者（行政区域外）たる不特定登山者へ使われることに対し、納税住民が納得できない思いの発言は多い。

任意で自由な登山活動である危機管理と、日常社会生活における危機管理との相違は、「**遊び**（趣味）と**生活**（文明）」の蓋然性で分けることができる。

「**遊び**」は任意な自由意志であり、自己責任の範疇。日常生活面からの危機管理は不必要であり、危機の自己負担は必然のこと。「遊びと生活」の**リスク・マネジメントが「日常性と化した登山の危機管理を公共へ依存している現状」は、「遊ぶ人（登山者）」の**主体性と自己責任意識を失う効果**となる。**

(4) 危機管理者への考察

「クライシス・マネジメント」よりも判断に困るのは、相対的限界領域における「リスク・マネジメント」。様々な領域において情報が混乱し、状況把握は勿論のこと、判断基準や指揮・命令系統もあいまいになりやすい。判断の価値基準も多様となり、それらに係るリスク調整は容易でない。

しかし限界点までにはまだ余裕があるのだから、冷静に優先順位を考えて対処できるはず。現実の切羽詰まった危機状況を目にすれば、過大なプレッシャーがのしかかり、冷静でいられないのが普通。

この「心理的な初期問題」に対し、登山での危機体験は心に少しのゆとりを与えてくれる。経験の蓄積があれば、腹を据えるのに時間をかけない。要諦は「腹を据え、覚悟を決め、無私な心境に、素早くなり切ること」にある。

トップ・リーダーは予見を持たずに、全てを受容する心の在り様が肝要。次にこの危機が、「クライシス事象」か「リスク事象」かを、即座に判断できる危機管理能力。例え「クライシス事象」であっても訓練していれば、一瞬の動揺の後にすぐに心の落ち着きを確保できるもの。私はヒマラヤ遭難体験で、そのことを痛感した。

危機でありながら危機でないと最初から「予断」を持つことは、以後の対処を誤った方向へ導く。政治判断を含む「予断」は、危機の実態を自己の解釈に都合良い部分だけを拾い集めて構成し、真実の全体像を見失わせてしまう恐れがある。「予断」の意識を強く持つと、不都合な真実が見えなくなり、聞こえなくなり、危機の本質を歪曲させてしまう。それゆえに、予断の思惑と異なった危機の真相への気づきを遅らせ、最終結果が過ちとなってしまう。特に政治や宗教における「予断」は、立場や信条・信念へのこだわりから、「不都合な真実」ばかりが見えてくる。

相対的限界領域においては「予断」が介入しやすい。

絶対的限界領域では予断が介入する余地などない。客観的危機事象がそこに迫っているのだから、成すべきことは明確であり、判断も難しくない。トップリーダーの「肝が座っているか、否か」だけが重要課題として残る。

「クライシス・マネジメント」は千差万別。リーダー自らが意識的に腹を括って決断し、即刻対処すべき特性をもっている。トップ・リーダーの弁明は危機に際して不要であり、危機の全てに責任を負う受容の心（腹を括る）こそが、その責務を果たせる。

トップ・リーダーはその時、出来ること、出来ないこと、の境界を冷静に素早く判断し、決断することにある。客観的に「出来ないこと」を、「出来る」

と言って空手形を切ることは、その場しのぎでしかない。後々の結果を、さらなる不幸に陥れてしまうことになる。

(5) 21世紀・・・登山は変わった

登山の本質は「趣味・娯楽・遊び」の範疇で、自己負担、自己責任が基本。「趣味・娯楽・遊び（文化）」は、人がよりよく生きるために必要な、生存の十分条件を満たす実存的なもの。人々はより良く生きたいがために「文化」と称して欲望の享受を普遍化してきた。

一方で「生活の維持（文明）」は、生存の必要条件。

「登山」は人々が生活を維持し続けるに当たり、必要不可欠条件では無い。

20世紀登山者は「衣・食・住」を背負って山を登った。山に登りたいと思った若者は、自己負担、自己責任の社会思潮の中で、山岳雑誌から山岳会募集広告を見て入会した。山岳会はピンからキリまでさまざまあり、その中で訓練・学習して登山技能を会得し。その途上で、遭難死亡した仲間も少なからずいた。

山岳遭難にあっては、まず所属山岳会が中心となって捜索救助体制を整え、併せて友好山岳団体の支援も受けて出動し、所轄警察署と連携を図りながら現場活動をおこなっていた。雪崩で行方不明になった場合は、さらに地元の協力や、幅広く友人たちを動員して捜索。それら捜索費用がかさみ、「**山で遭難すると家がつぶれる！**」という、巷の噂話さえあった。

そのために、日本団体生命保険（株）が生命保険をベースとして、山岳遭難捜索費用担保特約とした、いわゆる「**山岳保険**」を発売したのは、1960年代だったろうか？ 今、手元にある資料としては、1970年代当初の東京海上火災保険（株）の遭難捜索費用担保特約付・普通傷害保険がある。保険金＝50万円、捜索費用＝100万円、掛け捨て年間費用＝3,000円、となっている。

また当時、山岳遭難捜索で民間ヘリコプターを飛ばすと、1時間当たり30万円だったと記憶に残っている。ましてや警察、消防には山岳遭難救助ヘリコプターは無く、特別なコネクションから知事を動かして自衛隊ヘリコプターを飛ばした某山岳会の記憶がある。

したがって**20世紀登山思潮**は公共に依存することなく、自前で遭難対策をおこない、法手続き（地上の掟）において警察や消防が関与していた。

1967年1月1日施行された「**群馬県谷川岳遭難防止条理**」の際、山岳界は一大騒動が巻き上がった。この条例は「**遭難防止**」を目的とし、危険地区へ立ち入る場合の「**登山届**」の提出義務と、冬山期間中（12月1日～2月末日）は「**登山しない努力義務**」と、特殊な条件下での「**登山禁止**」を定めている。罰則として「**3万円以下の罰金**」を定めているが、危険地域を登る覚悟で来てい

る登攀者にとって罰金 3 万円は「自らの生命」と比較するべくもなく、自己責任の覚悟をもって冬の岩壁に挑んできた。20 世紀登山者は、青春や情熱の捌け口として「山岳登攀」がうってつけな舞台であり、命を落とした登攀者も多い。

しかし 21 世紀は、人類文明が大転換を果たし、人間脳も大きく変わる。

文明を推し進める「情報技術」において、20 世紀までの「連続性 (アナログ) 思考」は、21 世紀に「瞬時・離散性 (デジタル) 思考」へと変化する。このアナログ信号技術からデジタル信号技術への移行は脳の思考過程へと作用して、人間の「思考論理 (ロジック)」を根本的に変えるものとなる。

デジタル信号による仮想空間利用技術は、感性を司る人間能に虚構を埋め込み、バーチャルとリアルの違いが困難な認知作用を働かせる。人間の認知作用は、五感全ての信号が統合された結果の虚像であるから、20 世紀哲学の「実存」は意味を失う時代となっている。

20 世紀までの「アナログ思考」は、原因から結果を連想し、その過程を連続的に組み立てていく「物語」だった。

21 世紀からの「デジタル思考」は、最初に結論を想定し、それに必要な要素を集めて組み立てる「論理手順 (プロトコル)」に従っていく。一握りのプロトコル (Protocol) 創作者 (設計者) に、大多数の消費者は従順に従っていくだけ。

さらに私が提起する 21 世紀からの「複素思考」は、「アナログ思考 + i デジタル思考」の構成となる。「ある物語」の中に、その時々々の瞬時要素を取り込み、新たな空間時限の「大きな物語」へと創り出していく思考法。

この複素思考から「21 世紀登山ブーム」を考察すると、もはや山岳の世界は日常生活の延長となり、日常性を司る公共の関与に従順な登山者群が見えてくる。もはや山岳の世界は宇宙空間的なロマンが消え去り、人間脳内でイメージするバーチャル世界へと一気に飛翔してしまうのだろう！！

21 世紀登山者は、住と食を山荘・山小屋に依存し、身の回りの安全確保を山岳登山ガイドに依存し、対価を支払って相殺する。そしていざピンチに陥った時には移動端末器 (スマホ等) から公共救命救助機関へと連絡して依存する。

背負う荷物は軽くなり、特別に訓練しなくてもアルプス登山が可能な時代。登山は重力に逆らって登る、「抵抗の美学」に学ぶ自己確認は無くなり、山岳自然に同調して自我を消し去る「同調の美学」に浸り幸せと感じる人間脳。

しかしそこで、悪天候に急変すると耐え忍ぶことなく、簡単に遭難を招いてしまう。遭難を避けるためには山岳登山ガイドに対価を支払い、なんとか山荘までを頑張る。山荘・山小屋はホテルのように改修、改築、新築され、個室、風呂、豪華な食事・・・おもてなし等のサービスを提供してくれる！

今や日常生活の延長で山に登る時代となり、警察、消防、行政等、公共機関の介入は既成事実となっている。

もはや山岳は非日常的ロマンを求める世界でなくなり、日常を延長したリアル世界を楽しむ交友の場にもなった。 山小屋での飲酒と美食は街中と異質で、自然の中で特別な味わいを増してくる。

文化芸術的感性よりも、**文明生活延長の「快適サービス」を受け取り、金銭対価（電子マネー）を支払って享受する時代・・・が、ここに見えている！**

有名山稜の登山道整備も・・・同様。

山岳遭難リスク・マネジメントもまた、対価を支払い「**山岳登山ガイド**」サービスに守られ、登山者自らの自衛措置や心構えを欠いてしまう。

そしてもし、サービス提供者に瑕疵が生じれば、訴訟・裁判を起こす。

しかし本・被疑事件のように、登山ガイドの顧客死亡事件となっても、よほどの故意や未必の故意や過失が証明できない限り「**刑事罰**」は問われない時代。

それらは・・・いずれも・・・「**たかが山登りの世界**」。

本稿では、20世紀アルピニストの戯言

・・・「**されど山登りの世界**」を懐かしむ。

しかしもう、20世紀登山者の違和感は・・・時代錯誤！

もう元へと戻らない・・・**アルピニズム・クライシス**！

21世紀登山ブームの主演になっている「**たかが山登り**」の登山者に対してはむしろ、山岳（漫画）映画「**岳（ガク）**」そのものを適用するのも一案。

それに輪をかけ、山岳映画主人公やヘリコプター・パイロットのような人物を組織化し、「**危機管理庁**」（アメリカのFEMAのような）の下に本格的「**山岳遭難救助機構**」を編成するのも一案かも知れない。

テレビ画面に映し出されるリーダーの総合人間力は、経験と知識を積んだ視聴者からは容易に見破られるもの。リーダー自身の経験が少なくても、絶えざる日常の危機管理意識を持って資質を磨くことにより、判断力、決断の時を察知する洞察力を磨くことはできよう。

冒険者、探検者、研究者、その他、前例なき事象に挑戦している人々は、未体験な不安をバネに、絶えず危機管理意識を磨いている人達。

さらに登山は有料化し、コースに応じた「**登山料（入山料）**」を徴収する。

遭難救助や捜索はたとえ公的機関となっても有料化し、**登山者皆保険制度**を法制化する。ついでに検死業務や死体運搬の諸法令も見直すと良い。

1 . 登 山 の 種 別

元来「登山」は、衣・食・住を自ら背負って山へ登り、無事帰宅するまでの道程を指して「登山」と呼んでいた。

山菜やキノコなど、山の食料調達はできるものの、近代登山にあってはそれさえもしなくなり、山では水の補給をおこなう程度とし、自前で衣・食・住を運んだ。その過程において登攀技術、炊事技術、生活技術（テント生活）、地理・地形・気象等々の知識を磨く。登攀技術は登山の半分程度で、残りの半分は生存にとっての基礎技術や知識となるべき、生活の知恵であった。

濡れた木でも焚き火を起こし、石を三点に置けば釜戸となる。狭いテント生活は、習慣のちがいによる我が儘や思いやりの葛藤が、日常生活への教訓にも役立つ。約50年前、私が社会人山岳会に入った頃でも、**登攀技術**とともに、**生活技術**の訓練と意識づけは大切な要素として受け継がれていた。

現代、登山者の多くは山小屋を利用している。それが**良い**、**悪い**、という視点から述べるものではないが、衣・食・住を自ら背負わない登山を「登山」と思い込む時代の変遷に対し、「**何と、貴重な体験を失っていることか!**」、という残念な思いがある。

20世紀までの登山様式が備えていた、**山岳体験による自己練磨の素晴らしさ**は、都市生活の自然災害被災においても役立つはず。自然災害ばかりでなく、日常生活の中で生じる非日常事態（アクシデント）においても、その技術や心構えは役に立つ。

「**文明の進化**」は登山の多様化を促し、**多様となった個は個性の解体**をもたらせ、「**総合人間力の低下**」につながった。

「**登山の多様性**」を論ずる前に、まずこの現実を確認しておきたい。

登山及び登山者についての多様性は、「**生物多様性**」に似た行動様式や、行動の動機づけ等による様式～形式～種別～類型のように系統分類が考えられる。

これまでの登山も「登山様式分類」はおこなわれていたが、それらの人間的特性に踏み込み、系統分類されたものまでは見当たらない。

さらに「**登山＝スポーツ**」（登山は生涯スポーツである）と考える、戦後日本登山界の潮流に対し、異論を唱える者はほとんどいなかった。さらに、日本の登山界を掌握してきた文部科学省（旧：文部省）⇒日本体育協会⇒日本山岳協会の行政ルートは勿論、行政系列に属さない日本山岳会や日本勤労者山岳連盟にあっても、同様な認識の下で世界の山々を登っていた。

しかし本論においては「**登山＝スポーツ要素を含んだ生涯自己学習教育**」と捉え、「**登山＝スポーツ**」を乗り越えていこうと考えるものである。

そのためには「登山 / トレッキング / 山岳スポーツ」と類型区分をおこない、自らの登山位置を確認できるようなGPS機能（Global Positioning System＝全地球測位システム）を果たせたら・・・との試みでもある。

身体行為が登山の主体であるわけだから、登山にともなうスポーツ要素を排除する考えではない。登山は単純に山に登るそのことを主目的とするので、山ではない海岸の岩壁や屋外・屋内人工壁を登る「スポーツクライミング」は、登山と別ジャンルとして扱う考え方が、登山の本質論から導く提言となる。

同様に山嶺、山麓を駆け抜ける「山岳スポーツランニング」や、心身の健康スポーツをめざす「ウォーキング」も別ジャンルとし、クライミング / ランニング / ウォーキングを合わせて「山岳スポーツ」として括る試みである。

これらは登山の分類同様、様式～形式～種別～類型として前々頁掲載の「表」に分類整理した。

しかし本稿において、「トレッキング」と「山岳スポーツ」の詳細は、ここで述べないこととし、登山のさらなる生態分類のみを考察対象としている。

登山の分類は、一人の登山者の属性を決めるものではない。

一人の登山者にあっても、その都度の山、ルート、登り方、季節、パートナー等々のケースに応じ、多様な登山をおこなうからである。つまり登山者個人を属性分類するのではなく、「登山生態の分類」となる。

個としての登山者が、いろいろな山に、多様な登山をおこなうことを整理・分類するものであり、その一つひとつを生態分類して捉え、整理すると、その都度の登山者の位置づけが理解しやすくなると思ったわけである。

この立場は、登山者を登山組織の一員と見るのでは無い。多様な登山ができる個が先にあり、どのような登山をおこなうかによって、適正組織の必要性が生じるという捉え方である。日本古来の「まずは、組織ありき」で無く、「何のために、組織が必要か」、と考える視点からの論考となる。

（１）これまでの登山や登山者組織の分類

従来の登山や登山者組織の分類をみると、次のような分け方がある。

1) 登山の分類

① 様式別の視点（登山様式）

- ・ 軽登山 ・・・・ 日帰り登山
- ・ 小屋泊登山 ・・・・ 小屋に泊まりながら複数日の登山
- ・ テント泊登山 ・・・・ テント持参による複数日の登山

- ・ 雪山登山 積雪のある山への登山

② 習熟度の視点 (登山レベル)

- ・ 初級登山 特別訓練しなくても普通の人ができる登山
- ・ 中級登山 基礎レベルを習得し、応用段階における登山
- ・ 上級登山 自主判断、自立対応できる人達の登山

③ 難易度の視点 (登山グレード)

- ・ 初級登山 安全度が極めて高い登山
- ・ 中級登山 予期せぬアクシデントを含み得る登山
- ・ 上級登山 生死に関わる内容を含む登山

④ 対象別の視点 (登山形式)

- ・ 無雪期縦走 無雪期の山稜を縦走
- ・ 積雪期縦走 積雪期の山稜を縦走
- ・ 無雪期登攀 無雪期の岩壁登攀
- ・ 積雪期登攀 積雪期の岩壁、氷壁、雪壁登攀
- ・ 沢登り

⑤ 国別の視点

- ・ 国内登山 日本国内 (特に名前を付さない)
- ・ 海外登山 日本以外 (海外遠征登山)

⑥ アマ・プロの視点

- ・ 職業登山 プロ (対価報酬)
- ・ 趣味登山 アマチュア

2) 登山者に関する全国組織

全国組織の視点 (登山者として)

主に日本山岳協会とそれを構成する下部組織、都道府県・山岳連盟、市町村・山岳協会という、全国組織の中でおこなわれている。以下の分類は日本山岳協会の運営組織として、初期段階からあったもの。

・ 組織内登山者 ;

ア) 文部科学省⇒日本体育協会⇒日本山岳協会⇒都道府県山岳連盟⇒

市町村山岳協会⇒各山岳会、各種登山グループ⇒登山者

イ) 新日本スポーツ連盟⇒日本勤労者山岳連盟⇒各地方連盟⇒

地域・職場・学校等の各山岳クラブ・山岳会⇒登山者

※「組織内登山者」という言葉の使用の裏には、「差別意識が隠蔽されている」というのが本稿の指摘。

・ **未組織登山者** ・ ・ ・ ・ ・ 上記組織に加入していない個人登山者

※「未組織登山者」という言葉の使用は、「**不適切**」とするのが本稿の指摘。

① 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会

47 都道府県山岳連盟が正会員

一般団体、職域団体、大学、高校の 1,248 団体、49,481 人
(2014.04 現在)

日本の登山界を統轄する組織 (HPより)

下部組織 ⇒ 都道府県山岳連盟 ⇒ 市町村山岳協会
⇒ 各、山岳会、山岳グループ ⇒ **登山者**

上部組織 ⇒ 日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際山岳連盟、国際スポーツ・クライミング連盟、国際山岳スキー連盟、アジア山岳連盟、日本ワールドゲームズ協会

② 日本勤労者山岳連盟 (現在約=650 団体、25,000 人 HPより)

地域・職場・学校等の山岳会・クラブ等が団体加盟

下部組織 ⇒ 地方連盟、地方協議会 ⇒ 地区連盟 ⇒ 各、山の会・クラブ ⇒ **登山者**

上部組織 = 新日本スポーツ連盟

③ 公益社団法人 日本山岳会 (32 支部 5,083 人) 2013.03 現在

日本を代表するアルパイン・クラブ (HPより)

下部組織 ⇒ 各支部 ⇒ 団体・個人 ⇒ **登山者**

上部組織 ⇒ 東京都山岳連盟 ⇒ 日本山岳協会 ⇒ 独立

3) 登山者を支える機関等 (若干古いデータ)

① 国立登山研修所 ・ ・ ・ ・ ・ 文部科学省

② 公益社団法人 日本山岳ガイド協会 ・ ・ ・ 認定山岳ガイド機能組織
(内閣府)

③ 日本山岳レスキュー協議会 ・ ・ ・ ・ ・ 日本山岳協会、日本勤労者
山岳連盟、合同組織

④ 日本ヒマラヤ協会 ・ ・ ・ ・ ・ ヒマラヤ登山研究団体

- ⑤ 日本山岳文化学会 ・ ・ ・ ・ ・ 山岳文化の学術研究団体
- ⑥ 日本山岳レスキュー協会 ・ ・ ・ ・ ・ 認定山岳ガイドのレスキュー技術指導組織
- ⑦ 日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構 ・ ・ ・ ・ 山岳レスキュー研究団体
- ⑧ 日本山岳救助機構 ・ ・ ・ ・ ・ 個人・団体会員相互扶助組織、東京都岳連連携
- ⑨ 全国山岳遭難対策協議会 ・ ・ ・ ・ ・ 行政機関連携
文部科学省、環境省、警察庁、気象庁、消防庁、公益社団法人日本山岳協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所、山岳遭難対策中央協議会
- ⑩ 日本登山医学会 ・ ・ ・ ・ ・ 登山者の安全を医学知識の普及によって守る

4) 山岳スポーツに関する全国組織

- ① 特定非営利活動法人 日本フリークライミング協会
(現在約=1,600人 2015年 HP)
・ 賛助会員 ・ ・ ・ 個人、家族、地方協会(現在5協会)会員、団体会員
・ 団体会員 ・ ・ ・ クライミングジム、社会人山岳会、学校山岳部、有志団体
- ② 日本トレイルランニング協会
地域協議会(10) ⇒ 地区協会(45) ⇒ 会員
・ 一般会員 ・ 団体クラブ会員 ・ 賛助会員
- ③ NPO法人 日本トレッキング協会
・ 正会員(個人、団体)・特別法人会員(法人)・友好会員(個人)
・ 賛助会員(個人・団体)・家族会員(家族)

(2) 登山の新たな分類

本稿においては、登山、トレッキング、山岳スポーツの生態分類を大別し、191～192頁の【表】に示した。これまでの考察により、【表】分類の特徴は、登山、トレッキング、山岳スポーツと、大きく三つに分けたこと。従来は全て山岳に含まれ、山岳=登山という認識であった。

次頁には、191～192頁の【表】を簡略化して提示する。

【 現代登山と山岳スポーツ等の生態分類 】

登 山	自己 統合	アルパイン登山	A-0	超人形	メスナー、山野井		
			A-1	単独形	単独登山		
			A-2	複数形	パーティ登山		
			A-3	企画事業形	選抜対価登山		
			A-4	企画公募形	応募有償登山		
	趣味 の 展 開		A-5	交流形	任意無償登山		
			レコード登山	B-1	記録更新形	〇〇記録	
			メモリアル登山	B-2	記念顕彰形	〇〇記念登山	
			コレクション登山	B-3	収集蓄積形	7大陸、百名山等	
			ヘルス登山	B-4	健康希求形	自主健康登山	
			ツーリズム登山	B-5	観光引率形	企画形観光登山	
			ファッション登山	B-6	社会風潮形	流行登山	
	トレッキ ング		ワンダーフォーゲル	C-1	鑑賞自立形	山嶺巡行登山	
アルパイン・トレッキング			C-2	鑑賞自立形	自立形山岳巡行		
		ツーリズム・トレッキング	C-3	観光引率形	企画形山岳巡行	死線	
山 岳 ス ポ ー ツ	クライ ミン グ	ボルダリング	D-1	ロープなし	高さ 5m 以内	国体	
		トップロープ・クライ ミング	D-2	トップロープ形	12m 以上のハング		
		リード・クライミング	D-3	スポーツ形	12m 以上のハング	国体	
			D-4	トラッド形	チャール・プロテクション		
	ラン ニン グ	トレイルランニング	E-1	山野を走る	自然の路面、高低		
		マウンテンランニング	E-2		登下降		
		スカイ・ランニング	E-3		標高 2,000m 以上		
		ウルトラランニング	E-4		42.195km 以上		
		ボッカランニング（駅 伝）	E-5		荷を背負う		
	歩 行	ウオーキング	F-1	山野を歩く	〇〇ウオーキング		
ハイキング		F-2	山野を散策	〇〇ハイキング			

本稿は登山の生態を傾向別にとらえ、種別分類をおこなったもの。一人の登山者にあっても、その都度の登山内容によって登山種別が異なり、各々多様な登山を展開している、という理解である。例えば今週はアルパイン登山へ出かけるが、来週はツーリズム（観光）登山へ出かける・・・というような登山生態の多様な展開である。

登山生態に適する人間特性は、あらかじめ定性的に分類することができる。その特徴を「人間的存在の位相」から分析し、次に「主たる行為の形態と、要素（物的空間、心的空間）」へと種別化する。そしてそれら特徴に適う、山頂、山稜、岩壁コース等は、あらかじめ特定できる。今日はどの山、どのコースを登るか、その「選択の動機づけ」は様々となるが、選択する動機特性により、あらかじめ山頂、山稜、岩壁コース等は絞られてくる。

「登山の動機づけ意識調査」を実施する場合、「ある場所を特定」することにより、すでにその山、そのコースを選ぶという「バイアス（特徴の顕著な傾向性）がかかっている」ことになる。その場所、そのコースを選んだという、動機のバイアスを考察し、どのような補正を加えれば良いのか・・・が必要となるはず。そうでなければ、調査結果の傾向はおのずから推察可能となる。その調査場所までを、どのような動機を持って登って来たかをより正確に整理・分析・分類するためのバイアス論考基礎として、本論の定性的・質的分類が役立つものとする次第である。

山やルートを決める「自己決定権」は、日本国憲法で定める基本的人権における主権であり、心理学研究における「自己決定理論」の中で、動機づけ因子の相関を「相関係数」を用いて数値化した研究方法がある。

また『登山行動に関する社会心理学的研究』においては、二次元平面座標上（x、y）に動機因子をプロット表現する手法を用いている。

特定な山、特定なルート上にいる登山者の、登山動機相関は特定な結果となるだろうが、その結果から登山全体を網羅する帰納法による概念化、普遍化は、必ずしも登山全体の「真」を説明するものでは、無い。より全体の「真」に近づくためには、本節巻頭に提示した【別表-1/2】+【別表-2/2】=【現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表】から演繹的思考を交え、個別特定場所の調査・統計と混合理解することが、より正確な実証になるものとする次第。

以上の考察は今後の研究テーマとして、課題提起だけに留めておく。

以下【別表-1/2】+【別表-2/2】=【現代登山と山岳スポーツ等の生態分類表】についての概要を簡略説明する。

【 A-0, 1, 2, 3, 4, 5 】 アルパイン登山

20世紀の日本登山界においては、「アルピニズム (Alpinism)」という言葉が流行った。

本来の意味はヨーロッパ・アルプスにおいて、狩猟や信仰でなく、単に「アルプスに登ることを目的とする登山」のことを言う。

ヨーロッパ・アルプスの登山は初登頂の時代が過ぎると、より困難なルートを通るようになった。1880年代から活躍したイギリス人登山家 A. F. Mummery (ママリー) は登山を純然たるスポーツとみなし、「登山の真髄とは登山者の修練と技術によって種々の困難と闘い、それに打ち克つ喜びである」とし、「そのためにはより困難なルートを求めて挑み、心身両面における極限を追求しようとした」登山思潮を提示。この考えは「ママリズム (マムリーイズム)」と呼ばれ、アルピニズム (アルプスに登る) の代表的思潮となった。

この考えは戦後日本の登山界にも浸透し、「日本のアルピニズム」となって「より高く、より困難を目指す登山思潮」が定着した。

それを実践して活躍したのが「第二次RCC」のメンバーたちだった。彼らは情緒的要素を捨て去り、スポーツと割り切って圧巻の成果を残した。

この思潮に対する批判の声は聞こえなかったが、若かった頃の私は疑問を感じて小論を書いた。アルピニズムそのものを批判するのではなく、「登山＝スポーツ・アルピニズムを登山の粹組み」とした思潮への疑問を呈したのである。

しかし実際、私自身の登山内容はアルピニズムそのものであり、「より高く、より困難を目し」丹沢の沢登りから、ヒマラヤ岩壁登攀までを実践していた。

現代の登山は形態や形式の面において、社会的意味をもつ初登頂・初登攀による限界を目指す登山形式がなくなった。エベレストが登頂された1953年以後の登山において、「山は死んだ」と『パイオニアワーク論』を書いた本多勝一氏(1932-、元：朝日新聞編集委員)は、京都大学山岳部をやめて探検部を創設した。しかし本多氏の考えは、外面形式への着目(社会情動的：Journalistic)であり、登山者の内面性を探求する視点(哲学的：Philosophic)ではなかった。

「アルピニズム」を純粹に追求する視点は二つ考えられる。

第1は「人類」の視点から。(社会性：有限～限りある)

第2は「個」の視点から。(実存性：無窮～果てしない)

地球環境の中にあり、第1の視点「人類」には、「有限」が付きまとう。それが本多氏の述べる「山は死んだ」発言となり、限界点を述べたことになる。地上最高峰のエベレストが登頂され、人類は高さへの挑戦を終えた(死んだ)のだ。

第 2 の視点「個」からは、人類が世代交代の代謝を繰り返しながら継続する個体代謝の中で、個体は常に生と死を繰り返しながら DNA を継承している。新たに生まれ、そこから成長する個体にとっては、初めての環境体験を繰り返すことは可能。新たな個体にとっての向上心や探究心、冒険心は、世代が代わるごとに質（条件）を変え、量（単位）を変えて繰り返すが、それぞれにとっては「初体験」となるのである。

エベレスト初登頂以降から登山を始めた私たち世代にとり、第 2 の「個の視点」こそが「アルピニズム」実践の視点であり、理論上、無窮な実践を続けられることになる。この視点は世代代謝によって「限界はなく」、いつの世代においても有効な視点と成り得るものである。

このように現代、「アルパイン登山」の“アルパイン”には、「アルピニズム⇔ママリズム」の思潮が反映されており、内面的な向上心を登山体験によって自己統合しようとする、「実存欲求の向上（文化的）」と「自己記録更新（文明的）」により、「複素的世界観」へと統合させることができる。

その中でも定性的な違いにより、以下の形態へ分類整理することができる。

<A-0> 超人形 ……アルピニズムを単独で超人的におこなう登山

自己責任、自己負担の下、一人で登り、訓練とともに超人的な行動能力を発揮しつつ生還を果たす登山。

代表的登山家＝ラインフォルト・メスナー、山野井泰史

<A-1> 単独形 ……アルピニズムを単独でおこなう登山

自己責任、自己負担の下、一人で登り、順次ステップ・アップする向上心をもった登山。

<A-2> 複数形 ……四季にわたり高度な山岳登攀、登頂を目指す登山。

自己責任、自己負担の下、パーティを組んで登り、自分やパートナーにとり順次ステップ・アップする向上心をもった登山。

<A-3> 企画事業形 ……○○主催（後援、協賛）○○登山

事業の一環としておこなう登山。

大規模から小規模に至るまで多様な企画を持ち、企画に見合った外部の資金調達を得、成果をもって対価とする。成功の確率を高めるため、選抜やスーパースター等の強力メンバーを選び抜き、事業成功の確実性を担保する。責任は事業主催者にあるが、選抜等の条件づけにより、強化を図る一般的な組織形登山。

< A - 4 > 企画公募形 ・ ・ ・ ○○公募（企画）○○登山

堅実と見込む企画者（社）へ対価を支払って参加し、企画者（社）側のリードによって目的達成を図る登山。応募登山者は自らの登山に集中できるが、責任範囲は契約事項等により、海外の場合は、相互理解の意思疎通が難しい場合もある。

< A - 5 > 交流形 ・ ・ ・ ○○ガイド登山（有償/無償）

○○コーチング登山（有償/無償）

事業として有償な場合、事業でない任意無償な場合があり、ガイドやコーチ、講師となり、同行登山者への安全確保やアドバイス支援をおこなう。同行者の登山意識や技術レベル向上を図り、お互いの交流によって登山の成果を共有する形態。有償の場合は契約責任を生じるが、無償の場合は自己責任、自己負担が原則となる。

【 B - 1 】 レコード登山 ・ ・ ・ ・ ・ 記録更新形

アルパイン登山と形態・形式的には重なる部分もあるが、単に登ることだけが目的でなく、様々な記録の特定条件を設定し、その結果における「**記録達成（更新）**」を主目的とする登山。

○○最年少登頂、 ○○最高齢登頂、 ○○女性初登頂（初登攀）、 ○○最短時間登頂、 ○○単独○○登頂（登攀）、 ○○厳冬期○○初登頂（登攀）、等々諸条件を特定した記録達成をめざす。

【 B - 2 】 メモリアル登山 ・ ・ ・ ・ ・ 記念顕彰形

登山形態・形式は多様となり、単に登ることだけが目的ではなく、様々な記念や顕彰の特定条件を定め、その成果による「**記念、顕彰**」を主目的とする登山。

○○記念（顕彰）登山、 ○○周年記念登山、 ○○歓迎登山、等々

【 B - 3 】 コレクション登山 ・ ・ ・ ・ ・ 収集蓄積形

登山の特定事項を収集、蓄積することを主目的に登る登山様式。
ヒマラヤ 8000m 峰全山（無酸素）登頂、 7 サミット（7 大陸最高峰）登頂、
日本 100 名山登頂、 ○○○○名山登頂、 等々

【 B-4 】 ヘルス登山 ・ ・ ・ ・ ・ 健康希求形

登山を通じて、健康保持や健康確認を主目的とする登山。

〇〇市民登山、 〇〇学校登山、 〇〇職場登山、 〇〇健康登山、 等々

【 B-5 】 ツーリズム登山 ・ ・ ・ ・ ・ 観光引率形

山岳組織に属さない、多くの一般登山者の登山形態となっている。企画会社の企画登山（カタログ登山）から選択し、対価を払って参加する。引率ガイドのリードにより、カタログ明示目的内容を実施する登山。責任範囲は約款によるが、裁判となるケースも近年は出現。海外登山はもとより、今やエベレスト登山までもがこの範囲に含まれる実態にある。

次のファッション登山同様、大衆化は日常性を山岳に持込み、山岳施設整備は非日常的な山岳自然を日常化させ、消費産業構造化を促進させる経済文化現象。

【 B-6 】 ファッション登山 ・ ・ ・ ・ ・ 社会風潮形

社会の流行（風評）に乗っておこなわれる大衆登山。山岳自然の非日常的な危機に弱い。一般社会の日常性を山岳に持ち込み、山岳施設整備は非日常的な山岳自然を日常化させる。ファッションブル、山の食グルメ化、山岳施設整備（トイレ、登山道、ホテル並み）等々、消費産業構造化を促進させる経済文化現象。

【 C-1 】 ワンダーフォーゲル ・ ・ ・ ・ ・ 鑑賞自立形

「渡り鳥」を意味するドイツ語で、山嶺を気ままに渡り歩くような登山形態。戦後の学校教育活動に組み込まれ、山岳部ほどの厳しさがないゆるやかな登山形態で、男女混成グループとして人気を得た。現在では高校、高専部活動でインターハイ競技はあるが、大学にワンダーフォーゲル部が残る程度に減少。

しかし現在は低山縦走登山などにより、ワンダーフォーゲルの思想性をもたない、スポーツ・ファッション的な気軽さで復活している。

2. 登山の方向性

2013年6月から毎週一回程度、私は表丹沢歩きに復活した。丹沢を10年間にわたり歩いてみると、登山者の様変わりを目にする。山スカートは当たり前、積雪のある冬でさえ、山スカート姿を見受けることもある。山ガールならぬ、タイツに半ズボン姿の高齢男女の姿も当たり前となり、一様にストックを両手に携え、大倉尾根（通称：バカ尾根）へと向かう。

「山ガール」という言葉が流行ってから、ずいぶん時は過ぎた。エベレストの女性初登頂者＝田部井淳子さんの造語ということは、以前に新聞報道で知っていた。山ガール、山ボーイ、山ジーヤ、山バーヤ、・・・・・・デジタル時代の造語には、4文字熟語が並ぶ。

この多様化は、近代技術の特徴、「**軽・薄・短・小**」そのものを表現している。アナログ時代であったなら、とても手にして操作できないスマートフォンは、まさに「**軽・薄・短・小**」技術の代表。さらに腕時計形のウェアラブル端末のよう、「**軽・薄・短・小**」技術はますます進化している。

この文明進化の方向性は、誰にも止めることができない「**人類の性向**」。人類の文明史観は、時間軸の流れと同一方向に向かう。さらにデジタル技術により、人類は時間を切り刻み、余分な時限空間を圧縮する技術さえ取得した。しかし時間が過ぎる方向性への制御技術は、未だ獲得できていない。つまり、肉体を伴った人間個体として、過去や未来へとワープする、「**時限制御技術**」までは取得できていない。

それゆえに時々刻々の出来事は時間の進む一方向に継続し、その都度の記録は歴史上に残される。もし、ドラエモンのドコデモ ドアがあったとして、任意な時限空間へと人体がワープすることができるなら、人類の世界観は全く異なるものとなるのだろう！

人間の「**意識の世界**」においては、虚空時限空間を任意に思い浮かべることができる。人体で統合される「**人間意識**」はすべからく、各種の人体感覚センサ（目、耳、鼻、舌、皮膚）によって変換された入力信号が、脳を中心とした信号統合機能によりアウトプットされた「**パターン認識効果**」である。確かに実在を反映してはいるものの、全て脳機能が統合した「**信号効果**」でしかない。

量子物理学では、宇宙の全エネルギー構成において、人間が見、知ることのできる「**物質**」はたったの**5%未満**であり、残りは目に見えず感じることでしかない暗黒エネルギーや暗黒物質で構成されているとしている。（『宇宙になぜ我々が存在するのか』、村山斉、講談社、2013）

つまり、人類が**科学的、客観的根拠**として証明する「**物質**」は、宇宙のたった**5%未満**な存在でしかないということ。**95%余は**・・・・目に見えていない！

量子物理学では、量子の確率的位置変位をもって事象の予測、説明をするが、人間が目視できるたった 5% 未満の「物質によって宇宙を説明すること」は、未だ不完全な宇宙（世界）認識といえる。宇宙の諸現象を科学として捉え、客観的に説明することの限界、その気づきは、現代知性の課題となっている。

逆説として、だから科学の進歩はこれからだ、ということもできよう！

さらに、目に見えない世界を含む「人間の意識思考統合」は、科学の実証限界を超えた「意識機構、認知・創発システム信号」により、形而上的に統合されているという再認識が必要となるはず！！

(1) 複素的視野から示す登山様式

本稿で提起する思考法は『環境の複素的な世界認識構造』。細かな説明は省略するとして、その構造を 236 頁に示した。

電気技術者や量子物理学者は数学の「複素数」を駆使して計算、理解、説明している。「複素数 = 実数 + 虚数」。「実数」は目に見え、数えることができる数のこと。「虚数」は目に見えず数えることができないが、そこに虚な数 (imaginary number) として当てはめるとうまく説明することができる数。虚数記号は頭文字をとって、「i」(アイ) で表す。電気技術者が扱う「i」は電流記号と等しくなるので、電気技術者は虚数記号を「j」(ジェイ) としている。

実数 (X, Y) と虚数 (Z i) をベクトル表示すると 236 頁のように三次元空間として表現ができる。X, Y の二次元平面は、目にみえ、数えることができる「現実の物質世界」を表す。目に見えず、数えることができない意識 (虚) の世界は Z i 軸方向の「虚な意識世界」を表す。この物質世界 (X, Y) と意識世界 (Z i) を三次元に組み合わせた世界を「複素的世界」と仮称した。

目に見える「物質世界」と、目に見えない「意識世界」を組み合わせた「複素的世界認識」は、目に見える実相社会を数値で評価する実数軸と、目に見えない虚な社会をバーチャルリアリズムとして可視化させるデジタル技術によって、虚数軸の世界までも認識表現の対象として取り込むことに成功しつつある現代。しかし「デジタル技術」のみが先行し、「人の意識世界」をバーチャル認識として理解する一般論は、未だ不毛な段階にある。

現実と意識の現象世界を電気現象理論からフラクタルに論理構造を着想し、それが人間の脳内統合機能として意識の中でおこなわれることは、理解することができよう。しかし文系の人々にとっては、なかなか理解しがたい思考法だと思われる。「複素的世界認識」では、X 軸方向を「文明」とし、Y 軸方向を「文化」とし、Z 軸方向を「意識」とすると、現実のあらゆる現象をこの空間内に位置づけて理解することができそうである。

登山様式を複素的世界認識同様にベクトル表現してみたものが、次頁の【登山様式のベクトル表現】となる。X軸方向を「文明度（進歩）」、Y軸方向を「文化度（趣味）」、Z軸方向を「統合意識（価値）」とする。X—Y軸二次元平面要素を合成するベクトルは、目に見える形での**現実社会**を表す。さらにZ軸方向の個人意識によって統合され、個人的評価意識（価値）となって自らの価値認識となる。個人意識が集合したところに社会意識が同期・同調・共鳴・共振によって合成された澱み（部分集合）が生まれ、「**社会風潮**」が生み出され、いわゆる「**世間の空気（風）**」となる。

A 群 アルパイン登山、レコード登山

このスタイルは「**進化と統合**」の方向性が強いことを特徴とし、より客観的なパフォーマンスにより、その評価価値を知らしめる傾向を表す。

進化の方向性は、その時代の社会的要請や自己の根源的欲求の発露という、明確な方向性と強い理念が支える。個の欲求と社会的要請がマッチングする明確な方向性は、確たる理念や強いリーダーシップとなって表現される。例えば戦後の高度経済成長社会と、より高くより困難な登山を求めたアルピニズムとの、特性マッチング（同期・同調）があった。

日本の山を飛び出し、アルプス、ヒマラヤの山々で初登頂や新ルートの初登攀など、平和を象徴する華々しい**20世紀登山**は黄金期。しかし地球が備える自然の有限さは、地球環境問題同様、登山様式にあっても例外で無い。

社会が要請する**客観的登山評価**には、**終わり（臨界点）**がある。

人類のパイオニアワークたる**アルピニズム**には、その終焉の必然性も同じパッケージの中に含まれていた。しかし個人的評価となる個の意識の局面にあつては、それぞれの人生という一つのサイクル（周期）が終わると、次なる新たな生命の人生もまた、別な人生のサイクルとなり、一人ひとりの個における「**より高く、より困難を目指す登山（アルピニズム）**」は存続し得ることになる。

つまり**アルピニズム**は、人類のマクロな歴史から、個のミクロな歴史へと相移転することにより、その理念を引き継ぐことができる。つまり**アルピニズム**の変質。同様に「**レコード登山**」においてもその記録の意味は、もはや「**人類の記録**」としてではなく、「**個の記録**」へと相移転される。

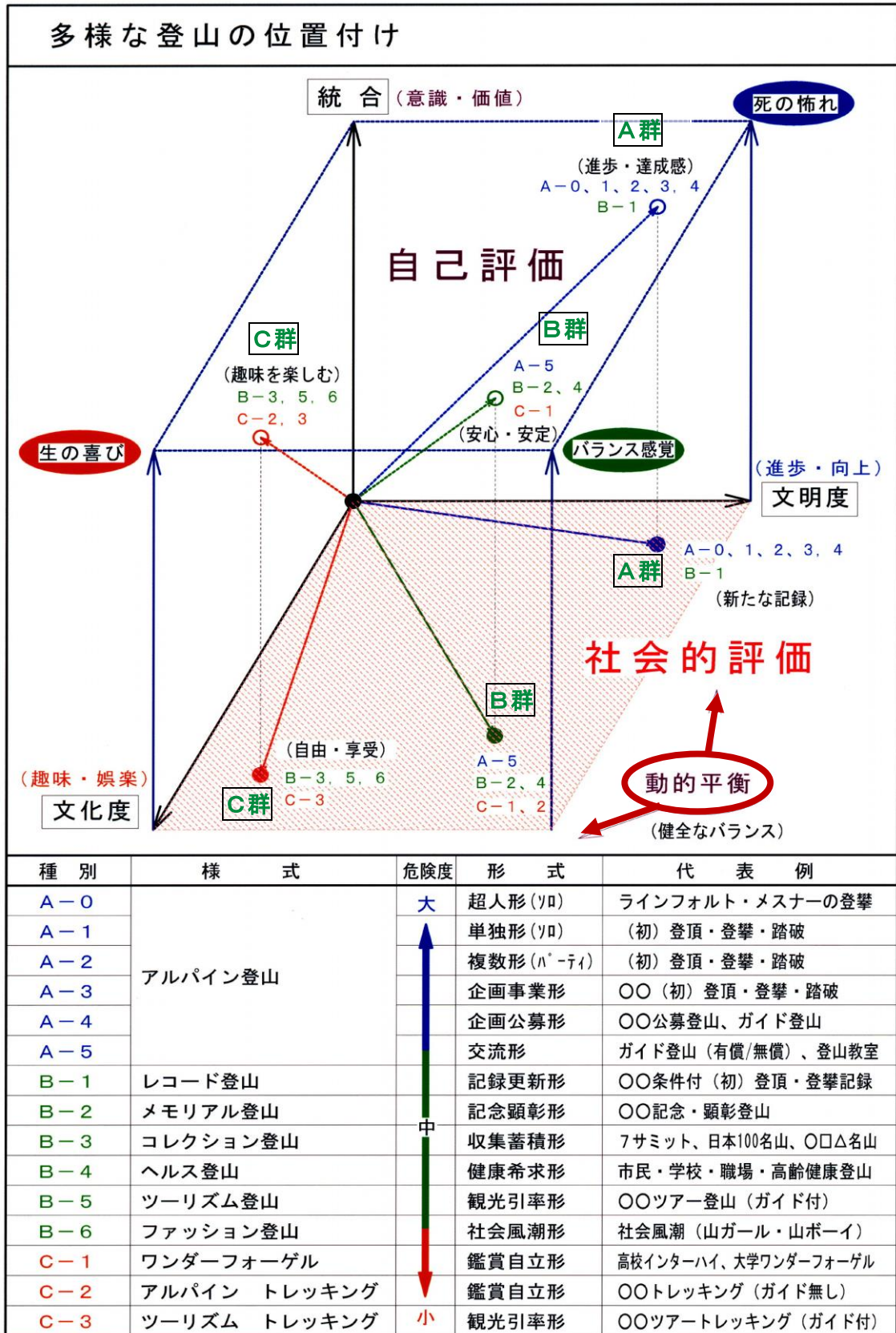
アルピニズムの実践には、「**ステップ・バイ・ステップ**」という段階を経て、それぞれの限界へと挑む手順があった。その積み重ねの努力の中から、人が自然と対峙して切り抜けてゆく**経験**と**知恵**が獲得できた。最初は弱かった者が次第に強くなり、やがて自然に対峙できるまでの**経験**や**知恵**へと「**進化**」する。

その特性はまさに、**人類が生き抜く方向性そのものと重なる**。それゆえに**進化**の概念は、**文明ベクトルと方向性が合致する**。

【 登山様式のベクトル表現 】

登山様式	要素ベクトル	スポーツ様式
<p>アルパイン登山 A-0 A-1 A-2 A-3 A-4</p> <p>レコード登山 B-1</p>	<p>A群</p>	<p>競技 スポーツ</p>
<p>アルパイン登山 A-5</p> <p>メモリアル登山 B-2</p> <p>ヘルス登山 B-4</p> <p>ワンダーフォーゲル C-1</p> <p>アルパイントレッキング C-2</p>	<p>B群</p>	<p>レジャー スポーツ</p> <p>レジャー ウォーキング</p>
<p>コレクション登山 B-3</p> <p>ツーリズム登山 B-5</p> <p>ファッション登山 B-6</p> <p>ツーリズムトレッキング C-3</p>	<p>C群</p>	<p>レジャー スポーツ</p> <p>レジャー ウォーキング</p>

【 登山様式の総合ベクトル表現 】



B 群 メモリアル登山、ヘルス登山、ワンダーフォーゲル

このスタイルは、客観と主観のバランスをとる方向性を帯びたパフォーマンスによって、その評価価値を知らしめる傾向を表す。

このグループは社会的にも個人的にも、進歩や趣味を極度に主張するものではなく、両者のバランスを図る安定志向の中に、新たな価値を認めようとする。

C 群 コレクション登山、ファッション登山、ツーリズム登山

このスタイルは「趣味」の方向性を強くし、主観的なパフォーマンスによってその享受価値を知らしめる傾向を表す。

主観的な趣味の領域だから、それぞれ個の選択枝は他者相関性が無い。

多様なあり方は確たる理念や統一性に欠け、リーダーシップも不要となるからこそ、混沌とした何でもあり状態となる。

「一つの登山」には、「一つの物語」として完結させるだけの知識、技術、経験、マネジメントが不可欠。しかし「趣味登山」にあっては、アルピニズムの順序だった手順による知識、技術、経験を積み重ねた知恵の領域は、省かれる。登山とならぶ他の趣味もあるし、登山は日常生活の中で一つの生活リズムの変化でしかなくなる。そのような大衆登山者にとり、最も手軽に活用でき、煩わしさを省けるのが、「商業企画登山」への参加となる。

21世紀登山ブームは、まさに現代の経済産業成長社会の一翼を担っている。余暇とお金と意欲があれば、特別な知識、訓練、経験の積み重ねがなくとも、日常生活の延長として容易に山岳自然環境を楽しむことができる。

登山者は専門ツアー会社の多様な企画の中から、好みのコースを選択。山岳情報の提示（TV、インターネット、雑誌、新聞、カタログ、パンフレット）、用具の調達案内、交通アクセス、山岳コース案内（ガイド登山）、宿泊・交通手配等々、登山者自身は暇とお金を用意すれば、簡単に参加することができる。

登山の大衆化とは、この一連の流れが消費産業構造化され、経済成長社会の文化現象として推進される。登山者は趣味を享受することにより、物資とサービスの消費者となり、それを提供する登山産業界や登山サービス業界も一体となり、文化生活の中で消費需要者となる。今まさにエベレスト登山でさえこの流れの中にあるといわれ、21世紀登山の主流となっている。

他方で20世紀アルピニストから見れば、自然を通して培う人間力の成長にとり、一連の産業化は人間と自然の間に壁を設け（人工化＝文明）、自然に対峙する人間の弱体化を促すものだ、と理解する。

仲間の生死をともなった、また自身も死の淵から生還した臨界体験を経てみ

ると、消費者登山の魅力は感じない。ただ消費するだけの趣味の世界から、人間文化のいかなる価値を生み出せることだろうか。「エントロピー増大の法則」は、消費に使われたエネルギーは再使用できないので、ただただ**廃棄物**と化して溜まるだけになることを示している。

C群にあって**山岳遭難事故**は、**交通事故**に出会うような**意識**の持ち方。まさか自身が遭難すると思って登山する人はいなくなり、山岳遭難事故に対処する事前の準備と心構えが無い。その分、デジタル端末から救助要請をし、公共救助隊の助けを待つ。20世紀アルパイン登山やレコード登山のように、安全限界と危険領域を事前に意識して対処する、ハードな登山形態とは全く異なる意識。



以上の説明は**定性的**に述べたものであり、調査統計による数値実証説明する量的研究と統合し、新たな説明を試みる必要がある。それら研究は別として、ここでは入口となる概念を示すだけに止めておく。

(2) トレッキング

「**トレッキング**」は山登りが目的でなく、山を眺望し、山岳自然を歩き巡ることを指している。「**ヒマラヤ・トレッキング**」、「**アルプス・トレッキング**」、目的の山域名を付した「**〇〇トレッキング**」は数え切れない。

例えば「**エベレスト・トレッキング**」の一例では、エベレストの山麓を歩くが、トレッカーは私物の衣服と貴重品しか背負わず、その他の引率・衣・食・住はガイド（シェルパ）とポーター（運搬）によって運搬、設営、用意される。トレッカーは「**サーブ**」と呼ばれ、まさに大名の物見遊山。私自身も30代の頃、某企画会社のヒマラヤトレッキングガイドを3回おこなったことがある。

勿論自前で行なうトレッキングもあり、大名の物見遊山ばかりと限らない。

類似な行為としては江戸時代後期に始まる物見遊山と通過儀礼を兼ねた「**講（こう）**」があり、今は世界遺産となった富士山を巡る「**富士講**」や、丹沢・大山に詣でる「**大山講**」は古来、名高いものだった。「**講**」は修験道の精進でなく、信仰巡礼や物見遊山＝**観光**とした、苦行でなく楽しみを味わうためのツアー。「**講**」や「**修験道**」は、それ自体で独自の発達と研究がされており、近代登山と異なる別ジャンルに整理、理解されている。

※ **講の通過儀礼**＝小泉武栄、『**登山と日本人**』（角川ソファ文庫、2015年）

(3) 山岳スポーツ

「山岳スポーツ」における「スポーツ・クライミング」は、2021年実施の東京オリンピック競技種目となった。もはやスポーツ・クライミングは山岳自然環境とは別な人工壁により、登攀力（クライミング）を競う純粋スポーツ。ルールに則って競技し、例え難しいオーバーハングから墜落しても生命の安全は確保され、登り切れれば観客の称賛を受ける「ショースポーツ」。

生死を媒介とする両刃の剣のようなアルピニズムの「山岳自然登攀」と、スポーツ・クライミングの「人工壁登攀」は全く別なフィールド。スポーツ・クライミングは、登山の単純な定義「山に登る」と全く別な分野。「登山」と一線を画す「山岳スポーツ」は、別な「界」として分類するのが適切である。

スポーツ・クライミングの登攀技術は、アルパイン・クライミングに類似しているが、似て非なるもの。山岳の岩壁・氷壁・雪壁を登るアルパイン・クライミングの危険度に比べ、安全を確保して屋内外の人工壁を登るスポーツ・クライミングは全く別感覚。「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」は 2021年東京オリンピック終了後ふたたび分離・独立し、それぞれが独自の「界」を再構築し直すことこそ、「登山の社会的意義」を啓蒙できるはず。

本稿では、「山岳スポーツ」として独自の分岐、分類を試みているが、純粋「登山」と異なることから、考察対象からは除外する。

現実の山岳自然においては登山と山岳スポーツの場が共用され、山道や山稜をランナーは駆け抜け、同じそこには登山者も歩いている。

他方では、岩壁の確保支点整備に電動ドリルで岩壁に穴をあけてボルトを埋込み、安全性を確保した上での「スポーツ岩壁登攀」がおこなわれている。

アルピニズム登攀でコンプレッサー・ドリルが初めて使われたのは 1970年、パタゴニアの針峰、セロ・トーレ。イタリアのクライマー、チェザレ・マエストリは高差 1,600m の岩壁に約 400本の埋込みボルトを打込んだが、完登はならなかった。別なクライマーによって完登され、「コンプレッサー・ルート」と名付けられた。

1970年代日本の岩場においては、コンプレッサー・ドリルの使用は登攀モラルに反するとして、誰も使わなかった。日本の岩壁では、登るための埋込みボルト使用を最小限度に自己制限している。埋込みボルトの取り付けは、穿孔キリ（ジャンピング）の頭をハンマーで叩きながら回し、少しずつ岩に孔をあける。その孔にエキスパンション・ボルトを差込み、ボルトの頭を叩くと孔の中で先端が開いて岩に固定される。クライミングとは別な腕力、体力を要するため、ある面で「職人技」と言われた。

今では建設現場で、後施工アンカー方式が多用されている。

コンクリート壁や天井面に充電式携帯ドリルで穿孔し、その孔に目的に適う各種、各サイズのホールインアンカーを打込む。これと同じ道具を用いて岩壁に穿孔し、リングボルトを埋め込めば、容易に堅固な確保支点を作ることができる。しかしかつて日本の岩壁で、電動ドリルを持って登る20世紀アルピニストはいなかった。

谷川岳は「魔の山」といわれ、2012年までの遭難死亡者数は805名といわれる。その中でも特別に顕著なのが、一の倉沢の岩壁登攀である。

私が熱中して登っていた1970年代にあって、埋込みボルトは最小限度に抑えられ、人工登攀はハーケンを中心としたものだった。リス（岩の小さな裂け目）に打込むハーケンの支持強度は一様でなく、ガッチリ固定されるものから、体重をかけると抜けてしまうものまで、様々。ハーケンに全体重をあずけ、もし抜けてしまった場合は墜落する。同様に不確かなハーケンが抜け、確保者も一緒に引きずられて墜死するケースもあった。

私は一度だけ、リングボルトのリングが「知恵の輪」のように外れ、墜落したことがある。それは厳冬の谷川岳一ノ倉沢滝沢リッジのドームで、オーバーハングを乗り越す時だった。約10mの墜落だったが、雪の吹き溜まりの基部へ落ちたため、ショックもなく、全くの無傷。ちなみにフリークライミングの本番で、私は一度も墜落したことは無い。

固定ボルトは、一定の強度確保が期待できる。しかしキリで人為的に岩に穴をあけるわけなので、自然（リスやクラック）を利用したことにならず、人工登攀（アーティフィシャル・クライミング）と呼ぶ。クライマーはその使用制限に対して一線を画していた。なるべく人工的手段を使わずに登るのが、アルピニズムの精神（モラル）だった。

山岳における「スポーツ・フリークライミング」は、それら人工的手段を使わない身体能力だけで登ることを旨としている。さらに「リードクライミング」



【日本アルパイン・ガイド協会 facebook より】

における確保用支点には堅個なボルトを複数打込み、リードの途中にも堅個なボルト支点にカラビナをセットし、ロープを使った落下制動により墜落を止める。確かに安全性は格段に増し、谷川岳で不慮の墜死死亡事故は減少した様子。

この「スポーツ・クライミング」と「アルパイン・クライミング」の違いは何かを考えると、たかだか「倫理 (モラル) の違い」程度でないかと思われる。

「アルパイン・クライミング」は自然に敗れた場合の「死を受け入れる」。

「スポーツ・クライミング」はそれら自然の脅威たる「死を受け入れることなく、安全確保としての支点整備やルート整備を積極的、人工的におこなう」。

スポーツ・クライミングでは、人工支点の整備（固定ボルト等）、落下安全装置の設置（クラッシュパッド）、トップロープ・クライミング方式の導入（上部からロープで確保）等々を用いる。

アルパイン・クライミングで「死を受け入れる」ためには、哲学や思想、宗教心や芸術美感性等々、「精神文化要素」が多くを占める。

「死を排除」する「スポーツ」にあっては、肉体パフォーマンスの鍛錬と、結果の記録性が重要なテーマとなる。また肉体パフォーマンスの最適化は、科学的合理性と訓練によって助長することができる。つまりスポーツは文明と同じ位相にあって、ひたすら進歩、向上、発展、進化を目指す一方向性分野と理解できる。

アルパイン登山、レコード登山も同じような位相にあるが、大きな違いは、「死の可能性を潜在的に受け入れた上での行動（アルパイン・クライミング）」か、「死を排除した行動（スポーツ・クライミング）」か、その差異に帰着する。

（４）アルピニズムと死生観の弁証法

太平洋戦争後、荒廃から立ち直ろうと皆が努力した日本の戦後社会の中で、戦争の死の重さを背景として、「死生観の弁証法」が成り立っていた。

以来 70 年余が過ぎる昨今から未来へかけて、親 → 子 → 孫へと 3 世代の家族代謝がおこなわれているその過程において、「死生観と生きることの意味」は、大きく変わってきた。

特に 21 世紀の文明変化は、18 世紀の産業革命以上に当たる、大きな社会・産業構造変化をもたらせる「デジタル電子情報革命」となっている。その考察は随所でおこなっているが、本稿においては「アルピニズム」を「死生観の弁証法」から、「電子脳」に至るまでを考察してみることにする。

21 世紀の日本社会は、平和希求憲法の下で「人の死を遠ざけて」いる。再び戦争を仕掛け、殺したり、殺されたり、人為的死の文明こそは遠ざけるべ

きものだが、その反面で「人の死を遠ざける文明・文化」を発展させた。

多くの人々は老衰の死期が迫れば病院へ隔離され、高齢期にあつては家族から引き離されて特別養護老人ホームへ隔離される。親の衰退とともに子へ引き継ぐ代謝（世代交代）により、家族は継続されてきたが、21世紀の家族は隔離により、この過程を遮断させている。「人の死を身近に感じない」ことにより、逆説的に「生きることの意味や、生きていることの実感」を失ってしまう。

「生と死の断絶、そして生の実感過程」そのものが、「死生観の弁証法」であり「生きていることの意味」を知ることができる実存的な人の存在。

終戦翌年に生まれた私自身の今に至るまでが、まさに戦後70余年そのものを生きてきたことに当たる。そんな私が青春のニヒリズムに感化されていた時、しがらみの濃い家族の継続は邪魔な負担に感じ、子を産み・育てることに賛同できなかった。まだ自分自身が生きることの意味も分からず、ただ生きることへの不安を感じ、生きていく中で心の余裕も無かったからであろう。

私が青春期で最も恐れたのは「死の恐怖」。そんな時私は、18歳から登山を始めた。最も怖いはずの「死」と背中合わせのアルパイン登山を始め、山岳自然を通した登攀行為の中で、「生死の対話」を繰り返した。初めて谷川岳一ノ倉沢の岩壁を登った時、食べ物は喉を通らず、自然の脅威に慄いていた。

そんな私でも、体験を重ねるほどに山岳脅威に適応できた。山岳脅威を乗り越える体験の積み重ねが生きる自信となり、振り返る楽しさと、緊張から解き放たれた安堵な心を味わうようになる。

そのような体験を10年積み上げた28歳の時、初めてヒマラヤ岩壁登攀に出掛けるまでに成長できた。さらに4年後の32歳、ヒマラヤ大岩壁の氷河崩落遭難事故の中で吹き飛ばされ、「生死の審判」を受けた。結果、私一人だけが生きて残され、死んでしまった2名の仲間をヒマラヤ山中に埋葬し、1名は未だ行方不明のまま・・・。

この審判がどのように下されたのか、今もって私にはわからない。そこに「神」を持ち出して語る神性を、私は持ち合わせていない。私は神性よりも、量子物理学から導かれる「不確定性原理」に着目し、遭難での生死は「登山の必然な系と、自然の必然な系とが、偶然に出会ってしまった結果」と理解した。そして「死」は恐れるものではなく、「死ぬときは死ぬ、死なないときは死なない」という単純な、「生と死の受容原理」を受け入れた。

結果、理性と精神の安定が保てることを、今も実感している。

しかしこの論法は、生と死の極限状態から生還できた場合の論理である。またこの経験は一種、重度な麻薬効果とも似ている。戦場の兵士が戦闘の極限状態を体験した後に帰還し、その後「心的外傷後ストレス障害 (PTSD)」に陥るケースにも、良く似ている。日常生活における、非日常体験との共存問題。

共存のためには、「なぜ?」、「何のため?」を問い続ける興味と、事前の学習から得る推論(演繹)とが統合された、**哲学的確信**を要する。

死を媒介とした「**死生観の弁証法**」は、ニーチェが「**超人**」を導く普遍的原理であっても、日常社会での適用は刺激的過ぎる。しかしながら、**極限の非日常体験**は、日常社会の精神に「**心のゆとり**」を生み出すこともまた事実。

そのことがまた、自然のあらゆる偶然性を受け入れられる【**受容の精神**】を生み出し、【**精神のゆとりを育くむ**】とも言える。

この貴重な体験を経た私は「**死を媒介とした、アルピニズム登山に含まれる死生観の弁証法**」に気づき、その結果として【**受容の精神**】と、【**精神のゆとり**】に気づくことができた。

次に述べる、【**意識の経験学**】といえる。

弁証法的手法は古代ギリシャ(BC450~BC350頃)において、ソクラテスの「**問答法**」や、プラトン、アリストテレスによる「**弁証術**」がすでにあつたといわれる。

その後ドイツの哲学者ヘーゲル(1770~1831)により、「**テーゼ=正**、**アンチテーゼ=反**、**ジンテーゼ=合**」へと定式化された。

「**ヘーゲルの弁証法**」には、二つの面があるとされている。一つは「**意識の弁証法**」とし、意識は己の性質(自己インピーダンス)に則って、己が保持する「**真・有**」意識と知識とのズレを修正しながら、自然の**実在のありのままの本質**や法則性を概念化する学知を高めていく、「**意識の経験学**」と言われる。

もう一つは「**弁証法(的)論理学**」であり、前記の「**正**、**反**、**合**」三段階の定式化である。

【**意識の経験学**】は、先に述べた私自身の体験から、本稿を展開させている。

「**弁証法(的)論理学**」は「**死を媒介した、アルピニズム登山の生の弁証法**」となり、以下の三段階へと定式化できる。

以下は、ヘーゲルによる**意識の経験学**とその論法を真似た標記となる。

正 命 題 = 死の領域における登山者は ⇒ 存在者としての死は必然

反 反命題 = 自然の中で死に抗して主体的に生きる ⇒ アルピニズム登山
(死に直面して生き抜く心技体と知性による抵抗は、生の最大な充実
感覚が得られる)

合 統 合 = 偶然を受容し、生の充実感性を得る = 自然の真理を受容し自
己統合と自己確認(生きることの意味を知り、偶然をも受容する)

「アルピニズム登山を通した生の充実感性」とは、「死」を介在させた身体と意識、知性、理性、感性によって人間統合を図る、**実存的意識**。

その生き様は、「**神は死んだ**」とするドイツの実存哲学者、ニーチェ（1844～1900）がいう、「**ニヒルな人生を克服すべく、自ら確立した意思により、個人主義を乗り越えるべく至高者となる**」。つまりニーチェがいう「**超人**」に近づこうとする努力の方法論となり、その実践的登山者を「**スーパー・アルピニスト**」と言い換えることができる。

さらにプロイセン（現・ドイツ）出身のマルクス（1818～1883）は、「**唯物弁証法**」を提示した。「**弁証法的に運動する物質が、精神の根源である**」として、人間機械論的な発展概念を導き、科学万能、共産主義革命を導くが、共産主義社会「**ソビエト連邦の解体(1922～1991)**」により、存在は薄れた。

私は青年期のころに、『**弁証法の諸問題**』（武谷三男、勁草書房、1966年）、『**続・弁証法の諸問題**』（武谷三男、勁草書房、1966年）や、『**人間機械論**』（N. ウィーナー、みすず書房、1969年第20刷）を読んでいた。しかし弁証法とアルピニズムが結びついたのは、2013年に中村純二先生（1923～2020：東京大学名誉教授）が「**東大山の会**（東京大学スキー山岳部）」の祝賀懇親会でご挨拶された文書を、お手紙と一緒に送っていただき、拝読したときだった。その文書にはヘーゲルという名前やアルピニズムという言葉は出ていないが、「**東大山の会**」の登山変遷を、「**正・反・合**」に位置づけて述べられた。ヘーゲルの弁証法を念頭に論じられていることは一目瞭然だが、この「**正・反・合**」の三段階構造は、「**アルピニズム**」そのものではないかという直感的理解であった。

究極な登山の中で「**死を超克**」する「**スーパー・アルピニスト**」は、まさにニーチェのいう「**超人**」となり、超克の過程こそが**弁証法**と同じ、**正**=アルピニズム=死の領域、**反**=登攀=死を否定する行為、**合**=生の充実感、であることに気づいたのである。

ニーチェの「**超人**」思想は、一般大衆を「**畜群**」と称してそれを超越しようとする、「**自立意思**」を強調するもので、先鋭的な登山者には馴染むが、一般大衆登山者に馴染む考え方ではない。

他方、経済・政治優先社会の中では、一握りの大富豪や独裁者を許容する論理を含んでいることにも気を付けねばならない。

あえて大衆文化に反骨を示す「**変人**」の出現は、物質文化で平準化されている省エネルギー社会の中で、極々少数者となる。この社会的マイノリティな存在を、経済優先グローバル資本は切り捨てていく。グローバル経済は世界の富を偏在させ、上位たった1%の富裕層の合計が、それ以外99%の人々の富を上回る状況をつくっている（2016.07.14 朝日新聞報道：バニー・サンダース米上院議員

のNT記事抄訳)。富裕層の資本に踊らされ、大衆はひたすら低賃金で働かされ、働く職業さえも得ることができない者は、アルコールや麻薬で自我を失って時を過ごす。

戦後70余年を過ごし、平和にドブプリとつかった今の日本社会の中で、あえて「死」を介在させる「弁証法的アルピニズム」は、大衆文化となって定着するわけが無い。

「アルピニズムは、死んだ（本多勝一）」と理解する素因でもある。

「変人」の一人、小泉純一郎・元首相（在任：2001.4～2006.9）の「郵政民営化選挙（2005.9.11）」では、自説の主張を **正** と位置づけ、反対する勢力を「抵抗勢力」と決めつけて **反** と位置づけ、**正反** 二極対立を煽った。圧倒的多数を得た小泉政権は **正** の体制を再構築し、破れた **反** の勢力は圧倒的弱者、少数者となって勢力を削がれた。

合を失った結果、**正**～**反**を結ぶ中間的勢力が抜け落ちてしまい、**正**の強権的政治が始まる。小泉政権の後、アメリカ大統領（2017～2021）についてのドナルド・ジョン・トランプ氏はアメリカを分断するほどの **2** 極対立を煽った。2021年2月、ウクライナへの侵攻を命じたロシアのウラジーミル・プーチン（1952～）大統領は、ロシア帝国拡大途上で世界の分断が進行中である。**2** 極対立は強気者が生き残り、弱きものは滅びる古来の民族論理。そこには人類が共に暮らせる**合**の倫理が欠けている。

現在のソーシャル・ネットワーク（SNS）における「いいね」の一押しを統計処理し、ランキングに位置づけるデジタル手法も**正**/**反**同様。

情報の深層にあって表現しえない複雑で微妙な真理が欠落し、SNSでつながる人々をパターン化した「畜群」に分け、その「群れ」の中でランキングを競っている。いわば「コップの中での嵐」であり、コップの外には異なった「群れ」がいることを無視している。

このことはSNSに限らず、あらゆる統計ランキングについてもいえる。

特に「スポーツ」は、都度のゲーム結果にポイントを付し、ポイント数の多少でランキング順位を定めているが、別なゲームとポイント相関は無い。

そのことは「登山と山岳スポーツ」を区分した主旨の一つでもあり、「登山」には弁証法が適しているが、「山岳スポーツ」に弁証法は似合わず、グローバルイズムのランキングが適している。その最高峰が「オリンピック・ゲーム」。

選挙は民主主義体制を築き、運営（行政）する現代社会の最良手段であるわけだが、問題は多数決による49%以下の「反対勢力とどのように対峙するか」が重要となる。

「**反対勢力**」を弱者として切り捨てるか (=死)、他方、弁論会議 (議会) によって反対意見を尊重しつつ合意形成努力が図れるか (=合)、弁証法三段階定式による **合** の形成努力は、**民主主義社会を維持する最善な方法であるはず**。

圧倒的多数を得てしまった権力は、この真理を忘れてしまい、選挙という手段によって民意の多数を獲得した **正** の正統性ばかりを主張している。

昨今の国会は討論 (ディベート) によって自説の正しさばかりを主張している。**正** **反** の数を数え、**合** への議論 (学び合う) を経ることなく、過半数獲得をもって成立としている。会議本来の目的である「国民の代表が集まって **正** **反** 議論し、その上で **合** とすべく意思決定 (採決) をおこなう営み」という機能の中で、異なった意見を学び合う「**合議**」が**圧倒的に欠如**している。**正** の主張と **正** の数で意思決定をおこない、対立する **反** の意思との弁証意見を反映した **合** の形成努力がない。つまり、過半数以上の正統性をもって、**過半数以下の反** を切り捨てる**デジタルリックな二元論**にほかならない。

この現象を顕著に助長させたのが「**小泉郵政選挙**」であったという指摘。

討	論	(debate) : 論破により自己主張の正しさを論証する方法。 異なった意見の持ち主が議論を戦わせ、互いに主張の正しさを論証する営み。
議	論	(discussion) : 多様な意見を学び合う方法。 異なった意見の持ち主が集まり、お互いの意見を語り合うことにより、多様な意見があることを学び合う営み。
会	議	(meeting) : 関係者が集まって相談し、意思決定をする営み。

正 ・ **反** 二者択一手法は、コンピュータ信号の「0」か「1」かの二進法に由来し、中間的曖昧さや雑音を反映しない明確な情報となる。**討論** (ディベート) から採決という手法は、**議論** (ディスカッション) を省いた一極の「**正**」を採択となり、対極の「**反**」を切り捨てる**政権運営手法**。その結果 **正** という体制側への一極集中を煽り、弱者、少数者となる**抵抗勢力**は **反** として切り捨てられ、益々少数者は弱体化する。「**生れ出る**」ことは「**生**」と「**死**」を併せ持った「**合**」な存在者。このことを真摯に考えたいものである。

宇宙には物質と反物質の対称的存在があり、**正** (物質) ・ **反** (反物質) が打ち消し合って消滅してしまうそうだが、そのうちのたった **5%未満**が打ち消し合うことができずに「**物質**」(正) として宇宙に残されたと量子物理学は説明する。

このたった **5%未満**の「**物質**」を **合** とみなし考察すれば、**合** の中には宇宙原理でも打ち消しえない、多様な存在があることに気づくはず。この多様な存在こそが **5%未満**の「**物質**」であり、「**人間の生命体**」もその中に含まれている。

宇宙真理の対称性と 正 / 反 自己消滅から考察すれば、正 / 反 の対極からではなく、合 における弁証法的統合こそが物質的実在をもたらせ、人類も文明と文化によって生命の営みを継続していると考えられる。

政治体制を例にすれば、独裁制や一極専制でない、民主主義と弁証法。

しかし現在、この民主主義と弁証法が、世界で破綻をきたしている。

民主主義を代表する代議員制度の間接民主主義体制は、今や代議員が「民（個）を代理」するものでなくなり、経済産業社会や地域利得の「群れを代理」するようになっていく。結果、民の心は群れ（リーダー）の決定と乖離し、民の心のむなしさばかりを助長する。民の政治的無関心は、アナーキー（無政府主義）で無抵抗な、無気力社会＝畜群、を益々助長させてしまう。

他方で電子情報技術（コンピュータ、SNS）は、手の平に乗せた端末器を指先で操作し、電磁波や光ケーブルによって世界の多様な情報へアプローチできる。人新世層にとり、ウェブでつながるネットワーク・コミュニケーションは、絆 という 合 の手段を簡単に得ることができる。しかし平準化社会で生育した人新世層の人々は、検索により知識は豊富に得られるが、体験をともなった認識と知恵が足りないために、情報に隠されて表しきれない深層までを読み解くことができない。検索で得られる情報には、正 と 反 に片寄り、弁証結果の 合 に似た「曖昧さ」が否定される。デジタル電子文明の虚相世界（バーチャル・リアリティ）からは、スーパー・アルピニストの生命をかけた決断、判断、その体験がもたらせる人間的統合力（肝が座る）の力強さという実存力が育たない。

「超人」をその単純な言葉のとおり理解すれば、大衆と異なる「スーパーマン」という、異次元な存在者となる。大衆と超人との落差における文化的価値は、大衆が望む商業価値に比例し、大衆の多様な欲望を叶える商業化は、落差の大きさに比例した交換価値を生じることになる。

交換価値を持たせることを拒み、純粋に実存の道から超人を目指すアルピニストならば、「神は死んだ」現代社会の中で、もはや超人は存在の社会的意味を持たない。ニーチェがいうニヒリズムの克服を純粋に希求するアルピニストは、「登山と山岳スポーツ等の生態分類表」の生態的種別 <A-0> に示す「超人型」のアルピニストに相当する。しかし「社会的評価の下でのアルピニズムは終わった」のであり、「個が求める実存価値によるアルピニズムは面々と持続できるが」、大衆社会での商業価値は低くなる。

そもそも現代先進国の資本は、より自由な活動ができるグローバル化社会において、大量生産をおこない、大量消費を促し、そのギャップは大量廃棄物となって環境資源を浪費し、環境破壊を促している。

中国古典に登場したという 経・世・済・民 とは、[世を経（おさ）め、民を

済(すくう)]が簡略化され**経済**になったといわれる。資本主義社会では、交換価値の差益が資本に組み込まれ、その資本力の差が更なる差益を生み出し、資本は廻るほどに差益を累積する。

やがて「**資本**」は民の「**労働対価**」とかけ離れ、それ自身があたかも群れの实在であるかのような、虚相の实在=**法人**(会社等)と化し、**疑似主権者**(法人)となって法律に定められて権利を獲得する。そして法人の実相は、法に定める人(個)と同じ位置付けを超え、その群れの数、経済力、施設規模の大きさ等々、法に定める人(個)の権利や居場所や評価価値を無視できるほど、はるかに肥大化してしまう。

「**アルピニズム登山**」の究極が、自主・自立・自己負担・自己責任の下で、人間(人)の超克を目指すのに対し、「**ツーリズム登山**」は資本で群をつくった**法人**(会社等)に企画・運営され、登山者は委託・依存・主催者責任の下で相応の対価(参加費)を支払って群れに参加する。つまり、「**自由人の主体的実践**」であったアルピニズムは消え去り、「**羊の群れ**」のようなツアー登山が盛況なこんにちの登山は、エベレスト山頂を含む山岳の世界を、資本にとっての産業会場としている。産業に組み込まれた**登山者**は、人工環境のなかでの**遊戯者**(ホモ・ルーデンス)と化した、まさに**消費者**そのもの。

民の生活や大衆の欲望を満たす良き選択とは、他者より「**ちょっとだけ**」優越性をもたせた差別化の中においてこそ、安心して美意識を感じるといわれる(『**美の哲学**』岩山三郎、創元社、1966年)。極端に優れると不安が募るが、中庸な位置の中でこそ「**安心**」を感じずる人の意識は、自ら「**超人**」を望むことでなく、「**超人**」との落差を、**金銭交換サービス**を得ることによって埋めようとする。「**現代的超人**」とは、情報操作で創り上げられた「**スター**」の虚相であり、オリンピックで金メダルを獲得した「**世界一の記録保持者**」、ノーベル賞に輝く「**選ばれた人**」が挙げられよう。今や「**実存的超人**」が活躍できる世界は、無くなったといえる。

「**天国に一番近い男**」と呼ばれ、世界中の山々を少人数、無酸素、単独登攀などで今も登り続ける**山野井泰史氏(1965-)**は、近著、『**アルピニズムと死**』(山と溪谷社、2014.11)で次のように述べている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 山での死は決して美しくない。でも山に死がなかったら、単なる娯楽になり、人生をかけるに値しない。(P-93)
- ・ 能力の限界を超えないように計画し、また実践してきたのです。(P-132)
- ・ 限界のように思えて一線を越えた瞬間は表現できないほどの喜びがありますが、大幅に限界を超えてまで生還できる甘い世界でないことを知っ

ているつもりです。(P-132)

- ・ 限界線から一步踏み出すたびに、生命が躍動した。(P-182)
- ・ 登山ブームは「楽しむだけ」の登山者を生んだ。ネット上には無数の「山」があふれ、メディアはこぞって気楽な山を紹介する。……略……僕は彼らを非難するつもりはまったくない。むしろ大いに自然に触れ、山を楽しんでもらいたいと思っている。それにしても……、アルピニズムは失われつつあるのだろうか。「どこまでやれるのか」は必要ではないのだろうか。古典的な考えかもしれないが、僕はいつまでも限界に向かう道を忘れないでいたいと思っている。(P-183)
- ・ 生命体として、いつかはどこかで僕らも消滅する運命です。(P-184)
- ・ 結局、なぜ僕は死ななかったのでしょうか。それは若いころから恐怖心が強く、常に注意深く、危険への感覚がマヒしてしまうことが一度もなかったことが理由の一つかもしれません。さらに自分の能力がどの程度であり、どの程度しかないと知っていたからだと思います。二つ目の理由は、山登りがとても好きだということです。……略……いつ何時でも、山と全身からの声を受け取ろうと懸命でした。……山が与えてくれるすべてのものが、この世で一番好きなのです。……だからこそ、今まで生きてこられたのかもしれませんが。(P-184~185)

.....

引用が長くなりましたが、この著書の中に「スポーツ」という言葉が登場しないのが、印象的。山野井氏は「登山」と「山岳スポーツ」を、無意識の中にも分けている考え方が読み取れる。つまり「アルピニズム登山」は、「死の恐怖心と向き合う」ところから始まると言えよう。他方、「山岳スポーツ」は「死の条件を人為的に制限」することから始まる、と言える。

(5) 山岳スポーツと死の排除

前記のごとく、

「山岳スポーツ」は「死の条件を人為的に制限」することから始まる。

様々な安全対応規則や会場設定をおこない、参加者の安全確保のために参加資格条件を特定することもある。チェックポイントに係員を配置して状況確認したり、参加者の異常発生によっては途中リタイヤさせ、安全確保の収容施設を設けたりもする。

つまり、山岳自然というフィールドの中で、行動する会場や危険なコースの安全確保を図るために、係員を配置し、人工的に施設を整備し、安全性の確保

をおこなう管理体制をとる。参加者は最初から死の危険を危惧することもなく、対人競技に没頭できる。

遭難を否定しきれない「登山環境」に対し、「山岳スポーツ」における「死の条件を人為的に制限する環境」は、明らかに登山と異なる領域であり、登山と別な「群」、別な「世界」を形成するものとなる。それらの意識構造、条件設定、行為内容、競技結果が及ぼす文化的価値、等々の検証は、本論の対象としないので、概要のみを 198 頁に示した。

「山岳スポーツ」は「競技スポーツ」と「レジャースポーツ」に分けられる。

207～208 頁【登山様式のベクトル表現】における **A群** のように、競技スポーツはアルパイン登山、レコード登山、と要因ベクトルは同じ方向を向いている。つまり、「進歩・向上性」を大きな特徴とし、その結果の「記録順位」を重視する。

他方、レジャースポーツは **C群** のように、コレクション登山、ファッション登山、ツーリズム登山、と要因ベクトルは同じ方向を向く。つまり、「趣味の享受」を強く表現する。

また「ウォーキング（山岳歩行）」は **B群** のように、メモリアル登山、ヘルス登山、ワンダーフォーゲル等と、要因ベクトルは同じ方向を向く。進歩と趣味のバランスを図り、「健全さ」を維持しようと心掛ける「動的平衡」な行為と言えよう。

このような分析は、登山そのものに直結するものでないが、日本の低山においては登山と山岳スポーツのフィールドが重なるために、相互の関係性を把握、理解する必要性がある。

「登山と山岳スポーツのちがい」については、次頁の第 3 項とする。

3. 登山と山岳スポーツのちがい

19世紀の「スポーツ」概念は、『戸外でおこなわれる競技的性格を持つゲームや運動をおこなうこと、及びそのような娯楽の総称』を意味するとされた。

巨大建築が可能な現代では、19世紀の「戸外」という条件は当てはまらなくなる。現代は大規模屋内運動場、球技場が建設され、多くのスポーツ種目が屋内競技化されてきた。クライミング競技の「ボルダリング」は、屋外、屋内双方で実施されるが、その規模は屋内仕様が当てはめられている。

その他のスポーツ要件については、遊戯性、競争、対決、運動、等々、妥当なところであるが、だからといって「スポーツ」の下位分類に、「登山」を収めることには無理がある。「登山」の本質に見る人間力の統合性は、「登山にはスポーツ要素を含む」というスポーツの上位概念であることが本稿の主旨。

登山への動機分析を理解すればわかるが、動機の多様性が登山の多様化を招き、その多様化は人間がそなえる多様な諸能力の証であり、山を登る行為の中で実践～統合されていく。つまり登山は、**身体的スポーツ諸要素**と、**知的な理性諸要素**と、**情緒的感覚諸要素**の統合行為となるからである。

身体的スポーツ諸要素は身体表現によって目に見え、速さ＝距離 / 時間、長さ、高さ、重さ、得点、勝敗、等々の客観的数値データにより、比較、競争、序列化、勝敗を公正・公平に理解、判断する、**客観的実相の世界**といえる。

知的な理性諸要素は目に見えない。身体的スポーツ要素を測定、比較、判断、予測等をおこなう知性、理性は合理化「**機能**」であり、その効果は身体に作用して、実相世界に方向性を与えて進化させるエネルギー集中の役割を果たす。加えて知的欲求本能に適応するか、否か、努力の過程と結果とのバランスにより、さらなる実存の創造エネルギーを蓄積させる。

情緒的感覚諸要素は、好き / 嫌い、美しい / 醜い、快 / 不快、楽しい / つまらない、という / 二元論とともに、さらに「どちらともいえない・・・」という曖昧で中庸な感情等々、**主観に直結した意識**。

そもそも**情緒感覚**とは自分のものとして受け止める個体感覚として人それぞれ異っており、目には見えないが感ずることができる個体の特性として、主観的「**虚相の世界**」といえる。虚相であるがゆえに位相が様々に分かれ、同じ土俵（同相）の上で相対的に、比較、競争、優劣序列分布化することが困難な、空間的差異（違った土俵）がある。公正・公平に酌量すべく共通となる物差しや基準が設定できず、質的差異（異相）と量的差異（同相）を生じる。

しかし視点を代えれば、最大、最小、平均、というグルーピングと統計手法により、情緒的感覚分布傾向を同期させることは可能となる。体操競技やアーティスティックスイミング、フィギアスケートのように、感覚要素も含めて数値化（ポイント）する手法。しかし基準の物差しが無い以上、数値化された値は近似値であり、絶対値では無い。

本来、**情緒的感覚諸要素**は質的・量的に計測する物差しがなく、比較単位の絶対性に欠けるため、全てに理解され、納得されることのない「**主観**」として扱われ、学問や科学の「**客観的基準**」から排除される。

しかし多様で複雑な関係性を取り上げる「**複素系の視点**」からは、それら個体の特殊性を**複素次元**（空間）にそれぞれを位置づける（プロット）ことにより、個体の質的・量的特異性をベクトル表現させることができる。それらは、比較、序列化する性質のものでなく、どの空間に存在するかを表現する**指標**となる。

207頁【**登山様式のベクトル表現**】、208頁【**登山様式の総合ベクトル表現**】はその例として示す。

「ハイキング」の目的は山を登ることではなく、山岳自然の中を歩くこと。「トレイルランニング」の目的は登山ではなく、山岳自然の中を走り抜けること。「スポーツ・クライミング」の目的は、登攀行為が似ていても、室内や海岸でもおこなわれる人と人との対人競技。

これら共通点は、身体運動による空間的自由な解放感を楽しむこと。それらの身体体験を「**山岳スポーツ**」として括り、「**登山**」とジャンルを分け、「**登山**」と「**山岳スポーツ**」は別な「**群**」であることを再度提起する。

(1) スポーツの社会性

「**死の断絶**」は精神性が大きく関わり、多様な文化・芸術様式を生み出した。自然の中で安全を担保し、死生観を伴わない身体的行為へ展開させると、その行為は「**スポーツ**」と呼ばれる「**スポーツ界**」へと収斂される。

死生観を強く感じる「**登山 A**（アルパイン）」と、死生観の薄い「**登山 B**（ファッション）」との比較は、その位相空間を別にするため、同列に比較することはできない。しかし、死生観をともなわないスポーツだけを考えてみれば、会場を人工施設化することにより競技条件を均質・均等化し、競技者の心身適応能力に絞った競技、競争、習熟度等の数値化を計測し、比較、序列化するスポーツ競技種目として展開できる。その手法は、同じ条件にすべく人工化施設である。

では「**スポーツの定義**」とは、いかなるものとなるものか。

まず私が考える定義を、以下に示す。

【スポーツの定義（私案） = 安全を担保した環境の中で心身をもって、自己と自然と対峙し、あるいは自己と他者との競技・競争をおこない、その記録の結果をもって自己の位置づけを再確認する行為とその記録】

『よくわかる スポーツ文化論』（井上俊、菊幸一・編著、ミネルヴァ書房、2012）によれば、1968年の国際スポーツ・体育協議会（ICSPC）は「スポーツ宣言」をとりあげ、「**スポーツの定義**」を**【遊戯の性格を持ち、自己または他人との競争、あるいは自然の障害との対決を含む運動】**としている。

さらに**【近代スポーツの特徴**として、①教育的性格、②禁欲的性格、③倫理的な性格、④知的・技術的性格、⑤組織的性格、⑥都市的性格、⑦非暴力的性格】を強調し、**【近代社会における人びとのライフスタイルにとって基本的に望まれること】**をあげている。

【古代ギリシャ、ローマ時代にも「スポーツ」は存在していたといわれるように、広い意味でのスポーツ的な営みは、あらゆる文明において見出され、それぞれの文明や時代、社会の特徴を帯びながら、文化としての共通性をもって世界中に遍在してきたものと考えられます】と述べている。

しかし「文明」や「文化」という概念の異なりに対する言及はなく、同義語に扱っている。文脈から読み解けば、「古代ギリシャ文明、古代ローマ文明」といった国家や社会という支配圏の総体を称して「文明」としている。法や制度、知識（哲学や科学）、芸術、遊戯など、意識に刷り込まれる個別細分化した価値（意識、無形）の総称を「文化」としているように読み取れる。

さらに**【スポーツをめぐる文化】**については、スポーツを三段階のピラミッド構造に分けている。最下層は**【物質文化】**としての物的用具（用具、施設、衣服等）、中間層は**【行動文化】**としての技術体系（各種目の技術）と規範体系（ルール、フェアプレイ精神、スポーツマンシップ等）、上位層は**【観念文化】**としてのスポーツ論を論じている。

スポーツを特徴づける中心要素としては、以下三点が考えられる。

- ①=自然の摂理に抗する「記録樹立と更新」の進化向上美学
- ②=人と人が競い、他者に競り「勝つ」優越心の充足
- ③=勝敗が決定的必然ではない、確率的な「遊戯性」

「記録」が意味する、時間、距離（長さ、高さ）、速度（距離 / 時間）、重さ、回数、等々のデジタル要素は、物理定数そのものであり、競技における客観的比較の公平・公正さを担保している。データを比較し、優劣を競い、その中で優れていたいとする人間の欲求が育まれる。そして「記録を求め、他者に優越したい欲求」は、人間の闘争本能と優越心を満たす。

人間の闘争本能は戦争から遊戯に至るまで、様々に類別することができる。例えば、途上国に対する先進国、オリンピックメダリスト、ノーベル賞受賞等々、様々な類別優秀呼称により、優越感が表彰されている。

その始源を「遊戯」に求め、その成果を『ホモ・ルーデンス』（訳本：中央公論社、1971.9）にまとめたのがヨハン・ホイジンガ（1872～1945）。「遊戯」の根源を探り、文化の一つに「スポーツ」を取り込んでいる。冒頭の「序説」において、【遊戯は、ここでは文化現象として捉えられる。生物学的機能としてではない。】として、「遊戯⇒文化」をまず主張している。

ホイジンガが文化現象と生物学的機能とを分けて考えていることに対し、私は「文化現象⇒欲望の充足⇒文化」と「生物学的機能⇒欲求の充足⇒文明」として、人間に備わる「欲望（文化）」と「欲求（文明）」を分けた。

部族集団生活の古代から、都市・国家・国民生活に至る現代まで、人類の闘争本能は「遊戯⇒文化」の範囲において平和裡に活用されてきた。単純に個と個がジャレ合う遊びから、統治の潤滑油（ガス抜き）に活用されるまで、知らぬ間に日常生活の中に組み込まれている。それが「遊戯」の平和な範囲（文化）を超え、相手を滅亡領域まで追い込むと、「遊戯⇒文化⇒戦争⇒文明の興亡」へと進んでしまう。「遊戯⇒文化」の平和裡な範囲にあれば、「遊戯」の活用と尊重・充実は、オリンピック憲章に表現されるよう「戦争⇒文明の興亡」への抑止力（ガス抜き）となり得る。

一方で現代文化における遊戯要素の考察で、ホイジンガは【時代感覚の差は、たまたまその人が属することになった世代の差異によっているというだけのものではない。それはその人の所有している知識如何にも、おおいに依存しているのである。一般に、歴史的視野の上に立った人は、瞬間という近視眼的な視野の中で生きている人より、過去というものを<現代><今日>というイメージとして、その心に受け止めていることが多い。(P-325)】と述べている。

「知識」は蓄えるだけでなく、蓄えた知識を活用し、歴史的広い視野で物事を考えて<現代>を把握すること、今という瞬間を<今日>と捉えて対処すること、「知識とその活用の差」によっても時代感覚の差が生じることを述べた。

このことを逆説的に考えると、「知識によって物事を考え、理解し、他者へ正確に伝えることの難しさ」、極論を述べれば「発信者の意図と受信者の理解には、両者の知識と知恵の差によって、全く同じように伝わらず、差異を生じる」ことも示している。

それはさておきホイジンガは、【スポーツが社会機能として、社会の共同生活の中で次第にその意義を押し広げ、次々と大きな分野を、その領域の中へ引

き込んでいるのである。(P-326)】、と指摘した。

ホイジンガの指摘から40年以上過ぎる現代において、スポーツは益々興隆をきわめている。身体の殺戮をともなう「戦争」でなく、「安全」を担保したスポーツの闘争は、オリンピックやワールドカップ競技として、国家や地域の団結と力の誇示の代理戦争でもある。ナショナリズムを戦争へと駆り立てない「ガス抜き装置」として、スポーツは十分に機能している。

さらに加えて、国際オリンピック委員会第7代会長＝サマランチ（1980～2001）は、1984年ロサンゼルス大会から商業化路線へとかじを切った。全世界同時テレビ放映可能な電子技術文明の中で、オリンピック競技大会は「世界同一市場」となった。

第5代会長＝ブランデー（1952～1972）がこだわった「アマチュア憲章」を、サマランチは簡単に取り外した。それまでのオリンピックはアマチュアによる世界大会（アマチュア憲章）であったものがサマランチはプロフェッショナルの順次参加を認め、オリンピックを世界スポーツ大会の最高峰と位置づけた。

種目別世界一を競うオリンピック競技は、テレビ放映に加え、インターネット・ウェブに放出されるビッグデータにより、リアルタイムな情報価値をもって世界市場へと拡散した。この情報に対価を取り込むと、オリンピック競技情報は世界最大な「文化商品（情報価値）」となった。

オリンピックを頂点として、今や「スポーツは文化商品（情報価値）」と化した。それを支えるデジタル電子技術は、21世紀文化の質を根本から変革している。加えて新自由主義なるグローバリゼーションは、国境なき世界経済を席捲している。国境は空間三次元の地政学から成り立つが、電波や光は国境を飛び越え、四次元空間を自由に飛び交う。「電子情報」は境界のない宇宙空間同様、混沌としたウェブ上を勝手自由に動き回っている。

それで・・・人間相互の闘争本能は弱められるのか・・・・・・・・？

進化への欲求と等しく、人間（生物）を人間らしくしてきた本能、欲望と知性とのバランスを、現代の社会はもう一度正面から見直さなければならない時節にある。人類が減びないためには、「文明～文化～人」の意識を宇宙の進化とともに、人類環境を人工化するにあたり、知識の活用、知恵の発揮による「動的平衡感覚」が、今こそ必要な時節。

さらにホイジンガは、

【スポーツの組織化と訓練が絶え間なく強化されていくと共に、長い間には純粹な遊戯内容が、そこから失われていくのである。このことはプロの競技者とアマチュア愛好家の分離の中に現われています。遊戯がもはや遊戯でなくなっている人々、能力では高いものを持ちながら、その地位では真の遊戯者の下

に位置させられる人々（プロ遊戯者）が区別されています。これら職業遊戯者のあり方は、もはや真の遊戯精神ではない。そこには自然なもの、自然な反応が欠けている。

こうして、現代社会では、スポーツが次第に純粹の遊戯領域から遠ざかっていき、それ自体の *Sui generis*（独自の）一要素となっている。つまり、それはもはや遊戯ではないし、それでいて真面目でもないのだ。

現代社会生活の中ではスポーツは本来の文化過程のかたわらに、それから免れたところに位置を占めてしまった。本来の文化過程は、スポーツ以外の場で進められてゆくのである。(P-328)】と、指摘している。

（論者注：この記述は 1970 年代以前のアマチュア優位時代の考察）

ホイジンガ世代におけるオリンピックは、アマチュア優先思想の時代だった。

1972 年、IOC 会長アベリー・ブランデー退任以降は、プロのオリンピック参加が次第に認められることとなり、次なる問題としては“過度な商業主義”が蔓延することになった。

ブランデー時代のアマチュア区分においては、① アマチュア（文化的）、② ステートアマチュア（共産圏の国家支援プロ）、③ コマーシャルアマチュア（企業支援プロ）が誕生した。

アマチュアは貴族や市民の遊戯性を体現する演技者として文化的価値が高く、その貴族や市民の観賞欲を満たす格闘技等の身体競技者は“プロ”として、アマチュアよりも一段下層に位置づけられていた。

身体競技の頂点に君臨してきたオリンピック運営は、近代オリンピック創設者、ピエール・ド・クーベルタン男爵の名言【オリンピックで最も重要なことは、勝つことではなく参加することである】に代表されるよう、貴族趣味的文化であった。併せてクーベルタン男爵は、【同様に、人生において最も重要なことは、勝つことではなく奮励努力することである】とするが、奴隷制を残す未成熟社会の上に立った市民の遊び目線からの、文化的スローガン（ソフトパワー）を述べているように受け止められた。

ホイジンガの指摘から 40 年以上も過ぎた現代スポーツは、競技者と指導者、さらに支援組織のチームプレーとなり、個人的アマチュア概念とは別物となっている。

各種目競技団体は国際化し、それら頂点の競技大会をオリンピック、ワールドカップ、世界選手権等々として、戦争をはるかに超えた人類社会の一大イベントになっている。言葉を変えれば「イベント＝祭儀」とも言える。イベント結果の情報価値は競技者を離れ、送り手のメディア、受け手の市民・国民・民族、それぞれの文化圏を巻き込んだ平和裡な「代理戦争」になっている。

もはや遊戯としての単純なスポーツではなく、文化による戦争の抑止力、あ

るいは闘争心のガス抜き装置とも言える。

【スポーツを通じて世界は一つになる】や【オリンピックは単なる世界選手権大会ではない。それは平和と青春の花園である】というクーベルタン男爵の名言は、戦争に代わる平和裡なイベント（祭儀性⇒興業）として、世界のビジネスチャンスを満たす。

『ホモ・ルーデンス』の目次と項目ダイジェスト

- ① 文化現象としての遊戯の本質と意味；
文化因子の遊戯、自律的範疇の遊戯、他
- ② 遊戯概念の発想とその言語による表現；
遊戯の概念、表現、真面目、他
- ③ 文化を創造する機能としての遊戯と競技；
遊戯としての文化、競技は遊戯、他
- ④ 遊戯と法律；
競技としての訴訟、権利をめぐる競技、裁判と賭け、他
- ⑤ 遊戯と戦争；
闘争は遊戯、戦争の競技性、戦争の祭儀性と闘技性、
儀式と戦術、
- ⑥ 遊戯と知識；
競技と知識、哲学的思考の発生、競技は祭祀、社交遊戯、他
- ⑦ 遊戯と詩；
詩は遊戯の中に生まれた、文化の遊戯相としての神話、他
- ⑧ 詩的形成の機能；
形象化、抽象概念、擬人化、詩の諸要素は遊戯機能、他
- ⑨ 哲学の種々の遊戯形式；
哲学的対話の起源、学問の闘技的性格、他
- ⑩ 芸術の種々の遊戯形式；
音楽と遊戯、舞踏は純粹遊戯、造形芸術と遊戯、他
- ⑪ <遊戯ノ相ノモトニ>見た文化と時代の変遷；
古代以後諸文化の遊戯因子、他
- ⑫ 現代文化における遊戯要素；
スポーツ、職業、芸術、科学、政治・国際政治、

“過度な商業主義”は、感性の純真さ（文化性）を損なっていく。

スポーツの最高峰＝オリンピックはこのように、遊戯性をはるかに超えた文

化のソフトパワーな存在。しかしその裏においては「**純真な感性**」が蝕まれる副作用もある。ソフトパワーが秘める権力、政治力、価値等の無形な架空性（虚な世界）は「**情報**」となって拡散し、人々の感性と欲求を満たす。

「**実相な社会**」意識の中に「**虚相な社会構造**」が気づかぬうちに蔓延し、「**複素的世界**」を構成している。純粹にスポーツを目指す人々の目標は、自己又は他者との「**記録の比較、更新**」であるが、それは哲学的「**虚無の世界**」、仏教的「**空の世界**」では無い。むしろ一神教や二元論のデジタルティな「**全能な神の世界**」に近づくことが目標（リチャード・バック=かもめのジョナサン）となる。思慮浅き世界では、「**記録=神**」と錯誤され、もてはやされる。

ホイジンガは、【古代文化の中では、**競技**が常に神に捧げられた**祝祭の一部**をなしていて幸をもたらす**神聖な儀礼**として、不可欠なものとされていた。】と指摘しているように、記録中心となった現代スポーツは、“祭祀への先祖返り”と考察することもできよう。

波動は周期（サイクル）という性質を持ち、その性質は繰り返し現れてくる。文明～文化の大きなサイクル変動の中で、「**スポーツは遊戯の祭祀性**」から生態を変え、オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、その他多くの国際大会となり、再び現代に神性が蘇っていると理解できよう。

しかし、「**神性を得ること**（リチャード・バック=かもめのジョナサン）」よりも、神性のその先にある「**気づき**（サ・テグジュペリ=星の王子さま）」にこそ「**文化の動的平衡力**」を期待する。

（２） 登山のスポーツ意識普及と第二次RCC

1924年（大正13年）に設立された日本初のロッククライミングクラブ（RCC）は、戦後の1958年1月に、第二次RCCとして再結成された。

「これに属しないと一流クライマーではない」と言わしめる活躍があり、国内の未踏岩壁を登りつくし、ヨーロッパ・アルプス3大北壁（アイガー、マッターホルン、グランドジョラス）等を制覇して、日本にアルピニズムの流れを登山の中心軸に築いた。

そして『**日本の岩場**』という国内岩壁登攀ルート図集をまとめ、グレード評価（1級～6級）をおこなった。時の代表者・上田哲農氏（1911～1970）は、同書巻頭へ次のように記された。

【私たちは、現在、行為される岩登りの現実を熟慮した結果——「近代登山はスポーツ的要素を含む」——という定説のもつ、あいまいな表現を拒否し、それが人と人の競技ではないにしても、さらに一步、スポーツそれ自体の本質

に近づきつつあるのが現状であり、また、これとは全く別の次元で登山という感覚から離れて、岩自体を楽しむ、スポーツそのものの岩登りが、別の人達によって誕生しつつある事実をも知っている。この二つの傾向の構成分子は、スポーツ以外のもの——古い装いであるところの**情緒的要素を捨て去り**、冷厳な岩そのものの上に、片方は**アルピニズムをスポーツの見地から解明**しようとし、他は「**新しき価値**」として、その出発をスポーツから拮げたものである。RCC—IIは、前者に属する。】

（『日本の岩場 グレードとルート図集』、第2次RCC、山と溪谷社、1965年）

1967年、当時21歳だった私は「**小さな批判 - RCC IIへ -**」という一文を書いた。青年海外協力隊でラオスへ赴任する元クライミング・パートナー、H氏へ餞別の書『一ノ倉』に収録した。

（『一ノ倉』田中文夫、1967年、A5版、謄写版刷、96頁、簡易製本）

（拙著『若き日の山々』2014年、私製版、A5版、162頁、再収録）

そこに……；

【果たして現代登山には、情緒的要素が不要なのだろうか？冷厳な岩そのものの上にあるアルピニズムとは、果たしてどのようなものであろうか？「スポーツ要素をふくむ」という定説のあいまいな表現を、果たして拒否する必要が現代登山にあるというのだろうか？

しかし僕は思う。彼ら（RCC II）こそ、最も情熱的な人間ではないか】

……と書いた。

さらに……；

【「近代登山はスポーツ的要素をふくむ」——それで良いではないか。そして、「ならば、それ以外にどんな要素がふくまれるのか。その間の関係は、それが僕らにとってどれほど必要なことなのか。どうして山は、僕らを呼び続けているのだろうか……」と、アルピニズムの行為を通して思索し続けられないだろうか。捨てることなく、論証することこそ、現代登山家のなすべき道程ではなかろうか。そして山は、そんな僕らに関係なく、いつも、そこに、存在しているのだ。

僕は山に登り、哲学へと導かれた。美と芸術へと導かれた。宗教を考えさせられ、心理学も教えられた。そして今、生活の主要な一部となっている。

山登りは文明ではなく、文化の所産なのだ。そして文化は、文明によって支えられている。】

……、と書いた。

「登山とスポーツの関係」は、古くて新しい問題であり、登山界では誰もが真剣に考察してこなかった……古き問題。

そして前記のように **RCC II** の実績と思想が、日本登山界の主流となった。

社会人山岳会が活躍し、大学山岳部は衰退していった。1960年に日本山岳協会が発足するが、アルピニズムとスポーツが一体となった「**スポーツ・アルピニズム**」は、現在も続いている。

フランスの名アルピニスト、ガストン・レビュファの名著、『**岩と雪**』、『**星と嵐**』等々では、**アルピニズムに含まれるロマンを文芸作品として表現し**、若かった私たちに憧憬を与えてくれた。しかし日本では、**RCC II** が切り捨てた「**情緒的要素**」をもって「**登山**」をさらに深く考究する思想は、今もって進展せず、**スポーツに傾倒している**。

それから半世紀あまりを過ぎた今再び、「**21世紀登山ブーム**」となっている。1,000万人～500万人の登山者が、山々を賑わしている。高齢者から若年層に至るまで、「**登山の多様化現象**」は、「**何でもあり**」の混沌状況を呈している。

混沌はエントロピーが高まった無秩序状態を言い表す。無秩序ゆえに自由度は高まるが、実存的「**個**」が、「**個**」の意識によって秩序を形成することは、とても至難な業。それゆえに大衆は、要約された**情報**（ジャーナル：Journal、オピニオン：Opinion）に頼って判断基準とするが、情報源となる**メディア（media）の質と量**により、個の意識は大きく作用されてくる。

大衆が好むとするメディアを大量に拡散（売れる）させると「**ある傾向**」に収斂され、そのことを利用した治世を**ポピュリズム（populism）**と言う。ポピュリズムにおける**情報**（ジャーナル：Journal、オピニオン：Opinion）は、権力の裏面に潜み、表に顔を見せない。

ジャーナリズム（Journalism）の本質は、権力の自己増殖作用を監視、批判するものだが、ポピュリズムに一体化となった現代の情報も、政治権力ばかりでなく、経済市場（欲望のマーケット）までにも広く影響を及ぼしている。そのような社会の中で「**多様化された個**」の意識とは、パターン化された「**群れ**」の共通項として吸い上げられている。

「**何でもあり**」なのだから、少数の個性的アルピニストが、細々と存在し続けることは可能。しかしアルピニズムが目指した「**自己統合による個の確立**」は誰にでも出来ることでは、無い。

「**大衆登山者**」は「**山の日**」を祭日（2016年8月11日施行）と定め、経済・産業社会の中に組み込まれていった。しかしせめて、「**山の日**」には、「**登山の原点**」を考える「**登山文化の日**」になってほしいもの！

前記 **RCC II** 代表・上田哲農氏による巻頭言の記述；

【全く別の次元で登山という感覚から離れて、岩自体を楽しむ、スポーツそのものの岩登りが、別の人達によって誕生しつつある**事実**】とした「**スポーツ・クライミング**」は国体種目となり、**2021年東京オリンピック**で競技種目となっ

た。しかしスポーツ・クライミングをおこなう人口は約 50 万人と推計され、1,000 万人登山者のたった 5%でしかない。

他方、RCC II が目指したスーパー・アルピニズムは成長の限界を通り過ぎ、衰退の一途をたどった。加えて現在の 21 世紀登山は、スーパー・アルピニズムの対極となるツーリズム登山やファッション登山がその主流となった。

近年は大学生の卒業論文や大学教授の論文テーマとして、「**登山動機の心理研究や行動パターンの調査等**」が学問対象として登場している。しかし懸念されることは、アンケート調査する場所、グループ、手法において、すでに多大なコースバイアスが係っていること。このバイアス調整は難問である。

(3) 登山の弁証法的再認識

人類進化の方向性は、無意識な欲求から生じる進歩・向上指向であり、アルピニズムの方向性とマッチングするものだった。第二次 RCC は情緒を捨て去り、身体のエネギーと技術を用い、より明確で客観的記録を求め、**初登頂・初登攀の記録**を残した。記録は、山岳世界が無限であるならば持続できるが、有限な地球山岳自然の「閉じた系」の中ではやがて終焉を迎える。

アルピニズムの進歩・向上をめざす悟性的側面を「正」と定立すれば、以下の「**文脈 ①＝無意識な欲求**」で述べることは「**正の登山**」となる。

次に正の定立を否定する文化の側面を「反」と定立すると、「**文脈 ②＝意識の欲望**」が取り上げられ、「**反の登山**」が多様に展開される。

さらに対立する正・反両者を肯定的知性により統合すると、「**文脈 ③＝複素な多次元世界**」にたどり着き、「**合と新の登山**」では何でも有りとなり、全く自由な反面、無秩序な混沌に至る。何でも有りとなる多様な登山展開を、新旧世代はどのように理解し合えるか、難しい課題が横たわる。

そこで次の三つの文脈から、順次考えてみることにする。

文脈 ①＝無意識な欲求

(正の登山 = 文明進化の方向性 = 絶対的単一要素 ⇒ 成長)

「自己あるいは人類初として記録を求める欲求」は、文明進化と方向性を同じくする生存の必要条件に属する。この欲求は自然人として持って生まれた、未知なるものを知りたいという知的欲求本能であり、自己または人類とする単一視野に立った「**即自欲求**」でもある。この即自欲求は、自己及び人類の限界へと迫り、限界を知り、その限界領域を次々と拡大更新していく文明の位相に同期するものとなる。いわゆる「**正の登山**」の立場。

近代登山の展開として、最初の段階では**初登頂の時代**といえるが、もはや21世紀登山にあつてその考えは終焉を迎えた。しかし自己にとっての立場は残されており、**自己進歩の即自欲求**はいかなる世代にあつても、人類の普遍的な欲求と位置付けることができる。

文脈②=意識の欲望

(反の登山=文化享受の方向性=多様な中の条件設定⇒競争)

「記録によって他者に**優越**する欲望」は、文化として価値の多様な表現様式であり、生存にとっての十分条件に属す。他者と共生する社会の中で、他者との比較(競争)によって他者よりも**優越**したいと願う**欲望**(意識)を満たす感性(心)をともなっている。この「**対自欲求**」は「**欲望**」という言葉に置き換えたほうが、その意味を適切に反映する、「**反の登山**」の立場。

この「**欲望**」が抑圧される社会にあつては、教条主義的フラットな文化となる。また、「**欲望**」を自由に発揮できる社会にあつては、多様な文化が花を開かせるが、その末路に**混沌**が見えている。

現代日本は、後者の自由な領域にあると言える。さらにつけ加えると、「人が感じる美とは、他者よりもほんの少し優れていることの中にある」と言われる。大きくかけ離れてしまうと周囲から孤立し、優越感よりも不安を駆り立てるからである。

近代登山の展開としては、第2段階のバリエーション・ルートの時代といえる。現代において、**文明視野**からは限界に達したが、**個体視野**にとってはいつの世代にあつても「**初体験**」は残され、文化要素と言えよう。

文脈③=複素な多次元世界

(合と新の登山 = 幸福の方向性 = なんでも有り ⇒ 居場所)

文脈①の文明要素と、文脈②の文化要素は、「**実な世界**」として二次元平面(東西南北=実社会)に現れる。さらに他者から見えず、伝えにくい「**知的本能**(理性)や**感性**(心)」という「**虚な世界**(抽象な意識の世界)」は隠蔽されている。「**正 / 反**」の目に見える現実社会(二次元平面構造)と、目に見えない「**虚な世界**(意識の世界)」を加えた「**合と新**」の現代社会認識は、デジタル電子機器とそれを動かすプロトコルによって、**4次元立体構造**(東西南北~空・時)な物質(リアル)と**意識**(バーチャル)が混じり合った「**現実 + 仮想 = 複素世界**」という、**複雑な世界**を生きることになる。

その複雑な世界を「**複素な多次元世界**」と考えると、次々頁の図【**環境の複素的な世界認識構造**】となり、簡単には説明ができない。

外部から見えず、他者に伝え理解しにくい「**理性と心**」の「**抽象的世界**」は、私たち一人ひとりの心身の内に潜んでいる。その一人ひとりによって家族、職

場、地域、国家、世界意識が構築されている。それら「複素な多次元世界」は、目に見え身体によって体現される「実な世界」と、目に見えない「意識（知性+感性）」によって統合される「複素的 4 次元世界」の構図となる。

「合と新の登山」は、この「複素的 4 次元世界」を理解することにより、その行為と意識の位置が見極められるものとなる。

それゆえに「正・反」の「実な世界」からだけでなく、「合と新」の「虚な世界」、見えない、伝えにくい、意識の世界の位置（ポジション）を、いかに他者と共有（同期、同調）できるのか、人新生社会への説明と理解が、今後重要な課題となる。

「合と新」による登山記録の複素な表現は難しく、また「正 / 反」の人々にとっては、理解しがたいものとなる。心性と身体性が複合する記録とは、一体どのようなものになるのだろうか。短絡的に述べれば、「なんでも有り」となる。

ある時はアルパイン・クライミングをおこない、別な時はボルダリングをおこない、季節によっては詩情豊かな景色とふれあうヒマラヤの麓を歩いてみるような、アナログ的連続性（物語）が無い、デジタル的不連続で間欠的かつ突発的な行為（散発的）となる。しかしその中心では、心身の統合を図るバランス感覚が作用している……！

そんなイメージが湧くが、ではどのような生態となるのだろうか……！

「異なった次元での比較・評価は無意味」となり、「なんでも有り」な状態。その理性、感性に同期・同調するすると「イイネ」となってそれに群がり、「イヤネ」の情報も簡単に拡散する。しかし孤立でいることには不安を覚え、ふたたびどこかの群れに「つながろう」と試み、軽い乗りで情報操作の離合集散を繰り返す……！

そのことは、弁証法による正 / 反の合意形成努力もなく、理性、感性の即自な同期・同調をビッグデータとして蓄積する。

では「正 / 反」による実存的体験と弁証法の合意形成は、もう役に立たなくなるのだろうか。このことへの思考こそが、本稿の主題となる！

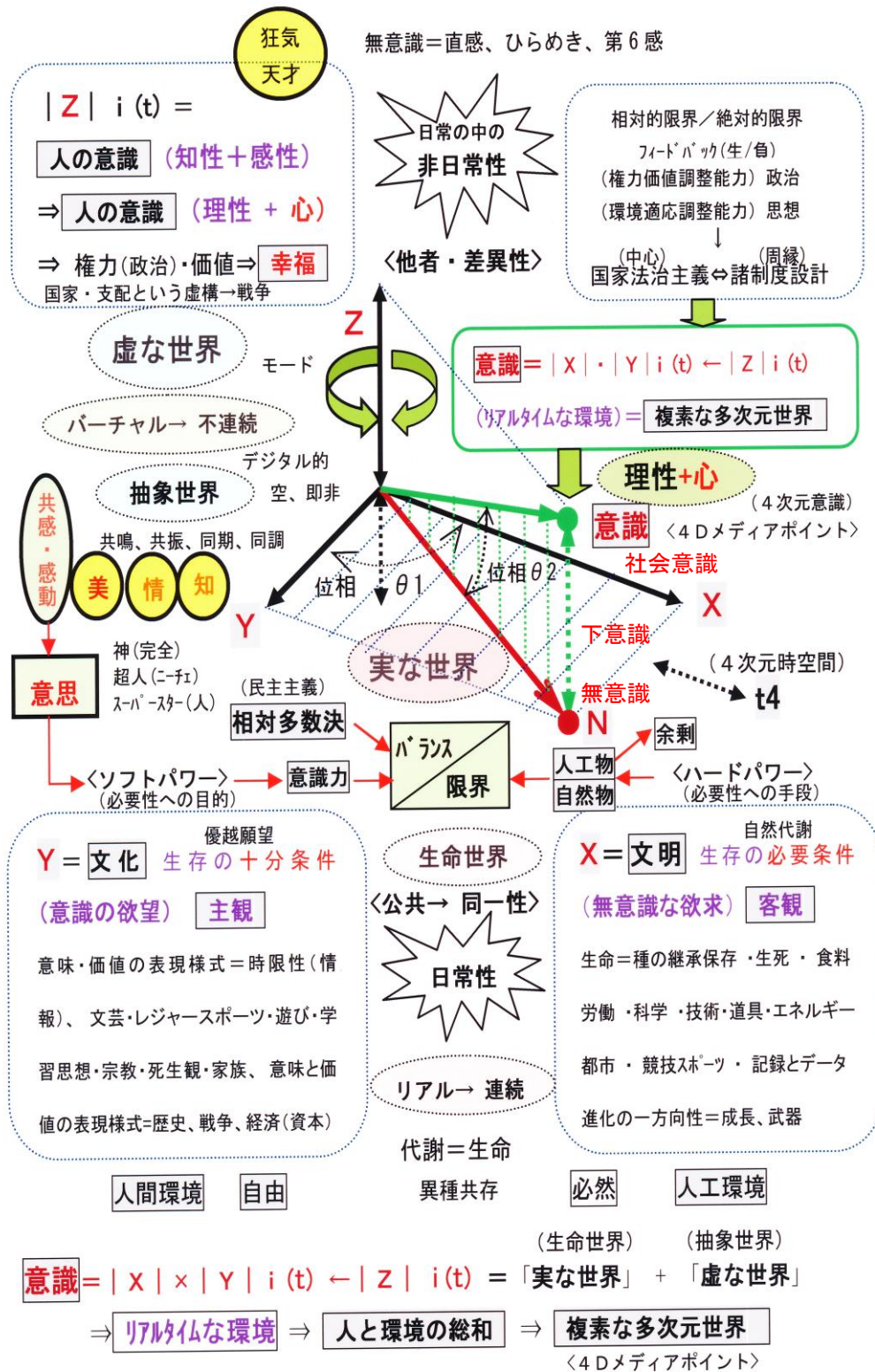
つまり、18 世紀以降の社会をリードし、今なお進化を続け、生命操作や人工知能を生み出している知性に対し、体験して得る感性を取り込み、「幸福」という心の状態に到達できる三段論法（弁証法）により、「動的平衡」を図ることが「生きている証し」、を受け入れられる「心の在り方」の普及。

「何でも有り」といっても大まかな分類は可能で 191～192 頁の【別表-1 / 2】、【別表- 2 / 2】、「登山と山岳スポーツ等の生態分類表」を参考にされたい。

そのどこかに「自分の居場所」が見つければ……幸い！！

以上の構図を複素ベクトルにより、立体可視表現を試みたのが以下の図

【環境の複素的な世界認識構造 = 意識・文明・文化】



4. アルピニズムの変貌

(1) 世界の背景から

『歴史の巨大な曲がり角』という標題で、朝日新聞は社会学者＝見田宗介：東京大学名誉教授へのインタビュー記事を掲載した。

「深刻な環境問題を抱えつつも、経済成長を求め続ける」——ことに、「ならば成長をやめればよい」——と明快な答え。
(朝日新聞 2015.5.19 朝刊)

見田宗介氏(1937~2022)は真木悠介のペンネームで1971年に『人間開放の理論のために』(筑摩書房)を出版。その理論を応用して拙論「登山学」の中で「登山者資質の構造」をまとめた。その作品を見田氏へ郵送したところ、【山登りは人間的な実践の原型のようなどころがあると思うのですが、そのような行動の中で、原理的な問題を考えておられる方に、小著がふれることができたということは、じつに愉快です。】と、返信葉書をいただいた。(1973年7月)

成長の限界を見据えた世界の動きは1968年4月、世界各分野の学識経験者100名がローマに集い、会合を持った。その会合は1970年3月、「ローマクラブ」として正式に発足し、世界問題についてのグローバルな研究をおこなった。

1972年、マサチューセッツ工科大学(MIT)のデニス・メドウズを中心とした若手グループにより、第1レポート『成長の限界』がまとめられた。さらに1974年10月、西ベルリンで開かれた総会に、M・メサロビッチ/E・ペステルによる『転機に立つ人間社会』が報告され、第2レポートとされた。

『転機に立つ人間社会(Mankind at the Turning Point)』は、大来佐武郎、茅陽一氏の監訳による日本語版が1975年2月、ダイヤモンド社から出版された。

当時私は、経済成長全盛の日本社会の中で、成長至上主義に疑問を持っていた。成長一色の一本道ではなく、一人一人の個性を活かす多種多様な在り方こそが、来るべき社会ではないか・・・と。この本を読み、「成長の限界」という視点をさらに強く意識づけられた。そして「成長の思想」は、「アルピニズム」の「より高く、より困難な登山」という登山思潮とベクトル方向が一致。

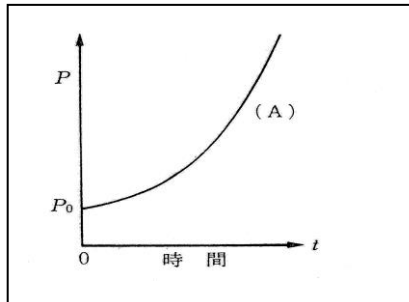
成長の特徴として、次頁の4パターンのグラフが提示されていた。

経済成長率至上主義は(A)の幾何級数的成長となり、やがては自然資源を

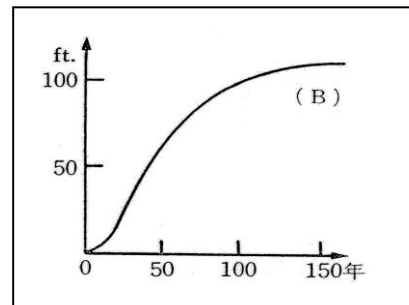
食い尽し、人類相互も食い合って、最後に残った強者もまた、自然の中へと食い尽くされ滅亡することが、容易に推測できる。

(C) のロジスティックな成長は、最初は急激に成長するが、成長につれてスローダウンし、やがて成長が止まり飽和に達する。

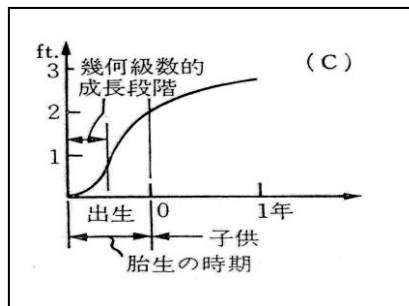
(A) 幾何級数形成長曲



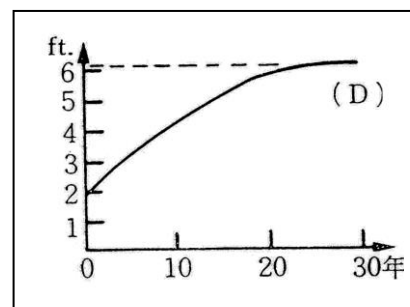
(B) 樫の木形成長曲線



(C) ロジスティックな成長



(D) 人間の成長曲線



朝日新聞記事の見田宗介氏は「(C) ロジスティックな成長曲線」を採り上げていた。生物を生存に適した環境に放つと、ある時点から爆発的に増殖するが、環境の飽和(限界)に近づくとスローダウンして安定した平衡状態に達する、という考え方である。このとき生物は環境に適応できたわけだが、「平衡状態」を持続することは至難であり、知性なき生物は、環境を食い尽くして衰退、絶滅していった。

物理学の法則から考えると、飽和状態を持続し続けることは不可能であろうことが理解される。宇宙の熱エネルギーを支配する二つの法則には、「第1法則：エネルギー保存の法則」、「第2法則：エントロピー増大の法則」、がある。物質は形象を変える中でエネルギーを要し、仕事量となって消費される。消費された仕事量は再びエネルギーとして活用できず、「消費が増大」していく。仕事量での消費は、形象を変えた物質のエネルギー・ポテンシャルを減少させ、エネルギー活力を減少させていく。そのようにして物質は、仕事量としての消費を増大させながら形象を変え、活性エネルギーを失って平衡状態へと変貌する。活性エネルギーを失った消費仕事量のことを「エントロピー」といい、「閉じられた系の中において、エントロピーは増大する」というのが、「第2法

則：エントロピー増大の法則」。

人類が活動を続けていく中でエネルギー消費を累積すると、地球という閉じた系の中にあつてのエントロピーは増大を続け、最後は平衡状態となって活動エネルギーを失うことを意味する。そのことはまた、**人類生命の滅亡**を示すわけであるから、滅亡の手前で止める「**成長の限界**」という考え方は必然的に出されてくる。

「**成長の限界**」をどのように理解するのか・・・、

つまり、「**生命とは何か・・・、生命現象とは何か・・・**」、

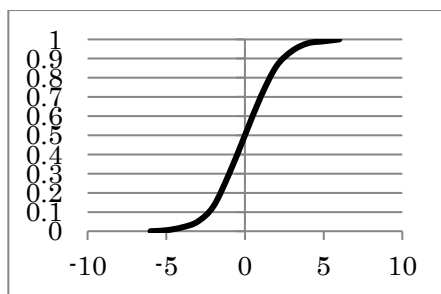
の問いに、分子生物学者＝**福岡伸一氏**（1959～）は『**動的平衡**』の概念で説明。

【生体を構成している分子は、すべて高速で分解され、食物として摂取した分子と置き換えられます。身体のあらゆる組織や細胞の中身は常に作り変えられ、更新され続ける。分子が流れる環境の中で、分子の一時的な**淀み**（滞留）が**身体**を作り出し、**死**してふたたび**環境**へと戻されてゆく。分子がかろうじて一定の状態を保ち、身体として平衡を保っている状態を、「**生きている**」といい、この特異な状態を「**動的な平衡**」と名付けたのが、ドイツ生まれの生物学者、**ルドルフ・シェーンハイマー**】（『**動的平衡**』福岡伸一、木楽社、2009）

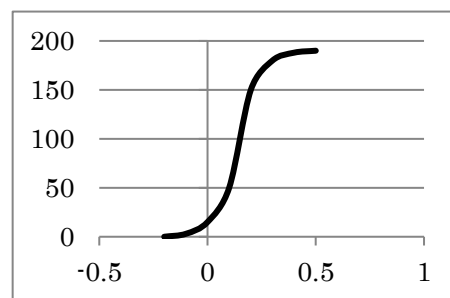
「**生命とは = 動的な平衡状態にあるシステムである**」とし、「**生命現象とは、生命の構造ではなく、効果である**」と福岡氏。

さらに福岡氏は、生命現象を含む自然界の仕組みの多くは「**シグモイド・カーブ**」という非線形性をとる、とされる。

【シグモイド曲線の例】



【ロジスティック曲線の例】



見田氏のロジスティック・カーブと福岡氏のシグモイド・カーブとは類似な特性を示す。つまり右側に傾いたS字カーブで、定常値へと収斂する。

この制御を電気回路上でおこなうのが**自動制御**であり、**帰還**（フィードバック）**回路**によって出力を定常状態へ収斂させるよう、増幅作用（入力信号）の調整をおこなうわけである。定常状態へ収斂する定数を**環境要素**に置き換えると、それぞれの要素がもつ「**環境容量＝環境定数**」へと置き換えられる。

「**定常状態**」を見定める視点には、**第一に、科学**による観測・実験・定量的定性的規則性の確認は勿論のこと。**第二に、定常状態**を「**山頂**」に例えるならば、

山頂を見上げ、山頂へ登り、山頂に立った人間目線からの視点。(山上の掟)

山頂に立ち自然を「征服(勝者)」したと見るか、自然の大きさ・美しさの畏敬とともに、人間活動のたわいなさに気づいて「無限の境地(空)」と悟るか、さらに深く考えずに「自然とともにある喜び(同調・共鳴・共振)」となるか。前者は欧米中東型(アリア系)、中間は東洋型(シュメール系)、後者は中南米・ラテン型、と大雑把な民族気質分類に例えてみた。

私は新たに、山頂から俯瞰する「複素的視点」を提言するが、236頁の「環境の複素的な世界認識構造」に三次元ベクトル表現を試みた。

近代に始まる民主主義社会と経済成長路線の資本主義体制にあつては、魅力ある商品作りとともに生産量を増大し、コマーシャルによって消費欲望を煽り拡大する。消費が拡大するに比例して税収も増大するから、増大した税の再配分を上乗せすれば所得が上がり、さらなる消費の欲望を満たそうとするウイン＝ウイン(Win = Win)関係となる成長政策がとられる。そこで問題なのは、「有限な環境容量の中で、無限な win=win 関係は持続しない」、という自明なパラドックス認識である。

2016年、自由民主党、安倍政権は「アベノミクス」をかかげて日本経済を煽り、国民所得を増やし、消費拡大にともなう消費税率アップをねらい、まさにこの Win = Win 手法を実行した。生活者の消費欲望を煽り、それに応える産業を拡大成長させる。しかしこの手法が適用できる範囲は、「無限な資源、エネルギー調達が可能ない世界に向けて開放された系の中」で成り立つ。だが、閉ざされた系とする地球資源は有限で、「限界」がある。閉ざされた系である限り、地球資源はこの「限界を超える」ことはできない。(安倍晋三・元総理は2022.7.8選挙演説中銃撃により死亡)

一方で「虚な世界＝心」を思い浮かべてみると、人間の「欲望」はブラックホールによく似ている。思い描く欲望のイメージーションは、限界を知らない。そして欲望に限りある限界を知らせるのは、「理性・知性」の役目。

人類が生存を持続する基礎的な「欲求」をベースに、より良く、楽しく、美しく、快適を求める「欲望」は、車のアクセルのようなもので、欲望を深めれば意欲は加速される。他方、車のブレーキ役は「理性」が果たす。社会状況を見渡し、加速しすぎていけば抑制の信号を送り、減速しすぎて渋滞していれば加速の信号を送り、適正速度で走行維持を図る役割が「理性・知性」。

生活者の消費欲望を煽るアクセルを踏み続けければ、生活者が乗った車は地球の淵を転げ落ちていく。だれでも分かるこの単純な仕組みを知りながら、だれもブレーキをかけられない「欲望」の魅力は、「一種の麻薬」とも言える。

アルピニズムの段階的向上心は、欲望の享楽を満たす妥当な手順となるが、

その行き着く先は「死の世界」。「死の世界に立ち入り、体験の中から死の恐怖を克服する（生還）・・・」、誰にでも勧めることはできない。自ら選んだ人のみが適任なのだが、「他者や信仰にすがりつくことのない、自由な意思で、自立、挑戦、探求する」真理求道の「道」。

世界は21世紀に入りようやく、地球環境に限りあることの認識が実感されてきた。ローマクラブの指摘から、はや4半世紀を過ぎるが、人類史の時間軸で見れば、たった今の出来事。「欲望⇒成長⇒より高く、より困難な科学的合理性追求の到達点＝最高の価値」とする近代精神の高み（プラトーン）を維持しつつも、その結果がもたらす環境破壊と人格破壊を事前に抑制するためには、「進化の呪縛」から開放された自由で豊かな感受性が培った「知性」をもって、最適運転へと定常化させるフィードバック回路を作動させなければならない。

ポジティブ・フィードバック（正の帰還）をかけると、成長はより促進されてしまう。ネガティブ・フィードバック（負の帰還）をかけると成長は減速される。つまり、フィードバック（制御）する要因は環境限界を見据え、無限な欲望を抑える豊かな感受性のイマジネーション（価値観）が必要。人間が、「科学」によってロボットミ化される前に、地球の豊かな自然とともに生きる感受性の喜びを「知性」に加え、人工知能と対峙していきたいもの！

「登山」とはまさに、そんな感受性を育む始原的な行為であることを、改めて強調するものである。「たかが山登り」のスポーツに収斂させることなく、「されど山登り」の感受性を育み、その素晴らしさを次なる世代へと繋ぎとめたいものである。

見田宗介氏が指摘された【日本の社会は、世代が消滅しつつある】ことへの対処として、コンピュータ上のバーチャルな世界でなく、山岳にまみれる自然体験（登山）を通じた「感受性」こそが「新たな人間的感性と知性」を生み出し、次の世代へ引き継がれる「人間自己鍛錬の場」になることを提言したい！

アルピニズムの絶望から希望への転換は、マクロな人類の視点から終焉を捉えるのではなく、ミクロな個の視点から山岳自然の感受性にまみれ、培われた「知性」をもって人類の視野へとふたたび演繹させる「希望」だといえる。

個の視点から山岳自然を通して自らを見返すことは、「哲学的思索」となる。また、自らを無に帰して自然に帰依すれば「信仰」や「思想」となる。

しかし、個と個が共鳴、共感、協調することが、宇宙での基本的な在りようである素粒子の対称性のように、「同期・同調、マッチング」してこそが、人間の自然な在り様と考えられる。（『同期する世界』蔵本由紀、集英社、2014）

人間の関係性で述べれば【人と人の心を結ぶ無償な愛と真・善・美】とする無形な価値（虚な部分）において、非対称的存在を対称的關係へと動的平衡（統

合)を図りつつ安定化させる、人間固有のインピーダンス(特質)がマッチング(同期・同調)することに期待する。

つまり、「アルピニズムの変貌」は正解が無い、個々の心の変遷の中に組み込まれ、億人億様、様々な関わり方によって表現することができる。「生きる」そのことへの情動が、個人的にはアルパイン登山表現となって表出されること。それらの登山行為が人間の必然と理解されるならば、**21世紀アルピニズム登山**には、まだ希望が残されている。

「リスクとクライシス」を判別して乗り越える過程で、**成長の実感**と**成長の限界**(主観的限界と客観的限界)を知ることができ、**幸福の実感**を真に味わえることを知ってほしい。

成長の限界は2種類に分けられる。

第1は「**主観的限界**」、自らの自覚で「もうだめだー!」と諦める限界点。

第2は「**客観的限界**」、自然の摂理に基づいて決められ、科学的検証により確認できる限界点。

体験的感觉でいえば、「**主観的限界は客観的限界のおよそ1/3をもって自覚される**」、と感じている。困難な中で「もう死にそうだー!」と思っても、まだ死んでいない。生物機能が停止し、分子交換(代謝)ができなくなる生命体の「**死**」に至るまでにまだ**2/3**程度の余裕がある・・・という体験的感觉。健康自覚限界を**1/3**程度とすれば、それから疾病や精神活動の低下を生じ、全ての代謝機能が停止に至るまでには、まだ**2/3**のゆとりがある。そうでないと、人は簡単に死んでしまうからである。

システムチックに述べれば、疾病や活動意欲低下は死の前段階での警報信号(アラーム)であり、**機械**であれば部品交換すべき部位を知らせてくれる。人体の場合は、他者から部位調達すると生命倫理問題が生じ、また調達できたとしても相互の生体適合性が適うかの検証を要する。他方では**ips**細胞技術等の再生医療において、どこまで、何のために、生命維持を図れば良いのか・・・再生医療技術の生命倫理問題等は簡単でない。

機械においては、壊れたパーツを交換するか、不都合なパッケージを交換するか、全部を新品に取り替えてしまうか、倫理不要なテクニカルな問題とコスト・バランス(費用対効果)により、選択枝判断(設計)がおこなわれる。

「**限界克服の再帰性**」においては「**リスク・マネジメント**」と「**クライシス・マネジメント**」の考え方があり、それぞれが意思決定する判断基準(リーダーシップ)を設定することになる。その応用として、**山岳遭難対応**や、原子力発電所メルトダウン等々への対処がある。

人類視点からのアルピニズムは終焉したが、**個体視点**からのアルピニズムは

世代とともに新たな視点が生まれ変わり、その様態を変化させながら文化生活の中で継承していける。そしてなによりも、「今を生きる！」・・・その時々を精一杯に生きている“**生命の輝き**”が反映できるはず！

21世紀文化も、それを失ってはならない！

(2) アルピニズムの衰退

RCC II が、近代登山はスポーツの本質に近づくとしたはずのアルピニズムは衰退し、別次元なものと切り分けたスポーツ・クライミングがオリンピック種目となった半世紀後において、「**アルピニズムの衰退の原因**」は一体何であったのだろうか？

その答えに、かねてからの持論を述べれば、以下となる。

第1

RCC II が中核となって展開させた“**アルピニズム＝スポーツ＝登山**”という関連付けにおいて、アルピニズムが目指す社会評価を受ける山は、有限世界だったから。その先は必然的に衰退する、有限の論理を欠如させていた。

山頂やバリエーション・ルートは有限なものだから、形而下における地球環境には「**限界がある**」ことの、必然たる認識欠如。

一方で、アルピニズムを「**個人の内面的な進歩・向上思想**」に取り込んでいれば、世代代謝を含めた方法論としても存続することはできた。私自身、すでにこの考えで登山に取り組んできたが、この思想は登山だけに当てはまる問題でなく、「**人間の生きざま**」、つまり「**人生哲学**」と理解していた。この考えは、「**登山が好きな人々**」だけにでも引き継げたらイイナ・・・と今でも思う！！

第2

登山をスポーツの下位概念に押し込めてしまった結果による。登山の動機は多様であり、勿論その中にスポーツ要素も含むわけだが、そのスポーツ要素の「**記録性**（進化）」だけを目指し、**情緒要素を意識的に切り捨てた**ことが原因となる。アルピニズムが含む、**実存の両刃の剣**（生/死）の緊張を、死を排除したスポーツ（記録）として語った、論理矛盾の結果である。

一方では、身体クライミングを純粋に追及する「**スポーツ・クライミング**」を別次元として切り捨てたが、「**アルピニズムの記録性**」と「**スポーツ・クライミングの記録性**」は同根である。

前者は文明論的な実存の対自欲求として、山岳自然の中で**自己の展開**（登山）

を通して自己統合を図る、人類史的結果の記録となるはず。後者は、文化的欲望の下、社会や群れの中で即自欲求となる**他者との相関**（運動：競技、競争）における序列化の優位性を獲得したいと欲する、対他欲求の記録であるはず。

その違いの要因が何かを考えると、「**アルピニズム**」は死の間際に接近しつつも生還することが主因であり、「**スポーツ・クライミング**」は死の要件を排除、規制するルール、施設の下で人と人が競技、競争をすることの違いにある。

スポーツ・クライミングは自ら展開を果たして 2021 年東京オリンピックの競技種目となり、**アルピニズム**はヒーローが次々に遭難死して幕を閉じた。

アルピニズムは、探検、冒険、開拓場所を失い、パイオニアワークを発揮できない。その事態はすでに、1953 年エベレストが初登頂された以降を指して、本多勝一氏が「**山は死んだ**」と述べていた。**RCC II**の展開は、エベレスト初登頂後の登山であるから、彼らの主張には当然「**賞味期限**」が隠されていたことに気が付かなかったのだろう。

第3

戦後日本は先進国の仲間入りを果たして文明度が上がった。物質的豊かさの中で、非日常的山岳環境を開発し、日常生活環境を山岳に持ち込んだ**ポピュリズム**による**産業化**にあらう。

アルピニズム登山の非日常的体験は、日常生活途上の災害や危機対応へと応用できるが、近年は逆に、日常生活そのものを山岳へと持込み、それに呼応する経済・産業界が追従する。その結果、山岳の非日常性は日常生活の「**周縁**」として組み込まれてしまった。

代わりに**行政機関**を柱とした日常社会システムの中に、災害時等の非日常対策を組み込むことになった。文明社会の日常性の中に、非日常的災害対策等を組み込むことは、大いなる難題。文明の人工的手段で予防措置を講じれば講ずるほど、**環境破壊**と**社会コスト**を肥大化させる。

自然を利用して**棲み分ける**のではなく、自然を破壊して**人工都市**を造って利便さを享受する、**文明の進化過程そのものの負債**である。

文明進化の流れに抗すること、それが文化の文化たる役割であるが、日常の便利さにかまけ、**現代人は文化の劣化に気づかない**。

そもそも登山とは、「**自然の摂理に抗して**」高みへと登る弁証法的自己統合。その過程が「**文化の文化たる由縁**」であったはずである。「**自然の摂理に抗する**」こと（登山）により、自らの欲望の浅はかさに**気づく**ことは、「**文化**」という知恵によって「**文明進化に対抗する抑制能力**」となれる。

便利さにかまけて文明進化を偏重する現代社会の未来は、人類絶滅モードに陥っているのではないか・・・と絶望を感じることもある。

登山におけるアルピニズムの衰退は、人類劣化の一つの証明でもある。

少し古いが、2005年を反映する2006年『レジャー白書』において、【レジャーの中で日常よりも非日常を楽しみたいとする人は、全体の38.3%に留まる(P.94)】という記述があった。18年前すでに、およそ6割の多数派は、日常の延長で余暇を楽しむ結果が示されていた。さらに同白書の第2節では、【団塊世代と「これからの10年」の余暇】で、以下の特徴を挙げている。

- ① 自宅よりも外で 60~70%
- ② 価格よりも感動重視 60%超、特に女性
- ③ 男性はのんびり志向 50%程度、女性の60%以上は行動志向
- ④ 男性は仲間志向 50%程度、女性の60%以上は仲間志向
- ⑤ 日常派は60%以上、非日常派は40%未満
- ⑥ 気軽な余暇志向は男性79%、女性65%
- ⑦ 新しい楽しみチャレンジは33%

団塊の世代が定年退職を迎えた2015年、数字はともかく、傾向は全てその通りの結果を示している。子育てと組織・管理社会の中で働きずくめから開放され、以後の人生に自己実現を図るのは一般的ライフスタイル。しかしアルピニストは当時も「生き様の違い(生き方)」を自覚していた。

アルピニズム的人生とは、子育て、仕事、趣味、これら全てを自己の人生と受け入れて過ごす中で、「悔いを残さぬ時の過ごし方」に全力を尽くしていた。

子育て、仕事、趣味、を分けて事に当たるのではなく、全てを一緒くたに統括した中で、それぞれの課題に向き合って挑むことの継続、それを「人生」と受け止める、という生き方。アルピニズムという思想はなにも登山だけにあるのではなく、何事においても「より進歩、向上」をめざす様は、人類進化の方向性として同じ「文明的性向」そのものとなる。

還暦、定年退職・・・と、確かに区切りや結節点であるが、そこで大きく変節するのではなく、人生は一本の「竹」のごとく、連続の中でそれぞれの節目を通過点とみる考え方。一本の竹は、真っ直ぐ天に向かって伸びるか、節目で大きく曲がるか、環境と人の相乗作用の効果となる。志は一本の竹のごとく、節目で大きく曲がることなく、真っ直ぐ天に向かって伸ばし続けられたら幸せ。

アルピニズムにおける反骨への^{こころざし}「志」(抵抗)は、なにも登山の中だけにあるとは限らない。一人ひとりの人生を貫く志は、文明が進化した現代社会にあっても、人として生きる意味を悟る文化の華を咲かせる。そのことを忘れ去らなければ、アルピニズム的生き方の中に、人類の希望が見出されるはずである!

反骨(抵抗)の手法、三段論法こそが・・・弁証法なのである。

アルピニズムの衰退とは、「そのようにして(反骨精神)生きる必要がなくなった人々が増えた」という、文明と文化の位相変化にともなう必然ともいえる。

レジャー白書の統計からは、そのような傾向を読み解くことができる。

(3) アルピニズムの終焉とプロ意識の錯誤

1) アルピニズムの終焉 (デジタル映像とSNS文化)

21世紀文明の特徴＝「軽・薄・短・小」は、人が人として生きる過程も軽く、薄いものとし、刹那的(デジタルノイズ)な生きざまを示す。

20世紀までのアナログ世代の連続性思考は、変更を余儀なくされている。

「デジタル思考とアナログ思考」、両者の特性の違いは、表象を変え、意識も変える。21世紀の電子・情報化文明は、人類の文明・文化を複雑微細方向に、「多様化という混沌」へ向かわせ、「登山の多様な取り組み方や山岳スポーツとの混在」が進むが、それぞれは連続性の物語が無く、一時しのぎで継続しない。

これが「21世紀登山ブーム」の姿。

「登山とは何か・・・？」と考えながら山を登っている人は・・・見かけない。

水と少しの栄養剤を持ち、軽登山靴をはいて登る山は、「たかが山登り・・・」と気やすく出掛ける。少し慣れてくると、自然の中で心身開放の心地良さに気づき、登山ウエアで身を包んで「登山のスポーツ性」を楽しむように変化していくが、まだまだ「たかが山登り・・・」の範疇。

・・・それから先、進歩の段階に至ると「登山とは・・・」、「スポーツとは・・・」等々と考え始め、だんだんにその道の深みにはまり込んでいく。

「されど山登り・・・」への入口へ到着。

20世紀の太平洋戦争末期、巨艦重砲の象徴「戦艦大和」は、小さくて軽く、そして速いアメリカの航空機群に、いとも簡単に敗れ去った。戦艦大和、戦艦武蔵、という「重・厚・長・大」文明が、アメリカ航空機群の「軽・薄・短・小」文明に敗れ去った顕著な事例である。

さらに航空機を打ち落とすため、高射砲の弾道計算に用いようと開発されたのが「コンピュータ」の始まりといわれる。高射砲弾道計算はミサイル、ロケットの軌道計算へと進化し、さらに人工衛星、宇宙ステーション、宇宙探査機へと進化した。

21世紀の「軽・薄・短・小＝デジタル技術」への移行は文明ばかりでなく、文化においても当てはまる。20世紀末までの「アナログ思考」は、21世紀からの「デジタル思考」へと、一気に様変わりし、ほとんどの人々がスマートフォンを手に行っている。

これらのことの理解は文系の人に難しく、理系の人の方が文系の人を説得することも、また難しい。なぜならば、数学や電磁気学の基礎知識が必要だからである。さらに「複雑系」におよぶと、理系と文系の統合もあり、なおさら難しく

なる。さらに科学技術と学問を統合するのは・・・ますます難しい。

つまり、科学・技術分野の**実相な面**と、感性や心といった**虚相な面**を統合させる「**総合人間学**」が、未成熟な学問分野だからといえる。その構造を 236 頁「**環境の複素的な世界認識構造**」として示しても、未だ論理的稚拙さも含んで説得力に欠ける。実社会ではなおさら、「**気づく**（意識する）」ことも難しい。

実相として目に見える「**科学・技術**」の進化は進むが、**虚相**として目に見えない「**意識や感性**」は「**何でもあり!**」の混沌とした状態。

目に見えない**虚相の世界**は、「**バーチャル・リアリティ**」とした可視化技術が進み、脳波信号を視覚表現されるようになっていく。まさに**実相の現実視野**（リアル）と、**虚相の感覚・意識視野**（バーチャル）を合成し、人間の脳内意識を統合して可視化する、新しい技術が進展している。

しかし、人間の**実体験**を経て得られる「**経験からの気づき**（物語性）を反映」させた「**歴史（物語）プログラム**」は、新しい技術の中に組み込めるだろうか？

デジタル技術が進化し、AIは、深く真理を掘り下げるアナログ哲学を不要とし、人生はゲームのごとく、**軽・薄・短・小**な何億種類の**パターン**から一つを選択するようになり、果たしてそこに「**個体の自由な感性**」を感じるだろうか。あるいはもう、「**個人の自由**」という概念は不必要となるのだろうか？

20世紀世代までは、**生きていることの実感**を「**生死の弁証法**（相克）」で得られたが、**21世紀世代の人々**は、**連続思考**（因果関係＝アナログ）からの判断と、**瞬間刹那的ひらめきの感性**（離散関係＝デジタル）とが、果たして同期できるのか？ **デジタル思考の「人新世」**が多数となれば、アナログ思考な旧人類はもはや古代人となり、アナログ化石文化となるのだろうか？

20世紀アルピニズムが死を介在とした「**生死の弁証法登山**」は、**21世紀の人新世**にとって面倒な時代錯誤と感ずるのだろうか？

蘇生医療、再生医療、遺伝子操作、クローン生成、等々、「**生命そのものが人為操作**」され、「**天命や寿命**」という自然サイクルの言葉は死語となる。

人工知能（AI）を搭載した**ロボット**に至ると、「**エネルギー＝生命**」となり、**身体（ボディ）**は部品交換可能な不死身となる。しかし部品交換は面倒かつ非効率なので丸ごと新品に交換すれば、**有機細胞体の「生命代謝」**という概念は不要となる。人体は食物摂取で細胞の代謝を回りながら生命を持続するのに比べ、**ロボットはエネルギー供給により活動（生命）を継続させる。**

現代の知見において「**心**」は、人間個体の**意識統合機能**と理解されており、**特定部位による特定機能**ではない、とされている。つまり、「**ハート＝心臓＝心**」ではなく、「**脳の特定部位**」を指すものでもないといわれる。

ましてや人間は五感センサが反応し、意識（気づき）されるまでには、事象が発生してから最大で 0.5 秒遅延される。（ベンジャミン・リベット、『マインド・タイム』岩波書店、2006 年）。つまり、事象の発生時刻と、意識（気づき）する時刻との遅延が、最大で 0.5 秒の遅れが生じる。そのことは、認識した今がすでに過去事象であることを示す。つまり、人間が**気づいた事象**はすべからく**過去事象**であり、人間の意識の中では**過去事象**と**未来イメージ**となり、今（現在）という時限における**現在事象**は意識できないことになる。

バーチャル・リアリティの**ゲーム研究**においても、人間意識によって識別できる時間は 0.02 秒とされている。今（現実）認識 \equiv 視覚認識における 0.5 秒や 0.02 秒という時限の遅れは、人間が認識できた時限の事象がすでに過ぎ去った過去の事象を脳機能は追認していることにほかならない。ちょうど人々が星座をみているようなもので、「**今見ている星**」は、すでに数万年前の「過去」の事象が今届いて見ていることに似ている。数万年前の星座を「今」見上げることと、人間世界で 0.5 秒～0.02 秒前の事象を「今」認識することは同類で、**情報の伝搬時間と認知作用時間の総和時間分だけ事象は過去**に生じたものとなる。

したがって人間の意識はすべからく、「**過去か未来**」を対象化していることになり、**現在**という意識の時限に一致する事象は**無い**といえる。

量子物理学の「**不確定性原理**」から考えると、あらゆる事象は確率的正しさにおいて述べるのみであって、「**唯一絶対的正しさはない**」とされる。そのことを指してニーチェは「**神（絶対者）は死んだ**」といったのかも知れない。

果たしてそこで、ロボットに哲学は可能だろうか？（**AI による創発は？**）

アナログ世代の人間にとり、従来の考えから答えを導くには至らないが、推考してみればもはや**哲学や宗教は不要**なのかもしれない。ロボットを作動させるプログラミングに、どのようなフィードバック機能を織り込み、判断、創発できるか、という問題となるのだろう。設定値に収斂させるフィードバック回路は容易だが、設定値そのものに人間倫理や新たな価値を付加・反映（創発）させることができるのか・・・**20 世紀古代人**には、もはやわからない？

1974 年、ヒマラヤ 7,514m 峰の岩壁登攀へ出かけ、さらに 1978 年も同じ岩壁登攀へ出かけたが、**3 隊員遭難死亡事故**となってしまった。登山隊長として計画の立案から事故処理に至るまでの全てをおこなったが、これら一連の体験を経てみると、「**登山にはスポーツ的要素が含まれる**」という理解はさらに深まり、「**登山の総合人間学**」へと向かうことになった。「**されど山登り**」の領域。

この体験を通して私は、「**生きることの意味と人生**」について学んだ。それは、喜びや悲しみ、反省を踏まえた次なる思考と判断を、より良き方向へ導くための経験となって蓄積された。これら一連の過程が人生となり、その過程の中で生きていくための「**自信＝適正值**」は確立された。さらに生きることの意

味や、何のために生きるのか・・・と、これまで哲学や宗教を考え、探し廻った命題に対し、一定の答えを得ることができた。

「アルピニズムの生死の弁証法」とは、個体体験における記録の進歩だけではなく、心の安定を図るために経験・学習・思考＝登山文化がもたらせる、人生の最適制御方法論となり、まだまだアルピニズムの終焉には早過ぎよう！

さらに、人工知能（AI）は体験を経て学ぶ哲学的解答（倫理）を含めた思考と判断回路が組み込めるか・・・アナログ世代の頭は、限界の先の思考となる。

2) プロ意識の錯誤（スペシャリストとプロフェッショナル）

戦前、戦中までの登山は大学・高校山岳部と日本山岳会が中心となる、ある面では自由と孤高を尊ぶアカデミックな印象があった。

戦後の高度経済成長時代に入り、余暇の充足活動は拡がり、「第一次登山ブーム」（20世紀登山ブーム）といわれる活況を呈した。余暇と小遣いが増えた社会人は、ハイキングから岩壁登りまでに活動範囲が広がり、「三人寄れば山岳会」という風潮の中、一杯飲み屋には同好の志がたむろしていた。

すでにその頃から、「登山はスポーツである」が定説となっていた。この文脈は現在も引き継がれているが、今ではその先へと進化をとげ、「スポーツクライミング」となって、2021年東京オリンピックの競技種目になった。

しかし私は20歳余であった半世紀前から、「登山にはスポーツ的要素が含まれる」と理解し、「登山はスポーツである」と割り切る考え方に対し、異論を述べていたのは前記の通り。

戦後日本の先端クライマー集団がかかげた「スポーツ・アルピニズム」に疑問をいだき、私が小さな批判文を書いたのは1967年。さらに日本の山岳界を束ねる日本山岳協会の差別的な業務判断に対し、「憲法に反する」という主旨で「日本山岳協会への批判」を山岳同人雑誌に発表したのは1973年、今から半世紀前のこと。しかし反響は、片手の指を折るほどしかなかった。

その原因は当時のオリンピック競技にプロフェッショナルな人々の参加が許されない「アマチュア規定」があり、「アマ/プロ問題」があったからである。

オリンピック参加種目でもない登山にも「オリンピック参加アマチュア規定」が適用され、ヒマラヤのような海外登山において、登山隊隊長がアマチュアでなければならないという日本山岳協会の職務判断は、憲法に反すると指摘した。ヒマラヤ登山のような生死を賭ける登山にあり、登山者は皆プロフェッショナルであったほうが良いとするのが、私の主張。また登山に生死が絡むならば、「登山者はよりプロフェッショナルであるべき」、というのも私の論旨。

では「プロフェッショナル」とは、どのような存在なのか。

現代社会では「高度な専門職能人」として幅広く理解され、その分野で生計を立てている経済概念として用いられているが、確たる定義は無い。NHK-TVでさえ、「仕事の流儀」と題して様々なプロフェッショナルを紹介している。

半世紀前には「プロボーラー」という職能に驚いたが、現代では高度な専門的スポーツ職業人は皆等しく「プロスポーツマン」と称され、契約金、報酬、賞金、賞品、報奨金、等々の金品対価を得て生活している。他方でその行為を職業とせず、金品対価を受け取らない人々を「アマチュアスポーツマン」と呼ぶことから、それらの呼称は**経済概念**によって区別、理解されている。

対義語として、「エキスパート（熟練者）」や「スペシャリスト（専門特化者）」という言葉があり、「その分野の高度な専門家」、「熟練に長けた専門家」としてのメンタル（知的）、テクニカル（技術的）な**専門性が強調**された社会的価値としての権威概念がある。

学者やエンジニア等にみられるよう、その成果を直接金品対価と交換するのではなく、その知識や技術が社会に有効とみなされたときに、社会的価値が生じて権威となり、場合によっては対価も生じる。

「プロフェッショナル」、「エキスパート」、「スペシャリスト」を併せた全能な人格を考えると、古来人々は「神」のような架空概念を思い描いた。

このことに関連する良い記事が、**2015年12月18日**の朝日新聞朝刊に掲載された。少し長くなるが適切な文章ゆえに、以下引用させていただく。

2015年12月18日の朝日新聞朝刊

神里達博（千葉大学教授）

日本語でいう「**プロ**」とは「**プロフェッショナル**」の略語だが、英語の「**Profess** = 召喚する」から派生した言葉だ。これは元々、キリスト教世界において、特別に神から召喚されて就くべき仕事、すなわち、**聖職者、医師、法曹家**の三つを指していた。そこでは専門的な訓練とともに、職に伴う倫理が求められたのは言うまでもない。そして、それを担保するのは、個人の自律もあっただろうが、同業者の相互チェックも重要な意味を持っていたと考えられる。自分たちの仕事のいわば「**品質保証**」は、職能共同体による自治によって担われてきたのだ。

この点は伝統的な「**職人**」の世界も似ている。欧州の職人は、主に徒弟制度によって教育を受け、ギルド的な仕組みの中で、職業的な倫理も保たれてきたといえる。そこは日本も似ているだろう。また倫理を下支えするのは、技に対するプライドというべきものであったはずだ。

だが近代に入ると、さまざまな仕事が社会的分業によって行われるようになっていく。これはまさに、「**専門家＝エキスパート**」と呼ばれる人たちの増大を意味するのだ。典型例は「**科学者**」であろう。奇矯な貴族の好奇心に基づく営みから離れ、職業としての科学者が出現してきたのは、19世紀の欧州である。

このようにして、多数の専門家によって社会が運営されるようになってくると、伝統的な職能共同体に属する「**プロ**」や「**職人**」の倫理は、社会の背景へと退いていく。このような社会構造の変容に対して、最も早く警告を発した者の一人に、スペインの哲学者、オルテガがいる。彼は、大衆の出現とは、誰もが専門家となり、しかし自分の専門以外には関心を持たない、「**慢心した坊ちゃん**」の集まりなることだと看破した。そうやって「**総合的教養**」を失っていくヨーロッパ人を彼は「**野蛮**」と嘆いたのだ。

今、日本で起こっていることは、そのさらに先を行くものに見える。素人には分からない狭く閉ざされた領域に住む「**専門家**」が、いつの間にか社会全体の規範から逸脱し、結局は自己利益の増大、あるいは自己保身のために、社会を欺く。この事態は実に深刻だ。

とはいえ、この状況はいずれ、世界中を悩ます共通の難問となるかもしれない。なぜなら近代の重要な本質が「**分業**」である以上、この世界は専門分化によってどこまでも分断されていく運命にあるからだ。

世界を驚かせた「**フォルクスワーゲン**」の大スキャンダルは、この悲劇的予測の、一つの根拠になるだろう。

ならば、この流れに**抗う**方法はあるのだろうか。

おそらく鍵となるのは、かつての「**プロ**」や「**職人**」が持っていた「**プライド**」と、失われた「**教養**」であると考えられる。すなわち、「**目先の利益**」や「**大人の事情**」よりも、自らの仕事**に対する誇りを優先**させることができるか、そして自分の専門以外の事柄に対する**判断力基礎となる「生きた教養」**を再構築できるかどうか、ではないか。

そのために私たちにもすぐできることがある。それは利害を超えた「**他者**」に関心を持つこと、そして、その他者の良き仕事ぶりを見つけたら、素直に敬意（リスペクト）を表明することだ。人は理解され、尊敬されてはじめて、誇りを持てる。抜本的解決は容易ではないが、できれば**罰則や監視ではなく、知性と尊敬によって世界を変えていきたい**。

上記のことを登山に当てはめて考えてみよう。

登山においては2012年3月21日、「**一般社団法人日本山岳ガイド協会**」という職能団体が内閣総理大臣認定により内閣府を主務官庁とする「**公益社団法人**

日本山岳ガイド協会」となった。その内部規定によって認定された会員は「認定ガイド」として、「自然ガイド、登山ガイド、山岳ガイド、国際山岳ガイド」に職能分類された。

さまざまな登山形態に応じて「有償ガイド」する職能により、呼称を「プロガイド」とするが、「エキスパートガイド」や「スペシャリストガイド」とは言わない。「プロガイド」という呼称は、「認定〇〇ガイド」という品質保証的な職能有資格者・・・と理解できる。自称（主観）ではなく、他者によって「認定される（客観）」過程を経ることにより、「社会で認められた」とするからである。

「社会で認められたとする資格」は普通、国家試験等の「試験」によって合否がきめられているが、登山ガイドに「国家資格は無い」。つまり、資格を制定する「登山の法律が無い」からである。したがって任意団体が独自に定める「基準」で資格認定をおこなっている。「顧客の安全と生命を担保する山岳登山ガイド業務資格」が、任意団体まかせであって良いのか、根本問題である。この状況から、山岳登山ガイド業務者の「プロフェッショナル意識の錯誤」が生じ、「ピンからキリまで」という多様な現状を招いている。「登山インストラクターと称して山岳登山ガイド業務をおこなう業務錯誤は第1章、第2節、等で指摘してきたが、「プロフェッショナル職能業務意識の錯誤」は、「顧客を死に至らせる」ことさえある実証が、本稿登山インストラクター被疑事件である。

現在、山岳ガイドの職能品質保証組織として、「公益社団法人 日本山岳ガイド協会」の公益性は良く理解できるが、ぜひ国家資格になってほしい！

日本の近代登山にあって初期の「ガイド」は、地元の剛力達が山道案内や荷役分担する登山補助員的な役割であり、登攀ガイドでは無かった。

20世紀末までのヒマラヤ登山における「シェルパ」の役割も、上記「荷役ガイド」と同様だった。（シェルパ=シェルパ族=ヒマラヤ登山で荷揚げ等の協働者）

日本の山は3,000m級と低く、氷河はなく、岩場も小規模で、先導者（パイロット）としての山岳ガイドを必要としない。大学山岳部や社会人山岳会等においては、それぞれのリーダーが指導、教育係を受け持ち、内部でガイド役も果たした。

そのような日本の登山界にあって、ヨーロッパ・アルプスの山岳ガイドに倣う一般登山者へ拡大を試みたのが、1971年4月「一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会」の設立である。

しかし1970年代の日本登山界では、国内登山であえて「山岳登山ガイド」を依頼して登る登山者は少なく、むしろヨーロッパアルプスやヒマラヤ・トレッキング等の海外登山をガイドすることの方が多かったはずである。私も同上ガイド資格は持たなかったが、某ツアー会社の依頼で、ヒマラヤ・トレッキング臨時ガイドを3度おこなったことがあり、ボランティアでも4度のヒマラ

ヤ・トレッキング 無償ガイドをおこなってきた。この当時はプロ（有償）もアマ（無償）も実力レベルは対等であり、「専従有償事業者」であるか、「任意無償奉仕者」であるか、その程度の違いでしかなかったが、いずれも山岳登山者としては厳しい体験を経た者ばかりだった。山岳登山者意識・知識・能力は高かったが、登山を「事業」としておこなうか、任意な「奉仕」としておこなうかの違い程度でしかなく、西欧ガイドのような「プロ意識」を持っていたわけでは無かった。山岳遭難も多々あったが、それらもまた「自己責任」意識が強くなり、「事件」になった例は知らない。・・・そんな時代だった！

ヨーロッパ・アルプスでは、岩、雪、氷の山々を登るのが「登山」だったから危険度が高く、当初から「ガイド登山」が登山の一般形態であり、安全確保の職能意識も高かった。顧客の能力がそのコースに見合わないとガイドが判断すれば、その場から引き返す。単なる顧客案内サービス業務ではなく、「安全確保」を業務使命としており、最悪、ガイド自身が顧客の身代わりとなる覚悟でガイドするケースは、山岳小説として登場している。青春の頃にそれら小説を読み、「山の秘めるロマン」に胸を膨らませたものである。

1950年、人類で初めてヒマラヤ 8,000m 峰のアンナプルナを登頂したフランス隊（モーリス・エルゾグ隊長）のメンバー、“リオネル・テレイ”は『無償の征服者』という著作を残した。山岳登攀者の二面性、自然に抵抗して登る「征服者」の面と、その行為の中から「無償な愛」を感じる取る感性の面、山岳登攀プロフェッショナルが秘めている「情熱（ロマン）」の二面性である。その後者の「無償な愛こそが、プロフェッショナル山岳登山ガイドの原点となろう。山岳登山ガイドにおいては、「有償」、「無償」が「プロ」と「アマ」との違いでは無く、ガイド自身の「登山意識」が大切。

日本の無雪期登山では、特殊技能を持たない一般登山者でも容易に登頂することができるため、特に山岳ガイドを必要としない。

21世紀、現代文化の多様性は当然ながら登山形態にもおよび、学校山岳部や社会人山岳会で地道に訓練するよりも、対価を支払い、「ガイド登山、ツアー登山」をおこなうほうが簡便になった。交通手配、宿泊手配、山岳ガイド、山岳保険等々、自ら歩き登る以外の様々な手配やリスク管理を、金銭を支払って代行してもらえる時代となっている。さらに行く先々の山岳コースもパンフレットに整理され、対価を付した一覧表で分かりやすく、その中から好きなコースを選び出すことが、唯一登山者の自由裁量範囲となる。

この時代にあり、「山岳登山ガイド」を事業とするプロフェッショナル業務者として認知されてきたが、プロの定義が無いために、「プロ＝対価を受け取って専門職能を提供する人」程度の認識でしかなくなっている。

前記、神里氏が指摘するように“かつての「プロ」や「職人」が持っていた「プライド」と、失われた「教養」が欠落していても「プロ」としての業務者でいられる。登山社会も「分業」が発達し、山岳ツアーエージェント、山岳ガイド団体、登山用品業界、山岳雑誌業界、各種保険業界、山岳宿泊施設事業者、運輸機関等々の「登山産業」は、進化している。

しかし山岳登山ガイド業務は、「登山者の生命確保を第1の業務としている」プロフェッショナルであることの意識、プライド、教養に満ちた「人格」が備われば、登山の文化度は向上する。

(4) アルピニズムへの希望

時の社会風潮、「高度経済成長社会」という体制に重畳して展開させてきた「20世紀アルピニズム」は、有限な地球環境の中で「人類初や世界初」という地球環境規模概念での臨界を超え、必然的に衰退していく。

「21世紀アルピニズムの希望」を考えるならば、生命のように「代謝の視点」から考えることになる。人類が続くかぎりにおいて、生命の「代謝」は繰り返される。1サイクルの生命個体体験は「一世代」となり、世代交代により次々と繰り返ることができる。

「21世紀アルピニズムの概念」は、個体体験という個体の1サイクル視点から、新たに展開することはできる。その時節とは、1953年5月29日にエベレストが登られた以降なのであるが、登山界での認識は深まらず、今もって気づいていない。

「個体体験」は主観的とされ、客観的概念を基盤とする科学社会からは排除される。つまり繰り返し、だれがおこなっても、同じ結果を得られる客観事象を証明、説明、論理化させるのが「科学的手法」である。再現できない1回限りの個体体験であるならば、証明不可として科学の対象から除外される。

個体体験とするアルピニズムの成果は自己統合が可能であっても、他者相関での比較、競争は無意味となる。他者との比較競争にさらされるのでなく、「何でもあり」で多様な個性として、「それぞれの人生」に向かって伸びる一本の竹のような存在であるから。

つまり、個が多様であるならば、それぞれの人生も多様な存在であり、竹林のごとく並び立つことができる。その1本1本の竹自身は、比較、競争する対象と見ていない。このような人間的特徴をボーボワール流に表現すれば、「女性度」といえる。

しかしながら人間は、有形で目に見える存在になると相対的力学、つまり相対的な力関係を意識し、権力、支配、序列化（競争）等を重んじる。この人間の特徴をボーヴォワール（1908～1986）流に表現すれば、「**男性度**」といえる。

人間ばかりでなく、宇宙におけるあらゆる物質（質量）が相対すると、その間に相対的な力関係（力学）が作用する。アインシュタインは一般相対性理論と特殊相対性理論により、その関係性を説明した。

しかし無形で目に見えない**非物質**とする人間の「心」のように、信号が寄せ集まって構成・機能するその効果は「**虚な世界**」として、相対性理論では説明できない。「心」は必ずしも合理的動作の出力ばかりでなく、「**抵抗や同調**」、「**愛や憎悪**」とする非合理的選択や判断を出力する機能もあるからである。

「心」が行動に作用をする人間情動は、宇宙の合理性ばかりでない対極行動を含めた「**対称性**」により、安定・安寧に向かってバランスを図る機能がある。

このバランスを図る機能を「**動的平衡**」（『動的平衡』福岡伸一、木楽舎、2009）と呼び、異なったものが一対となって安定を獲得し、「**対体**」として生存が続けられるようになっていく。多様な世界で自立し、一人でいることの不安定さよりも、同類なパターンの人々と群れているほうが安らぎを覚える「**生物個体的弱者の本能**」である。しかし同類パターンの群れには対極となるべく「**対称性**」に欠け、その存在はフラットな「**平板的**」構造となって求心力に欠け、「**烏合の衆**」と呼ばれる「**ただ居るだけでバラバラな存在者**」になる。

多くの動物が「**対**（雄雌）」で生きることは、「**性の対称性**」によりかろうじて**個体代謝を継続する**からである。また人間の発達した知能は実存的個体体験に踏み込み、個体の「**生と死の対称性体験**」により、自身が生きている意味（受動性）、生きる意味（能動性＝実存性）、生かされている意味（受容性）、を知ることができるようになる。

それらを知ることにより、他者への、「**愛や抵抗**」の関係性にも「**気づく**」ことができ、**実存**ばかりでない**他者性**、**社会性**が育まれる。

アルピニズム登山とは、自然の摂理に**抵抗**して高みへと登る不合理な行為。動物の一種である人間は、自然の摂理に**飲み込まれる**一方で、それに**抵抗する**知能を持ち、**従順**と**抵抗**の**対称性**の下で、**動的平衡を保つ**ことができる**心・技・体の統合存在**。

経済合理性からみると不合理となる「**無償な登山行為**」は、心・技・体統合の動的平衡手段としてのバランス調整機能を果たし、実存哲学におけるそれぞれ登山者の「**答え**」を導いてくれる。**登山をスポーツと割り切ることはあまりにも断片的となり、深い人生哲学を学ぶ契機を失ってしまう。**

各種スポーツ競技も、その根底には「**道**」がある。剣道、柔道、野球道、○道・・・そのことは競技、競争と別次元の**世界観**を生み出している。「**道**」

とは、心・技・体の統合を目指す**動的平衡過程の軌跡**であり、その先を展望し、生の哲学を創発すると**愛の軌跡**を導くものとなるはず。

登山をスポーツ種目で終わらせず（リチャード・バック＝**かもめのジョナサン**）、その道の先を照らす希望への眼差しにより、自然事象の必然性と偶然性に気づき、抗する体験を経ることによって自らの限界にも気づき、宇宙の真理を受容する、小さな哲学者となることもできる（**サン・テグジュペリ＝星の王子さま**）。

そのような登山作為が、「**21 世紀アルピニズム**」（真の登山）として、半世紀前から私の所感だった。（拙著『若き日の山々』星の王子様に親しんだ頃 1967）

アルピニズムは誰にでも適用できることでなく、大衆にとっては苦手な手法。人々の性格は多様であり、大きく二分法的性格分類をおこなうと、「**山型**」と「**海型**」に分かれる。その特徴は、**山型**＝内向的・自省的性格、**海型**＝開放的・外交的性格、と大雑把な表現。この二つの気質は持って生まれた性格として、遺伝的必然とゆらぎの偶然によって生じる差異でもあると理解できる。

どちらが良い、悪い、といった相対論ではなく、双方が補い合えばより安定に近づく「**相補的統合**」（動的平衡）が可能となる。お互いの感性が分かり合えないにしても、その存在意味、存在理由、存在場所は許容できるはず。

相反する二つを「**対称性**」と呼べば、宇宙の物質存在の基本原理解「**CP対称性**」に類似（フラクタル）した「**家族**」の存在意味を理解できる。

人類は**文明**（人工化）によって自然の対称性を破り、エネルギーを加えて人工物を造りあげる。そして**文化**も相補的対称性を破って競い、戦い、勝者の価値へと収斂させる。

しかし**生と死を媒介する個体体験**としての「**21 世紀アルピニズム**」は、自らの心の内の戦いであるから、他者を収奪することがない平和裡な自己との戦いとなる。その途上、**敗れたところ**には自らの「**死**」を許容する、危険な思想ともいえる。それゆえに、誰にでも薦めることはできないが、適格性をもった登山者（山型）には、**最高な人生フィールド**となり得る。**21 世紀の多様化社会**の中で、**未だ有効に機能し得る登山の役割**であると考ええる。

登山はスポーツに属するのではなく、**登山の中にスポーツ要素が含まれる**。

登山と山岳スポーツは別々な「**群**」に分離し、登山の本質に文化的意義の理解が見出せるよう、登山者の位置づけを再認識することが大切。

登山のスポーツ要素（実相）と**文化要素**（虚相）は複素的関係を構成し、お互いが位相を違えて補完し合えば、「**21 世紀アルピニズム**」の個体体験に「**希望**」を見出すことができる！

[登山における弁証法]

進化 = 正 ⇒ 反 ⇒ 合 への変遷 (中村先生の分類から)			
状態	正	反	合
1953年5月	エベレスト初登頂(イギリス)		
20世紀後半	ヒマラヤ初登頂(8000m峰)	岩登り、人工登攀、ボルダリング(アルパインクライミング&フリークライミング)	
から	未踏の高さへ:初登頂	未踏のルート:初登攀	正・反こだわりのない
現代へ	極地法登山	速攻登攀、競技登攀	
	心技体の練磨	個人の能力・趣好	学業優先
	世界・国家目標達成の時代 単一目標(世界初)	個人目標達成の時代 多様化(自己充填・満足)	新しい世代
東京大学山の会の例	バルトロ、キンヤン、アラスカ、チューレン	シヴリン、K7、ヨセミテ	ヒマラヤからボルダリングまで
	正・反の交流・支援 ⇒		新世代の育成
進化 = 正 ⇒ 反 ⇒ 合と新 の理解 (田中の分類)			
呼称	正 ⇒ 文明	反 ⇒ 文化	合と新 ⇒ 複素な世界
次元	1次元 : 直線的	2~3次元 : 空間的	多次元 : 多次元、多局面
意識	無意識のままに ⇒ 自然のままに一方的に進化 (科学、技術、生命、記録)	意識的に ⇒ 自然に意識的に逆らう (思想、文芸、スポーツ、遊戯)	意識と無意識の複合 身心 = 体と心 [知性(意識) + 感性(無意識)]
進化の方向	一方向な宇宙時間の中で技術的適応が進化を図る(直線性) ~物質の性質	一方向な宇宙時間の中で同質性が繰り返し現れる(周期性) ~波の性質	多次元世界(少なくとも4次元)を理解し、過去と未来を統合する今(脳と身体)
評価・比較	絶対評価・比較 1局面での強者/弱者	相対評価・比較 多局面での強者/弱者	評価・比較は無意味 異なる次元・局面・世界相互の比較は無意味
	絶対的単一要素	多様性の中で要素の条件設定	多層構造化(なんでも有り)
人間の条件	生命 : 自然の中	生命 : 自然の中	生命 : 自然 ⇒ 人為的
	自然な欲求(本能)	意識的欲望(心=理性+感性)	局所化と統合(心身と世界)
	必要条件(生存に不可欠)	十分条件(生存の付加価値)	適正条件(生存の最適化)
	探検・冒険・発明発見	開拓・開発・創造・模索	局所(部分)化と統合(全体)
	人類史観	個人史観	宇宙史観
	鳥の目(自然)	虫の目(心)	宇宙の心眼(目と心)
数式表現	実数 = a	虚数 = b i	複素数 = a + b i

CP対称性 (C = charge conjugation P = parity transformation)

素粒子物理学では、左右だけでなく、上下や前後を反転させても物理法則は変わらないことになっていて、そのように空間を反転させることをパリティ変換(P)といいます。そして、左右や上下を入れ替えても物理法則に変化がないことをパリティ対称性とよぶのです。

このパリティ対称性がCP対称性のPの部分です。では、Cは何を意味するかといえば、粒子と反粒子の入れ替えのことで、電荷共役変換といいます。この変換によって粒子を反転すると、その粒子に対応する反粒子になります。つまり、C対称性が保たれていれば、粒子から反粒子に変換することができるのです。

(村山斉『宇宙になぜ我々が存在するのか』講談社、2013年、P.48)

※ 1964年にK中間子でCP対称性が破られてしまう現象が見つかった。

CP対称性の破れ

「小林一益川理論」 ← ノーベル賞受賞

この理論では、クォークが3世代6種類あれば、CP対称性の破れが説明できるといいます。…(省略)…

この宇宙がはじまった直後に、粒子が生み出されると同時に同じ量の反粒子も誕生しました。粒子と反粒子はペアで生まれて、ペアで消滅するので、完全の対称性が保たれているならば、すべての粒子は反粒子とともに消滅して、この宇宙には何もなくなってしまったはず。ところが、いつの間にか反粒子はこの宇宙から姿を消して、粒子だけが残っています。この粒子だけが残っている理由にCP対称性の破れが関係していると考えられているのです。小林一益川理論は、単にクォークの数を予言しただけではなく、この宇宙に物質が残った理由を理解するためにも大切な理論なのです。(同上、P.51-52)

そして登山界で一番大切でありながら未成熟な部門は「**遭難対策**」なのだが、そればかりは登山産業としてのバランスシートが成り立たず、一重に公共頼みとなり、**警察、消防、行政機関**への依存となっている。

21世紀登山の大衆化は、無意識のままに危機管理を公共へ依存し、公共行政機関は熱意をもってその依存に応えている現況にある。

その根底には、国民の**10%~5%**程度の登山者層にあって、以下**3**つの視点から判断・対応が分かれることにある。

- ① 登山を国民日常生活の一部と認め、公共行政機関が積極的に関与する。(現在)
- ② 登山は国民各自の責任における自由で任意な趣向と認める。(基本)
- ③ しかし「**遭難**」においては公共機関も関与するので、その経費に相当する分を「**特別税**」として全ての登山者が分かち合い、登山の都度に納める。

(登山税、入山税)

または、遭難捜索救助費用は全て**有料**とした法制化(または条例で)を図り、登山者は**実費負担**か山岳遭難救助費用担保**保険**に加入義務とする。(負担義務)

登山において「**遭難**」が無ければ、これほど大自然の中で開放、躍動できる行為は素晴らしく、自己責任、自己負担で何ら問題を生じない世界。

しかし現実問題では「**登山に遭難は除き得ず**」、遭難の場合においては「**自助**」で対処できず、「**共助**」あるいは「**公助**」の助けが必要不可欠となる。

20世紀登山者にあっては「**共助**」が中心で、そのために種々な「**山岳会**」や「**同人、同好会、グループ**」として集まり、さらにそれらの集合組織を地域から全国に至るまで構造化させてきた。

しかし遭難の場合は「**共助**」だけで済むわけがなく、公共行政機関の関与も当然ながら生じる。法や行政手続き上の必然的関与は、当然ながらある。

21世紀登山者においては、組織を嫌った「**個人**」の立場で自由気儘に山へ出かける人々が増え、遭難した場合には「**公助**」頼みとなった。

「**公助**」を担う警察、消防機関は自然災害対応を含む専門部署を設け、山岳遭難救助隊とした装備の充実、訓練に励み、職能とした「**人命救助部署**」が確立されている。しかし山岳遭難は防ぐことのできない自然災害でなく、そのほとんどが自由で任意主体的な登山者自身の**未熟な過失が原因**であり、その対応に無条件な**税金投入**をして良いのか・・・とする基本的な疑問が生じる。

前①の場合は、自然災害も自己過失も一緒に「**生命の危機**」と捉え、区別することなく税金を投入することになる。

前②と③の場合は、登山者の自己責任、自己負担の原則から、広く浅く登山者に税を課するもので、「登山税や入山税」を登山口で納めるもの。しかし低山が多い日本の登山口は絞り切れず、実際の徴収は難しい。21世紀のIT社会であるから、納税手法はもっと工夫できるだろう！

その前に、納税を義務付ける法制化が必要となり、「山岳登山ガイド法」や、「山岳登山法」なるものを制定しなければならない時節でもある。

もはや自分で衣・食・住を背負って登る20世紀型登山は、古典となった。これら山岳ツアーエージェントが登山の任意で自由な行為を取り仕切ることに、自由を売り渡した抵抗感覚を感じない人新世が主流の現代なのであろう。

旅行エージェント、シェルパ・エージェント等々の協働は欠かせなくなる。登山開始地点（ベースキャンプ）へ至るまでの交通、宿泊、食料・装備輸送もまた分業パッケージ化され、対価の支払いによって交換される。

ある種の登山形態にとっては割り切って考えることもできるが、大多数がその流れの中に飲み込まれている昨今の登山状況を顧みると、登山を通して人間が育っていく大切な機会を分業事業者に売り渡すようで、残念な想いが浮かぶ。

それでも雄大な山岳自然に抱かれる喜びをSNSへアップロードすることで、人新世の仲間が繋がり、それもまた喜びとして味わっていけるのだろう！

5. これで・・・いいのか!!!

私が青年の時、登山を通して死の淵で悩み～考えていたことは、32歳のヒマラヤ遭難とその対処の中で一挙に心眼が開けた思いだった。つまり自然の中で偶然に「死と出会っても」、それは「偶然な時空の重なり」として受け入れる心の寛容さ（受容の精神）を身体に受け入れることができたからである。

もし登ることだけを考えていたら、遭難登山隊長の職務はおろか、自分自身の心の整理もつかず、パニックに陥っていたことだろう。登ると同じくらいに心が求め、本を読み、考えを巡らせていたことが、一瞬の空白を経た後、即座に冷静さを取り戻せた要因だったと思ひ返せる。

ヒマラヤ大自然の中で長期にわたる登山に、身体は疲れ切っていたが、頭脳・思考はとてもクリアな状態にあり、冷静に大局を見渡しながらか判断することができた**極限（無私）の経験**。

この体験をもとに書いたのが、【3.11 とクライシス・マネジメント】（『登山の総合人間学』、私製版、2015）、「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の対処の違いを述べている。

日常ほとんどの出来事は「リスク・マネジメント」で対応する。しかし、非日常的な「死」や原子力発電所炉心の「メルトダウン」のように、一回限りの重大事象がもう元へは戻せない危機状態にある時、「クライシス・マネジメント」として、即座に対処しなければならない・・・ことの説明。

その判断の責任者が**トップリーダー**の主たる責務であること。トップリーダーは常に危機意識の中に、「リスク&クライシス・マネジメント」の心構えを備えていなければならないこと、を述べたものである。

そのことは、一つの山行であっても**トップリーダー**（山岳登山ガイド）の職務。

「たかが山登り」の領域ならば、登山リーダーはスペシャリストやヒーローに収斂されることもあるが、「されど山登り」の領域に踏み込んだからは、登山のスペシャリストであることは勿論ながら、登山に含まれるあらゆる素養を学びつつ「その道」を確立すべく研鑽を積み上げ、あらゆる存在とともに生きる。そのような「人格者」を指して「登山プロフェッショナル」と理解できる。

素養を身に着けず、単に対価を受け取る職業人（テクノクラート = technocrat）であるならば、「スペシャリスト」の呼称でも良いだろう。

20世紀アルピニスト思考からは・・・

21世紀登山の「軽・薄・短・小」に向かって、

「これで・・・いいのか!」・・・と問いたい!

拙著＝国立国会図書館蔵書 一覧表

2023年1月現在

書名	副題	出版社
日本文明物語 & 哲学	複雑学(日本習合論からの発信)	私製版
日本文明物語	雑学: 相模國第四之宮から	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ①	中村純二先生講演記念特集 ①	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ②	中村純二先生講演記念特集 ②	私製版
丹沢山麓 山岳文化集 ③	中村純二先生講演記念特集 ③	私製版
山と美の終焉	同調と抵抗の美学	私製版
山の空気森のざわめき		私製版
登山の生態分類(学)	登山と山岳スポーツのちがい	私製版
登山の総合人間学	たかが山登りされど山登り	私製版
青春のヒマラヤに学ぶ	ネパールヒマラヤ P29南西壁登山	文芸社
頂きのかなたに	※ 著者名＝麦田文、廃棄処分	文芸社
頂きのかなたに	もう戦争の時代じゃない	日本文学館
ヒマラヤの贈りもの	※ 結婚式の引き出物配布	丸井工文社

標題	副題	掲載誌
山岳文化環境における 電力障害と光(ひかり)害	LED照明光源の適応性	日本山岳文化 学会論集(5)
「3・11」と山岳文化	山岳文化は趣味の世界か(?)	山岳文化
「山岳展望」十七号から 「山岳文化」へ	特集＝山と自然環境	山岳文化
山岳登山体験による文化と 文明解釈の試み		日本山岳文化 学会論集(6)

エピソード

2023年1月吉日：記

2020年11月、突然に山岳遭難死亡事件に巻き込まれた。

山岳登攀有識者として関わってみると、これまでの山岳遭難体験から宇宙原理的に登山を整理してきたことが役立つ。さらに現場検証をふまえてみると、転落・滑落～死亡の状況がリアルに、とても良く理解することができた。

高度な登山体験を有する **20 世紀アルピニスト**から見れば、事件は「**単純な業務上過失致死**」。その「**過失**」とは、転落・滑落し易い岩盤急斜面の下降において、「**ロープを結んで安全確保を図るべき場所なのに、ロープを結ぶことなく独自下降で誘導したガイド業務**」が主因。下降途上の急斜面で、支点とした馬酔木の枝が折れ、顧客一名が転落死亡となった「**単純な業務過失**」の構図。

もしロープを結んで確保しながら下降していれば、例え転落・滑落したとしても死に至ることは無く、途中で止まって擦過傷程度で済んだ事件。

その前に、転落した岩盤斜面を下降することなく「**シカ柵内**」に入り、土の尾根斜面を下降していたならば、何ら問題なく無事帰着できた場所。

さらに、どうしてもシカ柵に沿って急な岩盤斜面を下降するならば、ロープを使った懸垂下降（アップ・ザイレン）で確実に降ることもできる斜面。

しかしもっと**最初の原則（山上の掟）**に戻れば、下降経験があるエスケープルート（東沢～樺平ルート）で降るか、下降予定コース途上でビバーク（緊急露營）する安全策もあり、その装備や水も持参していたことが基本にある。

この単純な構図における「**山岳登山ガイド業務過失（山上の掟）**」を、「**法の下（地上の掟）**」で当該者の事情聴取や証言、警察調書や証拠、有識者意見書等を踏まえた**検察裁定**からは**不起訴処分**。「**登攀未体験者（地上の掟）**からは、**登攀セオリー（山上の掟）理解に限界がある**」ことを実感した**検察裁定**だった。

私の専門職務は**建築設備士**として、国家資格創設第1回試験で第1番目合格し（受験番号2番）、建築電気設備の設計・監理業務を約**40**年間おこなってきた。また**20 世紀アルピニスト**としてヒマラヤ岩壁登攀を試み、**1978**年**9**月、登攀の途上で氷河崩落による爆裂風に吹き飛ばされ、**3** 隊員死亡した**登山隊長**でもある。私も吹き飛ばされ、九死の中で一生を授かった身として、**山岳死亡事故**における、事前準備、途上、事後処理の一連を体験している。ヒマラヤ登山では事前準備を入念におこなっていたが、それでも山岳自然の中では予期せぬ事象に遭遇し、「**死亡事故**」を生じてしまった。

この体験を経ても、**本・被疑事件**は検察不起訴処分裁定で**法的判断（地上の掟）**は終わったものの、**登攀セオリー（山上の掟）**からは**再検証しなければならぬ**。本稿を読んでいただき、もう一度一緒に考えていただければ、**21 世紀登山者たちのお役に立てるのではないだろうか・・・**と考えて著した！

【論証について】

「演繹的論理」は、何が、何から、帰結するかについての演繹的帰結理論であり、推論ではなく、論証（論理的証明）となる。

「演繹的論証」には、命題をかき集めた「前提」から、その命題の群がもたらす抽象概念による「帰結」があり、その過程が「論証」となる。前提「命題」が「真」であれば、帰結も「真」となる。

「帰納的推論」は、「前提」とする「命題」構成過程の中に「放棄した部分」があり、前提「命題」が「真」であっても、結論が必ずしも「真」であるとは限らない点に留意。

「論理的証明」（論証）は、諸命題で構成する抽象的概念構造を示すこと。

「演繹」と「帰納」は異なった構造・機能であり、範疇（位相）が異なる。

「検察庁裁定」は帰納的推論による裁定となる。（地上の掟）

「本稿」は論理的証明による演繹的論証を提示した。（山上の掟）

※ 岩盤斜面下降におけるスリップ～滑落感覚や、それらに対処する登山技術等の法理論は無く、不起訴処分裁定（地上の掟）が法的結論であるとしても、「転落死亡という命題（山上の掟）」を、登攀経験の無い検察官が理解できるはずもない。帰納的推論の中で「山上の掟」が除外されたのであるならば；・・・これでいいのか！・・・を問う！

標題のイメージ

2009年5月21日に施行された「裁判員制度」がある。

日常社会の中で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた重大事件において、法曹と市民の合議体で被告を裁く制度（法廷合議事件）である。

専門職である法曹と、一般常識者としての市民が合議し、国家主権者として市民感覚を反映させることの意義は、民主主義国家である証明。

日常社会生活にあり、このようにして守るべきが「地上の掟」のイメージ。

同様に、非日常行為の山岳登山にあり、専門職である山岳登山ガイド業務者と一般登山者との間は合議でなく、契約合意で成り立っている。その根底となるのが「山上の掟」で、日常社会の法律に含まれていない山岳登山ルールや倫理であり、成文化されていない「自然則」が含まれる。

「地上の掟」は「娑婆の掟」、座標X・Y軸の平面社会に位置する。

「山上の掟」は「神の掟」に例えられ、座標Z軸の垂直社会に位置する。

二つの「掟」を併せると、交点を0とした座標X・Y・Z軸の3次元空間を示し、本稿に記した「複素世界空間」をイメージ表現する。21世紀デジタル文明の中で、「山上の掟の自然則」も成文化する時節を迎えている。

フランス人の家族人類学者、エマニュエル・トッドの近著『我々はどこから来て、どこにいるのか？』では、ホモ・サピエンスの諸革命の最先端がアングロサクソンによる**アメリカ国家樹立**と、1945年第二次世界大戦終結後に**アメリカ合衆国が世界の覇権を握り、ホモ・アメリカヌス**となり、代表制による統治「民主主義」を発明した、と記している。

人類史における**アメリカ革命**は、イギリスから受け継いだ双系性(父母)、核家族性、外婚制という特徴に加え、ホモ・サピエンスの原初人間集団にあった**水平性**(隣り合い、協力、ぶつかり合い、集団間で配偶者交換、等)へと回帰を招き、アメリカ的自由は歴史上ずっと暴力的であった、とする。アメリカ経済の根本は自然資源への依存度が高く、大地、原油、水と森を浪費する傾向は、原初ホモ・サピエンスの自然採取・捕食生活に由来する、と。

移民連邦国家は寄せ集めの水平性(平等)が強く、歴史を積み重ねた伝統的な垂直原理が欠けているため、暴力的な自由へと収斂したという。父系性家族が多い西アフリカで買われた「**黒人たち**」は、ローマ帝国の奴隷のように、自らの家族を営む権利が奪われる暴力制度や慣習の不自由さの中で労働力とされてきた、という**アメリカ民主主義の矛盾**は、狩猟採集民だった原初のホモ・サピエンス集団生活に類似しているという。

ホモ・サピエンスが文字を発明し、最初に歴史を刻んだ**シュメール、メソポタミア文明**では、農・漁業定住生活の中で「**富**(余剰価値)」を蓄積し、「**住民集会**」によって「**町**」から「**都市国家**」へと発展していった。そこには**財**(土地、金品、労働力)を得た**権力**や、世俗の**権威**(地位)が生じ、「**地上の掟**」となって住民を統制していった。

他方で住民の間には「**神話**」も生まれた。シュメールの神々の伝承は今も各地の地名や逸話に残されているが、科学万能の世にあっては訝しがられている。(拙著:『**日本文明物語&哲学**』古代=天皇系図-1参照)

シュメールの神々は自由人の集合体として構成し、自由に、集い、討議し、統率する長を指名したり、その長に異議を唱えたりする、**原始民主制**を想い描いている。地上の住民からは「**神**」として崇められるように天上界から地上界を見守っている「**神々の掟**」のイメージが、「**山上の掟**」。

もっと手短かに言えば、**地上の掟**=**現実**、と、**山上の掟**=**宇宙則**(自然)。

登山の本質には、上記の両者が組み合わさった**複素世界**におけるホモ・サピエンスの**美意識**に支えられた**遊戯性活動**(ホモ・ルーデンス)と理解することができよう！！ **スポーツやレジャーに割り切ってしまうことは…あまりにも短絡的！！**



仏陀の目

ネパール:カトマンズ
ボダナート:Boudhanath

山上の掟 / 地上の掟

～登山インストラクター不起訴処分を問う～

＝ 非 売 品 ＝

2023年2月8日

著	者	田 中 文 夫
制	作	私 製 版
発	行 者	田 中 文 夫
行	所	山岳文化研究所
		横浜市旭区東希望ヶ丘 23-1

脱稿後記

2023年2月16日

本書を脱稿した直後の朝日新聞に、『現象が一変する量子力学的 パラレルワールドの法則』（村松大輔、サンマーク出版、6刷 2023.1）なる著書広告がありました。表題を見てピンとくるものがあり、さっそくアマゾン配達で取り寄せた。併せて『量子力学の多世界解釈』（和田純夫、講談社、3刷 2023.1）も購入。

本書 236 頁では「環境の複素的世界認識構造＝意識・文明・文化」を三次元ベクトル表示しました。この構造に前記 2 冊の量子力学解釈を応用していくと、目に見えない人の「意識」が、三次元空間の虚相（Z 軸）となる抽象世界の動きを、量子力学的理解から説明できるようになります。

そこには一人ひとりが生命体として、個人個人の帯びる波長（周波数）へ同期、同調、共振によって感動や共鳴・共感を呼び起こし、お互いに「意識」を伝え合うソフトパワーとなって様々な社会事象を引き起こし、その事象に対する量子力学的説明が可能となります。

「意識」は素粒子フォトン（光子）データとして粒子と波動の電磁波となり、その電磁波を受信できる同調周波数を帯びた人々の間へと伝搬する。フォトン（光子）が宇宙空間を伝搬する電磁波動は、シュレジンガーが提唱した「シュレジンガー方程式」で示され、量子力学や電気通信工学で活用されている。シュレジンガー方程式は三次元の複素数に分解でき（偏微分方程式）、実数平面は現実社会を反映し、虚層（相）においては「多世界解釈」をすることができる。しかし量子理論の理解は・・・難しい。

私は電気通信技術者であったことから、量子力学が特定した電磁方程式はもとより、電磁波が空間伝搬することによって特定対象者へパワー（力）と情報（データ）を伝搬させることを知っています。特定対象者はその電磁周波数を受信するために、その周波数へ同期、同調、共振させ、電磁力（パワー）と情報（データ）が受け取れる。光（フトン：光子）の伝搬は「粒子」の性質と「波動」の性質を併せ持つ量子力学の概念を理解し、複素世界認識の概念形成へと至る。

前記『現象が一変する量子力学的 パラレルワールドの法則』の書は、現実起こっている様々な現象を量子力学の原理から、一般に理解できるような易しい言葉へと変換して説明しています。

- ・素粒子は物質の最小単位。意識や感情も素粒子だった
- ・素粒子はどこから生まれるのか ゼロポイントフィールドと物象の関係
- ・私たちの体からはフォトン（光子）が放出されている
- ・フォトン（光子）には寿命がなく、私たちの意識は永遠に残る
- ・パラレルワールドは周波数帯である

- ・パラレルワールドは過去も未来も変えてしまう
- ・観測すると「確率は1に近づく」のは確かな物理現象
- ・幸運な人はなぜ見えないものを観測するのか
- ・愛はなぜ周波数が高いのか？ 波の性質で説明できる
- ・縁の不思議。なぜ“その人”に出会ったのか
- ・意識は私たちの外にある、という驚きの真実から見えてくるもの
- ・生命とは何か 生と死の境 死の真実

生命とは；フォトン（光子）がゼロポイントフィールドから抜け出して
肉体に宿り、アップデートを続けること。（進化と代謝）

死とは；肉体に宿っていたフォトンデータが抜け出し、ゼロポイントフ
ィールドに戻っていくこと。

魂（意識）とは；フォトンデータ；粒子と波動の電磁波情報

フォトン（光子）；光の素粒子；時間と場所が無く、電磁波となって伝搬
ゼロポイントフィールド；特定の場所は無く、宇宙の全てに拡がってい
るエネルギーの場（宇宙全エネルギーにおける原子「物質」の割合は≒
4.9%、その他は暗黒エネルギー68.3%と暗黒物質 26.8%）

「視座を深めて、現象の奥のエネルギーを観る」ことによって、その事象の
本質（本来の生命）を理解し、輝かせることができるようになる。「視座を深め
る」こととは、多層な視野から事象を観ることにほかなりません。

本著は登山インストラクターの刑事罰告発を目的とした書ではありません。
山岳登攀は、生の喜びと死の危険が共存する両刃の剣であるから、「失敗（過失）
をいかに防ぐか」を常に意識して登山に臨んでほしい啓発です。危険に対処す
る防御措置としての「ロープワーク」は欠かせない。ロープを持参しながら使
用せず、転落死亡となった女史の叫び（波動）が巡り巡って8ヶ月後、私の耳に
届きました。たぶん女史の**波動**（叫び）が私の**意識**に共振・同調させ、「縁（え
にし）」を結んだのでしょう。その波動周波数は「**生真面目 Hz**」であろう？

下の写真は 2020 年 12 月、現場検証に出向いた時、女史が転落した赤棚ノ沢
沢床に供えた供養のビスケットです。

私は無宗教、無神論者ですが、量子力学が示す
ゼロポイントフィールドを宇宙論の中核に据えた

<完全領域=ゼロポイント>
とすれば、宗教的表現では
<神の領域>になるのかもしれ
ませんか？私はここで見知
らぬ女史を想い、両手を合
わせました！ 合掌

